

官報

昭和五十一年五月十九日

第七十七回 参議院會議録第十二号

昭和五十一年五月十九日(水曜日)

午前十時十分開議

○議事日程 第十二号

昭和五十一年五月十九日

午前十時開議

第一 北太平洋のおととせいの保存に関する暫定条約を改正する千九百七十六年の議定書の締結について承認を求めるの件

第二 国立学校設置法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

第三 昭和四十四年度以後における私立学校教職員共済組合からの年金の額の改定に関する法律等の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

第四 農業者年金基金法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

第五 昭和四十四年度以後における農林漁業団体職員共済組合からの年金の額の改定に関する法律等の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

第六 農業災害補償法及び農業共済基金法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

第七 野菜生産出荷安定法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

第八 下水道整備緊急措置法及び下水道法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

第九 昭和四十二年以後における地方公務員等共済組合法の年金の額の改定等に関する法

律等の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

第一〇 地方公務員災害補償法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

第一一 海洋汚染防止法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

第一二 国家公務員災害補償法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

第一三 労働者災害補償保険法等の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

第一四 建設労働者の雇用の改善等に関する法律案(内閣提出、衆議院送付)

第一五 賃金の支払の確保等に関する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○本日の会議に付した案件

一、特別委員会設置の件

一、豪雪地帯対策審議会委員の選挙

一、国家公務員等の任命に関する件

以下 議事日程のとおり

○議長(河野謙三君) これより会議を開きます。この際、特別委員会の設置についてお諮りいたします。

ロッキード問題に関し徹底的に調査しその真相を解明するため、委員二十五名から成るロッキード問題に関する調査特別委員会を設置いたしたいと存じます。御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(河野謙三君) 御異議ないと認めます。よって、ロッキード問題に関する調査特別委員会を設置することに決しました。

本院規則第三十条により、議長は、議席に配付いたしました氏名表のとおり特別委員を指名いたします。

議席に配付した氏名表は左のとおり

○ロッキード問題に関する調査特別委員(二十五名)

- | | |
|--------|---------|
| 石破 二郎君 | 大島 友治君 |
| 岡田 広君 | 岡本 悟君 |
| 亀井 久興君 | 久次米健太郎君 |
| 劔木 亨弘君 | 玉置 和郎君 |
| 秦野 章君 | 林田悠紀夫君 |
| 町村 金五君 | 宮崎 正雄君 |
| 最上 進君 | 秋山 長造君 |
| 上田 哲君 | 小谷 守君 |
| 瀬谷 英行君 | 野々山二三君 |
| 矢田部 理君 | 黒柳 明君 |
| 峯山 昭範君 | 内藤 功君 |
| 橋本 敦君 | 木島 則夫君 |
| 市川 房枝君 | |

○議長(河野謙三君) この際、欠員中の豪雪地帯対策審議会委員一名の選挙を行います。

○斎藤十朗君 委員の選挙は、その手続を省略し、議長において指名することの動議を提出いたします。

○和田静夫君 私は、ただいまの斎藤君の動議に賛成いたします。

○議長(河野謙三君) 斎藤君の動議に御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(河野謙三君) 御異議ないと認めます。よって、議長は、豪雪地帯対策審議会委員に熊

谷太三郎君を指名いたします。(拍手)

○議長(河野謙三君) この際、国家公務員等の任命に関する件についてお諮りいたします。

内閣から、原子力委員会委員に向坊隆君を、宇宙開発委員会委員に吉識雅夫君を、土地鑑定委員会委員に師岡健四郎君を、旧軍港市国有財産処理審議会委員に齋藤逸朗君を、労働保険審査会委員に長谷川操君を任命することについて、本院の同意を求めてまいりました。

まず、宇宙開発委員会委員、旧軍港市国有財産処理審議会委員の任命について採決をいたします。

内閣申し出のとおり、いずれも同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(河野謙三君) 過半数と認めます。よって、いずれも同意することに決しました。

○議長(河野謙三君) 次に、労働保険審査会委員の任命について採決をいたします。

内閣申し出のとおり、これに同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(河野謙三君) 総員起立と認めます。よって、全会一致をもってこれに同意することに決しました。

○議長(河野謙三君) 次に、原子力委員会委員、土地鑑定委員会委員の任命について採決をいたします。

内閣申し出のとおり、いずれも同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

三三九

昭和五十一年五月十九日 参議院會議録第十二号

○議長(河野三喜) 総員起立と認めます。よつて、全会一致をもっていずれも同意することに決しました。

○議長(河野三喜) 日程第一 北太平洋のおつとせいの保存に関する暫定条約を改正する千九百七十六年の議定書の締結について承認を求めるの件を議題といたします。

まず、委員長の報告を求めます。外務委員長高橋雄之助君。

〔審査報告書は都合により追録に掲載〕

北太平洋のおつとせいの保存に関する暫定条約を改正する千九百七十六年の議定書の締結について承認を求めるの件

国会に提出する。

昭和五十一年五月十一日

内閣総理大臣 三木 武夫

北太平洋のおつとせいの保存に関する暫定条約を改正する千九百七十六年の議定書の締結について承認を求めるの件

北太平洋のおつとせいの保存に関する暫定条約を改正する千九百七十六年の議定書の締結について、日本国憲法第七十三条第三号ただし書の規定に基づき、国会の承認を求める。

北太平洋のおつとせいの保存に関する暫定条約を改正する千九百七十六年の議定書

千九百五十七年二月九日にワシントンで署名され、その後改正された北太平洋のおつとせいの保存に関する暫定条約(以下「条約」という。)の当事国であるアメリカ合衆国、カナダ、ソヴィエト社会主義共和国連邦及び日本国の政府は、

北太平洋のおつとせいの保存に関する暫定条約を改正する千九百七十六年の議定書の締結について承認を求めるの件

千九百七十四年三月二十八日に北太平洋おつとせいの委員会が採択した勧告並びに千九百七十五年三月及び同年十二月の北太平洋おつとせいの会議において表明された意見に妥協的な考慮を払い、条約を改正することを希望して、次のとおり協定した。

第一条

条約は、この議定書により、この議定書の効力発生の日に改正される。

第二条

条約第二条(イ)を次のように改める。

(イ) おつとせいと他の水産生物資源との間の関係(おつとせいが魚類の商業的漁獲に及ぼす影響の程度を含む。)、おつとせいが漁具に与える損害及び魚類の商業的漁獲がおつとせいに及ぼす影響

第三条

条約第二条2中(イ)を(ジ)に改める。

条約第二条2(ジ)の次に次のように加える。

(イ) 環境の人為的な変化がおつとせいの総頭数に及ぼす影響

第四条

条約第二条(イ)を次のように改める。

(b) 海上調査のために最近数年間行つた努力と可能な最大限度において同じ程度の努力を行うこと。ただし、第五条3の規定に従つて委員会が別段の決定を行う場合を除くほか、当事国全体として、各年について、東太平洋では二千五百頭を超える頭数、西太平洋では二千二百頭を超える頭数のおつとせいを捕獲しないことを条件とする。

第五条

条約第四条を次のように改める。

第六条

各当事国は、自国の調査の費用を負担する。調査中に捕獲するおつとせいの獣皮に対する権限は、その調査を行う当事国に帰属する。

第六條

条約第五條2(イ)を次のように改める。

(d) 前記の調整された調査計画の実施の結果得られた結論を基礎として、当事国に対して適当な措置(獣群についての頻期ごとの商業的漁獲の数に関する措置、その性別及び年齢別組成に関する措置並びにいずれかの島又は群島のおつとせいの総頭数が最大の持続的生産性の水準を下回る場合における当該島又は群島のおつとせいの漁獲数の削減又は漁獲の停止に関する措置を含む。)を勧告すること。ただし、おつとせいが繁殖する島で生活するインディアン、アイヌ、アリューート又はエキスモーに頻期ごとの商業的漁獲又は調査活動によりおつとせいの獣肉を十分に供給することができないこととなる場合には、これらの者の生計上の必要に妥協的な考慮を払うことを条件とする。

第七條

条約第五條2(イ)を次のように改める。

(e) 陸上捕獲との関連において海上捕獲を行うことが、一定の状況の下において、この条約の目標に到達することに悪影響を与えることなく許容されるかどうかを研究し、及びそれについてこの条約の効力発生後の第二十一年度の終期に当事国に勧告すること。

第八條

条約第五條3を次のように改める。

3 委員会は、2に定める任務に加えて、第二條3の規定に従い、第五條2(d)の規定に基づき勧告に考慮を払いつつ、繁殖島で標識を付すべきおつとせいの頭数並びに調査目的のために海上で捕獲すべきおつとせいの総頭数、これらのおつとせいを捕獲すべき時期及び場所並びに各当事国が捕獲すべき頭数を随時決定する。

第九條

条約第五條6を次のように改める。

6 委員会は、自ら決定する時及び場所において年次会合を行う。追加的の会合は、委員会の二以上の委員が要請したときに行う。

第十條

条約第九條3を次のように改める。

3 各当事国は、陸上及び海上でおつとせいを捕獲し若しくは漁獲し又はおつとせいに標識を付するに当たり、おつとせいに実行可能な最大限度において苦痛を与えない方法を使用することを確保するように努める。

第十一條

条約第十一條を次のように改める。

第十二條

当事国は、第五條2(イ)の規定に基づく勧告を審議し、及び北太平洋のおつとせいの獣群の最大の持続的生産性を達成するために望ましい協定について決定するため、この条約の効力発生後の第二十二年度に会合することに同意する。

第十三條

条約第十三條3を次のように改める。

第十四條

条約第十三條4を次のように改める。

4 この条約は、二十二年間有効とし、その後は、新たな又は改正されたおつとせいの条約が当事国間で効力を生ずる時又は前記の二十二年の期間後一年が経過する時のいずれか早い時まで引き続き効力を有するものとする。ただし、この条約は、いずれかの当事国が他の当事国に対しこの条約を終了させる意思を書面で通告した日から一年で終了するものとする。

第十五條

条約第十三條5を次のように改める。

第十六條

条約第十三條6を次のように改める。

第十七條

条約第十三條7を次のように改める。

第十八條

条約第十三條8を次のように改める。

第十九條

条約第十三條9を次のように改める。

第二十條

条約第十三條10を次のように改める。

第二十一條

条約第十三條11を次のように改める。

三四一

昭和五十一年五月十九日 参議院會議録第十二号 国立学校設置法の一部を改正する法律案外一件

高知大学	高知県	文理学部 教育学部 農学部	に
高知医科大学	高知県	医学部	に
佐賀大学	佐賀県	教育学部 経済学部 理工学部 農学部	を
佐賀医科大学	佐賀県	医学部	に
大分大学	大分県	教育学部 経済学部 工学部	を
大分医科大学	大分県	医学部	に改
豊橋技術科学大学	豊橋技術科学大学	教育学部 経済学部 工学部	に改
山形大学	山形大学	教育学部 経済学部 工学部	に改
名古屋工業大学	名古屋工業大学	教育学部 経済学部 工学部	に改
豊橋技術科学大学	豊橋技術科学大学	教育学部 経済学部 工学部	に改
熊本大学	熊本県	教育学部 経済学部 工学部	に改
宇治線観測所	長野県	宇治線研究所	に改

附則

(施行期日)

公布の日

1 この法律は、昭和五十一年四月一日から施行する。ただし、第三条第一項の表新潟大学の項、名古屋工業大学の項、徳島大学の項、高知大学の項、佐賀大学の項及び大分大学の項並びに第三条の三第二項の改正規定は、昭和五十一年四月一日から施行する。同項の改正規定のうち長岡技術科学大学及び豊橋技術科学大学に係る部分は昭和五十一年四月一日から施行する。

2 昭和五十一年度に関する経過措置

昭和五十一年度に関し、昭和五十一年四月一日から当該大学に在学していたものとみなす。

3 埼玉大学の理工学部の存続に関する経過措置

埼玉大学の理工学部の規定にかかわらず、昭和五十一年三月三十一日に当該学部在学する者が当該学部在学しなくなるまでの間、存続するものとする。

4 長岡技術科学大学の学生の入学

長岡技術科学大学、豊橋技術科学大学、高知医科大学、佐賀医科大学及び大分医科大学は、昭和五十三年度から学生を入学させるものとする。

〔審査報告書は都合により追録に掲載〕

昭和四十四年度以後における私立学校教職員共済組合からの年金の額の改定に関する法律等の一部を改正する法律案
右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。
よつて国会法第八十三条により送付する。
昭和五十一年五月十三日

参議院議長 河野 謙三殿
衆議院議長 前尾繁三郎

昭和四十四年度以後における私立学校教職員共済組合からの年金の額の改定に関する法律等の一部を改正する法律案

昭和四十四年度以後における私立学校教職員共済組合からの年金の額の改定に関する法律等の一部を改正する法律案

昭和四十四年度以後における私立学校教職員共済組合からの年金の額の改定に関する法律等の一部を改正する法律案

第一条 昭和四十四年度以後における私立学校教職員共済組合からの年金の額の改定に関する法律(昭和四十四年法律第九十四号)の一部を次のように改正する。

第一条の七の次に次の一条を加える。

(昭和五十一年度における旧法の規定による年金の額の改定)

第一条の八 前条の規定の適用を受ける年金については、昭和五十一年七月分以後、その額を、同条第二項の規定による年金の額の改定の基礎となつた平均標準給与の月額に十二を乗じて得た金額にその額が別表第六の上欄に掲げる金額の区分のいずれの区分に属するかに応じ同表の中欄に掲げる率を乗じて得た金額と同表の下欄に掲げる金額との合算額(同表の下欄に金額が掲げられていないときは、同表の中欄に掲げる率を乗じて得た金額)を十二で除して得た金額を平均標準給与の月額とみなし、旧法の規定を適用して算定した額に改定する。

2 前項の規定の適用を受ける年金を受ける者が七十歳以上の者又は遺族年金を受ける七十歳未満の妻、子若しくは孫である場合には、同項の規定にかかわらず、同項の規定に基づいて算定した額に、次に掲げる年金の区分に応じ、当該各号に掲げる額の十二倍に相当する額を加えた額に改定する。

一 退職年金又は障害年金 当該年金の額の計算の基礎となつた組合員であつた期間の

年数から二十年を控除した年数(以下この項において「控除後の年数」という。)一年につき前項の規定により平均標準給与の月額とみなされた額の三分の一(控除後の年数のうち五年に達するまでの年数については、三分の二)に相当する金額

二 遺族年金 控除後の年数一年につき前項の規定により平均標準給与の月額とみなされた額の六十分の一(控除後の年数のうち五年に達するまでの年数については、六十分の二)に相当する金額

3 第一項の規定の適用を受ける年金を受ける者が八十歳以上の者である場合におけるその者に対する前項の規定の適用については、同項中「五年」とあるのは、「十年」とする。

4 第一条の六第四項の規定は、第一項の規定の適用を受ける年金を受ける者について準用する。この場合において、同条第四項中「受ける者が七十歳」とあるのは「受ける者が七十歳又は八十歳」と、「前項」とあるのは「第一条の八第二項又は第三項」と読み替えるものとする。

5 第一条の六第五項の規定は、第二項及び第三項並びに前項において準用する同条第四項の規定の適用につき準用する。この場合において、同条第五項中「七十歳」とあるのは、「七十歳又は八十歳」と読み替えるものとする。

6 第一条第二項の規定は、前各項の規定による年金額の改定の場合について準用する。

第二条の七の次に次の一条を加える。
(昭和五十一年度における新法の規定による年金の額の改定)

第二条の八 前条の規定の適用を受ける年金については、昭和五十一年七月分以後、その額を、同条第一項(同条第二項の規定の適用を受ける年金については、同条第二項)又は第四項の規定による年金の額の改定の基礎となる

つた平均標準給与の年額又は法律第四百十号附則第八項第一号に定める旧法の平均標準給与の仮定年額にそれらの額が別表第六の上欄に掲げる金額の区分のいずれの区分に属するかに応じ同表の中欄に掲げる率を乗じて得た金額と同表の下欄に掲げる金額との合算額(同表の下欄に金額が掲げられていないときは、同表の中欄に掲げる率を乗じて得た金額)を平均標準給与の年額又は法律第四百十号附則第八項第一号に定める旧法の平均標準給与の仮定年額とみなし、法又は法律第四百十号の規定を適用して算定した額に改定する。

2 昭和四十九年四月一日から昭和五十一年三月三十一日までの間に新法の退職をした組合員に係る新法の規定による年金については、昭和五十一年七月分以後、その額を、その組合員に係る平均標準給与の年額又は法律第四百十号附則第八項第一号に定める旧法の平均標準給与の仮定年額にそれらの額が別表第六の上欄に掲げる金額の区分のいずれの区分に属するかに応じ同表の中欄に掲げる率を乗じて得た金額と同表の下欄に掲げる金額との合算額(同表の下欄に金額が掲げられていないときは、同表の中欄に掲げる率を乗じて得た金額)を平均標準給与の年額又は法律第四百十号附則第八項第一号に定める旧法の平均標準給与の仮定年額とみなし、法又は法律第四百十号附則第八項第一号に定める旧法の平均標準給与の仮定年額とみなし、法律第四百十号の規定を適用して算定した額に改定する。

3 第一条第二項の規定は、前二項の規定による年金額の改定の場合について準用する。

(昭和五十一年度における恩給財団の年金の額の改定)

第三条の八 前条の規定の適用を受ける年金については、昭和五十一年七月分以後、その額を、第三条の規定による改定前の年金額にそれぞれ対応する別表第二の十の下欄に掲げる額に改定する。

2 前項の規定の適用を受ける年金のうち、六十五歳以上の者に支給する年金でその改定額が五十五万円に満たないものについては、その改定額を五十五万円とする。

3 第一項の規定の適用を受ける年金でその改定額が五十五万円に満たないものを受ける者が六十五歳に達したときは、その日の属する月の翌月分以後、その年金額を五十五万円に改定する。

第四条の五の次に次の一条を加える。
(昭和五十一年六月以前に退職をした長期在職組合員等の退職年金等の最低保障に係る改定)

第四条の六 昭和五十一年六月三十日以前に退職をした組合員に係る次の各号に掲げる年金については、その額(第一条の八又は第二条の八の規定の適用を受ける年金にあつては、これらの規定による改定後の年金額とし、新法の規定による年金のうち遺族年金については、その額につき新法第二十五条において準用する国家公務員共済組合法(昭和三十三年法律第二百二十八号)第八十八条の五(法律第四百十号附則第十五項において準用する国家公務員共済組合法の長期給付に関する施行法(昭和三十三年法律第二百二十九号)第三十二条の四において準用する場合を含む。以下この項において同じ。)の規定の適用がある場合(これらの規定が昭和五十一年七月一日から適用されるとするならば新法第二十五条において準用する国家公務員共済組合法第八十八条の五の規定が適用されることとなる場合を

含む。)には、その額から新法第二十五条において準用する国家公務員共済組合法第八十八条の五の規定により加算されるべき額に相当する額を控除した額)が当該各号に掲げる額に満たないときは、同年七月分以後、その額を当該各号に掲げる額に改定する。

一 退職年金のうち次のイ又はロに掲げる年金 次のイ又はロに掲げる年金の区分に応じそれぞれイ又はロに掲げる額
イ 六十五歳以上の者で退職年金の額の計算の基礎となつた組合員であつた期間が退職年金の最短期間年限に達しているものに係る年金 五十五万円
ロ 六十五歳以上の者で退職年金の額の計算の基礎となつた組合員であつた期間が十年以上のものに係る年金(イに掲げる年金を除く。)及び六十五歳未満の者で退職年金の額の計算の基礎となつた組合員であつた期間が退職年金の最短期間年限に達しているものに係る年金 四十一万二千五百円

二 廃疾年金 次のイからハまでに掲げる年金の区分に応じそれぞれイからハまでに掲げる額
イ 六十五歳以上の者で廃疾年金の額の計算の基礎となつた組合員であつた期間が退職年金の最短期間年限に達しているものに係る年金 五十五万円
ロ 六十五歳以上の者で廃疾年金の額の計算の基礎となつた組合員であつた期間が九年以上のものに係る年金(イに掲げる年金を除く。)及び六十五歳未満の者で廃疾年金の額の計算の基礎となつた組合員であつた期間が退職年金の最短期間年限に達しているものに係る年金 四十一万二千五百円
ハ イ及びロに掲げる年金以外の年金 二十七万五千円

昭和五十一年五月十九日 参議院會議録第十二号 国立学校設置法の一部を改正する法律案外一件

三 遺族年金 次のイからハまでに掲げる年金の区分に依りそれぞれイからハまでに掲げる額

イ 六十五歳以上の者又は六十五歳未満の妻、子若しくは孫が受ける年金でその年金の額の計算の基礎となつた組合員であつた期間が退職年金の最短期間年限に達しているもの 二十万七千五百円

ロ 六十五歳以上の者又は六十五歳未満の妻、子若しくは孫が受ける年金でその年金の額の計算の基礎となつた組合員であつた期間が九年以上のもの（イに掲げる年金を除く。）及び六十五歳未満の者妻、子及び孫を除く。）が受ける年金でその年金の額の計算の基礎となつた組合員であつた期間が退職年金の最短期間年限に達しているもの 二十万六千三百円

ハ イ及びロに掲げる年金以外の年金 三万七千五百円

2 第四条の二第二項及び第三項の規定は、前項の規定の適用につき準用する。この場合において、同条第二項及び第三項中「七十歳」とあるのは、「六十五歳」と読み替へるものとす

第七条中「第三条の七」を「第三条の八」に改め、同条を第八条とし、第六條を第七條とし、第五條の三第六項中「第五條第三項」を「第六條第三項」に、「第五條の三第一項」を「第六條の三第一項」に改め、同条を第六條の三とし、同条の次に次の一条を加へる。

（昭和五十一年度における通算退職年金の額の改定）

第六條の四 前條の規定の適用を受ける年金については、昭和五十一年七月分以後、その額を、次の各号に掲げる金額の合算額を二百四十で除し、これに当該通算退職年金に係る組合員であつた期間の月数を乗じて得た金額に

改定する。

一 三十三万九千六百円

二 通算退職年金の仮定平均標準給与の月額（前条第一項第二号（同条第三項の規定の適用を受ける年金にあつては、同項の規定により読み替えられた同条第一項第二号）又は同条第四項第二号に規定する通算退職年金の仮定平均標準給与の月額に十二を乗じて得た金額にその額が別表第六の上欄に掲げる金額の区分のいずれの区分に属するかに応じて同表の中欄に掲げる率を乗じて得た金額と同表の下欄に掲げる金額との合算額（同表の下欄に金額が掲げられていないときは、同表の中欄に掲げる率を乗じて得た金額）を十二で除して得た金額をいう。）の千分の十に相当する金額に二百四十を乗じて得た金額

2 第六條の二第二項の規定は、前項の規定の適用を受ける年金の額を改定する場合について準用する。この場合において、同条第二項中「昭和四十九年九月分」とあるのは「昭和五十一年七月分」と、「前項第二号」とあるのは「第六條の四第一項第二号」と、「前項」とあるのは「第六條の四第一項」と読み替へるものとす。

3 昭和四十九年四月一日から昭和五十一年三月三十一日までの間に新法の退職をした組合員に係る新法の規定による通算退職年金については、昭和五十一年七月分以後、その額を、次の各号に掲げる金額の合算額を二百四十で除し、これに当該通算退職年金に係る組合員であつた期間の月数を乗じて得た金額に改定する。

一 三十三万九千六百円

二 通算退職年金の仮定平均標準給与の月額（当該通算退職年金の額の算定の基礎となつた平均標準給与の月額に十二を乗じて得た金額にその額が別表第六の上欄に掲げる

金額の区分のいずれの区分に属するかに応じて同表の中欄に掲げる率を乗じて得た金額と同表の下欄に掲げる金額との合算額（同表の下欄に金額が掲げられていないときは、同表の中欄に掲げる率を乗じて得た金額）を十二で除して得た金額をいう。）の千分の十に相当する金額に二百四十を乗じて得た金額

4 第二項の規定は、前項の規定の適用を受ける年金の額を改定する場合について準用する。この場合において、第二項中「第六條の四第一項第二号」とあるのは「第六條の四第三項第二号」と、「第六條の四第一項」とあるのは「第六條の四第三項」と読み替へるものとす。

5 前各項の規定の適用を受ける年金については、昭和五十一年八月分以後、その額を、これらの規定に準じて算定した額に改定する。この場合において、第一項第一号中「三十三万九千六百円」とあるのは「三十九万六千円」と、第二項中「昭和五十一年七月分」とあるのは「昭和五十一年八月分」と、「第六條の四第一項」とあるのは「第六條の四第五項」において読み替へられた同条第一項」と、第三項第一号中「三十三万九千六百円」とあるのは「三十九万六千円」と、第四項中「第六條の四第三項」とあるのは「第六條の四第五項」において読み替へられた同条第三項」と読み替へるものとす。

6 第六條第三項の規定は、前各項の規定による年金の額の改定の場合について準用する。この場合において、同条第三項中「前二項」とあるのは、「第六條の四第一項から第五項まで」と読み替へるものとす。

7 第一條第二項の規定は、前各項の規定による年金の額の改定の場合について準用する。第五條の二第五項中「第五條の二第一項」を「第六條の二第一項」に改め、同条を第六條の二とし、第五條第二項第一号中「（昭和三十三年法律第二十八号）」を削り、同条を第六條とし、同条の前に次の一条を加へる。

（旧法の規定による遺族年金等に係る加算）
第五條 第一條の八又は前条第一項第三号の規定の適用を受ける遺族年金を受ける者が妻であり、かつ、次の各号に該当する場合においては、これらの規定により算定した額に当該各号に掲げる額を加えた額をもつて遺族年金の額とする。ただし、その者が当該遺族年金に係る組合員又は組合員であつた者の死亡について、恩給法（大正十二年法律第四十八号）による扶助料、国家公務員共済組合法による改正前の国家公務員共済組合法（昭和二十三年法律第六十九号）による遺族年金その他の年金たる給付の支給を受ける場合であつて政令で定める場合に該当するときは、その該当する間は、この限りでない。

一 遺族である子が一人いる場合 三万六千円
二 遺族である子が二人以上いる場合 六万六千円
三 六十歳以上である場合（前二号に該当する場合を除く。） 二万四千円

2 第一條の八又は前条第一項第三号の規定の適用を受ける遺族年金を受ける者が六十歳未満の妻であり、かつ、遺族である子がいない場合において、その妻が六十歳に達したときは、その達した日の属する月の翌月分以後、前項の規定を適用してその額を改定する。別表第二の九の次に次の一表を加へる。
別表第二の十（第三條の八関係）

改 定 前 の 年 金 額	改 定 年 金 額
六〇、〇〇〇円から 八八、二〇〇円まで	四二、五〇〇円
一〇一、二〇〇円	四二、四〇〇円
一一五、〇〇〇円	四八、九〇〇円
一二九、六〇〇円	五四三、〇〇〇円
一五〇、〇〇〇円	六二八、五〇〇円

別表第四中「第五条の三」を「第六条の三」に改める。

別表第五中「第五条の三」を「第六条の三」に改め、同表の次に次の一表を加える。

別表第六(第一条の八、第二条の八、第六条の四関係)

金 額 の 区 分	率	金 額
六五二、〇〇〇円未満	一・一一五	
六五二、〇〇〇円以上八六一、五三八円未満	一・〇九〇	一六、三〇〇円
八六一、五三八円以上一、〇二一、四三九円未満	一・一〇三	五、一〇〇円
一、〇二一、四三九円以上三、〇四五、〇〇〇円未満	一・〇六二	九一、三〇〇円
三、〇四五、〇〇〇円以上三、三三八、五七一円未満	一・〇四二	一五二、二〇〇円
三、三三八、五七一円以上	一・〇〇〇	二九二、〇〇〇円

(私立学校教職員共済組合法の一部改正)

第二条 私立学校教職員共済組合法(昭和二十八年法律第二百四十五号)の一部を次のように改正する。

第二十二條第一項の表中

第一級五二、〇〇〇円五四、〇〇〇円未満
第二級五六、〇〇〇円五四、〇〇〇円以上 五八、〇〇〇円未満
第三級六〇、〇〇〇円五八、〇〇〇円以上 六二、〇〇〇円未満

第一級五八、〇〇〇円 五九、〇〇〇円未満
第二級六〇、〇〇〇円 五九、〇〇〇円以上六二、〇〇〇円未満

に、「第四級を第三級に、

「第五級」を「第四級」に、「第六級」を「第五級」に、「第七級」を「第六級」に、「第八級」を「第七級」に、「第九級」を「第八級」に、「第十級」を「第九級」に、「第十一級」を「第十級」に、「第十二級」を「第十一級」に、「第十三級」を「第十二級」に、「第十四級」を「第十三級」に、「第十五級」を「第十四級」に、「第十六級」を「第十五級」に、「第十七級」を「第十六級」に、「第十八級」を「第十七級」に、「第十九級」を「第十八級」に、

昭和五十一年五月十九日 参議院會議録第十二号 国立学校設置法の一部を改正する法律案外一件

「第十八級」に、「第二十級」を「第十九級」に、「第二十一級」を「第二十級」に、「第二十二級」を「第二十一級」に、「第二十三級」を「第二十二級」に、「第二十四級」を「第二十三級」に、「第二十五級」を「第二十四級」に、「第二十六級」を「第二十五級」に、「第二十七級」を「第二十六級」に、「第二十八級」を「第二十七級」に、「第二十九級」を「第二十八級」に、「第三十級」を「第二十九級」に、「第三十一級」を「第三十級」に、「第三十二級」を「第三十一級」に、「第三十三級」を「第三十二級」に、「第三十四級」を「第三十三級」に、
第三十三級に、
第三十五級 三三〇、〇〇〇円 三三〇、〇〇〇円以上 三三五、〇〇〇円未満
第三十四級 三二〇、〇〇〇円 三二〇、〇〇〇円以上 三二五、〇〇〇円未満
第三十五級 三三〇、〇〇〇円 三三〇、〇〇〇円以上 三三五、〇〇〇円未満
第三十六級 三三〇、〇〇〇円 三三〇、〇〇〇円以上 三三五、〇〇〇円未満
第三十七級 三三〇、〇〇〇円 三三〇、〇〇〇円以上 三三五、〇〇〇円以上

に改める。

第二十四條中「給付額の下に」(次項に規定するものを除く。)を加え、同条に次の一項を加える。

2 退職給付、障害給付又は遺族給付の給付額に五十円未満の端数があるときは又はその全額が五十円未満であるときはこれを切り捨て、五十円以上五十円未満の端数があるときは又はその全額が五十円以上五十円未満であるときはこれを五十円に切り上げるものとする。

第二十五條の表第四十一條第一項の項中「第八十一條第三項」の下に、「第九十二條の二第二項」を加え、同表第八十條第二項第一号の項の次に次のように加える。

第八十一條第一項第二号 第五号	第四号及び第六号
-----------------	----------

第二十五條の表第八十一條第二項の項中「三年」を「一年六月」に改め、同表第八十七條第一項の項の次に次のように加える。

第八十八條第三号 同条第四号及び第五号	同条第六号
---------------------	-------

(私立学校教職員共済組合法等の一部を改正する法律の一部改正)

第三条 私立学校教職員共済組合法等の一部を改正する法律の一部改正

正する法律(昭和三十六年法律第四百十号)の一部を次のように改正する。

附則第八項第一号中「三百七十二万円」を「四百八万円」に、「九十分の一に三十分の一」を「九十分の一に三十分の二」(その超える年数が五年を超える場合におけるその五年を超える部分の年数については、三十分の一)に改め、同項第二号中「三七八五」を「四・一九〇」に、「一万五千円」を「一万六千八百円」に改める。

附則第九項中「第七十六條の二」を「第七十六條の二第一項」に改める。
附則第十五項中「第三十三條」を「第三十二條の三」に改める。

附則第十七項中「新法」を「新法」に改め、「附則第八項の規定」の下に「及び前項各号に掲げる者に対する新法第二十五條において準用する国家公務員共済組合法第九十二條の二の規定」を加える。

第四条 私立学校教職員共済組合法等の一部を改正する法律(昭和三十六年法律第四百十号)の一部を次のように改正する。

附則第十五項中「第三十二條の三」を「第三十二條の四」に改める。

昭和五十一年五月十九日 参議院會議録第十二号

国立学校設置法の一部を改正する法律案外一件

三四六

(昭和四十四年度以後における私立学校教職員共済組合からの年金の額の改定に関する法律等の一部を改正する法律の一部改正)

第五条 昭和四十四年度以後における私立学校教職員共済組合からの年金の額の改定に関する法律等の一部を改正する法律(昭和四十八年法律第百四号)の一部を次のように改正する。

附則第十六項中、「法の」を「法の」に改め、「附則第八項の規定」の下に「及び前項に規定する者に対する法第二十五条において準用する国家公務員共済組合法第九十二条の規定」を加える。

第六条 昭和四十四年度以後における私立学校教職員共済組合からの年金の額の改定に関する法律等の一部を改正する法律(昭和四十九年法律第九十九号)の一部を次のように改正する。

附則第十一項を削り、第十二項を第十一項とし、第十三項から第十五項までを一項ずつ繰り上げる。

附則

(施行期日)

1 この法律は、昭和五十一年七月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に掲げる日から施行する。

一 第四条及び第六条の規定 昭和五十一年八月一日

二 第二条中私立学校教職員共済組合法第二十五条の表の改正規定、第三条中私立学校教職員共済組合法等の一部を改正する法律附則第十七項の改正規定及び第五条の規定 昭和四十二年以後における国家公務員共済組合等からの年金の額の改定に関する法律等の一部を改正する法律(昭和五十一年法律第 号)の公布の日から起算して一年六月を超えない範囲内において政令で定める日

(標準給与に関する経過措置)

2 この法律の施行の日(以下「施行日」という。)前に組合員の資格を取得して同日まで引き続き

組合員の資格を有する者(昭和五十一年七月から標準給与が改定されるべき者を除く。)のうち、同月の標準給与の月額が六万円以下である者(給与月額が五万九千円以上である者を除く。又は三十一万円である者(給与月額が三十一万五千円未満である者を除く。))の同月から同年九月までの標準給与は、当該標準給与の月額の基礎となつた給与月額をこの法律による改正後の私立学校教職員共済組合法(以下「改正後の法」という。)第二十一条の規定による標準給与の基礎となる給与月額とみなして、改定する。

3 施行日前にこの法律による改正前の私立学校教職員共済組合法第二十五条第五項の規定により標準給与が定められた組合員で昭和五十一年度以前に同条第二項の規定の適用を受けなかったものは、昭和五十一年十月一日に組合員の資格を取得したものとみなして、改正後の法第二十五条第五項の規定を適用する。

(端数処理に関する経過措置)

4 改正後の法第二十四条の規定は、施行日以後に生じた事由に基づいて行つた退職給付、廃疾給付又は遺族給付の額の決定又は改定について適用し、施行日前に生じた事由に基づいて行つたこれらの給付の額の決定又は改定については、なお従前の例による。

(退職年金等の額に関する経過措置)

5 第三条の規定による改正後の私立学校教職員共済組合法等の一部を改正する法律(昭和三十一年法律第百四十号。以下「法律第百四十号」という。)附則第八項の規定(昭和四十四年度以後における私立学校教職員共済組合からの年金の額の改定に関する法律等の一部を改正する法律(昭和四十八年法律第百四号)附則第十項において準用する場合を含む。は、昭和五十一年四月一日から施行日の前日までの間に給付事由が生じた長期給付についても、昭和五十一年七月分以後適用する。この場合において、第三条の規定

による改正後の法律第百四十号附則第八項第一号中「四百八万円」とあるのは、「三百七十二万円(昭和五十年七月三十一日以前に給付事由が生じた長期給付にあつては、二百九十四万円)」と読み替へるものとする。

(昭和五十一年七月以後に退職をした長期在職組合員等の退職年金等の最低保障)

6 当分の間、この法律による改正後の昭和四十四年度以後における私立学校教職員共済組合からの年金の額の改定に関する法律第四十六条及び第五十条の規定は、施行日以後に退職(死亡を含む。)をした組合員に係る年金について準用する。この場合において、同法第四十六条の六第一項第三号中「遺族年金」とあるのは、「遺族年金(新法第二十五条において準用する国家公務員共済組合法第九十二条の二の規定の適用を受けるものを除く。)」と、同法第五十条中「第一条の八又は前条第一項第三号」とあるのは、「昭和四十四年度以後における私立学校教職員共済組合からの年金の額の改定に関する法律等の一部を改正する法律(昭和五十一年法律第 号)附則第六項において準用する第四十六条の六第一項第三号」と読み替へるものとする。

7 前三項に定めるもののほか、この法律の施行に伴う長期給付に関する措置等に関して必要な事項は、政令で定める。

(政令への委任)

「山崎竜男君登壇、拍手」
○山崎竜男君 たいま議題となりました二法律案について、文教委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

まず、国立学校設置法の一部を改正する法律案は、長岡技術科学大学、豊橋技術科学大学、高知医科大学、佐賀医科大学及び大分医科大学を新設するとともに、埼玉大学外二大学に学部、福島大学外二大学に大学院を設置し、熊本大学に医療技術短期大学部を併設すること等を定めたもので

あります。

なお、施行期日等について衆議院修正が行われております。

委員会におきましては、医師及び歯科医師の計画的な養成、私大における医学部の寄付金の改善策、高等専門学校及び技術科学大学のあり方、行政官の国内研究員制度の今後の運用方針、筑波大学の整備充実策等の諸問題について熱心な質疑が行われましたが、その詳細は会議録によって御承知願いたいと存じます。

質疑を終わる、討論もなく、採決の結果、本案は全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、久保委員より、技術科学大学については、十分な財政措置を講ずるとともに、その管理運営は現行法令に基づいて行ふこと、また、高等専門学校についても、充実のため一層の研究、検討を加えることなどを旨とする五党共同の附帯決議案が提出され、これを委員会の決議とすることに決定いたしました。

次に、昭和四十四年度以後における私立学校教職員共済組合からの年金の額の改定に関する法律等の一部を改正する法律案は、国立学校教職員共済組合の年金の額の改定に準じて、私立学校教職員共済組合法の規定による既裁定年金の額の改定等を行おうとするものであります。

委員会におきましては、未加入校の加入しない理由と給付内容等の改善の必要性、都道府県補助金の確保策、私学教職員の退職手当制度及び災害補償制度の確立並びに給与の改善等の諸問題について熱心な質疑が行われましたが、その詳細は会議録によって御承知願いたいと存じます。

質疑を終わる、討論もなく、採決の結果、本案は全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、久保委員より、長期給付に対する国の補助率の引き上げ、短期給付に対する国庫補助制度

の確立及び給与スライド制導入の検討等を旨とする五党共同の附帯決議案が提出され、これを委員会の決議とすることに決定いたしました。

以上御報告申し上げます。(拍手)

○議長(河野謙三君) これより両案を一括して採決いたします。

両案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(河野謙三君) 総員起立と認めます。よって、両案は全会一致をもって可決されました。

○議長(河野謙三君) 日程第四 農業者年金基金法の一部を改正する法律案

日程第五 昭和四十四年度以後における農林漁業団体職員共済組合からの年金の額の改定に関する法律等の一部を改正する法律案

日程第六 農業災害補償法及び農業共済基金法の一部を改正する法律案

日程第七 野菜生産出荷安定法の一部を改正する法律案

(いずれも内閣提出、衆議院送付)

以上四案を一括して議題といたします。

まず、委員長の報告を求めます。農林水産委員長小林国司君。

〔審査報告書は都合により追録に掲載〕

農業者年金基金法の一部を改正する法律案
右の内閣提出案は本院においてこれを可決し
よつて国会法第八十三条により送付する。

昭和五十一年五月十三日

衆議院議長 前尾繁三郎

参議院議長 河野 謙三殿

農業者年金基金法の一部を改正する法律案

農業者年金基金法(昭和四十五年法律第七十八号)の一部を次のように改正する。

第二十五条第五号中「行なう」を「行う」に、「又は使用収益権を移転しない」を「若しくは使用収益権の移転又は使用収益権の設定をしない」に改める。

第三十五条中「裁定する」を「裁定し、又は年金給付の額を改定する」に、「一元未満」を「五十円未満」に、「これを一元」を「これを切り捨て、五十円以上百円未満の端数が生じたときはこれを百円」に改める。

第四十二条第一項第二号中「若しくは使用収益権に」を「又は使用収益権に」に、「若しくは養畜の事業に」を「又は養畜の事業に」に、「イに掲げる者」を「イ又はロに掲げる者のいずれか」に、「若しくは使用収益権を設定する」を「又は使用収益権を設定する」に、「若しくは養畜の事業を廃止したもの」を「又は経営移譲者が、処分対象農地等のすべてについて、次のロに掲げる者に対し、政令で定めるところにより、所有権若しくは使用収益権を移転することにより、当該耕作若しくは養畜の事業」を「又は養畜の事業」に改める。

第四十四条第一号中「千七百六十円」を「二千六百円」に改め、同条第二号中「百七十六円」を「二百六十円」に改める。

第四十六条第二項第一号中「行なう」を「行う」に、「又は使用収益権を移転した」を「若しくは使用収益権を移転し、又は使用収益権を設定した」に、「こゝる」を「超える」に改め、同項に次の一号を加える。

三 受給権者が、経営移譲年金の支給を受ける原因となつた第四十一条第一号又は第二号の経営移譲において、第四十二条第一項第二号ロに掲げる者に対して農地等の使用収益権を設定した者である場合には、当該使用収益権に基づき使用及び収益をさせている農地等の

一部の返還を受けた場合その他の農地保有の合理化の見地から見て不適当と認められるものとして政令で定める要件に該当する者となつたとき。

第四十八条中「四百四十円」を「六百五十円」に改める。

第五十二条第一項第一号中「千七百六十円」を「二千六百円」に改め、同項第二号中「百七十六円」を「二百六十円」に改め、同条第二項第一号イ中「千七百六十円」を「二千六百円」に改め、同項第二号イ中「百七十六円」を「二百六十円」に改める。

第五十四条中「達する日」を「達する日の属する月の末日以前」に改める。

第五十五条の次に次の一条を加える。

(失踪宣告の場合の取扱い)

第五十五条の二 失踪の宣告を受けたことにより死亡したとみなされた者に係る前二条の規定の適用については、第五十四条中「死亡」とあるのは「行方不明となつた」と、前条第一項中「死亡の当時」とあるのは「行方不明となつた当時」とする。ただし、受給権者の身分関係に係る前条の規定の適用については、この限りでない。

附則第十条の二第一項中「昭和四十九年度」を「昭和五十年」に改める。

附則第十条の三第一項を次のように改める。

国庫は、当分の間、毎年度、基金に対し、次に掲げる額を補助する。

一 当該年度において納付された保険料(当該年度において第七十三条の規定により徴収された保険料を含む。以下同じ。)のうち農業者年金基金法の一部を改正する法律(昭和五十一年法律第 号)附則第三条第二項の規定の適用を受ける保険料(以下「特定保険料」という。)以外の保険料の総額の七分の三に相当する額

二 当該年度において納付された保険料のうち特定保険料の総額に相当する額

附則第十一条第一項第一号中「又は使用収益権を移転する」を「若しくは使用収益権を移転し、又は使用収益権を設定する」に改める。

附則

(施行期日)
第一条 この法律は、昭和五十二年一月一日から施行する。

(経営移譲年金の額の特例)

第二条 昭和五十一年十二月以前の月分の経営移譲年金の額については、なお従前の例による。

(保険料の額の特例)

第三条 昭和五十二年一月以後の月分の保険料の額は、農業者年金基金法(以下「法」という。)第六十五条第五項の規定にかかわらず、次のとおりとする。

一 昭和五十二年一月から同年十二月までの月分の保険料の額にあつては、一月につき二千四百五十円

二 昭和五十三年一月から同年十二月までの月分の保険料の額にあつては、一月につき二千八百七十円

三 昭和五十四年一月以後の月分の保険料の額にあつては、一月につき三千二百九十円

2 法第二十三条第一項第三号に該当することに
より同項の規定による申出をして農業者年金の被保険者となつた者であつて三十五歳未満であることがその他の政令で定める要件に該当しているものが基金に申し出た場合におけるその申出をした日の属する月からその者が三十五歳に達する日の属する月の前月までの月分のその者に係る保険料(その者が、同号の規定によりその者をその事業の後継者として指定した者がする法第四十一条第一号又は第二号の経営移譲により農地等について所有権又は使用収益権に基づいて耕作又は養畜の事業を行う者となつたことその他の政令で定める事由に該当することとなつた日の属する月から当該事由に該当しなくなつた日の属する月までの月分の保険料を除く)

昭和五十一年五月十九日 参議院會議録第十二号

農業者年金基金法の一部を改正する法律案外三件

三四八

の額についての前項の規定の適用については、同項第一号中「二千四百五十円」とあるのは「千七百五十円」と、同項第二号中「二千八百七十円」とあるのは「二千五十円」と、同項第三号中「三千二百九十円」とあるのは「二千三百五十円」とする。

3 第一項第三号（前項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）に掲げる保険料の額は、法附則第十条の二の規定により、年金給付の額を改定する措置が講ぜられたときは、前二項の規定にかかわらず、昭和五十五年一月以後において所要の調整が加えられるものとする。

（経過措置）

第四条 改正後の農業者年金基金法（以下「新法」という。第五十五条の二の規定は、この法律の施行の日前に行方不明となり失踪の宣告を受けたことにより同日以後に死亡したとみなされた者に係る死亡一時金の支給についても、適用する。

第五條 昭和五十一年度における新法附則第十條の第三第一項の規定の適用については、同項中「当該年度」とあるのは、「昭和五十二年一月から同年三月までの間」とする。

〔審査報告書は都合により追録に掲載〕

昭和四十四年度以後における農林漁業団体職員共済組合からの年金の額の改定に関する法律等の一部を改正する法律案
右の内閣提出案は本院においてこれを修正議決した。

よつて国会法第八十三条により送付する。
昭和五十一年五月十三日

衆議院議長 前尾繁三郎
参議院議長 河野 謙三殿

昭和四十四年度以後における農林漁業団体職員共済組合からの年金の額の改定に関する法律等の一部を改正する法律案

昭和四十四年度以後における農林漁業団体職員共済組合からの年金の額の改定に関する法律等の一部を改正する法律

（昭和四十四年度以後における農林漁業団体職員共済組合からの年金の額の改定に関する法律の一部改正）

第一条 昭和四十四年度以後における農林漁業団体職員共済組合からの年金の額の改定に関する法律（昭和四十四年法律第九十七号）の一部を次のように改正する。

第一条の七の次に次の一条を加える。
(昭和五十一年度における旧法の規定による年金の額の改定)

第一條の八、前條第二項の規定の適用を受ける年金については、昭和五十一年七月分以後、その額を、同項の規定による年金額の改定の基礎となつた平均標準給与の月額額の十二倍に相当する額にその相当する額が別表第八の上欄に掲げる年額のいずれの区分に属するかに応じ同表の中欄に掲げる率を乗じて得た額（その相当する額が六十五万二千元以上であるときは、その属する同表の上欄に掲げる年額の区分に応じ同表の下欄に掲げる額をその乗じて得た額に加算して得た額）の十二分の一に相当する額を平均標準給与の月額とみなして、旧法（附則第五条を除く。）の規定を適用して算定した額に改定する。

2 前項の規定の適用を受ける年金(その年金の基礎となつた組合員又は任意継続組合員であつた期間が二十年を超えるものに限る。次項及び第四項において同じ。)を受ける権利を有する者が七十歳以上の者又は遺族年金を受ける権利を有する七十歳未満の妻、子若しくは孫である場合には、前項の規定にかかわらず

ず、その額を、同項の規定に準じて算定した額に、次の各号に掲げる年金の区分に依じ、当該各号に掲げる額の十二倍に相当する額を加算して得た額に改定する。この場合においては、第一条の六第二項後段の規定を準用する。

退職年金又は障害年金 その年金の基礎となつた組合員又は任意継続組合員であつた期間のうち二十年を超える年数（一年未満の端数があるときは、これを切り捨てた年数。以下この項において「二十年を超える年数」という。）一年につき前項の規定により平均標準給与の月額とみなされた額の三分の一（二十年を超える年数のうち五年に達するまでの年数については、三分分の二）に相当する額

二 遺族年金 二十年を超える年数一年につき前項の規定により平均標準給与の月額とみなされた額の六百分の一（二十年を超える年数のうち五年に達するまでの年数については、六百分の二）に相当する額

3 第一項の規定の適用を受ける年金を受ける権利を有する者が八十歳以上の者である場合における前項の規定の適用については、同項中「五年」とあるのは、「十年」とする。

4 第一項の規定の適用を受ける年金を受ける権利を有する者が七十歳に達したとき（遺族年金を受ける者が七十歳に達したとき）は、その達した月の翌月分以後、その額を第二項の規定に準じて算定した額に改定する。

5 第二項又は前項の規定の適用を受ける年金を受ける権利を有する者が八十歳に達したときは、その達した日の属する月の翌月分以後、その額を第三項の規定に準じて算定した額に改定する。

6 第一条第二項の規定は、前各項の規定による年金額の改定の場合について準用する。

第二条の十二の次に次の三条を加える。

(昭和五十一年度における新法の規定による年金の額の改定)

額の改定の基礎となつた平均標準給与の年

額、旧法の平均標準給与の年額又は新法の平均標準給与の年額にその年額が別表第八の卜欄に掲げる年額のいずれの区分に属するかに応じ同表の中欄に掲げる率を乗じて得た額（その年額が六十五万二千円以上であるときは、その属する同表の上欄に掲げる年額の区分に応じ同表の下欄に掲げる額をその乗じて得た額に加算して得た額）をそれぞれ平均標準給与の年額、旧法の平均標準給与の年額又は新法の平均標準給与の年額とみなして、四十九年改正法第一条の規定による改正前の三十九年改正法附則又は四十九年改正法第三条の規定による改正前の四十一年改正法附則第三条の規定を適用して算定した額に改定する。

2 第一条の八第二項から第五項までの規定は、前項の規定による年金額の改定の場合について準用する。この場合において、同条第二項中「組合員又は任意継続組合員であつた期間」とあるのは、「三十九年改正法附則第四条第一号の旧法組合員期間」と読み替へるものとする。

3 第一条第二項の規定は、前二項の規定による年金額の改定の場合について準用する。

第二条の十四 第二条の十二第一項又は第二項

の規定の適用を受ける年金については、昭和五十一年七月分以後、その額を、これらの規定による年金額の改定の基礎となつた平均標準給与の年額、旧法の平均標準給与の仮定年額又は新法の平均標準給与の年額にその年額が別表第八の上欄に掲げる年額のいずれの区

分に属するかに応じ同表の中欄に掲げる率を乗じて得た額(その年額が六十五万二千円以上であるときは、その属する同表の上欄に掲げる年額の区分に応じ同表の下欄に掲げる額をその乗じて得た額に加算して得た額)をそれぞれ平均標準給与の年額、旧法の平均標準給与の仮定年額又は新法の平均標準給与の年額とみなして、四十九年改正法第一条の規定による改正前の法、附則第三項の規定による改正後の三十九年改正法附則又は四十九年改正法第三条の規定による改正前の四十九年改正法附則第三条の規定を適用して算定した額に改定する。

2 第一条の八第二項から第五項までの規定は、前項の規定による年金額の改定の場合について準用する。この場合において、同条第二項中「組合員又は任意継続組合員であつた期間」とあるのは、「三十九年改正法附則第四条第一号の旧法組合員期間」と読み替へるものとする。

3 第一条第二項の規定は、前二項の規定による年金額の改定の場合について準用する。

第二条の十五 第二条の十二第三項の規定の適用を受ける年金については、昭和五十一年七月分以後、その額を、同項の規定による年金額の改定の基礎となつた平均標準給与の年額、旧法の平均標準給与の仮定年額又は新法の平均標準給与の年額にその年額が別表第八の上欄に掲げる年額のいずれの区分に属するかに応じ同表の中欄に掲げる率を乗じて得た額(その年額が六十五万二千円以上であるときは、その属する同表の上欄に掲げる年額の区分に応じ同表の下欄に掲げる額をその乗じて得た額に加算して得た額)をそれぞれ平均標準給与の年額、旧法の平均標準給与の仮定年額又は新法の平均標準給与の年額とみなして、四十九年改正法第一条の規定による改正後の法、附則第三項の規定による改正後の三十九年改正法附則又は四十九年改正法第三条の規定による改正後の四十九年改正法附則第三条の規定を適用して算定した額に改定する。

十九年改正法附則又は四十九年改正法第三条の規定による改正後の四十九年改正法附則第三条の規定を適用して算定した額に改定する。

2 昭和四十九年四月一日以後昭和五十年三月三十一日以前に第二条第一項の資格喪失事由に該当した組合員若しくは任意継続組合員又は昭和四十九年四月一日以後昭和五十年三月三十一日以前に新法第三十九条第一項第二号の障害給付の請求をした任意継続組合員についての当該資格喪失事由又は障害給付の請求に係る新法の規定による退職年金、減額退職年金、障害年金又は遺族年金については、昭和五十一年七月分以後、その額を、その給付事由が生じた日におけるその年金の額の算定の基礎となつた平均標準給与の年額、旧法の平均標準給与の仮定年額又は新法の平均標準給与の年額(その給付事由が昭和四十九年八月三十一日以前に生じた年金の額の算定の基礎となつた平均標準給与の年額又は新法の平均標準給与の年額にあつては、これらの年額が、それぞれ、四十九年改正法第一条の規定による改正後の法第二十一条第一項及び第三項又は四十九年改正法第二条の規定による改正後の三十九年改正法附則第四条第五号の規定がその給付事由が生じた日に施行されていたとしたならばその年金の額の算定の基礎となるべき平均標準給与の年額又は新法の平均標準給与の年額より少ないときは、当該算定の基礎となるべき平均標準給与の年額又は新法の平均標準給与の年額)にその年額が別表第八の上欄に掲げる年額のいずれの区分に属するかに応じ同表の中欄に掲げる率を乗じて得た額(その年額が六十五万二千円以上であるときは、その属する同表の上欄に掲げる年額の区分に応じ同表の下欄に掲げる額をその乗じて得た額に加算して得た額)をそれぞれ平均標準給与の年額、旧法の平均標準給与の仮

定年額又は新法の平均標準給与の年額とみなして、四十九年改正法第一条の規定による改正後の法、附則第三項の規定による改正後の三十九年改正法附則又は四十九年改正法第三条の規定による改正後の四十九年改正法附則第三条の規定を適用して算定した額に改定する。

3 第一条の八第二項から第五項までの規定は、前二項の規定による年金額の改定の場合について準用する。この場合において、同条第二項中「組合員又は任意継続組合員であつた期間」とあるのは、「三十九年改正法附則第四条第一号の旧法組合員期間」と読み替へるものとする。

4 第一条第二項の規定は、前三項の規定による年金額の改定の場合について準用する。この場合において、同条第二項中「組合員又は任意継続組合員であつた期間」とあるのは、「三十九年改正法附則第四条第一号の旧法組合員期間」と読み替へるものとする。

3 第一条の八第二項から第五項までの規定は、前二項の規定による年金額の改定の場合について準用する。この場合において、同条第二項中「組合員又は任意継続組合員であつた期間」とあるのは、「三十九年改正法附則第四条第一号の旧法組合員期間」と読み替へるものとする。

3 第一条の八第二項から第五項までの規定は、前二項の規定による年金額の改定の場合について準用する。この場合において、同条第二項中「組合員又は任意継続組合員であつた期間」とあるのは、「三十九年改正法附則第四条第一号の旧法組合員期間」と読み替へるものとする。

第三条の六 第三条の四第一項の規定は、昭和五十一年六月三十日以前に第一条第一項の資格の喪失をし、若しくは第二条第一項の資格喪失事由に該当した組合員若しくは任意継続組合員又は同日以前に旧法第三十九条第一項若しくは新法第三十九条第一項第二号の障害給付の請求をした任意継続組合員についての当該資格の喪失、資格喪失事由又は障害給付の請求に係る退職年金、障害年金及び遺族年金(以下「昭和五十一年六月以前の年金」と総称する。)の額の改定について準用する。この場合において、第三条の四第一項中「第一条の六、第二条の九又は第二条の十」とあるのは「第一条の八、第二条の十三、第二条の十四又は第二条の十五」と、「年金額」とあるのは「年金額(新法の規定による遺族年金については、その額につき昭和四十四年度以後における農林漁業団体職員共済組合からの年金の額

の改定に関する法律等の一部を改正する法律(昭和五十一年法律第 号。以下「五十一年改正法」という。))第二条の規定による改正後の法第四十六条の五の規定の適用がある場合(同条の規定が昭和五十一年七月一日から適用されるとするならば同条の規定が適用されることとなる場合を含む。))には、その額から同条の規定により加算されるべき額に相当する額を控除した額」と、「同年九月分以後」とあるのは「昭和五十一年七月分以後」と、「三十二万六千六百円」とあるのは「五十五万四千二百円」と、「二十四万二千二百円」とあるのは「四十一万二千五百円」と、「十六万八千八百円」とあるのは「二十七万五千円」と、「十二万六千六百円」とあるのは「二十万六千三百円」と、「八万四千四百円」とあるのは「十三万七千五百円」と読み替へるものとする。

2 昭和五十一年六月以前の年金を受ける権利を有する者が六十五歳に達したとき(遺族年金を受ける権利を有する妻、子又は孫が六十五歳に達したときを除く)は、その達した日の属する月の翌月分以後、その額を前項の規定に準じて算定した額に改定する。

3 第一条の八の規定又は第一項において準用する第三条の四第一項の規定の適用を受ける年金を受ける権利を有する者が遺族年金を受ける権利を有する妻であり、かつ、次の各号に該当する場合には、その額に当該各号に掲げる額を加算して得た額をもつて当該遺族年金の額とする。ただし、その者が当該遺族年金に係る組合員又は組合員であつた者の死亡について恩給法(大正十二年法律第四十八号)による扶助料その他遺族年金に相当する年金たる給付の支給を受ける場合であつて政令で定める場合に該当するときは、その該当する間は、この限りでない。

一 遺族である子が一人いる場合 三万六千円

昭和五十一年五月十九日 参議院會議録第十二号

農業者年金基金法の一部を改正する法律案外三件

三五〇

二 遺族である子が二人以上いる場合 六万円

三 六十歳以上である場合(前二号に該当する場合を除く。) 二万四千元

4 第一条の八の規定又は第一項において準用する第三条の四第一項の規定の適用を受ける年金を受ける権利を有する者が遺族年金を受ける権利を有する六十歳未満の妻であり、かつ、遺族である子がいない者である場合において、その者が六十歳に達したときは、その達した日の属する月の翌月分以後、その者を前項第三号の規定に該当する者とみなして、その額を改定する。

第四条の三の次に次の一条を加える。
(昭和五十一年度における通算退職年金の額の改定)

第四条の四 前条第二項の規定の適用を受ける通算退職年金については、昭和五十一年七月分以後、その額を、第四条第一項及び第二項の規定の例により算定した額に改定する。この場合において、同条第一項第二号中「みなして」とあるのは「みなして、四十九年改正法第一条の規定による改正後の法第二十一条第一項及び第三項の規定がそのみなされた退職年金に係る第一条第一項の資格の喪失の日施行されてきたとしたならば当該退職年金の額の算定の基礎となるべき平均標準給与の月額(その月額が、三十九年改正法附則第四条第六号の規定が当該資格の喪失の日施行されてきたとしたならば当該退職年金の額の算定の基礎となるべき平均標準給与の月額より少ないときは、当該算定の基礎となるべき平均標準給与の月額)を求め、その月額を基礎として」と、「第一条の五第一項」とあるのは「第一条の八第一項」と、同条第二項中「割合」とあるのは「割合(その割合が百分の八十より

少ないときは、百分の八十)」と読み替えるものとする。

2 前項の規定の適用を受ける通算退職年金については、昭和五十一年八月分以後、その額を、同項の規定に準じて算定した額に改定する。この場合において、同項中「同条第一項第二号中」とあるのは、「同条第一項第一号中」「二十四万円」とあるのは「三十九万六千元」と、同項第二号中「読み替えるものとする」。

3 前条第三項から第五項までの規定の適用を受ける通算退職年金については、昭和五十一年七月分以後、その額を、第四条第三項及び第四項の規定に準じて算定した額に改定する。この場合において、同条第三項第二号中「第二条の七第一項又は第二条の八第一項若しくは第二条」とあるのは「第二条の十三第一項、第二条の十四第一項又は第二条の十五第一項」と、同条第四項中「この場合において」とあるのは「この場合において、同項中「割合」とあるのは「割合(その割合が百分の八十より少ないときは、百分の八十)」と読み替えるものとする。

4 前項の規定の適用を受ける通算退職年金については、昭和五十一年八月分以後、その額を、同項の規定に準じて算定した額に改定する。この場合において、同項中「同条第三項第二号中」とあるのは、「同条第三項第一号中」「二十四万円」とあるのは「三十九万六千元」と、同項第二号中「読み替えるものとする」。

5 昭和四十九年四月一日以後昭和五十年三月三十一日以前に第二条第一項の資格喪失事由に該当した組合員又は任意継続組合員につい

ての当該資格喪失事由に係る新法の規定による通算退職年金については、昭和五十一年七月分以後、その額を、第四条第三項及び第四項の規定に準じて算定した額に改定する。この場合において、同条第三項第二号中「第二条の七第一項又は第二条の八第一項若しくは第二条」とあるのは「第二条の十五第二項」と、同条第四項中「この場合において」とあるのは「この場合において、同項中「割合」とあるのは「割合(その割合が百分の八十より少ないときは、百分の八十)」と読み替えるものとする。

6 前項の規定の適用を受ける通算退職年金については、昭和五十一年八月分以後、その額を、同項の規定に準じて算定した額に改定する。この場合において、同項中「同条第三項第二号中」とあるのは、「同条第三項第一号中」「二十四万円」とあるのは「三十九万六千元」と、同項第二号中「読み替えるものとする」。

7 旧法第三十七条の二第六項、四十九年改正法第一条の規定による改正前の法第三十七条の三第五項又は四十九年改正法第一条の規定による改正後の法第三十七条の三第六項の規定の適用を受けた通算退職年金については、これらの規定による合算額のうちの一の額に係る年金ごとに前各項の規定に準じて算定した額の合算額をもつて改定年金額とする。

8 第一条第二項の規定は、前各項の規定による年金額の改定の場合について準用する。

第五条中「第二条の十二」を「第二条の十五」に、「前三条」を「第四条から前条まで」に改める。

附則に次の四項を加える。

18 附則第十四項の規定は、昭和五十一年七月一日以後に第二条第一項の資格喪失事由に該当した組合員若しくは任意継続組合員又は同日以後に新法第三十九条第一項第二号の障害給付の請求をした任意継続組合員についての当該資格喪失事由又は障害給付の請求に係る退職年金、障害年金及び遺族年金(五十一年改正法第二条の規定による改正後の法第四十六条の六の規定の適用がある遺族年金を除く。次項において「昭和五十一年七月以後の年金」と総称する。)の額について準用する。この場合において、附則第十四項中「その額」とあるのは「その額(遺族年金については、その額につき五十一年改正法第二条の規定による改正後の法第四十六条の五の規定の適用がある場合には、その額から同条の規定により加算されるべき額に相当する額を控除した額)が」と、「三十二万六千六百円」とあるのは「五十五万円」と、「二十四万二千二百円」とあるのは「四十一万二千五百円」と、「十六万八千円」とあるのは「二十七万五千円」と、「十二万六千円」とあるのは「二十万六千三百円」と、「八万四千円」とあるのは「十三万七千五百円」と読み替えるものとする。

19 昭和五十一年七月以後の年金を受ける権利を有する者が六十五歳に達したとき(遺族年金を受ける権利を有する妻、子又は孫が六十五歳に達したときを除く)は、その達した日

の属する月の翌月分以後、その額を前項の規定に準じて算定した額に改定する。

20 附則第十八項において準用する附則第十四項の規定の適用を受ける遺族年金を受ける権利を有する者が妻であり、かつ、次の各号に掲げる額を加算して得た額をもつて当該遺族年金の額とする。ただし、その者が当該遺族年金に係る組合員又は組合員であつた者の死亡について恩給法による扶助料その他遺族年金に相当する年金たる給付の支給を受ける場合であつて政令で定める場合に該当するときは、その該当する額は、この限りでない。

一 遺族である子が一人いる場合 三万六千

別表第八(第一条の八、第二条の十三―第二条の十五関係)

年 額 の 区 分	率	額
六五二、〇〇〇円未満	一・一一五	一六、三〇〇円
六五二、〇〇〇円以上八六一、五三八円未満	一・〇九〇	一六、三〇〇円
八六一、五三八円以上一、〇二二、四三九円未満	一・一一〇三	五、一〇〇円
一、〇二二、四三九円以上三、〇四五、〇〇〇円未満	一・〇六二	九一、三〇〇円
三、〇四五、〇〇〇円以上三、三三八、五七一円未満	一・〇四二	一五二、二〇〇円
三、三三八、五七一円以上	一・〇〇〇	二九二、〇〇〇円

(農林漁業団体職員共済組合法の一部改正)

第二条 農林漁業団体職員共済組合法(昭和三十三年法律第九十九号)の一部を次のように改正する。

目次中「第四十五条」を「第四十五条の二」に改める。
第一条第二項中「及び昭和三十七年八月二十八日に設立を許可された社団法人中央酪農会議を、昭和三十七年八月二十八日に設立を許可された社団法人中央酪農会議及び同年十月八日に設立を許可された社団法人農林年金福祉団」に改める。
第二十条第一項の表を次のように改める。

標準給与の等級	標準給与の月額	給 与 月 額
第一級	五八、〇〇〇円	五九、〇〇〇円未満
第二級	六〇、〇〇〇円	五九、〇〇〇円以上 六二、〇〇〇円未満
第三級	六四、〇〇〇円	六二、〇〇〇円以上 六六、〇〇〇円未満
第四級	六八、〇〇〇円	六六、〇〇〇円以上 七〇、〇〇〇円未満

円
二 遺族である子が二人以上いる場合 六万円
三 六十歳以上である場合(前二号に該当する場合を除く) 二万四千元
21 附則第十八項において準用する附則第十四項の規定の適用を受ける遺族年金を受ける権利を有する者が六十歳未満の妻であり、かつ、遺族である子がいない者である場合において、その者が六十歳に達したときは、その達した日の属する月の翌月分以後、その者を前項第三号の規定に該当する者とみなして、その額を改定する。

別表第七の次に次の一表を加える。

第五級	第六級	第七級	第八級	第九級	第十級	第十一級	第十二級	第十三級	第十四級	第十五級	第十六級	第十七級	第十八級	第十九級	第二十級	第二十一級	第二十二級	第二十三級	第二十四級	第二十五級	第二十六級	第二十七級	第二十八級	第二十九級	第三十級	第三十一級	第三十二級	第三十三級	第三十四級	第三十五級	第三十六級		
七二、〇〇〇円	七六、〇〇〇円	八〇、〇〇〇円	八五、〇〇〇円	九〇、〇〇〇円	九五、〇〇〇円	一〇〇、〇〇〇円	一〇五、〇〇〇円	一一〇、〇〇〇円	一一五、〇〇〇円	一二〇、〇〇〇円	一二五、〇〇〇円	一三〇、〇〇〇円	一四〇、〇〇〇円	一五〇、〇〇〇円	一六〇、〇〇〇円	一七〇、〇〇〇円	一八〇、〇〇〇円	一九〇、〇〇〇円	二〇〇、〇〇〇円	二一〇、〇〇〇円	二二〇、〇〇〇円	二三〇、〇〇〇円	二四〇、〇〇〇円	二五〇、〇〇〇円	二六〇、〇〇〇円	二七〇、〇〇〇円	二八〇、〇〇〇円	二九〇、〇〇〇円	三〇〇、〇〇〇円	三一〇、〇〇〇円	三二〇、〇〇〇円	三三〇、〇〇〇円	三四〇、〇〇〇円
七〇、〇〇〇円以上	七四、〇〇〇円以上	七八、〇〇〇円以上	八二、五〇〇円以上	八七、五〇〇円以上	九二、五〇〇円以上	九七、五〇〇円以上	一〇二、五〇〇円以上	一〇七、五〇〇円以上	一一二、五〇〇円以上	一二五、〇〇〇円以上	一二五、〇〇〇円以上	一二五、〇〇〇円以上	一三五、〇〇〇円以上	一四五、〇〇〇円以上	一五五、〇〇〇円以上	一六五、〇〇〇円以上	一七五、〇〇〇円以上	一八五、〇〇〇円以上	一九五、〇〇〇円以上	二〇五、〇〇〇円以上	二一五、〇〇〇円以上	二二五、〇〇〇円以上	二三五、〇〇〇円以上	二四五、〇〇〇円以上	二五五、〇〇〇円以上	二六五、〇〇〇円以上	二七五、〇〇〇円以上	二八五、〇〇〇円以上	二九五、〇〇〇円以上	三〇五、〇〇〇円以上	三一五、〇〇〇円以上	三二五、〇〇〇円以上	三三五、〇〇〇円以上
七四、〇〇〇円未満	七八、〇〇〇円未満	八二、五〇〇円未満	八七、五〇〇円未満	九二、五〇〇円未満	九七、五〇〇円未満	一〇二、五〇〇円未満	一〇七、五〇〇円未満	一一二、五〇〇円未満	一二五、〇〇〇円未満	一二五、〇〇〇円未満	一二五、〇〇〇円未満	一三五、〇〇〇円未満	一四五、〇〇〇円未満	一五五、〇〇〇円未満	一六五、〇〇〇円未満	一七五、〇〇〇円未満	一八五、〇〇〇円未満	一九五、〇〇〇円未満	二〇五、〇〇〇円未満	二一五、〇〇〇円未満	二二五、〇〇〇円未満	二三五、〇〇〇円未満	二四五、〇〇〇円未満	二五五、〇〇〇円未満	二六五、〇〇〇円未満	二七五、〇〇〇円未満	二八五、〇〇〇円未満	二九五、〇〇〇円未満	三〇五、〇〇〇円未満	三一五、〇〇〇円未満	三二五、〇〇〇円未満	三三五、〇〇〇円未満	

第二十二条中「若しくは日額又は給付の額を」
「又は日額」に改め、同条を同条第二項とし、同条に第一項として次の一項を加える。
給付を受ける権利を決定し、又は給付の額を改定する場合において、その決定に係る給付の額又は改定後の給付の額に五十円に満たない端数を生じたとき又はその全額が五十円に満たないときはこれを切り捨て、五十円以上百円に満たない端数を生じたとき又はその全額が五十円以上百円に満たないときはこれを

昭和五十一年五月十九日 参議院會議録第十二号

を百円に切り上げる。

第二十三条の二の見出し中「調整」を「調整等」に改め、同条に次の一項を加える。

4 遺族年金を受ける権利を有する者には、通算遺族年金は、支給しない。

第二十四条第一項中「遺族給付」の下に「(通算遺族年金を除く。第二十六条において同じ。)」を加え、同条に次の一項を加える。

3 通算遺族年金を受けるべき遺族の範囲は、組合員又は組合員であつた者の親族で厚生年金保険法(昭和二十九年法律第百十五号)第五十九条の規定により同法の遺族年金を受けることができる者に相当するものとする。

第二十八条中「第二十四条、第二十六条及び」を「第二十四条第二項及び第二項、第二十六条並びに」に改める。

第二十九条中「昭和二十九年法律第百十五号」を削り、「基く」を「基づく」に、「基き」を「基づき」に、「基いて」を「基づいて」に改める。

第三十六条第二項中「こえる」を「超える」に、「三十二万千六百円」を「五十五万二千円」に改める。

第三十六条の二第一号中「二十四万円」を「三十九万六千円」に、「十年」を「十五年」に、「一万二千円」を「一万九千八百円」に改める。

第三十六条の三中「及び第四十六条の四」を「第四十六条の四及び第四十六条の六第四項」に改める。

第三十七条第四項第一号及び第三十七条の二第五項第一号中「三十年」を「三十五年」に、「一万二千円」を「一万九千八百円」に改める。

第三十七条の三第三項第一号中「二十四万円」を「三十九万六千円」に改める。

第三十九條第一項第二号中「組合員又は任意継続組合員として引き続き一年以上経過した後」を「組合員期間(通算年金通則法第四条第一項各号(第八号を除く。)に掲げる期間(政令で定める期間に限る。以下「公的年金期間」という。)

農業者年金基金法の一部を改正する法律案外三件

を有する組合員で組合員期間が一年未満であるものにあつては、公的年金期間と組合員期間とを合算した期間（以下「公的年金合算期間」という。）。第四十五条第一項及び第三項において同じ。）が一年以上となつた日後組合員又は任意継続組合員である間に」に改め、同条第二項中「なおつた」を「治つた」に、「三年」を「一年六月」に、「なおらない」を「治らない」に改める。

第三十九条の第三項第一号中「二十四万円」を「三十九万六千円」に、「十年」を「十五年」に、「一万二千元」を「一万九千八百円」に改め、同条第二項第一号中「十年に達しない」を「一年以上十年未満である場合及び組合員期間が一年未満

であり、かつ、公的年金合算期間が一年以上であるに、「二十四万円」を「三十九万六千円」に改め、同項第三号中「三十年」を「三十五年」に改め、同項第四号中「三十年」を「三十五年」に、「十年」を「五年」に改める。

第四十二条第五項第一号中、「三十年」を「三十五年」に、「一万二千円」を「一万九千八百円」に改め、同条第六項第一号中「に達しない」を「未満である」に改める。

第四十四条第三項中「第三十八条の三」の下に

第四十五條第一項中「引き続き一年以上組合員又は任意継続組合員」を「組合員期間が一年以上」に改め、同条第二項中「同項中を」同条第二項中「一年六月」とあるのは「三年」と、に、「な

おつたを治つた」に、「なおらない」を治らない」に、「とあるのは、」を「とあるのは」に改め、同条第三項中「引き続き一年以上組合員又は任意継続組合員」を「組合員期間が一年以上」に、「その一年を経過する」を「組合員期間が一年と

なる」に、「なおらない」を「治らない」に改める。
第三章第三節中第四十五条の次に次の一条を加える。
(公的年金合算期間保有組合員に係る障害給付)

第四十五条の二 組合員期間が一年未満であ

り、かつ、公的年金合算期間を一年以上有する組合員（以下「公的年金合算期間保有組合員」という。）であつた者に係る障害給付については、この節に定めるもののほか、政令で定めるところによる。

第四十六條第一項第三号中「又は組合員期間を、組合員期間」に改め、「よらないで死亡した場合」の下に、「公的年金合算期間保有組合員が職務上傷病によらないで組合員である間に死亡した場合（その死亡した者の遺族が同一の事由に

により他の公的年金制度からこの法律の規定による遺族年金に相当するものとして政令で定める年金を受ける権利を有する場合を除く。又は公的年金計算期間保有組合員で障害年金を受け権利を有するものが職務上傷病によらないで

死亡した場合（その死亡した者の遺族が同一の事由により他の公的年金制度からこの法律の規定による遺族年金に相当するものとして政令で定める年金を受ける権利を有する場合を除く。）を加え、「（「こゝ」を「こゝ」に改め、同

条第二項中「二十五万四千四百円」を「四十三万二千元」に、「こえる」を「超える」に改める。

第四十六條の二第一号中「二十四万円」を「三十九万六千元」に、「この号、第三号及び第四号」を「この条及び第四十六條の六第三項」に、

「三十年」を「三十五年」に、「十年」を「五年」に改める。

第四十六條の三第一項中「九千六百円」を「二万四千円」に改める。

第四十六條の四中「除く。」の下に「第四十六條

の第六項において同じ。」を加え、同条第二号中「二十五万四千四百円」を「四十三万二千円」に改め、同条の次に次の二条を加える。

第四十六条の五 第四十六条から前条までの場合において、遺族年金を受ける権利を有する

妻である配偶者が次の各号に該当する場合に
は、これらの規定により算定した額に当該各

号に掲げる額を加算して得た額を当該遺族年

金の額とする。ただし、その者が当該遺族年金に係る組合員又は組合員であつた者の死亡について恩給法(大正十二年法律第四十八号)による扶助料その他遺族年金に相当する年金である給付の支給を受ける場合であつて政令

で定める場合に該当するときは、その該当する間は、この限りでない。

一 遺族である子が一人いる場合 三万六千円

二 遺族である子が二人以上いる場合 六万円

三 六十歳以上である場合（前二号に該当する場合を除く。）二万四千円

遺族年金を受ける権利を有する者が六十歳未満の妻である配偶者であり、かつ、遺族で

ある子がいな
者である場合
者が六十歳に
三号の規定に
規定を適用す

満である者が職務上傷病によらないで組合員である間に死亡した場合その死亡した者が障害年金を受ける権利を有していた者であつた場合を除く。）において、その死亡した者の遺族が同一の事由により他の公的年金制度から

第四十六條第一項第二号の規定による遺族年金に相当する年金として政令で定める年金の支給を受けるときは、同項第三号の規定による遺族年金の額は、同号及び同条第二項並びに第四十六條の二から前条までの規定にかか

わらず、当該支給を受けることができる間、その死亡した者の組合員期間の年数一年につき平均標準給与の年額の百分の一に相当する額とする。

職務上傷病によらないで組合員である間に死亡した場合又は組合員期間が一年以上十年未満

満である者で職務によらない障害年金を受け
る権利を有するものが職務上傷病によらない
で死亡した場合において、その死亡した者の
遺族で同一の事由により他の公的年金制度か
ら通算遺族年金に相当する年金の支給を受け
る権利を有するものが第四十六條第一項第三
号の規定による遺族年金と併せて当該通算遺
族年金に相当する年金の支給を受けることを
希望する旨を政令で定めるところにより組合
に申し出たときは、同号の規定による遺族年
金の額は、同号及び同條第二項並びに第四十
六條の二から前条までの規定にかかわらず、
当該通算遺族年金に相当する年金の支給を受
けることができる間、その死亡した者の組合
員期間の年数一年につき平均標準給与の年額
の百分の一に相当する額とする。

3 第一項又は前項の規定により算定した遺族
年金の額が、当該年金を受ける権利を有する
者に係る組合員期間の年数一年につき遺族年
金基礎額の百分の二・五に相当する額より少
ないときは、その額をもつて当該遺族年金の
額とする。

4 前三項の場合において、第一項又は第二項
に規定する死亡した者が退職一時金又は障害
一時金の支給を受けた者である場合には、そ
の者の遺族に支給する遺族年金の額は、前三
項の規定にかかわらず、これらの規定により
算定した遺族年金の額からその者に係る第三
十六條の三本文の政令で定めるところにより
算定した額の百分の五十に相当する額を控除
した額とする。

第四十九條の二の次に次の一条を加える。

(通算遺族年金)

第四十九條の三 第三十七條の三第二項の規定
により通算退職年金を受ける権利を有する者
が死亡したときは、政令で定めるところによ
り、その者の遺族に通算遺族年金を支給す
る。ただし、その者の遺族が、同一の事由に

より他の公的年金制度から第四十六條第一項
第三号の規定による遺族年金に相当する年金
として政令で定める年金を受ける権利を有す
る者(厚生年金保険法第三十八條第一項その
他政令で定める規定により当該年金の全部の
支給が停止されている場合における当該年金
を受ける権利を有する者を除く。)であるとき
は、この限りでない。

2 通算遺族年金の年額は、その死亡した者に
係る第三十七條の三第三項から第六項までの
規定による通算退職年金の額の百分の五十に
相当する額とする。

3 厚生年金保険法第五十九條、第五十九條の
二、第六十條第三項、第六十一條、第六十三
條、第六十四條及び第六十六條から第六十八
條までの並びに通算年金通則法第四條から第十
條までの規定は、通算遺族年金について準用
する。

第五十條第一項に次のただし書を加える。

ただし、その者の死亡に係る通算遺族年金
を受ける権利を有する者があるときは、この
限りでない。

第五十一條を次のように改める。

第五十一條 公的年金期間を有していた組合員
(公的年金期間を有していた組合員等に係る
遺族給付)

第五十一條 公的年金期間を有していた組合員
又は組合員であつた者に係る遺族給付につ
いては、この節に定めるもののほか、政令で定
めるところによる。

附則第六條の二の前の見出し中「第一條第二項の法人を「社
団法人全国農業共済協会等」に改める。

附則第六條の五の次に次の二條を加える。

(財団法人農林年金福祉団の職員に対する特例)

第六條の六 財団法人農林年金福祉団(以下「福祉団」という。
の職員のうち、昭和五十一年六月三十日以前に厚生年金保
険の被保険者であつた者で同年七月一日に組合員となつたも
のの同年六月三十日以前における厚生年金保険の被保険者であ
つた期間(福祉団の職員であつた期間(任意職組合員であ
つた期間を除く。))に限る。は、この法律(第二十一條を除く。
の適用については、組合員であつた期間とみなし、これとそ

の者が組合員となつた後の組合員である期間とを合算する。
この場合において、当該組合員であつた期間とみなされた期
間は、同年七月一日以後は、厚生年金保険の被保険者でなかつ
たものとみなす。

2 前項の規定は、福祉団が、その職員で同項の規定に該当す
るものの二分の一以上の同意を得て、昭和五十一年七月三十
一日までに組合員に申し出をした場合に限り、適用する。

3 福祉団は、前項の申出をした場合には、同項に規定する職
員のそれぞれについて、前二項の規定により組合員であつた
期間とみなされた期間に係る各月につき、政令で定めるところ
により、その者が組合員であつたものとみなした場合にお
いて福祉団が納付すべきであつた年金の額からその者につ
いて厚生年金保険法の規定による保険料の額を控除した額に
これに対する利子に相当する額を加算して得た額の合計額に
相当する金額を、納付金として、昭和五十一年十二月三十一
日までに組合員に納付しなければならぬ。

4 前項に規定する納付金は、当該組合員及び福祉団が折半し
て負担する。

別表第一の二(第三十八條関係)

退職一時金の支給に係る資格の喪失の日における年齢	率
一八歳未満	一・〇九
一八歳以上二三歳未満	一・三五
二三歳以上二八歳未満	一・七七
二八歳以上三三歳未満	二・三一
三三歳以上三八歳未満	三・〇二
三八歳以上四三歳未満	三・九四
四三歳以上四八歳未満	五・一二
四八歳以上五三歳未満	六・六七
五三歳以上五八歳未満	八・八一
五八歳以上六三歳未満	一〇・九六
六三歳以上六八歳未満	九・九〇
六八歳以上七三歳未満	八・三三
七三歳以上	六・二四

5 第三項に規定する納付金は、第五十四條第一項の年金とみ
なして、第五十七條から第六十一條まで及び第六條の規定を
適用する。

第六條の七 前条第一項及び第二項の規定により組合員であつ
た期間とみなされた期間で昭和三十一年九月三十日以前の期
間を含むものを有する組合員に係る給付の額の算定について
は、その者を農林漁業団体職員共済組合法の一部を改正する
法律(昭和三十一年法律第百十二号)附則第四條第三号に規定
する更新組合員とみなして、同法附則第四條、第六條、第十
一條、第十三條、第十六條、第二十條及び第二十一條並びに
農林漁業団体職員共済組合法等の一部を改正する法律(昭和
四十一年法律第八十二号)附則第三條の規定を適用する。こ
の場合において、これらの規定の適用について必要な技術的
調整等は、政令で定める。

別表第一「中」別表第一「を」別表第一(第三十八
條関係)に改める。

別表第一の二を次のように改める。

昭和五十一年五月十九日 参議院會議録第十二号

農業者年金基金法の一部を改正する法律案外三件

三五四

別表第二中「別表第二」を「別表第二(第二十四
条、第三十六條、第三十九條、第三十九條の
三、第四十條、第四十五條、第四十七條、第四
十八條関係)に、「なおらない」を「治らない」
に、「あわせ」を「併せ」に、「三九三、六〇〇円」
を「六六九、〇〇〇円」に、「三二一、六〇〇円」
を「五五二、〇〇〇円」に、「二四〇、〇〇〇円」
を「三九六、〇〇〇円」に改める。

別表第三中「別表第三」を「別表第三(第四十五
条関係)に、「あわせ」を「併せ」に改める。

(農林漁業団体職員共済組合法の一部を改正す
る法律の一部改正)

第三条 農林漁業団体職員共済組合法の一部を改
正する法律(昭和三十一年法律第百十二号)の一
部を次のように改正する。

附則第四十号中「三百七十二万円」を「四
百八万円」に改める。

附則第六十号第一項ただし書中「三十二万六
百円」を「五十五万二千円」に改め、同条第三項
中「三分の一」を「三分の二」(その超える期間
の年数が五年を超える場合におけるその超える
部分の年数については、三分の一)に改め、
同条第四項を次のように改める。

4 第一項の規定の適用を受ける退職年金を受
ける権利を有する者が八十歳以上の者である
場合における前項の規定の適用については、
同項中「五年」とあるのは、「十年」とする。

附則第七十号第六項中「第一条の七」を「第一
条の八」に改める。

附則第十二条第三項第一号中「四十二万円」を
「五十五万円」に改め、同項第二号中「三十一万
五千元」を「四十一万二千五百円」に改め、同項
第三号中「二十一万円」を「二十七万五千元」に改
める。

附則第十三条第三項及び附則第十五条第四項
中「三分の一」を「三分の二」(その超える期間
の年数が五年を超える場合におけるその超える
部分の年数については、三分の一)に改め

る。

附則第十六条第二項中「三分の一」を「三分
の二」(その超える期間の年数が五年を超える
場合におけるその超える部分の年数については、
三分の一)に改め、同条第三項を次のよ
うに改める。

3 第一項の規定の適用を受ける遺族年金を受
ける権利を有する者が八十歳以上の者である
場合における前項の規定の適用については、
同項中「五年」とあるのは、「十年」とする。

附則

(施行期日)

第一条 この法律は、昭和五十一年七月一日から
施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、
当該各号に掲げる日から施行する。

一 附則第九号の規定 公布の日

二 第二条中農林漁業団体職員共済組合法第三
十六條第二項、第三十六條の二第一号、第三
十七條第四項第一号、第三十七條の二第五項
第一号、第三十七條の三第三項第一号、第三
十九條の三第三項第一号及び第二項(第二号
を除く)、第四十二條第五項第一号及び第六
項第一号、第四十六條第二項、第四十六條の
二第一号、第四十六條の三第一項並びに第四
十六條の四の改正規定、同条の次に二条を加
える改正規定(第四十六條の五に係る部分に
限る)並びに別表第二の改正規定、第三条中
農林漁業団体職員共済組合法の一部を改正す
る法律(昭和三十一年法律第百十二号。以下
「三十九年改正法」という。附則第六十号第一
項ただし書の改正規定並びに附則第四十号の規定
昭和五十一年八月一日

二

第二条中農林漁業団体職員共済組合法目
次、第二十三條の二、第二十四條、第二十八
條、第二十九條、第三十六條の三、第三十九
條第一項第二号、第四十四條第三項並びに第
四十五條第一項及び第三項の改正規定、同条
の次に一条を加える改正規定、第四十六條第

一項第三号の改正規定、第四十六條の四の次
に二条を加える改正規定(第四十六條の五に
係る部分を除く)、第四十九條の二の次に一
条を加える改正規定、第五十條第一項にた
し書を加える改正規定並びに第五十一條及
別表第一の二の改正規定並びに附則第五十
一項、附則第六十條及び附則第七十條の規定、公
布の日から起算して一年を超えない範囲内
において政令で定める日

三 第二条中農林漁業団体職員共済組合法第三
十九條第二項及び第四十五條第二項の改正規
定並びに附則第五十條第二項の規定、公布の日
から起算して一年六月を超えない範囲内にお
いて政令で定める日

四 第二条中農林漁業団体職員共済組合法第三
十九條第二項及び第四十五條第二項の改正規
定並びに附則第五十條第二項の規定、公布の日
から起算して一年六月を超えない範囲内にお
いて政令で定める日

(標準給与に関する経過措置)
第二条 この法律の施行の日(以下「施行日」とい
う。前に組合員の資格を取得して施行日まで引
き続き組合員の資格を有する者(昭和五十一年
七月から標準給与が改定されるべき者を除く)
のうち、同月の標準給与の月額が五万六千円以
下である者又は三十一万円である者(給与月額
が三十一万五千円未満である者を除く)の同月
から同年九月までの標準給与は、当該標準給与
の月額の基礎となつた給与月額を第二条の規定
による改正後の農林漁業団体職員共済組合法
(以下「改正後の法」という。第二十条第一項の
規定による標準給与の基礎となる給与月額とみ
なして、改定する。

(端数処理に関する経過措置)

第三条 改正後の法第二十二條第一項の規定は、
施行日以後に生じた事由に基づいて行行給付を
受ける権利の決定又はその額の改定について適
用し、施行日以前に生じた事由に基づいて行行給
付を受ける権利の決定又はその額の改定につ
いては、なお従前の例による。

(退職年金等の額に関する経過措置)
第四条 改正後の法第三十六條第二項ただし書、
第三十六條の二第一号、第三十七條第四項第一
号、第三十七條の二第五項第一号、第三十九條
の三第三項第一号、第四十二條第五項第一号、
第四十六條第二項、第四十六條の二第一号、
第四十六條の三第一項並びに第四十六條の四
の改正規定、同条の次に二条を加える改正規定、
同条の次に一条を加える改正規定、第四十六條第

号、第三十七條の二第五項第一号、第三十九條
の三第一項第一号及び第二項(第二号を除く)、
第四十二條第五項第一号、第四十六條第二項、
第四十六條の二第一号、第四十六條の三第一
項、第四十六條の四第二号、第四十六條の五並
びに別表第二並びに第三條の規定による改正後
の三十九年改正法(以下「改正後の三十九年改正
法」という。附則第六十條第一項ただし書の規定
は、昭和五十一年七月三十一日以前に給付事由
が生じた三十九年改正法による改正後の農林漁
業団体職員共済組合法の規定による給付につ
いても、同年八月分以後適用する。

2 改正後の法第三十七條の三第三項第一号の規
定は、昭和五十一年四月一日から昭和五十一年七
月三十一日までの間に給付事由が生じた給付に
ついても、同年八月分以後適用する。

(障害年金及び障害一時金に関する経過措置)
第五条 第二条の規定による改正前の農林漁業団
体職員共済組合法第三十九條第一項第二号又は
第四十五條第一項若しくは第三項の規定は、職
務によらない病気又は負傷及びこれらにより生
じた病気(以下「傷病」という)について附則第
一条第二号の政令で定める日以前に療養の給付又
は療養費の支給を受けたことがある者の当該傷
病による廃疾については、同日以後も、なおそ
の効力を有する。

2 附則第一條第三号の政令で定める日の前日に
おいて障害年金を受ける権利を有しない者につ
いて、同号の政令で定める日の一年六月前の日
から改正後の法第三十九條第二項の規定が適用
されていたとしたならば、同号の政令で定める
日以前にその者が障害年金を受ける権利を有す
ることとなるときは、その者には同日の属する月
から同条第一項の規定による障害年金を支給す
る。

(他の公的年金制度から遺族年金が支給される
場合の経過措置)
第六条 改正後の法第四十六條の六の規定は、附

則第六十條第一項ただし書の改正規定、同条
の次に一条を加える改正規定、第四十六條第

項第三号の改正規定、第四十六條の四の次
に二条を加える改正規定(第四十六條の五に
係る部分を除く)、第四十九條の二の次に一
条を加える改正規定、第五十條第一項にた
し書を加える改正規定並びに第五十一條及
別表第一の二の改正規定並びに附則第五十
一項、附則第六十條及び附則第七十條の規定、公
布の日から起算して一年を超えない範囲内
において政令で定める日

則第一条第二号の政令で定める日の前日において現に第二条の規定による改正前の農林漁業団体職員共済組合法の規定による遺族年金を受ける権利を有する者の当該遺族年金については、適用しない。

(遺族年金に關する経過措置)

第七條 通算年金制度を創設するための関係法律の一部を改正する法律(昭和三十六年法律第百八十二号)附則第四十二條第一項又は第三項に規定する者は、改正後の法第四十九條の三の規定の適用については、農林漁業団体職員共済組合法第三十七條の三第二項第一号に該当するものとみなす。

(厚生保険特別会計からの交付金)

第八條 政府は、厚生保険特別会計の積立金のうち、改正後の法附則第六條の六第一項及び第二項の規定により組合員期間に合算されることとなつた財団法人農林年金積立金(以下「積立金」といふ)の職員である組合員の厚生年金保険の被保険者であつた期間に係る部分を、政令で定めるところにより、施行日から二年以内に厚生保険特別会計から農林漁業団体職員共済組合に交付するものとする。

(厚生年金保険の年金を受ける権利を有する者の取扱い)

第九條 福祉団体の職員のうち、厚生年金保険の年金たる保険給付を受ける権利を有する者又は施行日の前日までに厚生年金保険の年金たる保険給付を受ける権利を有することとなる者が、この法律の公布の日から起算して二十日以内に、社会保険庁長官に對し、当該年金たる保険給付を受けたい旨又は当該年金たる保険給付を受けないこととする旨の申出をしなかつたときは、改正後の法附則第六條の六第一項及び第二項の規定の適用については、その者の当該年金たる保険給付の額の計算の基礎となつた厚生年金保険の被保険者であつた期間(福祉団体の職員であつた期間(任意継続組合員であつた期間を除く)に限る)は、同条第一項に規定する厚生年金保険の被保険者であつた期間から除外する。

2

福祉団体の職員のうち、施行日の前日において厚生年金保険の被保険者であつた者で施行日に組合員となつたものが、前項に規定する申出をしたときは、その者の当該申出に係る厚生年金保険の年金たる保険給付を受ける権利は、施行日の前日に消滅する。

(所得税法等の特例)

第十條 改正後の法附則第六條の六第四項の規定により組合員として負担した納付金は、所得税法昭和四十年法律第三十三号

第七十四條第二項並びに地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)第三十四條第一項第三号及び第三十四條の二第一項第三号の社会保険料とみなして、これらの法律の規定を適用する。

(更新組合員の老齢加算等に関する経過措置)

第八條 改正後の三十九年改正法附則第六條第三項及び第四項、第十三條第三項、第十五條第四項並びに第十六條第二項及び第三項の規定は、昭和五十年四月一日から施行日の前日までの間に給付事由が生じた給付について、昭和五十年七月分以後適用する。

(旧法の平均標準給与の仮定年額に関する経過措置)

第九條 改正後の三十九年改正法附則第四條第十号の規定は、施行日以後に給付事由が生じた給付について適用し、施行日前に給付事由が生じた給付については、なお従前の例による。

(政令への委任)

第十條 この附則に規定するもののほか、給付及び標準給与に関する規定の施行に關して必要な事項は、政令で定める。

(厚生保険特別会計の一部改正)

第十四條 厚生保険特別会計法昭和十九年法律第十号の一部を次のように改正する。
第二十三條中「並ニ農林漁業団体職員共済組合法等の一部を改正する法律(昭和四十九年法律第九十六号)附則第六條」を「農林漁業団体職員共済組合法等の一部を改正する法律(昭和四十九年法律第九十六号)附則第六條並ニ昭和四十四年度以後における農林漁業団体職員共済組合からの年金の額の改定に關する法律等の一部を改正する法律(昭和五十一年法律第号)附則第八條」に改める。

(審査報告書は都台により追録に掲載)

農業災害補償法及び農業共済基金法の一部を改正する法律案
右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。
よつて国会法第八十三條により送付する。

昭和五十一年五月十三日

衆議院議長 前尾繁三郎
参議院議長 河野 謙三殿

農業災害補償法及び農業共済基金法の一部を改正する法律案
農業災害補償法及び農業共済基金法の一部を改正する法律

(農業災害補償法の一部改正)

第一條 農業災害補償法(昭和二十二年法律第百八十五号)の一部を次のように改正する。

第十二條第一項中「種類ごと」の下に「及び第七條第一項の農作物共済の共済事故等による種類ごと」を加え、「行なう」を「行ふ」に改め、同条第三項中「種類ごと」の下に「及び第七條第一項の畜産共済の共済責任期間による種類ごと」を加え、「第百八條第一項」を「同項」に改め、同条第四項中「種類ごと」の下に「及び第百八條第一項の畜産共済の共済責任期間による種類ごと」を加え、「左の」を「次の」に、「第百八條第二項」を「同条第二項」に改める。

第十三條の二を次のように改める。
第十三條の二 国庫は、家畜共済につき、組合員等の支払うべき共済掛金のうち、牛に係るものにあつてはその二分の一、馬又は種豚に係るものにあつてはその五分の二、第八十四條第一項第三号の肉豚に係るものにあつてはその三分の一に相當する金額(その金額が主務大臣の定める金額を超える場合にあつては、その主務大臣の定める金額)を負担する。

第十四條の二第一項中「指定した」の下に「地域の全部又は一部をその区域に含む」を加え、「行なう」を「がその指定した地域において行ふ」に改める。

第十五條第一項第三号中「種豚」を「豚」に改める。

第十六條第二項中「第七項」を「第八項」に、「行なつて」を「行つて」に改める。

第三十一條第四項に次のただし書を加える。
ただし、役員候補者が選挙すべき役員の定数以内であるときは、定数の定めるところにより、投票を省略することができる。

第三十一條第五項の次に次の一項を加える。
定款で定める投票方法による選挙の結果投票の多数を得た者(第四項ただし書の規定により投票を省略した場合は、当該候補者)を当選人とする。

第三十二條第三項を削る。
第四十二條中「乃至第五十六條」を「から第五十六條まで」に改め、「第五十九條の下に」並びに商法第二百五十八條第一項を加える。

第四十五條の二第四項中「第八項」を「第九項」に改め、「第四十一條の下に」並びに商法第二百五十八條第一項を加える。

第八十四條第一項第二号中「及び病虫害」を「病虫害及び獣害」に改め、同項第三号中「及び出生後」を「出生後」に改め、「種豚」の下に「及び出生後第五十日の日(主務大臣が特定の地域についてその日後の日を定めたときは、その地域については、その主務大臣の定めた日)から出生後第八月の月の末日までの肉豚(種豚以外)の豚をいう。以下同じ。」を加え、「死亡」を「牛、馬及び種豚にあつては死亡」に改め、「傷害」の下に「肉豚にあつては死亡」を加える。

第八十五條第三項中「第七項」を「第八項」に、「行なわな」を「行わな」に、「行なう」を「行ふ」に改め、同条第四項中「区域」を「地域」に、「行なわれる見込」を「行われる見込み」に、「聞いて」を「聴いて」に、「農業共済組合の行なう」を「地域の全部又は一部をその区域に含む農業共済組合と当該地域内に住所を有する組合員との間に成立する農作物共済の共済關係に係る」

昭和五十一年五月十九日 参議院會議録第十二号

農業青年基金法の一部を改正する法律案外三件

に改め、同条第十一項中「又は第四項の規定による指定を受けた農業共済組合」を削り、同条第十四項中「第十四項」を「第十二項」に改め、同条第八項から第十項までを削り、同条第六項の次に次の一項を加える。

前項の議決には、第四十四条の二の規定を準用する。

第八十五条の七中「第九項まで及び第十一項から第十四項まで」を「第六項まで及び第八項から第十二項まで」に、「若しくは第七項」を「若しくは第八項」に、「準用する第七項」を「準用する第八項」に、「及び第十三項」を「及び第十一項」に、「同条第十四項」を「同条第十二項」に改め、「及び第九項後段」を削り、「同条第七項」を「同条第八項」に改め、「同条第八項及び第九項前段中「第四項」とあり、及び「同項」とあるのは「第八十五条の七において準用する第四項」とを削り、「同条第十一項」を「同条第九項」に改め、「第四項」とあるのは「同条において準用する第四項」とを削り、「同条第十二項」を「同条第十項」に、「第十四項」を「第十二項」に、「準用する第十四項」を「準用する第十二項」に改める。

第八十五条の八第一項中「第十二項」を「第十項」に、「行なう」を「行う」に改め、同条第二項第二号及び第三項中「行なう」を「行う」に、「第八十五条第七項」を「第八十五条第八項」に改め、同条第四項及び第五項を削る。

第八十六条第二項中「組合等」を「農作物共済の共済関係が組合員等との間に成立する組合等」に、「水稻に係る」を「当該共済関係に係る」に改める。

第九十九条第一項の次に次の一項を加える。

組合等は、組合員等が正当な理由がないのに肉豚に係る第一百一条の五の包括共済関係につき共済掛金の払込みを遅滞した場合において、当該組合等と当該組合員等との間に肉豚

に係る他の同条の包括共済関係が存するとき、その包括共済関係に係る共済金の全部又は一部につき、支払の責めを免れることができる。

第一百四十五条第五項中「第十六条第一項但書」を「第十六条第一項ただし書」に、「但し」を「ただし」に、「若しくは第七項」を「若しくは第八項」に、「第八十五条第七項」を「第八十五条第八項」に、「行なう」を「行う」に改め、同条第八項中「若しくは第七項」を「若しくは第八項」に、「第八十五条第七項」を「第八十五条第八項」に、「行なう」を「行う」に、「第十六条第一項但書」を「第十六条第一項ただし書」に改める。

第一百四十五条第四項及び第五項中「第七項」を「第八項」に改め、同条第五項中「第十六条第一項但書」を「第十六条第一項ただし書」に、「第七項」を「第八項」に、「行なう」を「行う」に改める。

第一百六条第一項中「行なう」を「行う」に、「第九十九条第五項」を「第九十九条第六項」に改め、同条第二項中「前項第一号」を「第一項第一号」に改め、「第二号」の下に「並びに第二項」を加え、「百分の九十」を削り、同条第三項中「種類」の下に「(主務大臣が特定の地域における特定の共済目的の種類につき蚕期に応じて区分を定めたときは、その共済目的の種類については、その定めた区分。以下蚕繭共済の共済目的の種類等という。)」を加え、「単位当たり」を「単位当たり」に改め、同条第四項中「共済目的の種類」を「蚕繭共済の共済目的の種類等」に、「百分の六十」を「百分の七十」に改め、同条第一項の次に次の三項を加える。

その地域内に住所を有する者で政令で指定する共済目的の種類たる農作物の耕作を行うものとの当該共済目的の種類たる農作物に係る収穫量を省令で定めるところにより適正

に確認することができると見込みがあるものとして主務大臣が都道府県知事の意見を聴いて指定する地域の全部又は一部をその区域に含む組合等と当該地域内に住所を有する組合員等との間に成立する農作物共済の共済関係に係る農作物共済における当該共済目的の種類に係る共済金額は、前項の規定にかかわらず、共済目的の種類ごと及び組合員等ごとに、単位当たり共済金額に、当該組合員等の当該共済目的の種類に係る第九十九条第六項の規定により定められる基準収穫量の合計の百分の九十に相当する数を乗じて得た金額とする。

前項の規定による地域の指定には、第八十五条第五項及び第六項の規定を準用する。この場合において、同項中「前項」とあるのは、「第一百六条第三項において準用する前項」と読み替えるものとする。

前項において準用する第八十五条第六項の議決には、第四十四条の二の規定を準用する。

第一百七条第一項中「種類」との下に、「農作物共済の共済事故等による種類(第八十五条第四項第八十五条の七において準用する場合を含む。)」の規定により水稻につき病虫害を共済事故としない農作物共済とその他の農作物共済との別その他危険の程度を区分する要因となる事項により主務大臣が定める別をいう。以下同じ。』」を加え、「行なう」を「行う」に改め、同条第二項中「種類」との下に、「農作物共済の共済事故等による種類」とを加え、「左の」を「次の」に、「こえない」を「超えない」に、「こえる」を「超える」に改め、同条第三項中「種類」との下に「及び農作物共済の共済事故等による種類」とを加える。

第一百八条第一項中「種類」との下に、「蚕繭共済の共済責任期間による種類(第一百条第二号

の規定により桑の発芽期前日から共済責任期間が開始する蚕繭共済とその他の蚕繭共済との別をいう。以下同じ。』」を加え、同条第二項中「且つ」を「かつ」に改め、「種類」との下に「及び蚕繭共済の共済責任期間による種類」とを加え、同条第三項中「種類」との下に「及び蚕繭共済の共済責任期間による種類」とを加え、同条第四項中「左の」を「次の」に改め、「種類」との下に「及び蚕繭共済の共済責任期間による種類」とを加える。

第一百九条第一項中「次項」の下に「及び第三項」を加え、「行なう」を「行う」に、「こえた」を「超えた」に改め、同条第三項中「共済目的の種類」を「蚕繭共済の共済目的の種類等」に、「こえた」を「超えた」に改め、同条第四項中「単位当たり」を「単位当たり」に、「第一百六条第三項」を「第一百六条第六項」に改め、同条第五項中「及び第二項」を「から第三項まで及び第五十条の四第一号」に改め、同条第二項の次に次の一項を加える。

組合等は、第一百六条第二項に規定する金額を共済金額とする共済目的の種類に係る農作物共済については、共済目的の種類ごと及び組合員等ごとに、共済事故による共済目的の減収量(当該組合員等の当該共済目的の種類に係る基準収穫量の合計から第九十八条の二の準則に従い認定されたその年における当該組合員等の当該共済目的の種類に係る農作物の収穫量を差し引いて得た数量をいうものとし、次条第一号の本田移植期又は発芽期において共済事故により移植できなかったこと又は発芽しなかつたことその他省令で定める事由のある耕地については、その差し引いて得た数量を、実損害額を勘案して主務大臣が定める方法により調整して得た数量をいうものとする。』が当該組合員等の当該共済目的の種類に係る基準収穫量の合計の百分の十を超えた場合に、同項の単位当たり共済金額に、そ

の超えた部分の数量に相当する数乗じて得た金額に相当する金額を共済金として当該組合員等に支払うものとする。

第百十條第二号中「春蚕繭については桑の発芽期の下に(主務大臣が特定の地域について桑の発芽期の日を定めたときは、その地域については、その主務大臣の定めた日)」を加える。

第百十一條第一号中「種雄馬以外の馬又は種豚を(種雄馬以外の馬、種豚又は肉豚に改め、畜共済資格者が)の下に、肉豚以外の包括共済対象家畜に係るものにあつては、包括共済対象家畜の種類ごとに、を、(「一体として」の下に「肉豚に係るものにあつては、その者の飼養する肉豚で同号に掲げるものを一体として、かつ、省令で定める飼養区分ごとに」を加え、同条第三号中「包括共済対象家畜」の下に「(肉豚を除く。)」を加える。

第百十一條の六第三号中「種豚を」に改める。

第百十一條の八第一号中「第十三條の二第三号」を削る。

第百十二條第二号中「一年」の下に「(肉豚に係るものにあつては、第八十四條第一項第三号に規定する肉豚に係る期間に相当する期間)」を加え、「但し」を「ただし」に、「定」を「定め」に改め、同条第三号中「最初の共済掛金期間」の下に「(肉豚に係る家畜共済にあつては、当該家畜共済に係る共済掛金期間。第百十四條第一項において同じ。)」を加える。

第百十四條第一号中「共済金額は」の下に、肉豚以外の包括共済対象家畜に係る包括共済関係に係るものにあつては包括共済対象家畜の種類ごとに、肉豚に係る包括共済関係に係るものにあつては第百十一條第一号の省令で定める飼養区分ごとに、個別共済関係に係るものにあつては家畜ごとに」を加え、「こえない」を「超えない」に改め、同条第三号中「家畜共済」の下に

「(肉豚に係るものを除く。)」を加える。

第百十四條の二第一号中「包括共済関係にあつては」を「肉豚以外の包括共済対象家畜に係る包括共済関係にあつては」に改め、同項第二号を同項第三号とし、同項第一号の次に次の一号を加える。

二 肉豚に係る包括共済関係にあつては、組合員等ごと及び第百十一條第一号の省令で定める飼養区分ごとに、当該組合員等が当該包括共済関係に係る共済掛金期間開始の時に飼養している当該飼養区分に係る肉豚の価額を合計した金額

第百十四條の二第二号中「前項」を「前項第一号又は第三号に、(但し)を「ただし」に、「改訂すべき」を「改定すべき」に改め、同条に次の一項を加える。

第一項第二号の肉豚の価額は、省令で定めるところにより、定款等で定める金額とする。

第百十六條第四号中「第百十四條の二第二号」の下に「及び第三号」を加える。

第百二十條の三の次に次の一条を加える。

第百二十條の三の二 農業共済組合の組合員又は果樹共済資格者は、その者に係る果樹の栽培の業務の規模その他果樹の栽培に関する条件が政令で定める基準に適合するときは、収穫共済について、共済目的の種類ごとに、省令で定めるところにより、当該組合員等に対し、第八十四條第一項第四号の共済事故のうち病虫害による果実の減収その他の省令で定めるものを共済事故としない旨の申出をすることができ。

前項の申出があつたときは、当該申出に係る収穫共済の共済関係においては、第八十四條第一項の規定にかかわらず、同項第四号の共済事故のうち当該申出に係るものを共済事故としないものとする。

第百二十條の六第三号中「第八十五條第十三

項」を「第八十五條第十一項」に改める。

第百二十條の七第一号中「第八十五條第十三項」を「第八十五條第十一項」に改め、「収穫共済との別」の下に「その他危険の程度を区分する要因となる事項により主務大臣が定める別」を加える。

第百二十條の八第一号中「第八十五條第十三項」を「第八十五條第十一項」に、「こえた」を「超えた」に改める。

第百二十二條第一号中「農作物ごと」の下に「及び農作物共済の共済事故等による種別ごと」を加える。

第百二十三條第一号中「農作物ごと」の下に「農作物共済の共済事故等による種別ごと」を加え、「左の」を「次の」に改め、同項第二号中「蚕繭共済」の下に「及び家畜共済」を加え、同項第三号を削り、同項第四号を同項第三号とし、同項第五号を同項第四号とし、同条第二号中「及び第三号」を削る。

第百二十四條第一号中「農作物ごと」の下に「農作物共済の共済事故等による種別ごと」を加え、「左の」を「次の」に、「組合等が水稻につき支払うべき」を「農作物共済に係る」に改める。

第百二十五條第一号中「農作物ごと」の下に「農作物共済の共済事故等による種別ごと」を加え、「左の」を「次の」に、「こえる」を「超える」に改め、同項第三号中「組合員」を「異常事故に該当しない共済事故により支払うものにあつては組合員たる組合等が支払うべき共済金の百分の九十に相当する金額、異常事故により支払うものにあつては組合員」に改め、同号ロ中「若しくは」を「又は」に改め、「又は異常事故」を削り、「共済金に相当する金額」を「共済金の百分の九十に相当する金額」に改め、「算定される金額」の下に「の百分の九十に相当する金額、異常事故により支払うものにあつては組合員たる組合等が支払うべき共済金に相当する金額」を加える。

第百三十二條第一号中「乃至第九十一條」を「から第九十一條まで」に、「乃至第九十八條の二」を「から第九十八條の二まで」に、「第九十九條第二項」を「第九十九條第四項」に、「乃至第百二條」を「から第百二條まで」に改める。

第百三十四條第二号中「蚕繭ごと」の下に「及び蚕繭共済の共済責任期間による種別ごと」を加える。

第百三十五條第一号中「農作物ごと」の下に「農作物共済の共済事故等による種別ごと」を加え、同条第二号中「蚕繭ごと」の下に「蚕繭共済の共済責任期間による種別ごと」を加える。

第百三十六條第一号中「農作物ごと」の下に「農作物共済の共済事故等による種別ごと」を加え、「組合等の農作物共済の共済目的の種類たる水稻につき農業共済組合連合会が支払うべき」を「農作物共済に係る」に改め、同条第二号中「蚕繭ごと」の下に「蚕繭共済の共済責任期間による種別ごと」を加える。

第百三十七條第一号中「農作物ごと」の下に「農作物共済の共済事故等による種別ごと」を加え、同条第二号中「蚕繭ごと」の下に「蚕繭共済の共済責任期間による種別ごと」を加える。

第百五十條の三の次に次の二條を加える。

第百五十條の四 組合等は、第百九條第二項又は第三項に規定する農作物共済については、当分の間、これらの規定にかかわらず、共済目的の種類ごと及び組合員等ごとに、当該組合員等が当該共済目的の種類たる農作物の耕作を行う耕地で共済事故により収穫のないもの(以下収穫無耕地という。)がある場合であつて、これらの規定により共済金が支払われないときは第一号に掲げる金額が第二号に掲げる金額を超えるときは、第一号に掲げる金額に相当する金額を共済金として当該組合員等に支払うものとする。

一 第百六條第一項第二号又は第二項の単位当たり共済金額に、当該収穫無耕地ごと

昭和五十一年五月十九日 参議院會議録第十二号

農業青年基金法の一部を改正する法律案外三件

三五八

の当該共済目的の種類に係る基準収穫量の合計の百分の七十(第百十條第一号の本田移植期又は発芽期において共済事故により移植できなかったこと又は発芽しなかつたことその他省令で定める事由のある収穫皆無耕地については、実損害額を勘案して主務大臣が定める割合)に相当する数に乗じて得た金額

二 第百九條第二項又は第三項の規定を適用して算定して得た金額

第百五十條の五 その地域における水稻に係る病害虫の防除を共同して行うための必要な施設が整備され、その他その防除がその地域内に住所を有する水稻の耕作の業務を営む組合員等により共同して適正に行われる見込みがあるものとして主務大臣が都道府県知事の意見を聴いて指定する地域の全部又は一部をその区域に含む組合等は、水稻に係る農作物共済のうち当該組合等と当該組合員等との間に成立する当該農作物共済の共済関係に係るものについては、当分の間、当該水稻につき病虫害の共済事故が異常に発生した場合において、当該組合員等が共同して当該病虫害の防除を行ったときは、当該防除につき組合員等が負担した費用のうち当該病虫害の共済事故が異常に発生した部分に対応するもの(省令で定めるものに限る。)に相当する金額(その金額が主務大臣の定める金額を超える場合にあっては、その主務大臣の定める金額)を共済金として当該組合員等に支払うものとする

前項の規定による指定には、第八十五條第五項及び第六項の規定を準用する。この場合において、同項中「前項」とあるのは、「第百五十條の五第二項において準用する前項」と読み替へるものとする。

前項において準用する第八十五條第六項の總會の議決には、第四十四條の二の規定を準

用する。

第一項に規定する農作物共済に係る水稻につき病虫害の共済事故が異常に発生した場合における病虫害の防除又はその費用の負担には、第百七條及び第百二十六條の規定を準用する。

(農業共済基金法の一部改正)

第二條 農業共済基金法(昭和二十七年法律第二百三號)の一部を次のように改正する。

第十九條中「理事長一人、理事三人」を「理事長一人、理事一人及び」に改め、同条に次の一項を加える。

2 基金に、役員として、前項の理事のほか、非常勤の理事八人以内を置くことができる。

第二十九條第三項中「十三人」を「七人以内」に改め、同条第四項を次のように改める。

4 委員は、定款の定めるところにより、理事長が委嘱する。

第二十九條第六項を削り、同条第七項を同条第六項とする。

第三十三條第二項中「前項」を「前二項」に、「行なう」を「行う」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 基金は、前項の規定により行う業務のほか、当該業務の遂行に支障のない範囲内において、あらかじめ農林大臣の認可を受けて、会員等が保険事業若しくは共済事業の円滑な実施のために必要とする資金の貸付け又は当該資金の借入れに係る債務の保証の業務及びこれらの業務に附帶する業務を行うことができる。

第三十六條第二項中「又は共済金の支払」を「若しくは共済金の支払又は第三十三條第二項の規定による農林大臣の認可に係る貸付け若しくは債務の保証の目的」に改める。

第四十條第二号を次のように改める。

二 国債、地方債その他農林大臣の指定する有価証券の取得

第四十條に次の一号を加える。

三 信託業務を営む銀行又は信託会社への金銭信託

第五十條の二第一号中「第三十條第三項」の下に「第三十三條第二項」を加える。

第五十二條第一号中「第三十四條第一項」を「第三十三條第二項若しくは第三十四條第一項」に改める。

附則

1 この法律は、昭和五十一年二月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、それぞれ当該各号に掲げる日から施行する。

一 附則第三項の規定 公布の日

二 第一條中農業災害補償法(以下「農災法」という。)第十二條第三項及び第四項、第八十四條第一項第二号、第百六條第三項及び第四項、第百八條、第百九條第三項、第百十條、第百三十四條、第百三十五條第二号、第百三十六條第二項並びに第百三十七條第二号の改正規定並びに附則第四項の規定 昭和五十一年十二月一日

三 第一條中農災法第十三條の二、第十五條、第八十四條第一項第三号、第九十九條、第百十一條、第百十一條の六、第百十一條の八、第百十二條、第百十四條、第百十四條の二、第百十六條、第百二十三條(第一項第一号に係る部分を除く。)、及び第百二十五條第一項第三号の改正規定、第二條並びに附則第五項、附則第七項及び附則第八項の規定 昭和五十一年四月一日

四 (農作物共済に係る新農災法の適用に関する経過措置)

2 改正後の農業災害補償法(以下「新農災法」という。)第十二條第一項及び第二項、第十四條の二第一項、第八十五條第四項(新農災法第八十五條の七において準用する場合を含む。)、第八十六條第二項、第百六條第二項から第五項ま

で、第百七條(第四項を除く。)、第百九條第一項及び第三項、第百二十二條第一項、第百二十三條第一項第一号、第百二十四條第一項、第百二十五條第一項第一号、第百三十五條第一号、第百三十六條第一項、第百三十七條第一号、第百五十條の四並びに第百五十條の五の規定は、水稻及び陸稲については昭和五十一年産のものから、麦については昭和五十一年以前の年産の水稻及び陸稲並びに昭和五十一年以前の年産の麦については、なお改正前の農業災害補償法(以下「旧農災法」という。)第十二條第一項及び第二項、第十四條の二第一項、第八十五條第四項(旧農災法第八十五條の七において準用する場合を含む。)、第八十六條第二項、第百六條第一項、第百七條(第四項を除く。)、第百九條第一項、第百二十二條第一項、第百二十三條第一項第一号、第百二十四條第一項、第百二十五條第一項第一号、第百三十五條第一号、第百三十六條第一項、第百三十七條第一号の規定の例による。

3 (農作物通常共済掛金基準率等の改定の特例)

農災法第百七條第四項の規定にかかわらず、同条第一項の農作物通常共済掛金基準率及び農作物異常共済掛金基準率の昭和五十一年における一般の改定は、昭和五十一年において行ふものとし、これらの率の同年における一般の改定の次に行う一般の改定は、昭和五十一年において行ふものとする。

4 (蚕繭共済に係る新農災法の適用に関する経過措置)

新農災法第十二條第三項及び第四項、第八十四條第一項第二号(新農災法第八十五條の七において準用する場合を含む。)、第百六條第六項及び第七項、第百八條(第五項を除く。)、第百九條第四項、第百十條第二号、第百三十四條第二項、第百三十五條第二号、第百三十六條第二項並びに第百三十七條第二号の規定は、昭和五

昭和五十一年五月十九日 参議院會議録第十二号

農業者年金基金法の一部を改正する法律案外三件

三六〇

つて法人その他の団体

2 基金は、前条第一項第一号の登録を受ける資格を有する出資団体から同号の登録の申請があつたときは、正当な理由がないのに、その登録を拒んではならない。

3 前二項に規定するもののほか、前条第一項第一号の登録に關して必要な事項は、定款で定める。

(業務方法書)

第十七条 基金は、業務開始の際、業務方法書を作成し、農林大臣の認可を受けなければならない。これを變更しようとするときも、同様とする。

2 前項の業務方法書に記載すべき事項は、農林省令で定める。

第四章第三節の節名を削り、第二十条から第二十四条までを次のように改める。

第二十条から第二十四条まで 削除

「第四節 設立」を「第三節 設立」に改める。
第二十五条中「協会」を「基金」に、「その会員」にならうとする七以上の法人を「野菜の生産、流通及び消費について学識経験を有する者七人以上」に改める。

第二十六条を削り、第二十七条第一項中、創立總會の終了後遅滞なく及び「業務方法書」を削り、同条第二項中「行なわれ」を「行われ」に、「対象野菜の生産及び指定消費地域に対する出荷の安定を」野菜の供給の安定並びにその流通及び消費の合理化に改め、同項第一号中「業務方法書」を削り、「法令又は法令に基づいて」を「行政庁の処分」を「法令」に改め、同項第二号中「業務方法書」を削り、同項第三号中「協会」を「基金」に改め、同条を第二十六条とし、同条の次に次の一条を加える。

第二十七条 農林大臣は、前条第二項の規定により認可をしたときは、遅滞なく、発起人が推薦した者のうちから、基金の理事長又は監事となすべき者を指名する。

2 前項の規定により指名された理事長又は監事となるべき者は、基金の成立の時に於いて、第三十三条第一項の規定により、それぞれ理事長又は監事に任命されたものとする。

第二十八条の見出し中「理事」を削り、同条中「設立の認可があつた」を「前条第一項の規定により理事長となるべき者が指名された」に、「理事長」を「理事長となるべき者に」改める。

第二十九条中「協会」を「基金」に改める。
「第五節 管理」を「第四節 管理」に改める。

第三十条の見出し中「に記載すべき事項」を削り、同条中「協会」を「基金」に改め、同条第四号から第九号までを次のように改める。

四 役員に關する規定

五 評議員に關する規定

六 業務及びその執行に關する規定

七 出資団体の登録に關する規定
八 財務及び会計並びに資産に關する規定
九 定款の變更に關する規定
第三十条に次の一項を加える。

2 基金の定款の變更は、農林大臣の認可を受けなければならない。その効力を生じない。

第三十一条から第四十条までを次のように改める。

(役員)
第三十一条 基金に、役員として、理事長一人、理事三人以内及び監事二人以内を置く。

2 基金に、役員として、前項の理事のほか、非常勤の理事十人以内を置くことができる。

(役員の職務及び権限)
第三十二条 理事長は、基金を代表し、その業務を総理する。

2 理事は、定款で定めるところにより、理事長を補佐して基金の業務を掌理し、理事長に事故があるときはその職務を代理し、理事長が欠員のときはその職務を行う。

3 監事は、基金の業務を監査する。

4 監事は、監査の結果に基づき、必要があると

認めるときは、理事長又は農林大臣に意見を提出することができる。

(役員(の任期))
第三十三条 理事長及び監事は、農林大臣が任命する。

2 理事は、農林大臣の認可を受けて、理事長が任命する。

(役員(の任期))
第三十四条 役員の任期は三年とする。ただし、補欠の役員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 役員は、再任されることが出来る。

(役員(の解任))
第三十五条 農林大臣又は理事長は、それぞれその任命に係る役員が次の各号の一に該当するとき、その他役員たるに適しなと認めるときは、その役員を解任することができる。

一 心身の故障のため職務の執行に堪えないと認められるとき。
二 職務上の義務違反があるとき。

2 理事長は、前項の規定により理事を解任しようとするときは、農林大臣の認可を受けなければならない。

(役員(の兼職禁止))
第三十六条 役員(非常勤の理事を除く)は、営利を目的とする団体の役員となり、又は自ら営利事業に従事してはならない。ただし、農林大臣の承認を受けたときは、この限りでない。

(代表権の制限)
第三十七条 基金と理事長との利益が相反する事項については、理事長は、代表権を有しない。

この場合には、監事が基金を代表する。

(評議員(会))
第三十八条 基金に、その運営に關する重要事項を審議する機関として、評議員会を置く。

2 評議員会は、評議員二十五人以内で組織する。

3 評議員は、野菜の生産、流通及び消費につ

て学識経験を有する者のうちから、農林大臣の認可を受けて、理事長が任命する。

(職員(の任命))
第三十九条 基金の職員は、理事長が任命する。

(役員及び職員(の公務員たる性質))
第四十条 基金の役員及び職員は、刑法(明治四十年法律第四十五号)その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなす。

第四十条の次に次の節名を付する。
第五節 財務及び会計
第四十一条から第四十八条までを次のように改める。

(事業年度)
第四十一条 基金の事業年度は、毎年四月一日に始まり、翌年三月三十一日に終わる。

(予算等の認可)
第四十二条 基金は、毎事業年度、予算、事業計画及び資金計画を作成し、当該事業年度の開始前に、農林大臣の認可を受けなければならない。これを變更しようとするときも、同様とする。

(財務諸表)
第四十三条 基金は、毎事業年度、財産目録、貸借対照表及び損益計算書(以下「財務諸表」という)を作成し、当該事業年度の終了後三月以内に農林大臣に提出し、その承認を受けなければならない。

2 基金は、前項の規定により財務諸表を農林大臣に提出するときは、これに当該事業年度の事業報告書及び予算の区分に従い作成した決算報告書を添え、並びに財務諸表及び決算報告書に關する監事の意見を付けなければならない。

(利益及び損失(の処理))
第四十四条 基金は、毎事業年度、損益計算において利益を生じたときは、前事業年度から繰り越した損失をうめ、なお残余があるときは、その残余の額は、準備金として積み立てなければ

ならない。

第四十四条 基金は、毎事業年度、損益計算において利益を生じたときは、前事業年度から繰り越した損失をうめ、なお残余があるときは、その残余の額は、準備金として積み立てなければ

ならない。

2 基金は、毎事業年度、損益計算において損失を生じたときは、前項の準備金を取り崩して整理し、なお不足があるときは、その不足額は、繰越欠損金として整理しなければならない。

3 第一項の準備金は、前項の規定により取り崩し、又は第十九条の資金に繰り入れる場合を除いては、これを取り崩してはならない。

(借入金)

第四十五条 基金は、農林大臣の認可を受けて、長期借入金又は短期借入金を行うことができる。

2 前項の規定による短期借入金は、当該事業年度内に償還しなければならない。ただし、資金の不足のため償還することができない金額に限り、農林大臣の認可を受けて、これを借り換えることができる。

3 前項ただし書の規定により借り換えた短期借入金は、一年以内に償還しなければならない。

(給与及び退職手当の支給の基準)

第四十六条 基金は、その役員及び職員に対する給与及び退職手当の支給の基準を定めようとするときは、農林大臣の承認を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

(農林省令への委任)

第四十七条 この法律に規定するもののほか、基金の財務及び会計に関し必要な事項は、農林省令で定める。

第四十八条 削除

第四章第六節及び第七節を次のように改める。

第六節 監督

(監督)

第四十九条 基金は、農林大臣が監督する。

2 農林大臣は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、基金に対して、その業務に関し監督上必要な命令をすることができる。

(報告及び検査)

第五十条 農林大臣は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、基金に対してその業務及び資産の状況に関し報告をさせ、又はその職員に、基金の事務所その他の事業所に立ち入り、業務の状況若しくは帳簿、書類その他の必要な物件を検査させることができる。

2 前項の規定により職員が立入検査をする場合においては、その身分を示す証明書を携帯し、関係人にこれを提示しなければならない。

3 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

第五十一条 削除

第七節 補則

(解散)

第五十二条 基金の解散については、別に法律で定める。

(大蔵大臣との協議)

第五十三条 農林大臣は、次に掲げる場合には、大蔵大臣に協議しなければならない。

一 第十五条第二項、第十七条第二項又は第四十七條の農林省令を定めようとするとき。

二 第十七条第一項又は第四十二条の認可をしようとするとき。

三 第四十三条第一項又は第四十六条の承認をしようとするとき。

第五十四条から第五十八条まで 削除

第六十条中「行なう」を「行う」に改め、「(協会を除く。)」を削る。

第六十一条第一項中「第五十三条」を「第五十条」に、「第五十四条」を「同項」に、「三万円」を「十万円」に改め、同条第二項中「協会」を「基金」に改める。

第六十二条中「協会の」を「基金の」に改め、「又は清算人」を削り、同条第二号中「協会が行なう」を「基金が行う」に、「行なつた」を「行つた」に改め、同条第四号中「第十七条」を「第十九条」に改める。

「第十八条」を「第四十四条」に改め、同条第五号から第十号までを削る。

附則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して、附則第十二条の規定は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(旧法の暫定的効力)

第二条 この法律の施行の際現に存する野菜生産出荷安定資金協会(清算中のものを含む。)については、改正前の野菜生産出荷安定法(以下「旧法」という。)は、この法律の施行後も、なおその効力を有する。

(野菜生産出荷安定資金協会からの権利義務の引継ぎ)

第三条 野菜生産出荷安定資金協会(以下「協会」という。)は、この法律の施行の日から起算して一年を経過する日までの間において、総会の議決を経て、基金の発起人に対し、基金においてその一切の権利及び義務を承継すべき旨を申し出ることができる。

2 前項の議決については、旧法第四十七条の規定を準用する。

3 基金の発起人は、第一項の規定による申出があつたときは、遅滞なく、農林大臣に認可を申請しなければならない。

4 前項の認可があつたときは、協会の一切の権利及び義務は、基金の成立の時に承継されるものとし、協会は、その時において解散するものとする。この場合においては、旧法及び他の法令中法人の解散及び清算に関する規定は、適用しない。

5 前項の規定により協会が解散した場合における解散の登記については、政令で定める。

(協会の解散)

第四条 この法律の施行の日から起算して一年を経過した時に現に存する協会は、旧法第四十九

条第一項の規定にかかわらず、その時に解散する。この場合における解散及び清算については、旧法第五十七条第一項の規定による解散の命令によつて解散した協会の解散及び清算の例による。

(財団法人野菜価格安定基金からの権利義務の引継ぎ)

第五条 昭和四十七年八月十六日に設立された財団法人野菜価格安定基金(以下「野菜価格安定基金」という。)は、その寄附行為で定めるところにより、基金の発起人に対し、基金においてその一切の権利及び義務を承継すべき旨を申し出ることができる。

2 基金の発起人は、前項の規定による申出があつたときは、遅滞なく、農林大臣に認可を申請しなければならない。

3 前項の認可があつたときは、野菜価格安定基金の一切の権利及び義務は、基金の成立の時に承継されるものとし、野菜価格安定基金は、その時において解散するものとする。この場合においては、他の法令中法人の解散及び清算に関する規定は、適用しない。

4 前項の規定により野菜価格安定基金が解散した場合における解散の登記については、政令で定める。

(非課税)

第六条 前条第三項の規定により基金が権利を承継する場合におけるその承継に係る不動産の取得については、不動産取得税を課することができない。

(協会からの権利義務の引継ぎに伴う経過措置)

第七条 基金は、附則第三条第四項の規定により基金が協会の権利及び義務を承継した場合に、その承継の時における旧法第十七条に規定する生産者補給交付金の交付に充てるための資金の額に相当する額を改正後の野菜生産出荷安定法(以下「新法」という。)第十九条の資金に繰り入れるものとする。

昭和五十一年五月十九日 参議院會議録第十二号

農業者年金基金法の一部を改正する法律案外三件

下水道整備緊急措置法及び下水道法の一部を改正する法律案

三六二

(名称の使用制限等に関する経過措置)

第八条 この法律の施行の際現にその名称中に野菜供給安定基金という文字を用いている者については、新法第十三条第二項の規定は、この法律の施行後六月間は、適用しない。

第九条 基金の最初の事業年度は、新法第四十一条の規定にかかわらず、その成立の日に始まり、昭和五十一年三月三十一日に終わるものとする。

第十条 基金の最初の事業年度の予算、事業計画及び資金計画については、新法第四十二条中「当該事業年度の開始前に」とあるのは、「基金の成立後遅滞なく」とする。

(罰則の適用に関する経過措置)

第十一条 この法律の施行前(附則第二条に規定する野菜生産出荷安定資金協会については、同条の規定により効力を有する旧法の失効前)にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(農林中央金庫法等の一部改正)

第十二条 次に掲げる法律の規定中「野菜生産出荷安定資金協会」を「野菜供給安定基金」に改める。

- 一 農林中央金庫法(大正十二年法律第四十二号)第五条第一項
- 二 地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)第七十二条の五第一項第四号
- 三 所得税法(昭和四十年法律第三十三号)別表第一第一号の表
- 四 法人税法(昭和四十年法律第三十四号)別表第二第一号の表

〔小林国司君登壇 拍手〕

○小林国司君 ただいま議題となりました四法案につき、委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

まず、農業者年金基金法改正案は、最近における農業情勢の変化等に対処するため、農業者年金

事業について、年金給付水準の引き上げ及びこれに伴う保険料の引き上げを行い、あわせて農業後継者に対する経営移譲要件の緩和、特定の農業後継者に対する保険料の軽減を図る等の改正を行おうとするものであります。

次に、農林年金改定法等改正案は、農林漁業団体職員共済組合からの給付について、他の共済組合制度に準じて既裁定年金の額の改定、年金の最低保障額の引き上げ、遺族年金の寡婦加算制度と通算遺族年金制度の新設、本制度の対象団体の追加等所要の改善措置を講じようとするものであります。

委員会におきましては、以上二法案を一括して審査いたしました。質疑の主な事項は、農業者年金基金法改正案につきましては、国民年金制度との関係、被用者年金との比較、保険料の引き上げと農家の負担能力、特定後継者に対する保険料軽減措置、農家の主婦の加入等であり、農林年金改定法等改正案につきましては、年金改定についてのいわゆる上簿下厚方式の根拠、遺族年金の給付水準の引き上げ、国庫補助の増額、年金の財政方式等であります。

質疑を終わる、農業者年金基金法改正案の討論に入りまして、日本共産党から反対の討論があり、採決の結果、本案は多数をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。続いて農林年金改定法等改正案の討論に入りまして、これら、別に発言もなく、採決の結果、本案は全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、農業災害補償法等改正案は、最近における農業事情の進展等にかんがみ、農作物共済及び蚕繭共済の補償内容の充実、農作物共済の農家単位引受方式の拡充、家畜共済についての共済掛金の国庫負担の改善及び共済目的の追加等の措置を講ずるとともに、農業共済団体の運営の改善及び農業共済基金の業務範囲の拡大を図る等の改正を

行おうとするものであります。

最後に、野菜生産出荷安定法改正案は、野菜の需給の安定を図るため、制度の対象となる消費地域の要件を改めて、その拡大を図るとともに、野菜生産出荷安定資金協会と財団法人野菜価格安定基金の機能を統合して、新たに野菜供給安定基金を設立する等の措置を講じようとするものであります。

委員会におきましては、以上の二法案は一括して審査いたしました。

質疑の主な事項は、農災法等改正案については、補償内容の充実、農作物共済のいわゆる全相殺農家単位引受方式の導入、価格変動を含めた果樹共済の検討、家畜共済の国庫負担の引き上げ、蚕繭共済の小蚕期制、野菜、茶等地域特産物の新規共済等であり、また、野菜生産出荷安定法改正案については、野菜の生産振興対策、計画生産出荷、新基金の運営方針、価格補てん事業に対する財政負担、保証基準額の水準、県法人に対する助成、高騰時対策等であります。

質疑を終わりましたところ、日本共産党より、二法案に対しそれぞれ修正案が提出されましたが、別に討論はなく、順次採決の結果、修正案はいずれも否決され、両案はいずれも全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

以上申し上げました四法案に対し、いずれも全会一致をもって附帯決議を行いました。

右御報告申し上げます。(拍手)

○議長(河野謙三君) これより採決をいたします。まず、農業者年金基金法の一部を改正する法律案の採決をいたします。

て、本案は可決されました。

○議長(河野謙三君) 次に、昭和四十四年度以後における農林漁業団体職員共済組合からの年金の額の改定に関する法律等の一部を改正する法律案、農業災害補償法及び農業共済基金法の一部を改正する法律案並びに野菜生産出荷安定法の一部を改正する法律案を一括して採決いたします。

三案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(河野謙三君) 総員起立と認めます。よって、三案は全会一致をもって可決されました。

○議長(河野謙三君) 日程第八 下水道整備緊急措置法及び下水道法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)を議題といたします。

まず、委員長の報告を求めます。建設委員長中村波男君。

〔審査報告書は都合により追録に掲載〕

下水道整備緊急措置法及び下水道法の一部を改正する法律案

右の内閣提出案は本院においてこれを修正議決した。

よって国会法第八十三条により送付する。

昭和五十一年五月十三日

衆議院議長 前尾繁三郎

参議院議長 河野 謙三殿

(小字及び一は衆議院修正)

下水道整備緊急措置法及び下水道法の一部を改正する法律案

下水道整備緊急措置法及び下水道法の一部を改正する法律

(下水道整備緊急措置法の一部改正)

第一条 下水道整備緊急措置法(昭和四十二年法律第四十一号)の一部を次のように改正する。

第二条第二項中「で、都市計画法(昭和四十二年法律第百号)第四十四条第十四項に規定する都市計画事業として実施されるもの」を削る。

第三条第一項中「昭和四十六年度」を「昭和五十一年度」に改める。

(下水道法の一部改正)

第二条 下水道法(昭和三十三年法律第七十九号)の一部を次のように改正する。

目次中「第五十条」を「第五十一条」に改める。

第十一条の二第二項中「特定施設の設置者以下「特定施設設置者」という。」を「特定施設以下単に「特定施設」という。」の設置者」に改める。

第十二条第一項中「継続して次の各号に掲げる水質の下水を、著しく公共下水道若しくは流域下水道の施設の機能を妨げ、又は公共下水道若しくは流域下水道の施設を損傷するおそれのある下水を継続して」に、「当該下水」を「下水」に改め、同項各号を削り、同条第二項中「公共下水道若しくは」を「公共下水道又は」に、「保全し、又は公共下水道からの放流水若しくは流域下水道からの放流水の水質を第八条の技術上の基準に適合させる」を「保全する」に改める。

第十二条の二中「特定施設設置者」を「特定施設の設置者」に改め、同条を第十二条の十一とし、第十二条の次に次の九条を加える。

(特定事業場からの下水の排除の制限)

第十二条の二 特定施設(政令で定めるものを除く。第十二条の十一、第十八条の二及び第三十九条の二を除き、以下同じ。)を設置する工場又は事業場(以下「特定事業場」という。)から下水を排除して公共下水道(終末処理場を設置しているもの又は終末処理場を設置している流域下水道に接続しているものに限る。以下この条、次条、第十二条の五、第十二条の十第一項及び第三十七条の三において

同じ。)を使用する者は、政令で定める場合を除き、その水質が当該公共下水道への排出口において政令で定める基準に適合しない下水を排除してはならない。

2 前項の政令で定める基準は、下水に含まれる物質のうち人の健康に係る被害又は生活環境に係る被害を生ずるおそれがあり、かつ、終末処理場において処理することが困難なものであるとして政令で定めるものの量について、当該物質の種類ごとに、公共下水道からの放流水又は流域下水道から河川その他の公共の水域若しくは海域に放流される水(以下「流域下水道からの放流水」という。)の水質を第八条(第二十五条の十において準用する場合を含む。第四項(第十二条の十第二項において準用する場合を含む。第十三条第一項及び第三十七条の二第一項において同じ。)の技術上の基準に適合させるため必要な限度において定めるものとする。

3 前項の政令で定める物質に係るものを除き、公共下水道管理者は、政令で定める基準に従い、条例で、特定事業場から公共下水道に排除される下水の水質の基準を定めることができる。

4 前項の条例は、公共下水道からの放流水又は流域下水道からの放流水の水質を第八条の技術上の基準に適合させるために必要な最小限度のものであり、かつ、公共下水道を使用する者に不当な義務を課することとならないものでなければならない。

5 第三項の規定により公共下水道管理者が条例で水質の基準を定めた場合においては、特定事業場から下水を排除して公共下水道を使用する者は、政令で定める場合を除き、その水質が当該公共下水道への排出口において当該条例で定める基準に適合しない下水を排除してはならない。

6 第一項及び前項の規定は、一の施設が特定

施設となつた際現にその施設を設置している者(設置の工事をしていない者を含む。)が当該施設を設置している工場又は事業場から公共下水道に排除する下水については、当該施設が特定施設となつた日から六月間(当該施設が政令で定める施設である場合にあつては、一年間)は、適用しない。ただし、当該施設が特定施設となつた際現に当該工場又は事業場が特定事業場であるとき、及びその者に適用されている地方公共団体の条例の規定で河川その他の公共の水域又は海域に排除される汚水の水質につき第一項及び前項に規定する規制に相当するものがあるとき(当該規定の違反行為に対する処罰規定がないときを除く。)は、この限りでない。

(特定施設の設置等の届出)

第十二条の三 工場又は事業場から継続して下水を排除して公共下水道を使用する者は、当該工場又は事業場に特定施設を設置しようとするときは、建設省令で定めるところにより、次の各号に掲げる事項を公共下水道管理者に届け出なければならない。

一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名

二 工場又は事業場の名称及び所在地

三 特定施設の種類

四 特定施設の構造

五 特定施設の使用の方法

六 特定施設から排出される汚水の処理の方法

七 公共下水道に排除される下水の量及び水質その他の建設省令で定める事項

2 一の施設が特定施設となつた際現にその施設を設置している者(設置の工事をしていない者を含む。)が当該施設に係る工場又は事業場から継続して下水を排除して公共下水道を使用するものは、当該施設が特定施設となつた日から三十日以内に、建設省令で定めるところにより、前項各号に掲げる事項を公共下水道管理者に届け出なければならない。

るにより、前項各号に掲げる事項を公共下水道管理者に届け出なければならない。

3 特定施設の設置者は、前二項の規定により届出をしている場合を除き、当該特定施設を設置している工場又は事業場から継続して下水を排除して公共下水道を使用することとなつたときは、その日から三十日以内に、建設省令で定めるところにより、第一項各号に掲げる事項を公共下水道管理者に届け出なければならない。

(特定施設の構造等の変更の届出)

第十二条の四 前条の規定による届出をした者は、その届出に係る同条第一項第四号から第七号までに掲げる事項を変更しようとするときは、建設省令で定めるところにより、その旨を公共下水道管理者に届け出なければならない。

(計画変更命令)

第十二条の五 公共下水道管理者は、第十二条の三第一項又は前条の規定による届出があつた場合において、当該特定事業場から公共下水道に排除される下水の水質が公共下水道への排出口において第十二条の二第一項の政令で定める基準又は同条第三項の規定による条例で定める基準に適合しないと認めるときは、その届出を受理した日から六十日以内に限り、その届出をした者に対し、その届出に係る特定施設の構造若しくは使用の方法若しくは特定施設から排出される汚水の処理の方法に関する計画の変更(前条の規定による届出に係る計画の廃止を含む。又は第十二条の三第一項の規定による届出に係る特定施設の設置に関する計画の廃止を命ずることができ

(実施の制限)

第十二条の六 第十二条の三第一項又は第十二条の四の規定による届出をした者は、その届出が受理された日から六十日を経過した後で

昭和五十一年五月十九日 参議院會議録第十二号

下水道整備緊急措置法及び下水道法の一部を改正する法律案

三六四

なければ、その届出に係る特定施設を設置し、又は特定施設の構造若しくは使用の方法若しくは特定施設から排出される汚水の処理の方法を変更してはならない。

2 公共下水道管理者は、第十二条の三第一項又は第十二条の四の規定による届出に係る事項の内容が相当であると認めるときは、前項の期間を短縮することができる。

(氏名の変更等の届出)

第十二条の七 第十二条の三の規定による届出をした者は、その届出に係る同条第一項第一号若しくは第二号に掲げる事項に変更があつたとき、又は特定施設の使用を廃止したときは、その日から三十日以内に、その旨を公共下水道管理者に届け出なければならない。

(承継)

第十二条の八 第十二条の三の規定による届出をした者からその届出に係る特定施設を譲り受け、又は借り受けた者は、当該届出をした者の地位を承継する。

2 第十二条の三の規定による届出をした者について相続又は合併があつたときは、相続人又は合併後存続する法人若しくは合併により設立された法人は、当該届出をした者の地位を承継する。

3 前二項の規定により第十二条の三の規定による届出をした者の地位を承継した者は、その承継があつた日から三十日以内に、その旨を公共下水道管理者に届け出なければならない。

(流域下水道管理者への通知)

第十二条の九 流域関連公共下水道の管理者は、第十二条の三、第十二条の四、第十二条の七又は前条第三項の規定による届出を受理したときは当該届出に係る事項を、第十二条の五の規定による命令をしたときは当該命令の内容を、遅滞なく、当該流域関連公共下水道に係る流域下水道の管理者に通知しなければならない。

ばならない。

(除害施設の設定等)

第十二条の十 公共下水道管理者は、継続して次の各号に掲げる下水(第十二条の二第一項又は第五項の規定により公共下水道に排除してはならないこととされるものを除く。)を排除して公共下水道を使用する者に対し、条例で、除害施設を設け、又は必要な措置をしなければならぬ旨を定めることができる。

一 その水質が第十二条の二第二項の政令で定める物質に關し政令で定める基準に適合しない下水

二 その水質(第十二条の二第二項の政令で定める物質に係るものを除く。)が政令で定める基準に従い条例で定める基準に適合しない下水

2 第十二条の二第四項の規定は、前項の条例について準用する。

第十三条第一項中「排水設備」の下に「特定施設」を加える。

第十八条の二中「特定施設設置者(過去の特定施設設置者を含む。)」を「特定施設の設置者(過去の設置者を含む。)」に改める。

第二十五条の八第二項中「第一項の下に、第十二条の二第三項又は第十二条の十第一項」を加える。

第二十五条の十前段中「第十三条」を「第十二条の八まで、第十二条の十から第十三条」に改め、同条後段を次のように改める。

この場合において、第十三条第一項中「排水区域内の他人の土地又は建築物に立ち入り、排水設備、特定施設」とあるのは「他人の土地又は建築物に立ち入り、流域下水道に接続する排水施設、特定施設又は」と、第十八条の二中「公共下水道」とあるのは「流域下水道又は当該流域下水道に係る流域関連公共下水道」と読み替へるものとする。

第三十一条後段を次のように改める。

この場合において、第二十三条第二項中「厚生省令、建設省令」とあるのは、「建設省令」と読み替へるものとする。

第三十七条の二第一項中「第二項」の下に「若しくは第三項」を加え、「準用する」を「これらの規定を準用する」に改め、同条の次に次の一条を加える。

(改善命令等)

第三十七条の三 公共下水道管理者又は流域下水道管理者は、特定事業場から下水を排除して公共下水道又は流域下水道(終末処理場を設置しているものに限り。)を使用する者が、その水質が当該公共下水道又は流域下水道への排出口において第十二条の二第一項(第二十五条の十において準用する場合を含む。)の政令で定める基準又は第十二条の二第三項(第二十五条の十において準用する場合を含む。)の規定による条例で定める基準に適合しない下水を排除するおそれがあると認めるときは、その者に対し、期限を定めて、特定施設の構造若しくは使用の方法若しくは特定施設から排出される汚水の処理の方法の改善を命じ、又は特定施設の使用若しくは当該公共下水道若しくは流域下水道への下水の排除の停止を命ずることができる。ただし、第十二条の二第六項本文(第二十五条の十において準用する場合を含む。)の規定の適用を受ける者に対しては、この限りでない。

第三十九条の二中「特定施設設置者」を「特定施設の設置者」に改める。

第四十条を次のように改める。

(経過措置)

第四十四条 この法律の規定に基づき命令を制定し、又は改廃する場合においては、その命令で、その制定又は改廃に伴い合理的に必要と判断される範囲内において、所要の経過措置(罰則に関する経過措置を含む。)を定めることができる。

第四十五条第一項中「十万円」を「二十万円」に改め、同条第二項中「五万円」を「十万円」に改める。

第四十六条中「第三十八条第一項又は」を「第十二条の五(第二十五条の十において準用する場合を含む。若しくは第三十七条の三の規定による公共下水道管理者若しくは流域下水道管理者の命令又は第三十八条第一項若しくは」に、

「又は都市下水路管理者」を「若しくは都市下水路管理者」に、「二十万円」を「五十万円」に改め、同条の次に次の一条を加える。

第四十六条の二 第十二条の二第一項又は第五項(第二十五条の十においてこれらの規定を準用する場合を含む。)の規定に違反した者は、六月以下の懲役又は二十万円以下の罰金に処する。

2 過失により前項の罪を犯した者は、三月以下の禁錮又は十万円以下の罰金に処する。

第四十七条中「五万円」を「十万円」に改め、同条の次に次の一条を加える。

第四十七条の二 第十二条の三第一項又は第十二条の四(第二十五条の十においてこれらの規定を準用する場合を含む。)の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者は、三月以下の懲役又は十万円以下の罰金に処する。

第四十八条中「十万円」を「二十万円」に改める。

第四十九条中「五万円」を「十万円」に改め、同条第一号中「第十一」の下に「又は第十二条の三第二項若しくは第三項」を加え、「準用する」を「これらの規定を準用する」に改め、同条第四号を第五号とし、第三号を第四号とし、同条第二号中「第十二条の二」を「第十二条の十一」に改め、同号を同条第三号とし、同条第一号の次に次の一号を加える。

二 第十二条の六第一項(第二十五条の十において準用する場合を含む。)の規定に違反した者

第五十条中「前四条」を「第四十六條から前条まで」に改め、同条の次に次の一条を加える。

第五十一条 第十二条の七又は第十二条の八第三項（第二十五条の十においてこれらの規定を準用する場合を含む。）の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者は、三万円以下の過料に処する。

附則

（施行期日）
第一条 この法律中、第一条の規定は、公布の日昭和五十一年四月一日から、第二条、次条及び附則第三条の規定は公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

（下水道法の一部改正に伴う経過措置）

第二条 第二条の規定の施行の際現に水質汚濁防止法（昭和四十五年法律第百三十八号）第二条第二項に規定する特定施設（第二条の規定による改正後の下水道法（以下「新法」という。）第十二条の二第一項の政令で定めるものを除き、以下単に「特定施設」という。）を設置している者（設置の工事をしていない者を含む。）が当該特定施設を設置している工場又は事業場から公共下水道（終末処理場を設置しているもの又は終末処理場を設置している流域下水道に接続しているものに限る。次項において同じ。）又は流域下水道（終末処理場を設置しているものに限る。）に排除する下水については、第二条の規定の施行後六月間（当該特定施設が政令で定める施設である場合にあつては、一年間）は、新法第十二条の二第一項及び第五項（新法第二十五条の十においてこれらの規定を準用する場合を含む。）並びに第三十七条の三の規定は適用せず、その者については、新法第十二条の規定にかかわらず、なお従前の例による。ただし、その者に適用されている他の法律又は地方公共団体の条例の規定で河川その他の公共の水域又は海域に排除される汚水の水質につき新法第十二条の二第

一項及び第五項に規定する規制に相当するものがあるとき（当該規定の違反行為に対する処罰規定がないときを除く。）は、この限りでない。

2 第二条の規定の施行の際現に特定施設を設置している者（設置の工事をしていない者を含む。）で当該特定施設に係る工場又は事業場から継続して下水を排除して公共下水道を使用するものは、同条の規定の施行の日から三十日以内に、新法第十二条の三第一項各号に掲げる事項を公共下水道管理者に届け出なければならぬ。

3 前項の規定による届出をした者については、新法第十二条の三第三項の規定は、適用しない。

4 第二項の規定による届出をした者は、新法第十二条の四、第十二条の五（新法第十二条の四の規定による届出に係る部分に限る。）及び第十二条の六（新法第十二条の四の規定による届出に係る部分に限る。）から第十二条の九までの規定（これらの規定に係る罰則の規定を含む。）の適用については、新法第十二条の三の規定による届出をした者とみなす。

5 前三項の規定は、流域下水道について準用する。

6 第二項（前項において準用する場合を含む。）の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者は、十万円以下の罰金に処する。

7 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して前項の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、同項の刑を科する。

8 第二条の規定の施行前にした行為及び第一項の規定によりなお従前の例によることとされる事項に係る第二条の規定の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（地方税法の一部改正）

第三条 地方税法（昭和二十五年法律第二百二十

六号）の一部を次のように改正する。

第五百八十六條第二項第二号ロ中「第一項」の下に「若しくは第十二条の十第一項」を加える。
附則第十四条第二号中「第一項」の下に「又は第十二条の十第一項」を加える。

〔中村波男君登壇、拍手〕

○中村波男君 ただいま議題となりました下水道整備緊急措置法及び下水道法の一部を改正する法律案について、建設委員会における審議の経過及び結果を御報告申し上げます。

本案は、公共用水域の水質保全、生活環境の改善を図るため、下水道の緊急整備と、あわせて工場等からの悪質下水の下水道への流入を規制しようとするもので、主な内容は次のとおりであります。

第一は、下水道整備緊急措置法の一部を改正する法律案についてであります。

下水道整備五カ年計画の対象となる事業を都市計画事業に限定せず、都市計画区域外における下水道整備事業も含めるとし、建設大臣は昭和五十一年度と初年度とする下水道整備五カ年計画の案を作成し、閣議の決定を求めなければならないこととしたこととあります。

第二は、下水道法の一部改正についてであります。

特定事業場から公共下水道または流域下水道への悪質な下水の排除を規制し、及び公共下水道または流域下水道を使用する工場または事業場に対する監督を強化して公共用水域に放流される水の水質管理の適正化を図る等下水道の管理体制を整備したこととあります。

なお、衆議院において、下水道整備緊急措置法の一部改正に係る規定のうち、施行期日について修正がなされております。

委員会におきましては、第三次下水道整備五カ年計画の実績及び第四次計画の整備目標、補助対象範囲の拡大、補助率の引き上げ等の財源対策、

水質環境基準の達成のため第三次処理を含む下水道整備の促進、県際水域及び琵琶湖等の閉鎖水域における下水道整備の必要性、下水道の維持管理体制の整備、終末処理場及び周辺における環境整備の推進、水質測定機器の技術開発の促進、技術者の確保、工場等の悪質な下水の排除に対する規制及び監督の強化等について熱心な質疑が行われましたが、その詳細は会議録に譲ります。

質疑を終局し、討論に入りましたところ、別に発言もなく、採決の結果、本案は全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、本案に対し松本英一委員より、自由民主党、日本社会党、公明党及び日本共産党の共同提案による附帯決議案が提出され、全会一致をもって本委員会の決議とすることに決定いたしました。

その内容は、第四次下水道整備五カ年計画の財源措置、流域別下水道整備総合計画の早期策定、特定施設に対する監督の強化と除害施設の設置のための融資の充実、下水道処理技術の開発と水の循環利用の促進、下水道の管理体制の整備と技術者の養成、終末処理場及びその周辺における環境整備の推進等であります。

以上御報告申し上げます。（拍手）

○議長（河野謙三君） これより採決をいたします。

〔賛成者起立〕

○議長（河野謙三君） 総員起立と認めます。よつて、本案は全会一致をもって可決されました。

○議長（河野謙三君） 日程第九 昭和四十二年度以後における地方公務員等共済組合法の年金の額の改定等に関する法律等の一部を改正する法律案 日程第一〇 地方公務員災害補償法の一部を改正する法律案

昭和五十一年五月十九日 参議院會議録第十二号

(いずれも内閣提出、衆議院送付)

以上両案を一括して議題といたします。

まず、委員長の報告を求めます。地方行政委員
長上田稔君。

〔審査報告書は都合により追録に掲載〕

昭和四十二年度以後における地方公務員等共
済組合法の年金の額の改定等に関する法律等
の一部を改正する法律案
右の内閣提出案は本院においてこれを可決し
た。

よつて国会法第八十三条により送付する。

昭和五十一年五月十四日

衆議院議長 前尾繁三郎

参議院議長 河野 謙三殿

昭和四十二年度以後における地方公務員等共
済組合法の年金の額の改定等に関する法律等
の一部を改正する法律案

昭和四十二年度以後における地方公務員等
共済組合法の年金の額の改定等に関する法
律等の一部を改正する法律

(昭和四十二年以後における地方公務員等共
済組合法の年金の額の改定等に関する法律の一
部改正)

第一条 昭和四十二年以後における地方公務員
等共済組合法の年金の額の改定等に関する法律
(昭和四十二年法律第五号)の一部を次のよう
に改正する。

第一条第一項第一号中「第五条まで、第十一
条から第十二条まで及び第十二条の四」を第六
条まで、第十三条から第十四条まで及び第十四
条の四に改める。

第二条の五第三項中「六十五歳未満の者に限

る。」を削る。

第二条の六第四項中「六十五歳未満の者に限
る。」を削り、同条の次に次の一条を加える。

(昭和五十一年度における昭和四十五年三月
以前の地方公務員共済組合の年金の額の改
定)

第二条の七 地方公務員共済組合の組合員であ
つた者に係る新法の規定による退職年金等の
うち、昭和五十一年六月三十日において現に
支給されている年金で昭和四十五年三月三十
一日以前の退職に係るものについては、昭和
五十一年七月分以後、その額を、前条第二項
の規定により年金額を改定する場合のその改
定年金額の算定の基礎となつた第一条第一項
各号に掲げる仮定新法の給料年額、仮定退職
年金条例の給料年額又は仮定共済法の給料年
額とみなされた額にその額が別表第七の上欄
に掲げる給料年額のいずれの区分に属するか
に応じ同表の中欄に掲げる率を乗じて得た額
(当該仮定新法の給料年額、仮定退職年金条
例の給料年額又は仮定共済法の給料年額とみ
なされた額が六十五万二千円以上であるとき
は、その属する同表の上欄に掲げる給料年額
の区分に応じ同表の下欄に掲げる金額をその
乗じて得た額に加えた額)を、それぞれ同項
各号に掲げる仮定新法の給料年額、仮定退職
年金条例の給料年額又は仮定共済法の給料年
額とみなし、同項の規定に準じて算定した額
に改定する。

2 次の各号に掲げる年金については、前項の
規定により改定された額(遺族年金について
は、その額につき新法第九十三条の五(新法
又は施行法において準用する場合を含む。以
下この項において同じ。)の規定の適用がある
場合(同条の規定が昭和五十一年七月一日か
ら適用されるとするならば同条の規定が適用
されることとなる場合を含む。)には、その額
から同条の規定により加算されるべき額に相

当する額を控除した額)が当該各号に掲げる
額に満たないときは、同年七月分以後、その
額を、当該各号に掲げる額に改定する。この
場合においては、第一条第三項後段の規定を
準用する。

一 退職年金のうち次のイからハまでに掲げ
る年金 次のイからハまでに掲げる年金の区
分に応じそれぞれイからハまでに掲げる額
イ 六十五歳以上の者で実在職した組合員
期間が最短期間未満に達しているものに
係る年金 五十五万円

ロ 六十五歳以上の者で実在職した組合員
期間が九年以上のものに係る年金(イに
掲げる年金を除く。)及び六十五歳未満の
者で実在職した組合員期間が最短期間年
限に達しているものに係る年金 四十一
万二千五百円

ハ 六十五歳以上の者で実在職した組合員
期間が九年以上のものに係る年金 二十
七万五千円

二 障害年金 次のイからハまでに掲げる年
金の区分に応じそれぞれイからハまでに掲
げる額
イ 六十五歳以上の者で実在職した組合員
期間が最短期間未満に達しているものに
係る年金 五十五万円

ロ 六十五歳以上の者で実在職した組合員
期間が九年以上のものに係る年金(イに
掲げる年金を除く。)及び六十五歳未満の
者で実在職した組合員期間が最短期間年
限に達しているものに係る年金 四十一
万二千五百円

ハ イ及びロに掲げる年金以外の年金 二
十七万五千円
三 遺族年金 次のイからハまでに掲げる年
金の区分に応じそれぞれイからハまでに掲
げる額
イ 六十五歳以上の者及び六十五歳未満の

三六六

妻、子又は孫が受ける年金でその年金の
額の計算の基礎となつた組合員期間のう
ち実在職した期間が最短期間年限に達し
ているもの 二十七万五千円

ロ 六十五歳以上の者及び六十五歳未満の
妻、子又は孫が受ける年金でその年金の
額の計算の基礎となつた組合員期間のう
ち実在職した期間が九年以上のもの(イ
に掲げる年金を除く。)並びに六十五歳未
満の者(妻、子及び孫を除く。)が受ける
年金でその年金の額の計算の基礎となつ
た組合員期間のうち実在職した期間が最
短期間年限に達しているもの 二十万六
千三百円

ハ イ及びロに掲げる年金以外の年金 十
三万七千五百円

3 前項第三号の規定の適用を受ける遺族年金
を受ける者が妻であり、かつ、次の各号に該
当する場合には、同項第三号の規定により算
定した額に当該各号に掲げる額を加えた額を
もつて、当該遺族年金の額とする。ただし、
その者が当該遺族年金に係る組合員又は組合
員であつた者の死亡について、恩給法による
扶助料、施行法第二条第一項第十二号に規定
する退職年金条例の遺族年金その他の年金た
る給付の支給を受ける場合であつて政令で定
める場合に該当するときは、その該当する間
は、この限りでない。

一 遺族(新法第二条第一項第三号に規定す
る遺族をいう。以下同じ。)である子が一人
いる場合 三万六千円

二 遺族である子が二人以上いる場合 六万
円

三 六十歳以上である場合(前二号に該当す
る場合を除く。) 二万四千円
4 第一項又は第二項の規定の適用を受ける年
金を受ける者が六十五歳に達したとき(遺族
年金を受ける妻、子又は孫が六十五歳に達し

たときを除く。)は、その達した日の属する月の翌月分以後、その額を、同項の規定に準じて改定する。

5 第二項第三号の規定の適用を受ける遺族年金を受ける者が妻であり、かつ、遺族である子を有しない者である場合において、その者が六十歳に達したときは、その達した日の属する月の翌月分以後、その者を第三項第三号の規定に該当する者とみなして、その額を改定する。

6 第一条第五項の規定は、前各項の規定の適用を受ける年金の額の改定について準用する。

7 前各項の規定は、地方公共団体の長等の退職年金のうち、昭和五十一年六月三十日において現に支給されている年金で昭和四十五年三月三十一日以前の退職に係るものについて準用する。この場合においては、第一条第六項後段の規定を準用する。

8 沖縄の退職年金等のうち、昭和五十一年六月三十日において現に支給されている年金で昭和四十五年三月三十一日以前の退職に係るものについては、昭和五十一年七月分以後、その額を、前各項の規定に準じ政令で定めるところにより改定する。

第三条の三の次に次の一条を加える。
(昭和五十一年度における昭和四十五年四月以後の地方公務員共済組合の年金の額の改定)

第三条の四 地方公務員共済組合の組合員であつた者に係る新法の規定による退職年金等のうち、昭和五十一年六月三十日において現に支給されている年金で昭和四十五年四月一日から昭和四十七年三月三十一日までの間の退職に係るものについては、昭和五十一年七月分以後、その額を、前条第一項の規定による改定年金額の算定の基礎となつた第一条第一項各号に掲げる仮定新法の給料年額、仮定退職年金額とみなし、同項の規定に準じて算定した額に改定する。

昭和五十一年五月十九日 参議院会議録第十二号

職年金条例の給料年額又は仮定共済法の給料年額とみなされた額にその額が別表第七の上欄に掲げる給料年額のいずれの区分に属するかに応じ同表の中欄に掲げる率を乗じて得た額(当該仮定新法の給料年額、仮定退職年金条例の給料年額又は仮定共済法の給料年額とみなされた額が六十五万二千円以上であるときは、その属する同表の上欄に掲げる給料年額の区分に応じ同表の下欄に掲げる金額をその乗じて得た額に加えた額)を、それぞれ同項各号に掲げる仮定新法の給料年額、仮定退職年金条例の給料年額又は仮定共済法の給料年額とみなし、同項の規定に準じて算定した額に改定する。

2 第二条の七第二項から第六項までの規定は、前項の規定の適用を受ける年金の額の改定について準用する。

3 前二項の規定は、地方公共団体の長等の退職年金等のうち、昭和五十一年六月三十日において現に支給されている年金で昭和四十五年四月一日から昭和四十七年三月三十一日までの間の退職に係るものについて準用する。この場合においては、第一条第六項後段の規定を準用する。

4 沖縄の退職年金等のうち、昭和五十一年六月三十日において現に支給されている年金で昭和四十五年四月一日から昭和四十七年三月三十一日までの間の退職に係るものについては、昭和五十一年七月分以後、その額を、前三項の規定に準じ政令で定めるところにより改定する。

第四条の二第四項中「年金」の下に「(昭和四十八年四月一日以後の退職に係るものを除く。)」を加え、同条の次に次の一条を加える。
(昭和五十一年度における昭和四十七年四月以後の地方公務員共済組合の年金の額の改定)

第四条の三 地方公務員共済組合の組合員であ

昭和四十二年四月以後における地方公務員等共済組合法の年金の額の改定等に関する法律等の一部を改正する法律案外一件 三六七

つた者に係る新法の規定による退職年金等のうち、昭和五十一年六月三十日において現に支給されている年金で昭和四十七年四月一日から昭和四十八年三月三十一日までの間の退職に係るもの(第四項の規定の適用を受けるものを除く。)については、昭和五十一年七月分以後、その額を、前条第一項の規定による改定年金額の算定の基礎となつた第一条第一項各号に掲げる仮定新法の給料年額、仮定退職年金条例の給料年額又は仮定共済法の給料年額とみなし、同項の規定に準じて算定した額に改定する。

2 第二条の七第二項から第六項までの規定は、前項の規定の適用を受ける年金の額の改定について準用する。

3 前二項の規定は、地方公共団体の長等の退職年金等のうち、昭和五十一年六月三十日において現に支給されている年金で昭和四十七年四月一日から昭和四十八年三月三十一日までの間の退職に係るもの(次項の規定の適用を受けるものを除く。)について準用する。この場合においては、第一条第六項後段の規定を準用する。

4 前条第四項の規定の適用を受ける年金で、昭和五十一年六月三十日において現に支給されているものについては、同年七月分以後、その額を、前三項の規定に準じ政令で定める

ところにより改定する。

第十七条中「第十三条」を「第十条まで及び第十三条から第十五条」に、「及び」を「並びに」に改め、同条を第十九条とする。

第十六条中「第十四条」を「第十六条」に、「第十四条第一項」を「第十六条第一項」に改め、同条を第十八条とする。

第十五条を第十七条とし、第十四条を第十六条とする。

第十三条第二項中「第十二条第三項」を「第十四条第三項」に改め、同条を第十五条とする。

第十二条第四項中「第十二条第一項各号」を「第十四条第一項各号」に改め、同条第二項中「第十二条第三項」を「第十四条第三項」に改め、同条を第十四条の四とする。

第十二条の三第一項及び第二項中「第十二条第一項」を「第十四条第一項」に、「第十二条の二第三項中」第十二条第三項」を「第十四条第三項」に改め、同条を第十四条の三とする。

第十二条の二を第十四条の二とし、第十二条を第十四条とする。

第十一条の二を第十三条の二とし、同条の次に次の一条を加える。

(昭和五十一年度における地方議会議員共済会の年金の額の改定)

第十三条の三 地方議会議員であつた者に係る新法の規定による地方議会議員の退職年金等のうち昭和四十八年三月三十一日以前の退職に係る年金及び地方議会議員であつた者に係る施行法第四十二条の二に規定する互助年金で、昭和五十一年六月三十日において現に支給されているものについては、同年七月分以後、その額を、その者が引き続き昭和四十八年四月一日まで当該退職に係る地方公共団体に地方議会議員として在職していたとしたならば同年四月分として受けることとなる報酬額に係る標準報酬月額(同日において適用

2 第一条第五項の規定は、前項の規定の適用を受ける年金の額の改定について準用する。

3 施行法第一百四十二条の三第一項又は第四項

の規定により支給される年金たる共済給付金で昭和四十七年五月十四日以前の退職に係るものについては、昭和五十一年七月分以後、その額を、前二項の規定に準じ政令で定めるところにより改定する。

第十一条を第十三条とし、第十条を第十二条とする。

第九条中「第三条の三、第四条の二、第五条、第六条の三及び前二条」を「第二条の七、第三条の三、第三条の四、第四条の二、第四条の三、第五条、第五条の二、第六条、第七条の三、第七条の四及び第八条の二から前条まで」に改め、同条を第十一條とする。

第八条第二項中「第六條の第二項」を「第七條の第二項」に、「第八條第一項」を「第九條第一項」に改め、同條を第九條とし、同條の次に次の二條を加える。

(昭和五十一年度における昭和四十八年四月以後の通算退職年金の額の改定)

第九條の二 地方公務員共済組合の組合員であつた者に係る新法の規定による通算退職年金

のうちに昭和五十一年六月三十日において現に支給されている年金で昭和四十八年四月一日から昭和四十九年三月三十一日までの間の月の退職に係るものについては、昭和五十一年七月分以後、その額を、次の各号に掲げる額の合算額を二百四十で除し、これに当該通算退職年金に係る組合員期間の月数を乗じて得た額に改定する。

三十三万九千六百円

二 通算退職年金の仮定給料（前条第一項第十二号に規定する通算退職年金の仮定給料に十二を乗じて得た額にその額が別表第七の（上欄に掲げる給料年額のいづれの区分に属するかに応じ同表の中欄に掲げる率を乗じて得た額）（その十二を乗じて得た額が六十五万二千円以上であるときは、その属する同表の上欄に掲げる給料年額の区分に応じ同表の下欄に掲げる金額を当該同表の中欄

2

は、前項の規定の適用を受ける年金の額の改定について準用する。この場合において、同条第二項中「前項の場合」とあるのは「第九条の第二項の場合」と、「昭和四十九年九月分」とあるのは「昭和五十一年七月分」と、「前項第二号」とあるのは「第九条の第二項第二号」と、「前項に」とあるのは「第九条の第二項に」と、同条第三項中「前二項」とあるのは「前二項」と、

「第九条の二第一項及び同条第二項の規定によ

り読み替えられた前項」と、同条第四項中「前三項」とあるのは「第九条の二第一項及び同条第二項の規定により読み替えられた前二項」と読み替えるものとする。

3 地方公務員共済組合の組合員であつた者に係る新法の規定による通算退職年金のうち、昭和五十一年七月三十一日において現に支給

昭和四十九年三月三十一日までの間の退職に係るものについては、昭和五十一年八月分以後、その額を、第一項第一号中「三十三万九千六百円」とあるのは「三十九万六千円」と、前項中第九条の第二項」とあるのは「第九条の二第三項の規定により読み替えられた同条第一項」と、「昭和五十一年七月分」とあるのは「昭和五十一年八月分」と読み替えて、前二項の規定に準じて算定した額に改定する。

4 前条第三項の規定の適用を受ける年金のうち

ち、昭和五十一年六月三十日において現に支給されている年金又は同年七月三十一日において現に支給されている年金及びその給付事由が同年八月一日以後に生じた年金については、その額を、それぞれ第一項及び第二項又は前項の規定に準じ政令で定めるところにより改定する。

昭和五十一年度における昭和四十九年四月

以後の通算退職年金の額の改定)

第十條 地方公務員共済組合の組合員であつた者に係る新法の規定による通算退職年金のうち、昭和五十一年六月三十日において現に支給されている年金で昭和四十九年四月一日から昭和五十年三月三十一日までの間の退職に係るものについては、昭和五十一年七月分以後、その額を、次の各号に掲げる額の合算額を二百四十で除し、これに当該通算退職年金に係る組合員期間の月数を乗じて得た額に改定する。

一 三十三万九千六百円

二 通算退職年金の仮定給料（当該通算退職年金の額の算定の基準となつた給料に十二を乗じて得た額にその額が別表第七の上欄に掲げる給料年額のいずれの区分に属するかに応じ同表の中欄に掲げる率を乗じて得た額（その十二を乗じて得た額が六十五万二千円以上であるときは、その属する同表

の上欄に掲げる給料年額の区分に応じ同表の下欄に掲げる金額を当該同表の中欄に掲げる率を乗じて得た額に加えた額）を十二で除して得た額をいう。）の千分の十に相当する金額に二百四十を乗じて得た額

2 第七条の二第二項から第四項までの規定

は、前項の規定の適用を受ける年金の額の改定について準用する。この場合において、同条第二項中「前項の場合」とあるのは「第十条第一項の場合」と、「昭和四十九年九月分」とあるのは「昭和五十一年七月分」と、「前項第二号」とあるのは「第十条第一項第二号」と、「前項に」とあるのは「第十条第一項に」と、同

条第三項中「前二項」とあるのは「第十条第一

項及び同条第二項の規定により読み替えられた前項」と、同条第四項中「前三項」とあるのは「第十条第一項及び同条第二項の規定により読み替えられた前二項」と読み替えるものとする。

3 地方公務員共済組合の組合員であつた者に

係る新法の規定による通算退職年金のうち、昭和五十一年七月三十一日において現に支給されている年金で昭和四十九年四月一日から昭和五十年三月三十一日までの間の退職に係るものについては、昭和五十一年八月分以後、その額を、第一項第一号中「三十三万九千六百円」とあるのは「三十九万六千円」と、前

項中「第十条第一項」とあるのは「第十条第三

項の規定により読み替えられた同条第一項と、「昭和五十一年七月分」とあるのは「昭和五十一年八月分」と読み替えて、前二項の規定に準じて算定した額に改定する。

4 沖縄の組合員であつた者に係る新法の規定

による通算退職年金で政令で定めるものうち、昭和四十九年四月一日から昭和五十年三月三十一日までの間の退職に係る年金で、昭和五十一年六月三十日において現に支給されているもの又は同年七月三十一日において現

に支給されているもの及びその給付事由が同年八月一日以後に生じたものについては、その額を、それぞれ第一項及び第二項又は前項の規定に準じ政令で定めるところにより改定する。

第七條の二第二項中「第六條の二第二項」を「第七條の二第二項」に、「第七條の二第一項」を「第八條の二第一項」に改め、同条を第八條の二とし、同条の次に次の一条を加える。

(昭和五十一年度における昭和四十七年四月以後の通算退職年金の額の改定)

第八條の三 地方公務員共済組合の組合員であつた者に係る新法の規定による通算退職年金のうち、昭和五十一年六月三十日において現に支給されている年金で昭和四十七年四月一日から昭和四十八年三月三十一日までの間の退職に係るものについては、昭和五十一年七月分以後、その額を、次の各号に掲げる額の合算額を二百四十で除し、これに当該通算退職年金に係る組合員期間の月数を乗じて得た額に改定する。

一 三十三万九千六百円

二 通算退職年金の仮定給料(前条第一項第二号に規定する通算退職年金の仮定給料に十二を乗じて得た額にその額が別表第七の上欄に掲げる給料年額のいずれの区分に属するかに応じ同表の中欄に掲げる率を乗じて得た額(その十二を乗じて得た額が六十五万二千円以上であるときは、その属する同表の上欄に掲げる給料年額の区分に応じ同表の下欄に掲げる金額を当該同表の中欄に掲げる率を乗じて得た額に加えた額)を十二で除して得た額をいう。)の千分の十に相当する金額に二百四十を乗じて得た額

2 第七條の二第二項から第四項までの規定は、前項の規定の適用を受ける年金の額の改定について準用する。この場合において、同条第二項中「前項の場合」とあるのは「第八條の

三第一項の場合」と、「昭和四十九年九月分」とあるのは「昭和五十一年七月分」と、「前項第二号」とあるのは「第八條の三第一項第二号」と、「前項」とあるのは「第八條の三第一項」と、「同条第三項中「前二項」とあるのは「第八條の三第一項及び同条第二項の規定により読み替えられた前項」と、同条第四項中「前三項」とあるのは「第八條の三第一項及び同条第二項の規定により読み替えられた前二項」と読み替へるものとする。

3 地方公務員共済組合の組合員であつた者に係る新法の規定による通算退職年金のうち、昭和五十一年七月三十一日において現に支給されている年金で昭和四十七年四月一日から昭和四十八年三月三十一日までの間の退職に係るものについては、昭和五十一年八月分以後、その額を、第一項第一号中「三十三万九千六百円」とあるのは「三十九万六千円」と、前項中「第八條の三第一項」とあるのは「第八條の三第三項の規定により読み替へられた同条第一項」と、「昭和五十一年七月分」とあるのは「昭和五十一年八月分」と読み替へて、前二項の規定に準じて算定した額に改定する。

4 前条第三項の規定の適用を受ける年金のうち、昭和五十一年六月三十日において現に支給されている年金又は同年七月三十一日において現に支給されている年金及びその給付事由が同年八月一日以後に生じた年金については、その額を、それぞれ第一項及び第二項又は前項の規定に準じ政令で定めるところにより改定する。

第七條第二項中「第六條の二第二項」を「第七條の二第二項」に、「第七條第一項」を「第八條第一項」に改め、同条を第八條とする。

第六條の三第二項第二号中「新法」を「昭和五十一年改正前の新法」に改め、同条を第七條の三とし、同条の次に次の一条を加える。

(昭和五十一年度における昭和四十七年三月

以前の通算退職年金の額の改定)

第七條の四 地方公務員共済組合の組合員であつた者に係る新法の規定による通算退職年金のうち、昭和五十一年六月三十日において現に支給されている年金で昭和四十七年三月三十一日以前の退職に係るものについては、昭和五十一年七月分以後、その額を、次の各号に掲げる額の合算額を二百四十で除し、これに当該通算退職年金に係る組合員期間の月数を乗じて得た額に改定する。

一 三十三万九千六百円

二 通算退職年金の仮定給料(前条第三項の規定により読み替へられた同条第一項第二号に規定する通算退職年金の仮定給料(昭和四十五年四月一日から昭和四十七年三月三十一日までの間の退職に係るものにあつては、前条第一項第二号に規定する通算退職年金の仮定給料)に十二を乗じて得た額にその額が別表第七の上欄に掲げる給料年額のいずれの区分に属するかに応じ同表の中欄に掲げる率を乗じて得た額(その十二を乗じて得た額が六十五万二千円以上であるときは、その属する同表の上欄に掲げる給料年額の区分に応じ同表の下欄に掲げる金額を当該同表の中欄に掲げる率を乗じて得た額に加えた額)を十二で除して得た額をいう。)の千分の十に相当する金額に二百四十を乗じて得た額

2 第七條の二第二項から第四項までの規定は、前項の規定の適用を受ける年金の額の改定について準用する。この場合において、同条第二項中「前項の場合」とあるのは「第七條の四第一項の場合」と、「昭和四十九年九月分」とあるのは「昭和五十一年七月分」と、「前項第二号」とあるのは「第七條の四第一項第二号」と、「前項」とあるのは「第七條の四第一項」と、「同条第三項中「前二項」とあるのは「第七條の四第一項及び同条第二項の規定により

読み替へられた前項」と、同条第四項中「前三項」とあるのは「第七條の四第一項及び同条第二項の規定により読み替へられた前二項」と読み替へるものとする。

3 地方公務員共済組合の組合員であつた者に係る新法の規定による通算退職年金のうち、昭和五十一年七月三十一日において現に支給されている年金で昭和四十七年三月三十一日以前の退職に係るものについては、昭和五十一年八月分以後、その額を、第一項第一号中「三十三万九千六百円」とあるのは「三十九万六千円」と、前項中「第七條の四第一項」とあるのは「第七條の四第三項の規定により読み替へられた同条第一項」と、「昭和五十一年七月分」とあるのは「昭和五十一年八月分」と読み替へて、前二項の規定に準じて算定した額に改定する。

4 前条第六項又は第七項の規定の適用を受ける年金のうち、昭和五十一年六月三十日において現に支給されている年金又は同年七月三十一日において現に支給されている年金及びその給付事由が同年八月一日以後に生じた年金については、その額を、それぞれ第一項及び第二項又は前項の規定に準じ政令で定めるところにより改定する。

第六條の二第二項第二号中「新法」を「昭和五十一年改正前の新法」に改め、同条を第七條の二とする。

第六條第二項第二号中「新法」を「昭和五十一年度以後における地方公務員等共済組合法の年金の額の改定等に関する法律等の一部を改正する法律(昭和五十一年法律第 号)第二条の規定による改正前の新法(以下「昭和五十一年改正前の新法」という。))に改め、同条を第七條とする。

第五條の次に次の二条を加える。

(昭和五十一年度における昭和四十八年四月以後の地方公務員共済組合の年金の額の改

昭和五十一年五月十九日 参議院會議録第十二号

定

第五條の二 地方公務員共済組合の組合員であつた者に係る新法の規定による退職年金等のうち、昭和五十一年六月三十日において現に支給されている年金で昭和四十八年四月一日から昭和四十九年三月三十一日までの間の退職に係るもの(第四項の規定の適用を受けるものを除く。)については、昭和五十一年七月分以後、その額を、前条第一項の規定による改定年金額の算定の基礎となつた第一条第一項各号に掲げる仮定新法の給料年額、仮定退職年金条列の給料年額又は仮定共済法の給料年額とみなされた額が六十五万二千円以上であるときは、その属する同表の上欄に掲げる給料年額の区分に応じ同表の下欄に掲げる金額をその乗じて得た額に加えた額を、それぞれ同項各号に掲げる仮定新法の給料年額、仮定退職年金条列の給料年額又は仮定共済法の給料年額とみなし、同項の規定に準じて算定した額に改定する。

2 第二条の七第二項から第六項までの規定は、前項の規定の適用を受ける年金の額の改定について準用する。

3 前二項の規定は、地方公共団体の長等の退職年金等のうち、昭和五十一年六月三十日において現に支給されている年金で昭和四十八年四月一日から昭和四十九年三月三十一日までの間の退職に係るもの(次項の規定の適用を受けるものを除く。)について準用する。この場合においては、第一条第六項後段の規定を準用する。

4 前条第五項の規定の適用を受ける年金(昭和四十九年四月一日以後の退職に係るものを除く。)で、昭和五十一年六月三十日において現に支給されているものについては、同年七月分以後、その額を、前三項の規定に準じ政令で定めるところにより改定する。

(昭和五十一年度における昭和四十九年四月以後の地方公務員共済組合の年金の額の改定)

第六條 地方公務員共済組合の組合員であつた者に係る新法の規定による退職年金等のうち、昭和五十一年六月三十日において現に支給されている年金で昭和四十九年四月一日から昭和五十年三月三十一日までの間の退職に係るもの(第五項の規定の適用を受けるものを除く。)については、昭和五十一年七月分以後、その額を、当該年金の額(その額につき年金額の最低保障に関する新法、施行法その他の法律の規定で政令で定めるものの適用があつた場合には、その適用がないものとした場合の額)の算定の基礎となつた新法第四十四条第二項若しくは施行法第二条第一項第三十三号又は同項第二十九号若しくは第五十七条第三項若しくは第二条第一項第三十二号に規定する給料年額若しくは新法の給料年額又は退職年金条列の給料年額若しくは恩給法の給料年額若しくは共済法の給料年額(以下この項において「給料年額等」という。)にその額が別表第七の上欄に掲げる給料年額のいずれの区分に属するかに応じ同表の中欄に掲げる率を乗じて得た額(当該給料年額等が六十五万二千円以上であるときは、その属する同表の上欄に掲げる給料年額の区分に応じ同表の下欄に掲げる金額をその乗じて得た額に加えた額)を、それぞれ第一条第一項各号に掲げる仮定新法の給料年額、仮定退職年金条列の給料年額又は仮定共済法の給料年額とみなし、同項の規定に準じて算定した額に改定する。

2 第二条の七第二項から第六項までの規定は、前項の規定の適用を受ける年金の額の改

昭和四十二年以後における地方公務員等共済組合法の年金の額の改定等に関する法律等の一部を改正する法律案外一件 三七〇

定について準用する。

3 第二条の七第二項から第五項までの規定は、地方公務員共済組合の組合員であつた者に係る新法の規定による退職年金等のうち昭和五十一年六月三十日において現に支給されている年金で昭和五十年四月一日以後の退職に係るもの(第五項の規定の適用を受けるものを除く。)の額の改定について準用する。

4 第一項及び第二項の規定は、地方公共団体の長等の退職年金等のうち、昭和五十一年六月三十日において現に支給されている年金で昭和四十九年四月一日から昭和五十年三月三十一日までの間の退職に係るもの(次項の規定の適用を受けるものを除く。)については、前項の規定は、地方公共団体の長等の退職年金等のうち、昭和五十一年六月三十日において現に支給されている年金で昭和五十年四月一日以後の退職に係るもの(次項の規定の適用を受けるものを除く。)について、それぞれ準用する。この場合においては、第一条第六項後段の規定を準用する。

5 沖繩の組合員であつた者に係る新法の規定

による退職年金等で政令で定めるもののうち、昭和五十一年六月三十日において現に支給されている年金で、昭和四十九年四月一日から昭和五十年三月三十一日までの間の退職に係るもの及び同年四月一日以後の退職に係るものについては、昭和五十一年七月分以後、その額を、前各項の規定に準じ政令で定めるところにより改定する。

附則第十條中「第十一条まで」を「第十三条まで」に改める。

別表第二、別表第二の二及び別表第二の三中「第十二条」を「第十四条」に改める。

別表第二の四中「第十二条の二」を「第十四条の二」に改める。

別表第二の五及び別表第二の六中「第十二条の三」を「第十四条の三」に改める。

別表第四中「第十二条の四」を「第十四条の四」に改める。

別表第五中「第六条の三」を「第七条の三」に改める。

別表第六中「第六条の三」を「第七条の三」に改め、同表の次に次の一表を加える。

別表第七 第二条の七、第三条の四、第四条の三、第五条の二、第六条、第七条の四、第八条の三、第九条の二、第十条関係

給料年額	率	金額
六五二、〇〇〇円未満のもの	一・一一五	
六五二、〇〇〇円以上八六一、五三八円未満のもの	一・〇九〇	一六、三〇〇円
八六一、五三八円以上一、〇二一、四三九円未満のもの	一・一〇三	五、一〇〇円
一、〇二一、四三九円以上三、〇四五、〇〇〇円未満のもの	一・〇六二	九一、三〇〇円
三、〇四五、〇〇〇円以上三、三二八、五七二円未満のもの	一・〇四二	一五二、二〇〇円
三、三二八、五七二円以上のもの	一・〇〇〇	二九二、〇〇〇円

(地方公務員等共済組合法の一部改正)
第二条 地方公務員等共済組合法(昭和三十七年法律第百五十二号)の一部を次のように改正する。

目次中「第九十二条の二」を「第九十二条の三」に、「第九十九条」を「第九十九条の二」に改める。

第二条第一項第二号中「前号」を「イ」に改め、同項第三号中「次に掲げる者」の下に「(第九十八条の場合にあつては、組合員又は組合員であつた者の親族で厚生年金保険法(昭和二十九年法律第十五号)第五十九条の規定により同法の遺族年金を受けることができる者に相当するもの)を加え、同条第二項中「第三号」を「第三号イ」に改め、同条第三項中「第一項第三号」を「第一項第三号イ」に改める。

第二十五条第二項中「(昭和二十九年法律第十五号)を削り、「行なう」を「行う」に改める。第四十五条第一項中「給付」の下に「(通算遺族年金を除く。次条において同じ。)」を加える。第四十七条中「又は遺族年金」を「遺族年金又は通算遺族年金」に改める。

第七十四条第九号を同条第十号とし、同条第八号の次に次の一号を加える。

九 通算遺族年金

第七十六条の見出し中「調整」を「調整等」に改め、同条に次の一項を加える。

4 遺族年金を受ける権利を有する者には、通算遺族年金は、支給しない。

第七十八条第二項ただし書中「三十二万六千六百円」を「五十五万二千円」に改める。

第七十八条の二第一項第一号中「二十四万円」を「三十九万六千円」に、「十年」を「十五年」に、「二万二千円」を「一万九千八百円」に改め、同条第二項中「前条第二項ただし書」の下に「(給料年額の百分の七十に相当する金額とする部分に限る。)」を加える。

第八十条第三項第一号及び第八十一条第五項第一号中「三十年」を「三十五年」に、「一万二千円」を「一万九千八百円」に改める。

第八十二条第三項第一号中「二十四万円」を「三十九万六千円」に改める。

昭和五十一年五月十九日 参議院会議録第十二号

第八十六条第一項第二号中「組合員となつて一年以上経過した後に」を「組合員期間(通算年金通則法第四十一条各号(第四号及び第五号を除く。))に掲げる期間(政令で定める期間に限る。以下「公的年金期間」という。))を有する組合員で組合員期間が一年未満であるものにあつては、当該公的年金期間と組合員期間とを合算した期間(以下「公的年金合算期間」という。))が一年以上となつた日以後組合員である間に改め、同条第二項中「なおつた」を「治つた」に、「前項第二号」を「同項第二号」に、「三年」を「一年六月」に、「又は療養費の支給」を「若しくは療養費の支給」に、「又はなおらない」を「若しくは治らない」に改める。

第八十七条の二第一項中「前条第一項本文」を「前条第一項」に改め、「前条第一項ただし書」の下に「(給料年額に相当する金額とする部分に限る。)」を加え、同項第一号中「二十四万円」を「三十九万六千円」に、「十年」を「十五年」に、「一万二千円」を「一万九千八百円」に改め、同条第二項中「前条第二項本文」を「前条第二項」に改め、「同条第一項ただし書」の下に「(給料年額に相当する金額とする部分に限る。)」を加え、同項第一号中「年数が」の下に「一年以上」を、「場合」の下に「及び組合員期間が一年未満であり、かつ、公的年金合算期間が一年以上である場合」を加え、「二十四万円」を「三十九万六千円」に改め、同項第三号中「三十年」を「三十五年」に改め、同項第四号中「三十年」を「三十五年」に、「十年」を「五年」に改める。

第八十八条第五項中「第八十五条の下に」を「第九十八条」を加える。

第九十条第五項第一号中「三十年」を「三十五年」に、「一万二千円」を「一万九千八百円」に改める。

第九十二条第一項中「一年以上組合員」を「組合員期間が一年以上」に、「なおつた」を「治つた」に改め、同条第二項中「一年以上組合員」を「組合員期間が一年以上」に、「組合員となつて一年を経過する」を「組合員期間が一年となる」に、「なおらない」を「治らない」に改める。

第四章第三節第三款中第九十二条の二の次に次の一条を加える。

(公的年金合算期間保有組合員に係る廃疾給付)

第九十二条の三 組合員期間が一年未満であり、かつ、公的年金合算期間を一年以上有する組合員(以下「公的年金合算期間保有組合員」という。))であつた者に係る廃疾給付については、この款に定めるもののほか、政令で定めるところによる。

第九十三条第三号中「又は組合員期間」を「組合員期間」に改め、「公務傷病によらないで死亡した場合」の下に「公的年金合算期間保有組合員が公務傷病によらないで組合員である間に死亡した場合(その死亡した者の遺族が同一の事由により通算年金通則法第三条に規定する公的年金制度(同条第四号に掲げる法律及び同条第五号に掲げる法律(第二章を除く。))に定める制度を除く。以下「他の公的年金制度」という。))から遺族年金に相当するものとして政令で定める年金を受ける権利を有する場合を除く。)」を加える。

第九十三条の二第一号中「二十四万円」を「三十九万六千円」に、「この号、第三号及び第四号」を「この条及び第九十七条の二第三項」に、「三十年」を「三十五年」に、「十年」を「五年」に改める。

第九十三条の三第一項中「九千六百円」を「一万四千円」に改める。

第九十三条の四第一項及び第二項第二号中「二十五万四千四百円」を「四十三万二千円」に改め、同条の次に次の一条を加える。

第九十三条の五 第九十三条から前条までの場合において、遺族年金を受ける者が妻であり、かつ、次の各号に該当するときは、これらの規定により算定した額に当該各号に掲げる額を加えた額をもつて、当該遺族年金の額とする。ただし、その者が当該遺族年金に係る組合員又は組合員であつた者の死亡について、恩給法(大正十二年法律第四十八号)による扶助料、地方公務員の退職年金に関する条例による遺族年金その他の年金たる給付の支給を受ける場合であつて政令で定める場合に該当するときは、その該当する間は、この限りでない。

一 遺族である子が一人いる場合 三万六千円

二 遺族である子が二人以上いる場合 六万六千円

三 六十歳以上である場合(前二号に該当する場合を除く。)) 二万四千円

2 第九十三条の規定による遺族年金を受ける者が妻であり、かつ、遺族である子を有しない者である場合において、その者が六十歳に達したときは、その者を前項第三号の規定に該当する者とみなして、同項の規定を適用する。

第九十七条の見出し中「調整」を「調整等」に改め、同条の次に次の一条を加える。

第九十七条の二 組合員期間が一年以上十年未満である者が公務傷病によらないで組合員である間に死亡した場合(その死亡した者が廃疾年金を受ける権利を有していた者であつた場合を除く。))において、その死亡した者の遺族が同一の事由により他の公的年金制度から当するものとして政令で定める年金の支給を受けるものとして政令で定める年金の支給を受けるものとして政令で定める法律案外一件 三七

第九十三条の三第一項中「九千六百円」を「一万四千円」に改める。

第九十三条の三第一項中「九千六百円」を「一万四千円」に改める。

第九十三条の三第一項中「九千六百円」を「一万四千円」に改める。

第九十三条の三第一項中「九千六百円」を「一万四千円」に改める。

第九十三条の三第一項中「九千六百円」を「一万四千円」に改める。

第九十三条の三第一項中「九千六百円」を「一万四千円」に改める。

第九十三条の三第一項中「九千六百円」を「一万四千円」に改める。

第九十三条の三第一項中「九千六百円」を「一万四千円」に改める。

第九十三条の三第一項中「九千六百円」を「一万四千円」に改める。

第九十三条の三第一項中「九千六百円」を「一万四千円」に改める。

第九十三条の三第一項中「九千六百円」を「一万四千円」に改める。

第九十三条の三第一項中「九千六百円」を「一万四千円」に改める。

昭和五十一年五月十九日 参議院會議録第十二号

昭和四十二年度以後における地方公務員等共済組合法の年金の額の改定等に関する法律等の一部を改正する法律案外一件 三七二

受けるときは、同条第三号の規定による遺族年金の額は、同号及び第九十三条の二から第九十三条の五までの規定にかかわらず、当該支給を受けることができる間、その死亡した者の組合員期間の年数一年につき給料年額の百分の一に相当する金額とする。

2 組合員期間が一年以上十年未満である者が公務傷病によらないで組合員である間に死亡した場合又は組合員期間が一年以上十年未満である者が公務によらないで廃疾年金を受ける権利を有するものが公務傷病によらないで死亡した場合において、その死亡した者の遺族で同一の事由により他の公的年金制度から通算遺族年金に相当する年金の支給を受ける権利を有するものが、第九十三条第三号の規定による遺族年金と併せて当該通算遺族年金に相当する年金の支給を受けることを希望する旨を、政令で定めるところにより、組合に申し出たときは、同号の規定による遺族年金の額は、同号及び第九十三条の二から第九十三条の五までの規定にかかわらず、当該通算遺族年金に相当する年金の支給を受けることができる間、その死亡した者の組合員期間の年数一年につき給料年額の百分の一に相当する金額とする。

3 第一項又は前項の規定により算定した遺族年金の額が、当該年金を受ける者に係る組合員期間の年数一年につき遺族年金基礎額の百分の二・五に相当する額より少ないときは、これらの規定にかかわらず、その額を遺族年金の額とする。

4 前三項の場合において、第一項又は第二項に規定する死亡した者が退職一時金又は廢疾一時金の支給を受けた者であるときは、その者の遺族に支給する遺族年金の額は、前三項の規定にかかわらず、これらの規定により算定した遺族年金の額からその者に係る第七十八条の三各号に掲げる金額の百分の五十に相

当する金額を控除した金額とする。

第九十八条を次のように改める。

(通算遺族年金)

第九十八條 第八十二條第二項の規定により通算退職年金を受ける権利を有する者が死亡したときは、政令で定めるところにより、その者の遺族に通算遺族年金を支給する。ただし、その遺族が、同一の事由により他の公的年金制度から第九十三條第三号の規定による遺族年金に相当するものとして政令で定める年金を受ける権利を有する者（厚生年金保険法第三十八條第一項その他政令で定める法令の規定により当該年金の全部の支給が停止されている場合における当該年金を受ける権利を有する者を除く。）であるときは、この限りでない。

2 通算遺族年金の額は、その死亡した者に係る第八十二条第三項から第六項までの規定による通算退職年金の額の百分の五十に相当する金額とする。

3 厚生年金保険法第五十九条、第五十九条の二、第六十条第三項、第六十一条、第六十三条、第六十四条及び第六十六条から第六十八条まで並びに通算年金通則法第四条から第十条までの規定は、通算遺族年金について準用する。

第九十九条第一項に次のただし書を加える。

ただし、その遺族が、同一の事由により通算遺族年金の支給を受ける権利を有する者であるときは、この限りでない。

第四章第三節第四款中第九十九条の次に次の一条を加える。

(公的年金期間を有していた組合員等に係る遺族給付)

第九十九条の二 公的年金期間を有していた組合員又は組合員であつた者に係る遺族給付については、この款に定めるもののほか、政令で定めるところによる。

第百七条第一項中「前条の規定」として「を、前条の規定」と、第九十三条の五第一項中「第九十三条から前条まで」とあるのは「第百七条第一項の規定により読み替えられた第九十三条、第九十三条の三及び前条」と、同条第二項中「第九十三条」とあるのは「第百七条第一項の規定により読み替えられた第九十三条」と、「前項第三号」とあるのは「同項の規定により読み替えられた前項第三号」として「に改める。

第百十四条第三項中「三十一万円」を「三十四万円」に改める。

第百二十九条第一項を次のように改める。

長期給付を受ける権利を決定し、又は長期給付の額を改定する場合において、その決定に係る長期給付の額又は改定後の長期給付の額に五十円未満の端数があるとき、又はその

全額が五十円未満であるときは、これを切り捨て、これらの長期給付の額に五十円以上百円未満の端数があるとき、又はその全額が五十円以上百円未満であるときは、これを百円に切り上げるものとする。

第四百二十二条第二項の表の上欄中「第九十三條の四第一項」を「第九十三條の四第一項及び第九十七條の二第一項及び第二項」に改める。

第四百四十四條の三第一項中「十日」を「二十日」に改め、同条第二項中「に相当するものとして」を「を基礎として」に改め、同条第四項第一号中「一年」を「二年」に改める。

第六百六十二条第三項中、「(大正十二年法律第四十八号)」を削る。

第二百二条中「第九十九条」を「第九十九条の二」に改め、同表中

二に改め、同条の表の上欄中「第九十一条の二第三
第八十六条第一項第二号
第八十七条
第八十八条第四項
第八十九条第一項及び第三項
第九十条第四項から第六項まで
第九十一条第二項
第九十一条の二第一項
第九十三條第四号

公務

業務
を
第八十六条第一項第二号

第八十六条第一項第二号		公務	業務
	第四号及び第五号		第九号

に改め、同

表第八十六條第二項の項中「なおつた」を「治つた」に、「又は勞働基準法」を「若しくは勞働基準法」に、「三年」を「一年六月」に、「又は療養費の支給」を「若しくは療養費の支給」に、「又はなおらな

「若しくは療養費の支給を」と、「又は当該傷病を」若しくは当該傷病に改め、同表第八十六條第三項の項の次に次のように加える。

第八十七條	公務	業務
第八十八條第四項		
第八十九條第一項及び第三項		
第九十條第四項から第六項まで		
第九十一條第二項		
第九十一條の二第二項		
第九十三條第四号		

第二百二條の表第九十二條第一項の項中「なおつた」を「治つた」に改め、同表中

第九十三條第一
第九十七條第二

号から第三号まで	公務傷病	業務傷病
----------	------	------

を

第九十三條第一号及び第二号
第九十七條第二項
第九十三條第三号

公務傷病	業務傷病
公務傷病	業務傷病

に改める。

同条第四号に掲げる法律
及び同条第五号に掲げる法律
(第十二章を除く。)

第二百四條第四項中「三十一万円」を「三十四万円」に改める。

附則第三條の二中「二年」を「四年」に改める。

附則第二十條第三項第一号中「二十四万円」を「三十九万六千円」に、「及び第三号」を「から第四号まで」に改め、同項第四号中「三十年」を「三十五年」に、「十年」を「五年」に改め、同号を同項第五号とし、同項第三号の次に次の一号を加える。

四 警察職員であつた期間が三十年を超え三十五年以下の者 警察職員であつた期間が三十年であるものとして前号の規定により求めた額に、三十年を超える年数一年につき警察職員の退職年金基礎額の百分の五に相当する額を加算して得た額

附則第二十四條第一項中「二十年」とあり、「十年」とあるのは「十五年」を「二十年」とあるのは「十五年」と、「十五年」とあるのは「二十年」

に、「一万二千円」を「一万九千八百円」に、「六千円」を「九千九百円」に、「三十年」を「三十五年」に、「十年を超えるときは、十年」を「五年を超えるときは、五年」に、「三十年」を「三十五年」に、「三十年」に達するまでの年数一年につき庶疾年金基礎額の百分の五に相当する額を、三十五年」に改める。

附則第二十五條第一項中「二十年を超え三十五年に達するまでの期間」の下に「及び三十年を超え三十五年に達するまでの期間」を加え、「第七十八條の三」としてを「第七十八條の三」と、第九十三條の五第一項中「第九十三條から前条まで」とあるのは「附則第二十五條第一項の規定

別表第三(第八十三條関係)

退職の日における年齢	率
一八歳未満	一・〇九
一八歳以上二三歳未満	一・三五
二三歳以上二八歳未満	一・七七
二八歳以上三三歳未満	二・三一
三三歳以上三八歳未満	三・〇二
三八歳以上四三歳未満	三・九四
四三歳以上四八歳未満	五・一二
四八歳以上五三歳未満	六・六七
五三歳以上五八歳未満	八・八一
五八歳以上六三歳未満	一〇・九六
六三歳以上六八歳未満	九・九〇
六八歳以上七三歳未満	八・三三
七三歳以上	六・二四

定により読み替えられた第九十三條から前条まで」と、同条第二項中「第九十三條」とあるのは「附則第二十五條第一項の規定により読み替えられた第九十三條」と、「前項第三号」とあるのは「同項の規定により読み替えられた前項第三号」としてに改める。

附則第四十條の二中「二年」を「四年」に改める。

別表第一中「別表第一」を「別表第一(第七十三條関係)」に改める。

別表第二中「別表第二」を「別表第二(第八十三條、第八十八條関係)」に改める。

別表第三を次のように改める。

別表第四中「別表第四」を「別表第四(第二條、第七十九條、第八十六條、第八十七條の二、第八十八條、第九十一條、第九十二條、第九十四條、第九十六條関係)」に、「三九三、六〇〇円」

昭和五十一年五月十九日 参議院會議録第十二号

昭和四十二年度以後における地方公務員等共済組合法の年金の額の改定等に関する法律等の一部を改正する法律案外一件 三七四

を「六六九、〇〇〇円」に、「三二二、六〇〇円」を「五五二、〇〇〇円」に、「二四〇、〇〇〇円」を「三九六、〇〇〇円」に改める。
別表第五中別表第五を別表第五(第九十二条関係)に改める。
(地方公務員等共済組合法の長期給付等に関する施行法の一部改正)

第三条 地方公務員等共済組合法の長期給付等に関する施行法(昭和三十七年法律第五十三号)の一部を次のように改正する。

目次中「第五十六条の二」を「第五十六条の三」に、「第八十六条」を「第八十六条の三」に、「第一百六条」を「第一百六条の三」に、「第二百一十一条」を「第二百一十一条の三」に改める。

第三条の二を第三条の二の二とし、第三条の次に次の一条を加える。

第三条の二 前条第一項又は第三項の規定により地方職員共済組合、公立学校共済組合若しくは警察共済組合又は市町村職員共済組合(以下この条において「地方職員共済組合等」という。)が支給すべき国の新法の規定による通算退職年金又は恩給組合条例の規定による退職年金条例の通算退職年金若しくは旧市町村共済法の規定による通算退職年金を受ける権利を有する者が死亡した場合には、当該地方職員共済組合等は、政令で特別の定めをするものを除き、国の新法の規定の例により、その者の遺族に通算遺族年金を支給する。

第三条の三第一項第二号及び第五号中「昭和五十年法律第七十号」を「昭和五十一年法律第七号」に改める。

第十一條第十項第一号中「三分の一」を「三分の二」(その超える期間の年数が五年を超える場合におけるその超える部分の年数については、三分の一)に改め、同項第二号中「三分の一」を「三分の二」(その超える期間の年数と前号に掲げる期間の年数とを合算した年数が五年を超える場合におけるその超える部分の年

数については、三分の一)に改め、同条第十一項を次のように改める。

11 八十歳以上の更新組合員が退職した場合において、第七條第一項第一号又は第二号の期間のうち前項各号に掲げる期間があるときにおけるその者に対する同項の規定の適用については、同項各号中「五年」とあるのは、「十年」とする。

第十一條の二第二項中「第七十八條の二」を「第七十八條の二第一項」に改める。

第十三條第二項中「三十二万六千六百円」を「五十五万二千円」に改める。

第二十七條第七項中「退職料の加算率を乗じて得た額にその給料年額に三分の一」を「退職料の加算率を乗じて得た額にその給料年額に三分の二」(その超える期間の年数が五年を超える場合におけるその超える部分の年数については、三分の一)に、「退職年金の加算率を乗じて得た額にその給料年額に三分の一」を「退職年金の加算率を乗じて得た額にその給料年額に三分の二」(その超える期間の年数と前号に掲げる期間の年数とを合算した年数が五年を超える場合におけるその超える部分の年数については、三分の一)に、「乗じた数を乗じて得た額にその給料年額に三分の一」を「乗じた数を乗じて得た額にその給料年額に三分の二」(その超える期間の年数と前二号に掲げる期間の年数とを合算した年数が五年を超える場合におけるその超える部分の年数については、三分の一)に、「百八十分の一・一と三分の一」を「百八十分の一・一と三分の二」(その超える期間の年数と前二号に掲げる期間の年数とを合算した年数が五年を超える場合におけるその超える部分の年数については、三分の一)に改め、同条第八項を次のように改める。

8 八十歳以上の更新組合員が退職し、新法第八十六条の規定による廃疾年金を受ける場合におけるその者に対する前項の規定の適用については、同項中「五年」とあるのは、「十年」とする。

第三十八條第三項第一号中「三分の一」を「三分の二」(その超える期間の年数が五年を超える場合におけるその超える部分の年数については、三分の一)に改め、同項第二号中「三分の一」を「三分の二」(その超える期間の年数と前号に掲げる期間の年数とを合算した年数が五年を超える場合におけるその超える部分の年数については、三分の一)に改め、同条第四項を次のように改める。

4 前項の場合において、遺族年金を受ける者が八十歳以上であるときにおけるその者に対する同項の規定の適用については、同項各号中「五年」とあるのは、「十年」とする。

第四十一條を次のように改める。
(公務傷病による死亡者に係る遺族年金の額の最低保障)

第四十一條 新法第九十三條第一号の規定による遺族年金の額(第三十八條の規定の適用がある場合には、同条の規定を適用して算定した額)が当該年金を受ける者について次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に掲げる額より少ないときは、当分の間、これらの額を当該遺族年金の額とする。

一 当該遺族年金を受ける遺族につきその者の収入により生計を維持する遺族で遺族年金の支給を受けるべき要件に該当するもの(以下この条において「扶養遺族」という。)がない場合又は扶養遺族が一人である場合
六十万二千円

二 扶養遺族が二人以上である場合
六十二万四千二百円

2 前項の遺族年金を受ける者が当該遺族年金に係る組合員又は組合員であつた者の死亡について恩給法による扶助料、退職年金条例の遺族年金その他の年金たる給付の支給を受ける場合であつて政令で定める場合に該当する

ときは、その該当する間は、同項中「六十万二千円」とあり、及び「六十二万四千二百円」とあるのは、「五十六万四千二百円」として、同項の規定を適用する。

3 新法第九十三條第一号の規定による遺族年金を受ける者に扶養遺族があるときは、第一項各号に掲げる額(前項の規定の適用を受ける場合には、同項の規定を適用した場合の額)に、扶養遺族一人につき四千八百円(そのうち二人までについては、一人につき二万四千円)を加えた額を当該各号に掲げる額として、第一項の規定を適用する。

第四十二條中「二十五万四千四百円」を「四十三万二千円」に改め、同条の次に次の一条を加える。

(特例による遺族年金に係る加算)
第四十二條の二 新法第九十三條の五の規定は、第三十九條、第四十條又は前条の場合について準用する。

第五十五條第三項中「次条及び第五十六條の二」を「次条から第五十六條の三まで」に改める。

第五十六條第三項中「第四十一條又は第四十二條」を「又は第四十二條」に、「とあり、又は」を「とあり、及び」に改める。

第二章第六節中第五十六條の二の次に次の一条を加える。

(再就職者に係る遺族年金の額に関する経過措置)
第五十六條の三 第五十五條第一項各号に掲げる者に係る新法第九十七條の二の規定の適用については、同条第一項及び第二項中「その死亡した者の遺族」とあるのは「その死亡した者(地方公務員等共済組合法の長期給付等に関する施行法第五十五條第一項において準用する同法第八條若しくは第十條の規定による退職年金を受ける権利を有していた者又はその死亡した者の死亡を退職とみなしたならば

の死亡した者の死亡を退職とみなしたならば

第六十八條第三項中「三百分の一」を「三百分

第七第一章第八十六條の次に次の二條を

る同法第六十九條の規定によりその例によることとされる同法第十二條第一項各号におい

合について準用する。

第四百条第一項中「更新組合員である警察職

昭和五十一年五月十九日 参議院會議録第十二号

昭和四十二年以後における地方公務員等共済組合法の年金の額の改定等に関する法律等の一部を改正する法律案外一件 三七六

員」を「恩給公務員である職員であつた更新組合員」に改め、同条第二項中「第百四条第二項において準用する前項」との下に、「同項各号」とあるのは「同項第一号」とを加える。

第百四条の二第二項中「更新組合員である警察職員を」恩給公務員である職員であつた更新組合員」に、「の規定により読み替えられた」を「において準用する」に改め、同条第三項中「第百三条第三項及び第四項を」第百三条第四項及び第五項に、「前二項」を「前三項」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3 新法第九十三条の五の規定は、前二項の場合について準用する。

第七章第二節中第百六条の次に次の二条を加える。

(再就職者に係る退職年金の額に関する特例)

第百六条の二 恩給公務員である職員であつた更新組合員であつた者で、その後再び組合員となつたものに係る警察職員の退職年金の額の特例については、第五十六條及び第五十六條の二の規定の例による。

(再就職者に係る警察職員の公務によらない遺族年金に関する経過措置)

第百六条の三 第百六条に規定する者に係る新法第九十七条の二の規定の適用については、同条第一項及び第二項中「その死亡した者の遺族」とあるのは「その死亡した者(地方公務員等共済組合法の長期給付等に関する施行法第百六条において準用する同法第八十九条第一項若しくは第二項の規定による退職年金を受ける権利を有していた者又はその死亡した者の死亡を退職とみなしたならばこれらの規定による退職年金を受ける権利を有することとなる者を除く。の遺族」と、「同号及び第九十三条の二から第九十三条の五まで」とあるのは「同号並びに同法第百六条において準用する同法第九十三条の二及び第百四条の二」と、

「その死亡した者の組合員期間の年数一年につき給料年額の百分の一」とあるのは「同法第百六条において準用する同法第九十条第一項の規定により算定した金額(その死亡した者が退職一時金の額の算定につき同法第二十三条の規定の適用を受けた場合又は同法第百六条において準用する同法第九十一条の規定によりその例によることとされる同法第十二条第一項各号に掲げる者である場合にはその算定した金額から同法第百六条の二の規定によりその例によることとされる同法第五十六條第一項各号に掲げる金額又は同法第百六条において準用する同法第九十一条の規定によりその例によることとされる同法第十二条第一項各号に於ける金額又は同法第百六条において準用する同法第九十一条の規定によりその例によることとされる同法第十二条第一項各号に於ける金額)の百分の五十」と、同条第四項中「前三項」とあるのは「地方公務員等共済組合法の長期給付等に関する施行法第百六条の三第一項の規定により読み替えられた前三項」と、「第一項」とあるのは「同条第一項の規定により読み替えられた第一項」とし、同条第三項の規定は、適用しない。

2 第百三条第四項及び第五項の規定は、前項の規定により算定した遺族年金の額が、同項の規定の適用がないものとして第五十六條の三の規定により読み替えられた新法第九十七条の二の規定により算定した遺族年金の額より少ない場合について準用する。

第百九条第四項を同条第五項とし、同条第三項中「前二項」を「前三項」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3 新法第九十三条の五の規定は、前二項の場合について準用する。

第百九条の二第二項中「更新組合員である消防職員を」消防職員であつた更新組合員」に改め、同条第三項中「前条第三項及び第四項」を「前条第四項及び第五項」に、「前二項」を「前三項」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

項」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3 新法第九十三条の五の規定は、前二項の場合について準用する。

第七章第三節中第百二十一条の次に次の二条を加える。

(再就職者に係る退職年金の額に関する特例)

第百二十一条の二 消防職員であつた更新組合員であつた者で、その後再び組合員となつたものに係る消防組合員の退職年金の額の特例については、第五十六條の規定の例による。

(再就職者に係る消防組合員の公務によらない遺族年金に関する経過措置)

第百二十一条の三 第百二十一条に規定する者に係る新法第九十七条の二の規定の適用については、同条第一項及び第二項中「その死亡した者の遺族」とあるのは「その死亡した者(地方公務員等共済組合法の長期給付等に関する施行法第百二十一条において準用する同法第百十條第一項若しくは第二項の規定による退職年金を受ける権利を有していた者又はその死亡した者の死亡を退職とみなしたならばこれらの規定による退職年金を受ける権利を有することとなる者を除く。の遺族」と、「同号及び第九十三条の二から第九十三条の五まで」とあるのは「同号並びに同法第百二十一条において準用する同法第百九条の二及び第百九条の三」と、「その死亡した者の組合員期間の年数一年につき給料年額の百分の一」とあるのは「同法第百二十一条において準用する同法第百九条第一項の規定により算定した金額(その死亡した者が退職一時金の額の算定につき同法第二十三条の規定の適用を受けた場合又は同法第百二十一条において準用する同法第百九条第二項の規定によりその例によることとされる同法第十二条第一項各号に掲げる者である場合には、その算定した金額から同法第百二十一条の二の規定

定によりその例によることとされる同法第五十六條第一項各号に掲げる金額又は同法第百二十一条において準用する同法第百九条第二項の規定によりその例によることとされる同法第十二条第一項各号に於ける金額)の百分の五十」と、同条第四項中「前三項」とあるのは「地方公務員等共済組合法の長期給付等に関する施行法第百二十一条の三第一項の規定により読み替えられた第一項及び第二項」と、「第一項」とあるのは「同条第一項の規定により読み替えられた第一項」とし、同条第三項の規定は、適用しない。

2 第百九条第四項及び第五項の規定は、前項の規定により算定した遺族年金の額が、同項の規定の適用がないものとして第五十六條の三の規定により読み替えられた新法第九十七条の二の規定により算定した遺族年金の額より少ない場合について準用する。

第百四十三條の三第三項中「三分の一」を「三分の二」(その超える期間の年数が五年を超え、三分の一の二(その超える部分の年数については、三分の一)に改め、同条第四項中「三分の一」とあるのは、「三分の二」(その超える期間の年数が十年を超える場合におけるその超える部分の年数については、三分の一)に改め、同条第三項中「五年」とあるのは、「十年」に改める。

第百四十三條の三の二第二項中「第百四十三條の二第一項第一号の期間で団体職員でなかつた期間又は同項第三号」を「第百四十三條の二第一項第三号」に改める。

第百四十三條の四第二項中「三十二万六千六百円」を「五十五万二千円」に改める。

第百四十三條の八中「第九十二条の二」を「第九十二条の三」に改める。

第百四十三條の十第三項中「三分の一」を「三分の二」(その超える期間の年数が五年を超える場合におけるその超える部分の年数につい

ては、三分分の「」に改め、同条第四項を次のように改める。

4 八十歳以上の団体共済更新組合員が退職し、新法第二百二条において準用する新法第八十六条の規定による廃疾年金を受ける場合におけるその者に対する前項の規定の適用については、同項中「五年」とあるのは、「十年」とする。

第四百四十三条の十一中「第九十九条」を「第九十九条の二」に改める。

第四百四十三条の十三第三項中「同条第三項第二号」を「同条第三項第一号」に改め、「第四百四十三条の十三第三項において準用する前項」との下に「同項各号」とあるのは「同項第二号」とを加える。

第四百四十三条の十四中「の規定により読み替えられたる」において準用するに改める。

第四百四十三条の十五中「新法第二百二条において準用する新法第九十三条第一号若しくは新法第九十三条の二第一号若しくは第四百四十三条の十三又は」を削り、「二十五万四千四百円」を「四十三万二千円」に改める。

第四百四十三条の十六を次のように改める。

(特例による遺族年金に係る加算)

第四百四十三条の十六 新法第二百二条において準用する新法第九十三条の五の規定は、前二条の場合について準用する。

第四百四十三条の十八中「第四百四十三条の十五」を「第四百四十三条の十六」に改める。

第四百四十三条の十九の二の次に次の一条を加える。

(再就職者に係る業務傷病によらない死亡者に係る遺族年金に関する経過措置)

第四百四十三条の十九の三 第四百四十三条の十八に規定する者に係る新法第二百二条において準用する新法第九十七条の二の規定の適用については、同条第一項中「同条第三号」とあるのは「第二百二条において準用する第九十三条

第三号」と、「第九十三条の二から第九十三条の五まで」とあるのは「地方公務員等共済組合法の長期給付等に関する施行法(以下この条において「施行法」という。)(第四百四十三条の十八において準用する施行法第四百四十三条の十四から第四百四十三条の十六まで)」と、「その死亡した者の組合員の組合員期間の年数一年につき給料年額の百分の一」とあるのは「施行法第四百四十三条の十八において準用する施行法第四百四十三条の三第一項の規定により算定した金額(その死亡した者が退職一時金の額の算定につき施行法第四百四十三条の十八において準用する施行法第四百四十三条の六の規定の適用を受けた場合には、その算定した金額から施行法第四百四十三条の十九の規定により控除すべきこととされている金額を控除した金額。次項において同じ。)(百分の五十)」と、同条第二項中「第九十三条第三号」とあるのは「第二百二条において準用する第九十三条第三号」と、「第九十三条の二から第九十三条の五まで」とあるのは「施行法第四百四十三条の十八において準用する施行法第四百四十三条の十四から第四百四十三条の十六まで」と、「その死亡した者の組合員の組合員期間の年数一年につき給料年額の百分の一」とあるのは「施行法第四百四十三条の十八において準用する施行法第四百四十三条の三第一項の規定により読み替えられた第一項」と、同条第四項中「前三項」とあるのは「施行法第四百四十三条の十九の三第一項の規定により読み替えられた第一項」と、同条第五項中「第一項」とあるのは「施行法第四百四十三条の十九の三第一項の規定により読み替えられた第一項」と、同条第六項中「第一項」とあるのは「第二百二条において準用する第七十八条の三各号」とする。

別表第二中「一、九八四、〇〇〇円」を「一、二二一、二〇〇円」に、「二、二八三、〇〇〇円」を「一、四二九、二〇〇円」に、「八四四、〇〇〇円」を「九四〇、二〇〇円」に改め、同表の備考三中「六万円」を「七万二千元」に、「一万八千元」を「二万四千元」に、「四万二千元」を「四万八千元」に改める。

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、昭和五十一年七月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に掲げる日から施行する。

一 第二条中地方公務員等共済組合法附則第三号の二及び附則第四十号の二の改正規定 公布の日

二 第二条中地方公務員等共済組合法第七十八条第二項ただし書、第七十八条の二第一項第一号、第八十条第三項第一号、第八十一条第五項第一号及び第八十二条第三項第一号の改正規定、同法第八十七条の二の改正規定(次号に掲げるものを除く。)、同法第九十条第五項第一号の改正規定、同法第九十三条の二第一号の改正規定(次号に掲げるものを除く。)、同法第九十三条の三第一項並びに第九十三条の四第一項及び第二項第二号の改正規定、同法第九十三条の四の次に一條を加える改正規定並びに同法第二百七条第一項、第六十六條第三項、附則第二十条第三項、附則第二十四條第一項、附則第二十五条第一項及び別表第四の改正規定、第三条中地方公務員等共済組合法の長期給付等に関する施行法第十三条第二項及び第四十二条の改正規定、同法第四十二条の次に一條を加える改正規定並びに同法第八十二条、第八十三条の二、第八十三条、第四百四十三条の二、第四百四十三条の三、第四百四十三条の四、第四百四十三条の五、第四百四十三条の六及び第四百四十三条の七の改正規定、昭和五十一年八月一日並びに次条の規定 昭和五十一年八月一日

三 第二条中地方公務員等共済組合法目次、第三

二条、第二十五条第二項、第四十五条第一項、第四十七條、第七十四條、第七十六條及び第八十六条第一項第二号の改正規定、同法第八十七條の二第二項第一号の改正規定(年数が「の二」に「一年以上」を、「場合の下に」及び「組合員期間が一年以上である場合」を加える部分に限る。)、同法第八十八條第五項並びに第九十二条第一項及び第二項の改正規定、同法第九十二条の二の次に一條を加える改正規定、同法第九十三条第三号の改正規定、同法第九十三条の二第一号の改正規定(この号、第三号及び第四号)を「この条及び第九十七條の二第三項」に改める部分に限る。)、同法第九十七條の見出しの改正規定、同法第九十七條の次に一條を加える改正規定、同法第九十八條の改正規定、同法第九十九條第一項にただし書を加える改正規定、同法第九十九條の次に一條を加える改正規定、同法第一百零二條第二項の改正規定、同法第二百二条の改正規定(次号に掲げるものを除く。)、並びに同法別表第三の改正規定、第三条中地方公務員等共済組合法の長期給付等に関する施行法目次の改正規定、同法第三号の二を同法第三号の二の二とし、同法第三号の次に一條を加える改正規定、同法第五十六条の二の次に一條を加える改正規定、同法第五十六条の次に一條を加える改正規定、同法第八十六条の次に一條を加える改正規定、同法第八十六条の三に係る部分に限る。)、同法第八十六条の次に一條を加える改正規定(同法第六十六条の次に一條を加える部分に限る。)、同法第二百一十一條の三に係る部分に限る。)、同法第二百四十三條の八及び第四百四十三條の十一の改正規定並びに同法第四百四十三條の十九の二の次に一條を加える改正規定並びに附則第三條第一項、附則第四條及び附則第五條の規定 公布の日から起算して一年

三 第二条中地方公務員等共済組合法目次、第三

昭和五十一年五月十九日 参議院會議録第十二号

昭和四十二年度以後における地方公務員等共済組合法の年金の額の改定等に関する法律等の一部を改正する法律案外一件 三七八

を超えない範囲内において政令で定める日

四 第二条中地方公務員等共済組合法第八十六条第二項の改正規定及び同法第二百二条の改正規定(同条の表中第八十六条第二項の項に係る部分に限る。)並びに附則第三条第二項の規定 公布の日から起算して一年六月を超えない範囲内において政令で定める日

(退職年金等の額に関する経過措置)

第二条 第二条の規定による改正後の地方公務員等共済組合法(以下「改正後の法」という。)第七十八條第二項ただし書、第七十八條の二、第八十七條の二(組合員期間の年数が一年未満であり、かつ、改正後の法第八十六条第一項第二号に規定する公的年金計算期間の年数が一年以上である者に係る部分を除く。)、第九十條第五項、第九十三條の四及び第九十三條の五(これらの規定を改正後の法第二百二条において準用する場合を含む。)、第九十七條第一項、附則第二十五條第一項並びに別表第四(改正後の法第二百二条において準用する場合を含む。)(の規定並びに第三条の規定による改正後の地方公務員等共済組合法の長期給付等に関する施行法(以下「改正後の施行法」という。)(第十三條第二項、第四十二條の二、第八十二條、第八十三條の二、第九十三條、第九十四條の二、第九十九條、第一百零九條の二、第一百四十三條の四、第一百四十三條の五、第一百四十三條の十六及び第一百四十三條の十八の規定は、昭和五十一年七月三十一日以前に給付事由が生じた給付についても、同年八月分以後適用する。

2 改正後の法第八十二條第三項第一号(改正後の法第二百二条において準用する場合を含む。)(の規定は、昭和五十一年四月一日から昭和五十一年七月三十一日までの間に給付事由が生じた給付についても、同年八月分以後適用する。

(療養年金及び療養一時金に関する経過措置)

第三条 第二条の規定による改正前の地方公務員等共済組合法(以下「改正前の法」という。)(第八十六條第一項第二号又は第九十二條第一項若しくは第二項(これらの規定を改正前の法第二百二条において準用する場合を含む。)(の規定は、公務又は業務によらない病気又は負傷及びこれらにより生じた病気(以下「傷病」という。)(について附則第一条第三号に掲げる日前に療養の給付又は療養費の支給を受けたことがある者の当該傷病による療養については、同日以後も、なおその効力を有する。

2 附則第一条第四号に掲げる日の前日において療養年金を受ける権利を有しない者について、同号に掲げる日の一年六月前の日から改正後の法第八十六條第二項(改正後の法第二百二条において準用する場合を含む。)(の規定が適用されていたとしたならば、同号に掲げる日前にその者が療養年金を受ける権利を有することとなるときは、その者にも同日の属する月から改正後の法第八十六條第一項(改正後の法第二百二条において準用する場合を含む。)(の規定による療養年金を支給する。

(他の公的年金制度から遺族年金が支給される場合の経過措置)

第四条 改正後の法第九十七條の二(改正後の法第二百二条において準用する場合を含む。)(の規定は、附則第一条第三号に掲げる日の前日において現に改正前の法の規定による遺族年金を受ける権利を有する者の当該遺族年金については、適用しない。

(通算遺族年金に関する経過措置)

第五条 改正後の施行法第二十条第一項若しくは第三項又は第一百四十三條の五第一項若しくは第三項に規定する者は、改正後の法第九十八條(改正後の法第二百二条において準用する場合を含む。)(の規定の適用については、改正後の法第八十二條第二項第一号若しくは第二号又は改正

正後の法第二百二条において準用する改正後の法第八十二條第二項第一号若しくは第二号に該当するものとみなす。

(掛金の標準となる給料に関する経過措置)

第六条 改正後の法第一百四十三條第三項及び第二百四條第四項の規定は、昭和五十一年七月分以後の掛金の標準となる給料について適用し、同年六月分以前の掛金の標準となる給料については、なお従前の例による。

(端数処理に関する経過措置)

第七条 改正後の法第二百二十九條第一項(改正後の法第二百十六條において準用する場合を含む。)(の規定は、この法律の施行の日(以下「施行日」という。)(以後に生じた事由に基づいて行う長期給付を受ける権利の決定又は長期給付の額の改定について適用し、施行日前に生じた事由に基づいて行う長期給付を受ける権利の決定又は長期給付の額の改定については、なお従前の例による。

(任意継続組合員に関する経過措置)

第八条 改正後の法第一百四十四條の三第一項の規定は、施行日以後に退職した組合員であつた者について適用し、施行日前に退職した組合員であつた者については、なお従前の例による。

(長期在職者の老齢加算等に関する経過措置)

第九条 改正後の施行法第十一条第十項及び第十三項、第二十七條第七項及び第八項、第三十八條第三項及び第四項、第六十四條第二項、第六十八條第三項及び第四項、第七十六條第三項及び第四項、第八十三條第二項、第九十條第二項及び第三項、第九十七條第三項及び第四項、第一百四十三條第二項、第一百四十三條の三第二項、第一百四十三條の十第三項及び第四項並びに第一百四十三條の十三第三項の規定は、施行日前に給付事由が生じた給付についても、昭和五十一年七月分以後適用する。

(公務傷病による死亡に係る遺族年金の額の最低保障等に関する経過措置)

第十条 改正後の施行法第四十一条及び別表第二の規定は、施行日前に給付事由が生じた遺族年金及び療養年金についても、昭和五十一年七月分以後適用する。

(長期在職者の退職年金等の最低保障)

第十一条 組合員又は団体共済組合員が施行日以後に退職し、又は死亡した場合において、これらの者又はこれらの者の遺族に係る地方公務員等共済組合法(以下「法」という。)(の規定による退職年金、療養年金又は遺族年金(地方公務員等共済組合法の長期給付等に関する施行法(以下「施行法」という。)(の規定によりこれらの年金とみなされる年金を含む。以下同じ。)(で次の各号に掲げるものについては、その額(遺族年金については、その額につき法第九十三條の五(法又は施行法において準用する場合を含む。以下同じ。)(の規定の適用がある場合には、その額から同条の規定により加算されるべき額に相当する額を控除した額)が、当該各号に掲げる額に満たないときは、当分の間、これらの年金の額は、当該各号に掲げる額とする。

一 法の規定による退職年金のうちイからハまでに掲げる年金 次のイからハまでに掲げる年金の区分に応じそれぞれイからハまでに掲げる額

イ 六十五歳以上の者で法の規定による退職年金の額の計算の基礎となつた組合員期間のうち実在職した期間(以下この号において「実在職の期間」という。)(が当該退職年金を受ける最短期間(以下「退職年金の最短期間」という。)(に達しているものに係る年金 五十五万円

ロ 六十五歳以上の者で実在職の期間が九年以上のものに係る年金(イに掲げる年金を除く。)(及び六十五歳未満の者で実在職の期間が退職年金の最短期間(以下「退職年金の最短期間」という。)(に達している

ものに係る年金 四十一万二千五百円

ハ 六十五歳以上の者で実在職の期間が九年未満のものに係る年金 二十七万五千円

二 法の規定による廃疾年金 次のイからハまでに掲げる年金の区分に応じそれぞれイからハまでに掲げる額

イ 六十五歳以上の者で法の規定による廃疾年金の額の計算の基礎となつた組合員期間のうち実在職した期間(以下この号において「実在職の期間」という。)が退職年金の最短期間年限に達しているものに係る年金 五十五万円

ロ 六十五歳以上の者で実在職の期間が九年以上のものに係る年金(イに掲げる年金を除く。及び六十五歳未満の者で実在職の期間が退職年金の最短期間年限に達しているものに係る年金 四十一万二千五百円

ハ イ及びロに掲げる年金以外の年金 二十万七千五百円

三 法の規定による遺族年金(法第九十七条の二(法第二百二条において準用する場合を含む。))の規定の適用を受ける遺族年金を除く。次のイからハまでに掲げる年金の区分に応じそれぞれイからハまでに掲げる額

イ 六十五歳以上の者及び六十五歳未満の妻 子又は孫が受ける年金で法の規定による遺族年金の額の計算の基礎となつた組合員期間のうち実在職した期間(以下この号において「実在職の期間」という。)が退職年金の最短期間年限に達しているもの 二十万七千五百円

ロ 六十五歳以上の者及び六十五歳未満の妻 子又は孫が受ける年金で実在職の期間が九年以上のもの(イに掲げる年金を除く。並びに六十五歳未満の者(妻 子及び孫を除く。))が受ける年金で実在職の期間が退職年金の最短期間年限に達しているもの 二十万六千三百円

ハ イ及びロに掲げる年金以外の年金 十三万七千五百円

2 前項第三号の規定の適用を受ける遺族年金を受ける者が妻であり、かつ、次の各号に該当する場合に、同項第三号の規定により算定した額に、当該各号に掲げる額を加えた額をもつて、当該遺族年金の額とする。ただし、その者が当該遺族年金に係る組合員又は組合員であつた者の死亡について、恩給法による扶助料、地方公務員の退職年金に関する条例による遺族年金その他の年金たる給付の支給を受ける場合であつて政令で定める場合に該当するときは、その該当する額は、この限りでない。

一 遺族(法第二条第一項第三号に規定する遺族をいう。以下同じ。)である子が一人いる場合 三万六千円

二 遺族である子が二人以上いる場合 六万円

三 六十歳以上である場合(前二号に該当する場合を除く。) 二万四千元

3 第一項各号に掲げる年金で施行日以後に給付事由が生じたものを受ける者が六十五歳に達した場合(同項第三号に掲げる年金を受ける妻、子又は孫が六十五歳に達した場合を除く。))において、これらの年金の額が同項各号に掲げる額に満たないときは、その達した日の属する月の翌月分以後、これらの年金の額を、当該各号に掲げる額に改定する。

4 第一項又は前項の場合において、第一項第三号に掲げる年金を受ける者又は前項の規定の適用を受ける年金を受ける者が二人以上あるときは、そのうちの年長者の年齢に応じ、これらの規定を適用するものとする。

(政令への委任)

第十二条 附則第二条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に伴う長期給付に関する措置等に関し必要な事項は、政令で定める。

(義務教育費国庫負担法の一部改正)
第十三条 義務教育費国庫負担法(昭和二十七年法律第三十三号)の一部を次のように改正する。
附則第二項中「第十条」を「第十二条」に改める。

(公立養護学校整備特別措置法の一部改正)
第十四条 公立養護学校整備特別措置法(昭和三十一年法律第五十二号)の一部を次のように改正する。
附則第六項中「第十条」を「第十二条」に改める。

〔審査報告書は都合により追録に掲載〕
地方公務員災害補償法の一部を改正する法律案
右の内閣提出案は本院においてこれを可決し、よつて国会法第八十三条により送付する。

昭和五十一年五月十四日
衆議院議長 前尾繁三郎
参議院議長 河野 謙三殿

地方公務員災害補償法の一部を改正する法律案
地方公務員災害補償法(昭和四十二年法律第九十二号)の一部を次のように改正する。
第二条第六項第二号中「公務上負傷し、若しくは疾病にかかり、又は通勤により負傷し、若しくは」を「負傷し、又は」に改め、同項第四号中「もつぱら」を「専ら」に改め、同条第七項中「著しく公正

を欠く」を「公正を欠くと認められる」に改める。

第二十四条第一項中「生じた場合に」の下に、「この法律に定めるところにより」を加え、「行なう」を「行う」に改め、「その請求に基づいて」を削る。

第二十五条の見出しを「(補償の種類等)」に改め、同条中「行なう」を「行う」に改め、第五号を第六号とし、第四号を第五号とし、第三号を第四号とし、第二号の次に次の一号を加える。

三 傷病補償年金
第二十五条に次の一項を加える。
2 前項各号(第三号を除く。)に掲げる補償は、当該補償を受けるべき職員若しくは遺族又は葬祭を行う者の請求に基づいて行う。
第二十八条の次に次の二条を加える。

(傷病補償年金)
第二十八条の二 職員が公務上負傷し、若しくは疾病にかかり、又は通勤により負傷し、若しくは疾病にかかり、当該負傷又は疾病に係る療養の開始後一年六箇月を経過した日において次の各号のいずれにも該当する場合又は同日以後の各号のいずれにも該当することとなつた場合には、その状態が継続している期間、傷病補償年金を支給する。

一 当該負傷又は疾病が治つていないこと。
二 当該負傷又は疾病による療養の程度が、別表に定める第一級から第三級までの各等級に相当するものとして自治省令で定める第一級、第二級又は第三級の療養等級に該当すること。

2 傷病補償年金の額は、当該負傷又は疾病による療養の程度が次の各号に掲げる療養等級(前項第二号の療養等級をいう。第四項において同じ。)のいずれに該当するかに応じ、一年につき当該各号に定める額とする。
一 第一級 平均給与額に三百十三を乗じて得た額
二 第二級 平均給与額に二百七十七を乗じて得た額

昭和五十一年五月十九日 参議院會議録第十二号

昭和四十二年以後における地方公務員等共済組合法の年金の額の改定等に関する法律等の一部を改正する法律案外一件 三八〇

三 第三級 平均給与額に二百四十五を乗じて

得た額

3 傷病補償年金を受ける者には、休業補償は、行わない。

4 傷病補償年金を受ける者の当該廃疾の程度に變更があつたため、新たに第二項各号に掲げる他の廃疾等級に該当するに至つた場合には、新たに該当するに至つた廃疾等級に應ずる傷病補償年金を支給するものとし、その後は、従前の傷病補償年金は、支給しない。

(労働基準法第十九条第一項の適用の特例)

第二十八條の三 公務上負傷し、又は疾病にかつた職員が、当該負傷又は疾病に係る療養の開始後三年を経過した日において傷病補償年金を受けている場合又は同日以後において傷病補償年金を受けることとなつた場合には、労働基準法(昭和二十二年法律第四十九号)第十九条第一項の規定の適用については、当該三年を経過した日又は傷病補償年金を受けることとなつた日において、同項に規定する休業する期間及びその後三十日の期間は、経過したものとみなす。

第二十九條第六項中「行なう」を「行う」に、「行なわれない」を「行わない」に改め、同項を同条第七項とし、同条第五項中「行なう」を「行う」に改め、同項を同条第六項とし、同条第四項中「こえない」を「超えない」に改め、同項の次に次の一項を加える。

5 別表に定める各等級の身体障害に該当しない身体障害であつて、同表に定める各等級の身体障害に相当するものは、同表に定める当該等級の身体障害とする。

第三十條の見出し中「休業補償及び障害補償」を「休業補償等」に改め、同条中「又は障害補償は」を「傷病補償年金又は障害補償については」に、「一部を行なわれない」を「一部の支給を行わない」に改める。

第四十條第一項中「障害補償年金」を「傷病補償年金、障害補償年金」に改める。

第四十一條の見出し中「年金たる補償の」を削り、同条に次の二項を加える。

2 同一の公務上の負傷若しくは疾病又は通勤による負傷若しくは疾病(次項において「同一の傷病」という。)に關し、傷病補償年金を受ける権利を有する者が休業補償又は障害補償を受ける権利を有することとなり、かつ、当該傷病補償年金を受ける権利が消滅した場合において、その消滅した月の翌月以後の分として傷病補償年金が支払われたときは、その支払われた傷病補償年金は、当該休業補償又は障害補償の内払とみなす。

3 同一の傷病に關し、休業補償を受けている者が傷病補償年金又は障害補償を受ける権利を有することとなり、かつ、当該休業補償を行わないうこととなつた場合において、その後は休業補償が支払われたときは、その支払われた休業補償は、当該傷病補償年金又は障害補償の内払とみなす。

第四十五條第一項中「この章の規定による補償」の下に「(傷病補償年金を除く。以下この項において同じ。)」を加え、「すみやかに」を「速やかに」に改め、同条に次の一項を加える。

3 基金は、傷病補償年金を支給する旨の決定をしたときは、その旨を傷病補償年金を受けるべき者及び当該傷病補償年金に係る職員の任命権者に通知しなければならない。

第四十六條中「当該災害に係る」の下に「傷病補償年金、」を、「に」つては「の下に」、第二十八條の二第二項の規定による額を加える。

第六十七條第一項中「昭和二十二年法律第四十九号」を削る。

附則第八條中「事由となつたの下に「廃疾」を加え、「年額から当該給付の年額に百分の五十の範囲内で政令で定める率を乗じて得た額を減じた額を年金たる補償の年額に、当該年金たる補償の種類及び当該法令による年金たる給付の種類に應じ、労働者災害補償保険法別表第一第一号又は第二号の政令で定める率を考慮して政令で定める率を乗じて得た額(その額が政令で定める額を下回る場合には、当該政令で定める額)とする。」

別表「別表」を「別表(第二十八條の二、第二十九條関係)」に改め、同表第一級の項第三号中「精神」を「神経系統の機能又は精神」に改め、同項第五号を削り、同項第六号を第五号とし、第七号から第九号までを一號ずつ繰り上げ、同表第三級の項第三号中「精神」を「神経系統の機能又は精神」に改め、同表第四級の項第三号中「鼓膜の全部の欠損その他により」を削り、同表第五級の項第六号を第八号とし、第二号から第五号までを二號ずつ繰り下げ、第一号の次に次の二號を加える。

二 神経系統の機能又は精神に著しい障害を残し、特に軽易な労務以外の労務に服することができないもの
三 胸部臓器の機能に著しい障害を残し、特に軽易な労務以外の労務に服することができないもの
別表第六級の項第三号を次のように改める。
三 両耳の聴力が耳に接しなければ大声を解することができない程度になつたもの
別表第六級の項第七号を第八号とし、第四号から第六号までを一號ずつ繰り下げ、第三号の次に次の二號を加える。四 一耳の聴力を全く失ひ、他耳の聴力が四十センチメートル以上の距離では普通の話声を解することができない程度になつたもの
別表第七級の項第二号及び第三号を次のように改める。
二 両耳の聴力が四十センチメートル以上の距離では普通の話声を解することができない程度になつたもの
三 一耳の聴力を全く失ひ、他耳の聴力が一メートル以上の距離では普通の話声を解することができない程度になつたもの
別表第七級の項第四号中「に著しい」を「又は精神に」に改める。別表第九級の項第三号及び第四号を削り、第一二二號を第一六號とし、第八号から第一一四號までを四號ずつ繰り下げ、同項第七号中「鼓膜の全部の欠損その他により」を削り、同項を同項第九号とし、同項の次に次の二號を加える。
一〇 神経系統の機能又は精神に障害を残し、服することができない労務が相当な程度に制限されるもの
一一 胸部臓器の機能に障害を残し、服することができない労務が相当な程度に制限されるもの
別表第九級の項第六号の次に次の二號を加える。七 両耳の聴力が一メートル以上の距離では普通の話声を解することができない程度になつたもの
八 一耳の聴力が耳に接しなければ大声を解することができない程度になり、他耳の聴力が一メートル以上の距離では普通の話声を解することが困難である程度になつたもの
別表第一〇級の項第四号を次のように改める。
四 両耳の聴力が一メートル以上の距離では普通の話声を解することが困難である程度になつたもの
別表第一〇級の項第一〇号を第一一號とし、第五号から第九号までを一號ずつ繰り下げ、第四号の次に次の二號を加える。五 一耳の聴力が耳に接しなければ大声を解することができない程度になつたもの
別表第一級の項第四号を次のように改める。
四 十齒以上に対し歯科補綴を加えたもの
別表第一級の項第九号を第一一號とし、第五号から第八号までを二號ずつ繰り下げ、第四号の次に次の二號を加える。五 両耳の聴力が一メートル以上の距離では小声を解することができない程度になつたもの
六 一耳の聴力が四十センチメートル以上の距離では普通の話声を解することができない程度になつたもの
別表第一級の項第一〇号を第一一號とし、第四号から第九号までを一號ずつ繰り下げ、第三号の次に次の二號を加える。
四 五齒以上に対し歯科補綴を加えたもの
別表第一級の項第一〇号を第一一號とし、第三号から第九号までを一號ずつ繰り下げ、第二号の次に次の二號を加える。三 一耳の聴力が一メートル以上の距離では小声を解することができない程度になつたもの
別表第一級の項第一〇号を第一一號とし、第三号から第九号までを一號ずつ繰り下げ、第二号の次に次の二號を加える。

三 一耳の聴力が一メートル以上の距離では小声を解することができない程度になつたもの

別表備考を削る。

附則

(施行期日等)

第一条 この法律は、昭和五十二年四月一日から施行する。ただし、第二十九条及び別表の改正規定は、公布の日から施行する。

2 この法律による改正後の地方公務員災害補償法(以下「新法」という。)第二十九条及び別表の規定は、昭和五十二年九月一日から適用する。(経過措置)

第二条 新法第二十六条の規定は、この法律の施行の日(以下「施行日」という。)以後に発生した事故に起因する公務上の災害又は通勤による災害に係る補償について適用する。

第三条 新法附則第八條第一項の規定は施行日以後の期間に係る同項に規定する年金たる補償について、同条第二項の規定は施行日以後に支給すべき事由の生じた休業補償について適用し、施行日以前の期間に係る障害補償年金及び遺族補償年金並びに施行日前に支給すべき事由の生じた休業補償については、なお従前の例による。

第四条 施行日の前日において同一の事由につきこの法律による改正前の地方公務員災害補償法(以下「旧法」という。)の規定による年金たる補償と旧法附則第八條の政令で定める法令による年金たる給付とを支給されていた者で、施行日以後も引き続きこれらの年金たる給付の支給を受けるものに対し、同一の事由につき支給する新法の規定による年金たる補償(傷病補償年金を除く。)で施行日の属する月分に係るものについて、新法の規定により算定した額が、旧法の規定により算定した年金たる補償で施行日の属する月の前月分に係るものの額(以下この項において「旧支給額」という。)に満たないときは、新法の規定により算定した額が旧支給額以上の額となる月の前月までの月分の当該年金たる補償の額は、新法の規定にかかわらず、当該旧支給額に相当する額とする。

2 前項の規定の適用を受ける者が、同項に規定する旧支給額以上の額となる月前において、新法第二十九条第七項の規定により新たに該当するに至った等級に該当する障害補償年金を支給されることとなるとき、新法第三十三条第三項又は第四項の規定により遺族補償年金の額を改定して支給されることとなるとき、その他自治省

令で定める事由に該当することとなつたときは、これらの事由に該当することとなつた日の属する月の翌月から当該旧支給額以上の額になる月の前月までの月分の当該年金たる補償の額は、前項の規定にかかわらず、自治省令で定めるところによつて算定する額とする。

第五条 施行日前に同一の事由につき旧法の規定による休業補償と旧法附則第八條の政令で定める法令による年金たる給付とを支給されていた者で、施行日以後も引き続き当該年金たる給付の支給を受けるものに対し、同一の事由について支給する新法の規定による休業補償の額は、新法の規定により算定した額が施行日の前日に支給すべき事由の生じた旧法の規定による休業補償の額(同日に休業補償を支給すべき事由の生じなかつたときは、同日前に最後に休業補償を支給すべき事由が生じた日の休業補償の額)に満たないときは、新法の規定にかかわらず、当該旧法の規定による休業補償の額に相当する額とする。

(消防団員等公務災害補償等共済基金法の一部改正)
第六條 消防団員等公務災害補償等共済基金法(昭和三十一年法律第七号)の一部を次のように改正する。

第十條中「行なう」を「行ふ」に、「基き」を「基き」に改め、「休業補償」の下に、「傷病補償年金」を加える。
(地方公務員等共済組合法の一部改正)
第七條 地方公務員等共済組合法(昭和三十七年法律第五十二号)の一部を次のように改正する。

第八十六條第二項中「退職の際に受けている者」の下に「(同法の規定による傷病補償年金又はこれに相当する補償を退職の際に受けている者を除く。)」を、「公務員が病気で休職したとき」の下に「若しくは地方公務員災害補償法の規定による傷病補償年金若しくはこれに相当する補償が支給されることとなつた時」を加える。
第九十一條の前の見出し中「障害補償年金」を「傷病補償年金等」に改め、同条第一項中「障害補償年金又はこれに相当する補償」を「傷病補償年金、障害補償年金又はこれらに相当する補償」に改める。
第九十一條の二第一項中「こえる」を「超える」に改める。

に、「障害補償年金又はこれに相当する給付」を「傷病補償年金、障害補償年金又はこれらに相当する給付」に改め、同条第二項中「障害補償年金又はこれに相当する給付」を「傷病補償年金、障害補償年金又はこれらに相当する給付」に改める。

第六十二條の二の見出し中「障害補償年金」を「傷病補償年金等」に改め、同条中「障害補償年金に相当する補償」以下この条において「障害補償年金」という。)を「傷病補償年金又は障害補償年金に相当する補償(以下この条において「傷病補償年金等」という。))に、「行なわれる」を「行われる」に、「障害補償年金の額」を「傷病補償年金等の額」に、「こえる」を「超える」に改める。

第二百二條の表第八十六條第二項の中欄中「退職の際に受けている者」の下に「(同法の規定による傷病補償年金又はこれに相当する補償を退職の際に受けている者を除く。)」を、「公務員が病気で休職したとき」の下に「若しくは地方公務員災害補償法の規定による傷病補償年金若しくはこれに相当する補償が支給されることとなつた時」を加え、同項の下欄中「退職の際に受けている者」の下に「(同法の規定による傷病補償年金又はこれに相当する補償を退職の際に受けている者を除く。)」を、「公務員が病気で休職したとき」の下に「若しくは地方公務員災害補償法の規定による傷病補償年金若しくはこれに相当する補償が支給されることとなつた時」を加え、同表第九十一條第一項の中欄中「障害補償年金、障害補償年金又はこれらに相当する補償」に改める。

「上田稔君登壇、拍手」

○上田稔君 ただいま議題となりました二法律案について、地方行政委員会における審査の経過及び結果を御報告いたします。

まず、昭和四十二年四月以後における地方公務員等共済組合法の年金の額の改定等に関する法律等の一部を改正する法律案は、地方公務員共済組合の年金の額の改定につき恩給法等の改正内容に準じて所要の措置を講ずるとともに、退職年金等の最低保障額の引き上げ、廃疾年金及び遺族年金等の受給資格の緩和、遺族年金の給付水準の改善、通算遺族年金制度の創設、任意継続組合員の組合員期間の延長等の措置を講ずるほか、地方議会

員に係る退職年金等の増額改定、地方団体関係団体職員等の退職年金制度の地方公務員共済組合制度に準ずる改正等所要の措置を講じようとするものであります。

次に、地方公務員災害補償法の一部を改正する法律案は、国家公務員災害補償制度等の改正内容に準じ、新たに傷病補償年金制度を設けるほか、平均給与額の算定方法の改善及び他の法令による給付との調整方法の改善等災害補償内容の改善整備を行おうとするものであります。

委員会におきましては、両案を一括して質疑を行いました。その詳細は会議録によつて御承知願います。

質疑を終わり、両案については別に討論もなく、それぞれ採決いたしましたところ、両案はいずれも全会一致をもつて原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、地方公務員等共済組合法の年金額の改定法改正案に対しては、既裁定年金の実質的価値保全対策の検討、長期給付の財政方式の検討、退職年金等の最低保障制度の一層の改善について、また、地方公務員災害補償法改正案に対しては、傷病補償年金制度の適切な運用、生活水準向上に向けた給付内容の改善等について政府の善処を求める附帯決議をそれぞれ付し付しております。

以上御報告いたします。(拍手)

○議長(河野謙三君) これより両案を一括して採決いたします。

○賛成者起立 総員起立と認めます。よつて、両案は全会一致をもつて可決されました。

〔賛成者起立〕

○議長(河野謙三君) 日程第一 海洋汚染防止法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)を議題といたします。

まず、委員長の報告を求めます。運輸委員長上林繁次郎君。

〔審査報告書は都合により追録に掲載〕

海洋汚染防止法の一部を改正する法律案 右の内閣提出案は本院においてこれを可決し

昭和五十一年五月十九日 参議院會議録第十二号

海洋汚染防止法の一部を改正する法律案

三八二

た。

よつて国会法第八十三条により送付する。

昭和五十一年五月十一日

参議院議長 前尾繁三郎

参議院議長 河野 謙三殿

海洋汚染防止法の一部を改正する法律案

海洋汚染防止法の一部を改正する法律

海洋汚染防止法(昭和四十五年法律第百三十六号)の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律

目次中「第六章 海洋の汚染の防止のための措置(第三十八条―第四十二条)」を「第六章 海洋

の汚染及び海上災害の防止措置(第三十八条―第

海上災害防止センター(第四十二条の十三―第四

四十二条の十二)」に、「第六十条」を「第六十二条」

に改める。

第一条中「海洋の汚染の防止」を「排出された油、

廃棄物その他の物の防除並びに海上火災の発生及

び拡大の防止並びに海上火災等に伴う船舶交通の

危険の防止に、「海洋の汚染」を「海洋の汚染及

び海上災害」に改め、「保全」の下に「並びに国民

の生命、身体及び財産の保護」を加える。

第二条の見出し中「汚染」の下に「及び海上災害

」を加え、同条に次の一項を加える。

2 油若しくは危険物の排出があつた場合又は海

上火災が発生した場合においては、船舶の船長

又は船舶所有者、海洋施設又は海洋危険物管理

施設の管理者又は設置者その他の関係者は、排

出油の防除、消火及び延焼の防止等の措置を講

ずることにより、海上災害の防止に努めなければ

ならない。

第三条に次の二号を加える。

十一 危険物 原油、液化石油ガスその他の政

令で定める引火性の物質をいう。

十二 海上災害 油の排出又は海上火災(海域

における火災をいう。以下同じ。)により人の

生命若しくは身体又は財産に生ずる被害をい

う。

第六章 海洋の汚染及び海上災害の防止措

置

第三十九条の二を第三十九条の三とし、第三十

九条の次に次の二条を加える。

第三十九条の二 海上保安庁長官は、大量の油の

排出があつた場合において、緊急に排出油の防

除のための措置を講ずる必要があると認められ

るときは、当該措置を講ずる現場の海域にある

船舶の船長に対しその船舶をその海域から退去

させることを命じ、若しくはその海域に進入し

てくる船舶の船長に対しその進入を中止させる

ことを命じ、又はその海域を航行する船舶の航

行を制限することができ。

第四十条の前に次の一条を加える。

(油回収船等の配備)

第三十九条の四 総トン数が運輸省令で定める総

トン数以上のタンカー(以下「特定タンカー」と

いう。)の船舶所有者は、特定タンカーが常時航

行する海域で地形、潮流その他の自然的条件が

らみて油の排出があつたならば海洋が著しく汚

染されるおそれがある海域として運輸省令で定

めるものを、特定タンカーに貨物として積み

の油を積載して航行させるときは、油回収船

又は油を回収するための機械器具で運輸省令で

定めるものを配備しなければならない。

2 前項の油回収船及び油を回収するための機械

器具の配備の場所その他配備に関し必要な事項

は、運輸省令で定める。

第六章中第四十二条の次に次の十一条を加え

る。

(危険物が排出された場合の措置)

第四十二条の二 危険物の排出(海域の大気中に

流すことを含む。以下この条、第四十二条の五第

一項、第四十二条の八及び第四十二条の九第一

項において同じ。)があつた場合において、当該

排出された危険物の海上火災が発生するおそれ

があるときは、次に掲げる者は、運輸省令で定

めることにより、危険物の排出があつた日時

及び場所、排出された危険物の量及びひろがり

の状況並びに排出された危険物が積載されてい

た船舶又は管理されていた海洋危険物管理施設

(海域に設けられる工作物で危険物を管理する

ものをいう。以下同じ。)その他の施設(陸地に

あるものを含む)に関する事項を直ちに最寄り

の海上保安庁の事務所に通報しなければならない

。ただし、第三十八条第一項又は石油コンビ

ナート等災害防止法(昭和五十年法律第八十四

号)第二十三条第一項の規定による通報をした

場合は、この限りでない。

一 当該排出された危険物が積載されていた船

舶の船長又は当該排出された危険物が管理さ

れていた施設の管理者

二 前号の船舶内にある者及び同号の施設の従

業者である者以外の者で当該危険物の排出の

原因となる行為をしたもの(その者が船舶内

にある者であるときは、当該船舶の船長)

2 前項に規定する事態を発見した者は、遅滞な

く、その旨を最寄りの海上保安庁の事務所に通

報しなければならない。

3 第一項に規定する場合において、同項各号に

掲げる者は、直ちに、引き続き危険物の排出の

防止及び排出された危険物の火災の発生防止

のための応急措置を講ずるとともに、危険物の

排出があつた現場付近にある者又は船舶に対し

注意を喚起するための措置を講じなければなら

ない。

(海上火災が発生した場合の措置)

第四十二条の三 貨物として積み込まれた危険物を

積載している船舶、海洋危険物管理施設又は危

険物の海上火災が発生したときは、次に掲げる

者は、運輸省令で定めるところにより、海上火

災が発生した日時及び場所、海上火災の状況並

びに海上火災が発生した船舶若しくは海洋危険

物管理施設又は海上火災が発生した危険物が積

載されていた船舶若しくは管理されていた海洋

危険物管理施設その他の施設(陸地にあるもの

を含む)に関する事項を直ちに最寄りの海上保

安庁の事務所に通報しなければならない。ただ

し、第三十八条第一項、前条第一項又は石油コ

ンビナート等災害防止法第二十三条第一項の規

定による通報をした場合は、この限りでない。

一 当該海上火災が発生した船舶の船長又は当

該海上火災が発生した海洋危険物管理施設の

管理者

二 当該海上火災が発生した危険物が積載され

ていた船舶の船長又は当該海上火災が発生し

た危険物が管理されていた施設の管理者

三 前二号の船舶内にある者及び前二号の施設

の従業者である者以外の者で当該海上火災の

原因となる行為をしたもの(その者が船舶内

にある者であるときは、当該船舶の船長)

2 前項に規定する場合において、同項各号に掲

げる者は、直ちに、消火若しくは延焼の防止又

は人命の救助のための応急措置を講ずるととも

に、海上火災の現場付近にある者又は船舶に対

し注意を喚起するための措置を講じなければな

らない。

第四十二条の四 海上火災を発見した者は、遅滞

なく、その旨を最寄りの海上保安庁の事務所に

通報しなければならない。

(緊急の場合における行為の制限)

第四十二条の五 海上保安庁長官は、危険物の排

出があつた場合において、当該排出された危険

物による海上火災が発生するおそれが著しく大

であり、かつ、海上火災が発生したならば著し

い海上災害が発生するおそれがあるときは、海

上火災が発生するおそれのある海域にある者に

対し火気の使用を制限し、若しくは禁止し、又

はその海域にある船舶の船長に対しその船舶を

その海域から退去させることを命じ、若しくは

その海域に進入して来る船舶の船長に対しその

進入を中止させることを命ずることができる。

2 海上保安庁長官は、海上火災が発生した場合、当該海上火災の現場の海域にある船舶の船長に対しその船舶をその海域から退去させることを命じ、又はその海域に進入して行く船舶の船長に対しその進入を中止させることを命ずることができる。

3 前二項に規定する場合において、海上保安庁長官は、当該海域にある者に対しその海域からの退去を命じ、又は当該海域への人の出入を禁止し、若しくは制限することができる。

(海上火災が発生した船舶の処分等)

第四十二条の六 海上保安庁長官は、消火若しくは延焼の防止又は人命の救助のため必要がある場合は、海上火災が発生し、又はまさに発生しようとしている船舶、海洋危険物管理施設その他の財産を、延焼の防止のためやむを得ないと認められる場合は、海域にある延焼のおそれのある船舶、海洋危険物管理施設その他の財産を使用し、移動し、若しくは処分し、又はその使用を制限することができる。

(船舶交通の危険の防止)

第四十二条の七 海上保安庁長官は、船舶の海上火災による船舶交通の障害の発生により、当該障害の発生した海域の周辺において船舶交通の危険が生じ、又は生ずるおそれがあると認められる場合は、当該船舶の船舶所有者に対し、その船舶の海上火災による海上災害及び船舶交通の障害が新たに発生するおそれのない海域にその船舶を曳航すべきことを命ずることができる。

第四十二条の八 海上保安庁長官は、油若しくは危険物の排出又は海上火災による船舶交通の障害の発生により、当該障害の発生した海域の周辺の海域において船舶交通の危険が生じ、又は生ずるおそれがある場合であつて、緊急に船舶交通の危険を防止する必要があると認められるときは、当該周辺の海域を航行する船舶の航行

を制限し、又は禁止することができる。

(消防機関等との関係)

第四十二条の九 消防機関(消防組織法(昭和二十二年法律第二百二十六号)第九条各号に掲げる機関をいう。以下同じ。)の長は、次の各号に掲げる場合は、第四十二条の五又は第四十二条の六の権限を行うことができる。

一 第四十二条の五又は第四十二条の六に規定する場合において、当該危険物の排出又は海上火災がふ頭に保留された船舶又は陸地にある施設(海域にある施設で固定施設により当該施設と陸地との間を人が往来できるものを含む。)に係るものであるとき(消防機関の長又はその委任を受けてその権限を行う消防吏員若しくは消防団員が現場にいないとき、及び消防機関の長が海上保安庁長官又は管区海上保安本部長等(第五十三条第一項の規定により海上保安庁長官の権限に属する事項を行うことができる管区海上保安本部長及び同条第二項の規定により管区海上保安本部長の権限に属する事項を行うことができる管区海上保安本部の事務所の長をいう。以下同じ。))に対しその権限を行うことを要請したときを除く。)

二 第四十二条の五又は第四十二条の六に規定する場合において、当該危険物の排出又は海上火災が前号の船舶及び施設以外の船舶又は施設に係るものである場合に於ては、海上保安庁長官若しくは管区海上保安本部長等若しくはその委任を受けてその権限を行う海上保安官が現場にいないとき、又は海上保安庁長官若しくは管区海上保安本部長等からその権限を行うことを要請されたとき。

2 前項各号に掲げる場合においては、海上保安庁長官は、第四十二条の五又は第四十二条の六の規定にかかわらず、その権限を行うことができる。

第四十二条の十 海上保安庁長官又は管区海上保

安本部長等及び消防機関の長は、第四十二条の二第一項に規定する事態若しくは海上火災が発生したことを知つたとき、又は第四十二条の五若しくは第四十二条の六の権限を行つたときは、相互に密接な連絡をとるとともに、海上火災の発生及び拡大の防止のための措置の実施について協力しなければならない。

第四十二条の十一 第四十二条の五に規定する場合において、海上保安庁長官若しくは管区海上保安本部長等若しくはその委任を受けてその権限を行う海上保安官及び消防機関の長若しくはその委任を受けてその権限を行う消防吏員若しくは消防団員が現場にいないとき、又は海上保安庁長官若しくは管区海上保安本部長等若しくは消防機関の長の要請があつたときは、警察署長は、これらの者に代つて同条の権限を行うことができる。この場合において、警察署長は、当該権限を行つたときは、直ちにその旨を海上保安庁長官若しくは管区海上保安本部長等又は消防機関の長に通知しなければならない。

(消防法の適用除外)

第四十二条の十二 消防法(昭和二十三年法律第百八十六号)第二十三条の二、第二十八条並びに第二十九条第一項及び第二項の規定は、第四十二条の五又は第四十二条の六に規定する場合には、適用しない。

第六章の次に次の一章を加える。

第六章の二 海上災害防止センター

(目的)

第四十二条の十三 海上災害防止センターは、海上災害の発生及び拡大の防止(以下「海上防災」という。)のための措置を実施する業務を行うとともに、海上防災のための措置に必要な船舶、機械器具及び資材の保有、海上防災のための措置に関する訓練等の業務を行うことにより、国民の生命、身体及び財産の保護に資することを目的とする。

(法人格)

第四十二条の十四 海上災害防止センター(以下「センター」という。)は、法人とする。

(数)

第四十二条の十五 センターは、一を限り設立されるものとする。

(資本金)

第四十二条の十六 センターの資本金は、その設立に際し、政府及び政府以外の者が出資する額の合計額とする。

2 センターは、必要があるときは、運輸大臣の認可を受けて、その資本金を増加することができる。

3 政府は、前項の規定によりセンターがその資本金を増加するときは、予算で定める金額の範囲内において、センターに出資することができる。

(持分の払戻し等の禁止)

第四十二条の十七 センターは、出資者に対し、その持分を払い戻すことができない。

2 センターは、出資者の持分を取得し、又は質権の目的としてこれを受けることができない。

(持分の譲渡等)

第四十二条の十八 政府以外の出資者は、その持分を譲渡することができる。

2 政府以外の出資者の持分の移転は、譲受け者について第四十二条の五十一第二項各号に掲げる事項を出資者原簿に記載した後でなければ、センターその他の第三者に対抗することができない。

(名称)

第四十二条の十九 センターは、その名称中に海上災害防止センターという文字を用いなければならない。

2 センターでない者は、その名称中に海上災害防止センターという文字を用いてはならない。

(登記)

第四十二条の二十 センターは、政令で定めるところにより、登記しなければならない。

昭和五十一年五月十九日 参議院會議録第十二号 海洋汚染防止法の一部を改正する法律案

三八四

2 前項の規定により登記しなければならない事項は、登記の後でなければ、これをもって第三者に対抗することができない。
(民法の準用)

第四十二条の二十一 民法(明治二十九年法律第八十九号)第四十四条及び第五十条の規定は、センターについて準用する。
(発起人)

第四十二条の二十二 センターを設立するには、海上防災について学識経験を有する者七人以上が発起人となることを必要とする。

2 発起人は、定款及び事業計画書を作成し、政府以外の者に対しセンターに対する出資を募集しなければならない。

3 前項の事業計画書に記載すべき事項は、運輸省令で定める。
(設立の認可)

第四十二条の二十三 発起人は、前条第二項の募集が終わつたときは、定款及び事業計画書を運輸大臣に提出して、設立の認可を申請しなければならない。

第四十二条の二十四 運輸大臣は、設立の認可をしようとするときは、前条の規定による認可の申請が次の各号に適合するかどうかを審査して、これをしなければならない。

一 設立の手續並びに定款及び事業計画書の内容が法令の規定に適合するものであること。
二 定款又は事業計画書に虚偽の記載がないこと。

三 職員、設備、業務の方法その他の事項についての業務の実施に関する計画が適正なものであり、かつ、その計画を確実に遂行するに足る経理的及び技術的な基礎を有すると認められること。

四 前号に定めるもののほか、事業の運営が健全に行われ、海上防災のための措置の実施により国民の生命、身体及び財産の保護に資することが確実であると認められること。

(事務の引継ぎ)
第四十二条の二十五 設立の認可があつたときは、発起人は、遅滞なく、その事務をセンターの会長となるべき者に引き継がなければならない。

2 センターの会長となるべき者は、前項の規定による事務の引継ぎを受けたときは、遅滞なく、政府及び出資の募集に応じた政府以外の者に対し、出資金の払込みを求めなければならない。

(設立の登記)
第四十二条の二十六 センターの会長となるべき者は、前条第二項の規定による出資金の払込みがあつたときは、遅滞なく、政令で定めるところにより、設立の登記をしなければならない。

2 センターは、設立の登記をすることによつて成立する。
(定款記載事項)

第四十二条の二十七 センターの定款には、次の事項を記載しなければならない。

一 目的
二 名称
三 事務所の所在地
四 資本金、出資及び資産に関する事項
五 役員を選任する方法その他の役員に関する事項
六 評議員会に関する事項
七 業務及びその執行に関する事項
八 財務及び会計に関する事項
九 定款の変更に関する事項
十 公告の方法
十一 設立当初の役員

2 センターの定款の変更は、運輸大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。
(役員)

第四十二条の二十八 センターに、役員として、会長一人、理事長一人、理事四人以内及び監事一人を置く。

2 役員の選任は、運輸大臣の認可を受けなければならない。

ば、その効力を生じない。
(役員職務及び権限)
第四十二条の二十九 会長は、センターを代表し、その業務を総理する。

2 理事長は、センターを代表し、定款で定めるところにより、会長を補佐してセンターの業務を掌理し、会長に事故があるときはその職務を代理し、会長が欠員のときはその職務を行う。

3 理事長は、定款で定めるところにより、会長及び理事長を補佐してセンターの業務を掌理し、会長及び理事長に事故があるときはその職務を代理し、会長及び理事長が欠員のときはその職務を行う。

4 監事は、センターの業務を監査する。

5 監事は、監査の結果に基づき、必要があると認めるときは、会長又は運輸大臣に意見を提出することができる。

(役員職職禁止)
第四十二条の三十 役員は、営利を目的とする団体の役員となり、又は自ら営利事業に従事してはならない。ただし、運輸大臣の承認を受けたときは、この限りでない。

(代表権の制限)
第四十二条の三十一 センターと会長又は理事長との利益が相反する事項については、会長及び理事長は、代表権を有しない。この場合には、監事がセンターを代表する。

(代理人の選任)
第四十二条の三十二 会長は、理事又はセンターの職員のうちから、センターの業務の一部に関し一切の裁判上又は裁判外の行為をする権限を有する代理人を選任することができる。

(評議員会)
第四十二条の三十三 センターに、毎事業年度の予算及び事業計画その他センターの運営に関する重要事項を審議する機関として、評議員会を置く。

2 評議員会は、評議員二十人以内で組織する。

3 評議員は、海上防災について学識経験を有する者のうちから、運輸大臣の認可を受けて、会長が任命する。
(職員の任命)
第四十二条の三十四 センターの職員は、会長が任命する。

(役員及び職員の公務員たる性質)
第四十二条の三十五 センターの役員及び職員は、刑法(明治四十年法律第四十五号)その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなす。
(業務)

第四十二条の三十六 センターは、第四十二条の十三の目的を達成するため、次の業務を行う。

一 一次条の規定による海上保安庁長官の指示により排出油の防除のための措置を実施し、当該措置に要した費用を第四十二条の三十八の規定により徴収すること。

二 船舶所有者その他の者の委託により、消防船による消火及び延焼の防止その他海上防災のための措置を実施すること。

三 海上防災のための措置に必要な油回収船、油を回収するための機械器具、オイルフェンスその他の船舶、機械器具及び資材を保有し、これらを船舶所有者の利用に供すること。

四 海上防災のための措置に関する訓練を行うこと。

五 海上防災のための措置に必要な機械器具及び資材並びに海上防災のための措置に関する技術について調査及び研究を行い、その成果を普及すること。

六 前各号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。

七 前各号に掲げるもののほか、第四十二条の十三の目的を達成するために必要な業務を行うこと。

2 センターは、前項第七号に掲げる業務を行

うとするときは、運輸大臣の認可を受けなければならない。

(セクターに対する指示)

第四十二条の三十七 海上保安庁長官は、緊急に排出油の防除のための措置を講ずる必要がある場合において、第三十九条第三項の規定により措置を講ずべき者がその措置を講じていないと認められるとき、又は同項の規定により措置を講ずべきことを命ずるいとまがないと認められるときは、同項に規定する措置のうち必要と認めるものを講ずべきことを、セクターに対し、指示することができる。

(セクターの措置に要した費用の負担)

第四十二条の三十八 セクターは、前条の規定により海上保安庁長官が指示した措置を講じたときは、当該措置に要した費用で運輸省令で定める範囲のものについて、運輸省令で定めるところにより、海上保安庁長官の承認を受けて、当該措置に係る排出された油が積載されていた船舶の船舶所有者若しくは排出された油が管理されていた海洋施設その他の施設（陸地にあるものを含む。）の設置者に負担させることができる。ただし、第四十一条第一項ただし書に規定する場合は、この限りでない。

2 セクターは、前項の規定による負担金を徴収しようとするときは、当該負担金の納付義務者に対し、運輸省令で定めるところにより、負担金の額、納付期限及び納付方法を通知しなければならない。

3 セクターは、前項の通知を受けた納付義務者が納付期限までに同項の負担金を納付しないときは、期限を指定してこれを督促しなければならない。

4 セクターは、前項の規定により督促をするときは、納付義務者に対し、督促状を発する。この場合において、督促状により指定すべき期限は、督促状を発する日から起算して二十日以上経過した日でなければならない。

5 セクターは、第三項の規定による督促を受けた納付義務者がその指定の期限までに負担金及び第七項の規定による延滞金を納付しないときは、国税の滞納処分の例により、海上保安庁長官の認可を受けて、滞納処分をすることができ

6 前項の規定による徴収金の先取特権の順位は、国税及び地方税に次ぐものとし、その時効については、国税の例による。

7 セクターは、第三項の規定により督促をしたときは、負担金の額につき年十四・五パーセントの割合で、納付期限の翌日からその負担金の完納の日又は財産の差押えの日の前日までの日数により計算した額の延滞金を徴収することができる。ただし、運輸省令で定める場合は、この限りでない。

8 第四十一条第四項及び第五項の規定は、第一項の場合に準用する。この場合において、同条第四項及び第五項中「第一項」とあるのは、「第四十二条の三十八第一項」と読み替えるものとする。

(業務方法書)

第四十二条の三十九 セクターは、業務の開始前に、業務方法書を作成し、運輸大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 前項の業務方法書に記載すべき事項は、運輸省令で定める。

(基金)

第四十二条の四十 セクターは、第四十二条の三十六第一項第一号及び第二号の業務に関する基金を設け、第四十二条の十六第一項の規定により出資され、又は同条第二項の認可を受けた場合において出資された金額とこれらの業務に要する資金に充ててこれを条件として政府以外の者から出えんされた金額の合計額に相当する金額をもつてこれに充ててものとする。

2 前項の基金は、運輸省令で定めるところによ

り、毎事業年度の損益計算上利益又は損失を生じたときは、その利益又は損失の額により増加し又は減少するものとする。

(事業年度)

第四十二条の四十一 セクターの事業年度は、毎年四月一日に始まり、翌年三月三十一日に終わる。

(予算等の認可)

第四十二条の四十二 セクターは、毎事業年度、予算、事業計画及び資金計画を作成し、当該事業年度の開始前に、運輸大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

(財務諸表)

第四十二条の四十三 セクターは、毎事業年度、財産目録、貸借対照表及び損益計算書（以下「財務諸表」という。）を作成し、当該事業年度の終了後三月以内に運輸大臣に提出して、その承認を受けなければならない。

2 セクターは、前項の規定により財務諸表を運輸大臣に提出するときは、これに予算の区分に従い作成した当該事業年度の決算報告書並びに財務諸表及び決算報告書に関する監事の意見書を添付しなければならない。

(出資者に対する書類の送付)

第四十二条の四十四 セクターは、第四十二条の四十二又は前条第一項に規定する認可又は承認を受けたときは、当該認可又は承認に係る予算、事業計画及び資金計画に関する書類又は財務諸表を政府以外の出資者に送付しなければならない。

(借入金)

第四十二条の四十五 セクターは、資金の借入れ（借換えを含む。）をしようとするときは、運輸大臣の認可を受けなければならない。

(給与及び退職手当の支給の基準)

第四十二条の四十六 セクターは、役員及び職員に対する給与及び退職手当の支給の基準を定め

ようとするときは、運輸大臣の承認を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

(運輸省令への委任)

第四十二条の四十七 この法律に規定するもののほか、セクターの財務及び会計に必要事項は、運輸省令で定める。

(報告及び検査)

第四十二条の四十八 運輸大臣は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、セクターに対しその業務に関し報告をさせ、又はその職員に、セクターの事務所その他の事業所（その業務の用に供している船舶を含む。）に立ち入り、業務の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人にこれを提示しなければならない。

3 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

(監督命令等)

第四十二条の四十九 運輸大臣は、前条第一項の規定により報告をさせ、又は検査を行った場合において、セクターの業務又は会計が法令若しくはこれに基づく処分又は定款若しくは業務方法書に違反すると認めるときは、セクターに対して、この法律の目的を達成するため必要な限度において、役員解任、定款又は業務方法書の変更その他必要な措置をとるべき旨を命ずることができる。

2 運輸大臣は、セクターが前項の規定による命令に従わなかつたときは、その役員を解任することができる。

(審査請求)

第四十二条の五十 この法律に基づいてしたセクターの処分不服がある者は、運輸大臣に対し行政不服審査法（昭和二十七年法律第六十号）

昭和五十一年五月十九日 参議院會議録第十二号

海洋汚染防止法の一部を改正する法律案

三八六

による審査請求をすることが出来る。

(出資者原簿)

第四十二條の五十一 センターは、出資者原簿を備えて置かなければならない。

2 出資者原簿には、各出資者について次の事項を記載しなければならない。

一 氏名又は名称及び住所

二 出資の引受け及び出資金の払込みの年月日又は出資者の持分の譲受けの年月日

三 出資額又は出資者の持分の譲受け額(以下「出資額」という。)

3 政府以外の出資者は、出資者原簿の閲覧を求めることができる。

(解散)

第四十二條の五十二 センターは、解散した場合において、その債務を弁済してなお残余財産があるときは、これを各出資者に対しその出資額に応じて分配しなければならない。

2 前項の規定により各出資者に分配することができる金額は、その出資額を限度とする。

3 前二項に規定するもののほか、センターの解散については、別に法律で定める。

(大蔵大臣との協議)

第四十二條の五十三 運輸大臣は、次の場合には、大蔵大臣に協議しなければならない。

一 第四十二條の十六第二項、第四十二條の三十六第二項、第四十二條の三十九第一項、第四十二條の四十二又は第四十二條の四十五の認可をしようとするとき。

二 第四十二條の四十三第一項又は第四十二條の四十六の承認をしようとするとき。

三 第四十二條の四十七の運輸省令を定めようとするとき。

第四十三條の次に次の二條を加える。

(排出油防除計画)

第四十三條の二 海上保安庁長官は、東京港その他の運輸省令で定める海域ごとに、油が著しく大量に排出された場合における排出油の防除に

関する計画(以下「排出油防除計画」という。)を作成するものとする。

2 排出油防除計画は、前項の運輸省令で定める海域に係る次の事項について定めるものとする。

一 油が著しく大量に排出された場合における海洋の汚染の想定に関する事項。

二 前号の場合における排出油の防除のために必要な油回収船その他の船舶、機械器具及び資材の整備の目標に関する事項。

三 第一号の場合における排出油の防除のための関係行政機関、関係地方公共団体、船舶所有者の団体その他の関係者との連絡及び情報の交換に関する事項。

四 第一号の場合における排出油の防除及びこれに伴う危険の防止に関する事項。

3 海上保安庁長官は、第一項の規定により排出油防除計画を作成しようとするときは、関係行政機関の長又は関係地方公共団体の長の意見を聴かなければならない。これを修正しようとするときも、同様とする。

4 海上保安庁長官は、第一項の規定により排出油防除計画を作成したときは、速やかに、これを前項に規定する者に通知するとともに、その要旨を公表しなければならない。これを修正したときも、同様とする。

(排出油防除協議会)

第四十三條の三 タンカーの船舶所有者は、前条第一項の運輸省令で定める海域ごとに、共同して次の事項を行う排出油防除協議会(以下「協議会」という。)を置くように努めなければならない。

一 当該海域における排出油の防除に関する自主基準の作成

二 排出油の防除に関する技術の調査及び研究

三 排出油の防除に関する教育及び共同訓練の実施

四 その他排出油の防除に関する重要事項の協議

2 タンカーを係留することが出来る係留施設の管理者その他の関係者は、協議会に参加することが出来る。

3 協議会は、当該海域に係る排出油防除計画について、海上保安庁長官に対し、意見を述べる事が出来る。

第四十六條中「保全」の下に「並びに海上災害の防止」を加える。

第四十八條第三項中「第三十九條の二」を「第三十九條の三」に改め、「掲げる者」の下に「又は特定タンカーの船舶所有者」を、「備付け」の下に「又は油回収船若しくは油を回収するための機械器具の配備」を加え、同条第六項中「第三十九條の二」を「第三十九條の三」に改める。

第五十條中「その他海洋の汚染」を「油回収船その他海洋の汚染又は海上災害」に、「若しくは施設」を「施設又は船舶の設置若しくは保有」に改める。

第五十一條中「並びに廃油及び廃船の処理」を「廃油及び廃船の処理、排出された油及び危険物の除去並びに海上火災の防除」に改め、「汚染」の下に「及び海上災害」を加える。

第五十五條第一項中「二十万円」を「三十万円」に改め、第八號を第九號とし、第七號の次に次の一號を加える。

八 第四十二條の七の規定による命令に違反した者

第五十五條第二項及び第五十六條中「十万円」を「二十万円」に改める。

第五十七條中「十万円」を「二十万円」に改め、同条第二項中「第三十九條の二」を「第三十九條の三」に改め、同条第四項中「第三十八條第一項」の下に「第四十二條の二第一項又は第四十二條の三第一項」を加え、同条に次の四號を加える。

五 第三十九條の二の規定による命令に違反し、又は処分の違反となるような行為をした者

六 第三十九條の四第一項の規定に違反した者

七 第四十二條の五第一項若しくは第三項の規定による命令若しくは処分又は同条第二項の規定による命令に違反した者

八 第四十二條の八の規定による処分の違反となるような行為をした者

第五十八條中「五万円」を「十万円」に改め、同条第九號中「事実」の下に「、第四十二條の二第一項に規定する事態又は海上火災」を加え、同条の次に次の一號を加える。

第五十八條の二 第四十二條の四十八第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した場合においては、その違反行為をしたセンターの役員又は職員は、十万円以下の罰金に処する。

第五十九條中「前四條」を「第五十五條から第五十八條まで」に改める。

第六十一條 次の各号の一に該当する場合には、その違反行為をしたセンターの役員は、三万円以下の過料に処する。

一 第六章の二の規定により運輸大臣又は海上保安庁長官の認可又は承認を受けなければならない場合において、その認可又は承認を受けなかったとき。

二 第四十二條の二十第一項の規定による政令に違反して登記することを怠つたとき。

三 第四十二條の三十六第一項に規定する業務以外の業務を行つたとき。

第六十二條 第四十二條の十九第二項の規定に違反した者は、一万円以下の過料に処する。

附則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、第四十條の二第一項を加える改正規定、第四十八條第三項の改正規定(第三十九條の二)を「第三十九條の三」に改める部

分を除く。及び第五十七条に四号を加える改正規定(同条第六号に係る部分に限る。は、公布の日から起算して三年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(財団法人海上防災センターからの引継ぎ)

第二条 昭和四十九年十二月六日に設立された財団法人海上防災センター(以下「財団法人」という。は、寄附行為で定めるところにより、発起人に対して、センターにおいてその一切の権利及び義務を承継すべき旨を申し出ることができ

る。

2 発起人は、前項の規定による申出があつたときは、遅滞なく、運輸大臣の認可を申請しなければならない。

3 前項の認可があつたときは、財団法人の一切の権利及び義務は、センターの成立の時に於いてセンターに承継されるものとし、財団法人は、その時に於いて解散するものとする。この場合においては、他の法令中法人の解散及び清算に関する規定は、適用しない。

4 前項の規定により財団法人が解散した場合における解散の登記については、政令で定める。

(非課税)

第三条 前条第三項の規定によりセンターが権利を承継する場合における当該承継に係る不動産の取得については、不動産取得税を課することができない。

(経過措置)

第四条 この法律の施行の際現にその名称中に海上災害防止センターという文字を用いている者については、改正後の第四十二条の十九第二項の規定は、この法律の施行後六月間は適用しない。

第五条 センターの最初の事業年度は、改正後の第四十二条の四十一の規定にかかわらず、その成立の日に始まり、翌年三月三十一日に終わるものとする。

第六条 センターの最初の事業年度の予算、事業

計画及び資金計画については、改正後の第四十二条の四十二中「当該事業年度の開始前」とあるのは、「センターの成立後遅滞なく」とする。

(港則法の一部改正)

第七条 港則法(昭和二十三年法律第七十四号)の一部を次のように改正する。

第二十五条に次のただし書を加える。

ただし、海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律(昭和四十五年法律第三十六号)第四十二条の二第二項又は第四十二条の三第一項の規定による通報をしたときは、当該通報をした事項については報告をすることを要しない。

第三十六条の二第二項に次のただし書を加える。

ただし、海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律第四十二条の五第一項の規定の適用がある場合は、この限りでない。

第三十七条第三項に次のただし書を加える。

ただし、海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律第四十二条の八の規定の適用がある場合は、この限りでない。

(災害対策基本法の一部改正)

第八条 災害対策基本法(昭和三十六年法律第二百二十三号)の一部を次のように改正する。

第三十八条中第十五号を第十六号とし、第十四号の次に次の一号を加える。

十五 海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律(昭和四十五年法律第三十六号)第四十三条の二第一項に規定する排出油の防除に関する計画

(海上交通安全法の一部改正)

第九条 海上交通安全法(昭和四十七年法律第十五号)の一部を次のように改正する。

第三十三条第二項中「前項」を「第一項」に改め、「必要な措置」の下に「(海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律第四十二条の七に規定する場合、同条の規定により命ずることができ

る措置を除く。)」を加え、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 前項に規定する船舶の船長は、同項に規定する場合において、海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律(昭和四十五年法律第三十六号)第四十二条の二第二項又は第四十二条の三第一項の規定による通報をしたときは、当該通報をした事項については前項の規定による通報をすることを要しない。

第四十条第六号中「第三十三條第二項」を「第三十三條第三項」に改める。

(港則法の一部改正)

第十条 港則法(昭和二十五年法律第二百十八号)の一部を次のように改正する。

第十二条第一項第十一号の三中「海洋汚染防止法」を「海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律」に改める。

(船舶整備公団法の一部改正)

第十一条 船舶整備公団法(昭和三十四年法律第四十六号)の一部を次のように改正する。

第二条第三項中「海洋汚染防止法」を「海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律」に改める。

(廃棄物の処理及び清掃に関する法律の一部改正)

第十二条 廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和四十五年法律第三十七号)の一部を次のように改正する。

第六条第三項及び第十二条第二項中「海洋汚染防止法」を「海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律」に改める。

(水質汚濁防止法の一部改正)

第十三条 水質汚濁防止法(昭和四十五年法律第三十八号)の一部を次のように改正する。

第二十三条第二項及び第四項中「海洋汚染防止法」を「海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律」に改める。

(瀬戸内海環境保全臨時措置法の一部改正)

第十四条 瀬戸内海環境保全臨時措置法(昭和四十八年法律第百十号)の一部を次のように改正する。

第十二条第一項中「海洋汚染防止法」を「海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律」に改める。

(地方税法の一部改正)

第十五条 地方税法(昭和二十五年法律第二百十六号)の一部を次のように改正する。

第七十二条の五第一項第六号中「自動車事故対策センター」の下に「海上災害防止センター」を加える。

十八年法律第百十号)の一部を次のように改正する。

第十二条第一項中「海洋汚染防止法」を「海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律」に改める。

(法人税法の一部改正)

第十七条 法人税法(昭和四十年法律第三十四号)の一部を次のように改正する。

附則第十條に次の一項を加える。

3 道府県は、海上災害防止センターが海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律(昭和四十五年法律第三十六号)第四十二条の三十三第一項第四号に規定する業務の用に供する家屋で政令で定めるものを取得した場合においては、当該取得が昭和五十三年三月三十一日までに行われたときに限り、第七十三条の二第一項の規定にかかわらず、当該家屋の取得に対しては、不動産取得税を課することができない。

附則第十四條第二号中「海洋汚染防止法(昭和四十五年法律第三十六号)第三十九條の二」を「海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律第三十九條の三」に改める。

(所得税法の一部改正)

第十六条 所得税法(昭和四十年法律第三十三号)の一部を次のように改正する。

別表第一第一号の表中海外経済協力基金の項の次に次のように加える。

海上災害防止センター 海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律(昭和四十五年法律第三十六号)

(法人税法の一部改正)

第十七条 法人税法(昭和四十年法律第三十四号)の一部を次のように改正する。

附則第十條に次の一項を加える。

3 道府県は、海上災害防止センターが海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律(昭和四十五年法律第三十六号)第四十二条の三十三第一項第四号に規定する業務の用に供する家屋で政令で定めるものを取得した場合においては、当該取得が昭和五十三年三月三十一日までに行われたときに限り、第七十三条の二第一項の規定にかかわらず、当該家屋の取得に対しては、不動産取得税を課することができない。

(法人税法の一部改正)

第十七条 法人税法(昭和四十年法律第三十四号)の一部を次のように改正する。

附則第十條に次の一項を加える。

三 八 七

昭和五十一年五月十九日 参議院会議録第十二号

海洋汚染防止法の一部を改正する法律案

昭和五十一年五月十九日 参議院會議録第十二号

別表第二第一号の表中「宇宙開発事業団」の項の次に次のように加える。

海上災害防止 センター 海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律(昭和四十五年法律第百三十六号)

(海上保安庁法の一部改正)

第十八条 海上保安庁法(昭和二十三年法律第二十八号)の一部を次のように改正する。

第七十条第十号中「海洋汚染防止法」を「海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律」に改め、同号の次に次の一号を加える。

十の二 海上災害防止センターに関する事項(運輸省設置法の一部改正)

第十九条 運輸省設置法(昭和二十四年法律第百五十七号)の一部を次のように改正する。

第四条第一項第五十一号の次に次の一号を加える。

五十一の二 海上災害防止センターを監督すること。

第二十二條第一項第十七号の三中「海洋汚染防止法」を「海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律」に改める。

(環境庁設置法の一部改正)

第二十条 環境庁設置法(昭和四十六年法律第八十八号)の一部を次のように改正する。

第四条第二十四号中「海洋汚染防止法」を「海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律」に改める。

〔上林繁次郎君登壇、拍手〕

○上林繁次郎君 ただいま議題となりました海洋汚染防止法の一部を改正する法律案につきまして、運輸委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

本法律案は、最近の大型タンカーの火災、大量の油の流出などの事故による被害が広範囲に及

び、かつ重大なものとなつてきていることにかんがみ、これらの海上災害に対処するための必要な措置を講じようとするものでありまして、その主なる内容は、第一に、引火性の危険物の排出があつた場合、または海上火災が発生した場合において、船長等に応急措置などを義務づけることと、海上保安庁長官は、現場海域における火災の使用制限、船舶の進入の中止命令、火災が発生した船舶その他の財産の処分等を行えるようにしております。

また、火災が発生した船舶を安全な海域に曳航すべきことを命じ、あるいは現場周辺の海域において船舶の航行を制限し、または禁止することができるとしております。

第二に、一定の大きさ以上のタンカーが主要な湾内、内海等を航行する場合、その所有者は油回収船等を配備しなければならないこととしております。

第三に、海上災害防止センターを運輸大臣の認可により設立し得ることとし、海上災害の防止に関する業務を行わせることとしております。

以上のほか、海上保安庁と消防機関との間の消防活動に関する協力、排出油防除計画の作成、排出油防除協議会の設置等について所要の規定を整備することとしております。

なお、これらの措置に伴い、題名を「海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律」と改めております。

委員会におきましては、海上災害防止法として単独立法化しなかつた理由、海洋汚染の現状と監視体制の強化、及び、海上災害防止センターの役割りとその使命等、各般にわたる質疑が行われましたが、その詳細は会議録に譲ります。

質疑を終了し、討論に入りましたところ、別に発言もなく、採決の結果、本法律案は全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

以上御報告申し上げます。(拍手)

○議長(河野謙三君) これより採決をいたします。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者成起立〕

○議長(河野謙三君) 総員起立と認めます。よつて、本案は全会一致をもって可決されました。

○議長(河野謙三君) 日程第二 国家公務員災害補償法等の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)を議題といたします。

まず、委員長(河野謙三君)の報告を求めます。内閣委員長中山太郎君。

〔審査報告書は都合により追録に掲載〕

国家公務員災害補償法等の一部を改正する法律案

右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。

よつて国会法第八十三条により送付する。

第四条第三項第一号中「公務上負傷し、若しくは疾病にかかり、又は通勤により負傷し、若しくは」を「負傷し、又は」に改め、同項第四号中「もつぱら」を「専ら」に改め、同条第四項中「著しく公正を欠く」を「公正を欠くと認められる」に改める。

第九条中第五号を第六号とし、第四号を第五号とし、第三号を第四号とし、第二号の次に次の一号を加える。

三 傷病補償年金

第十二条の次に次の一条を加える。

(傷病補償年金)

第十二条の二 職員が公務上負傷し、若しくは疾病にかかり、又は通勤により負傷し、若しくは疾病にかかり、当該負傷又は疾病に係る療養の開始後一年六月を経過した日において次の各号のいずれにも該当する場合又は同日以後の各号のいずれにも該当することとなつた場合には、国は、その状態が継続している期間、傷病補償年金を支給する。

一 当該負傷又は疾病が治つていないこと。

二 当該負傷又は疾病による療養の程度が、別表に定める第一級から第三級までの各等級に相当するものとして人事院規則で定める第一級、第二級又は第三級の療養等級に該当すること。

2 傷病補償年金の額は、当該負傷又は疾病による療養の程度が次の各号に掲げる療養等級(前項第一号の療養等級をいう。第四項において同じ。)のいずれに該当するかに応じ、一年につき当該各号に定める額とする。

一 第一級 平均給与額に三百十三を乗じて得た額

3 傷病補償年金を受ける者には、休業補償は、行わない。

4 傷病補償年金を受ける者の当該廃疾の程度に変更があつたため、新たに第二項各号に掲げる他の廃疾等級に該当するに至つた場合には、国は、人事院規則で定めるところにより、新たに該当するに至つた廃疾等級に應ずる傷病補償年金を支給するものとし、その後は、従前の傷病補償年金は、支給しない。

第十三条第六項中「行なう」を「行う」に、「行なわれない」を「行わない」に改め、同項を同条第七項とし、同条第五項中「行なう」を「行う」に改め、同項を同条第六項とし、同条第四項中「こえて」を「超えて」に改め、同項の次に次の一項を加える。

5 別表に定める各等級の身体障害に該当しない身体障害であつて、同表に定める各等級の身体障害に相当するものは、同表に定める当該等級の身体障害とする。

第十四条(見出しを含む。)中「休業補償」の下に「傷病補償年金」を加え、「一部を行なわれない」を「一部を支給を行わない」に改める。

第十七条の八第一項中「障害補償年金」を「傷病補償年金、障害補償年金」に改める。

第十七条の九の見出し中「年金たる補償」を「年金たる補償等」に改め、同条に次の二項を加える。

2 同一の公務上の負傷若しくは疾病又は通勤による負傷若しくは疾病(次項において「同一の傷病」という。)に関し、傷病補償年金を受ける権利を有する者が休業補償又は障害補償を受ける権利を有することとなつた場合において、当該傷病補償年金を受ける権利が消滅した月の翌月以後の分として傷病補償年金が支払われたときは、その支払われた傷病補償年金は、当該休業補償又は障害補償の内払とみなす。

8 同一の傷病に関し、休業補償を受けている

者が傷病補償年金又は障害補償を受ける権利を有することとなり、かつ、当該休業補償を行わないこととなつた場合において、その後も休業補償が支払われたときは、その支払われた休業補償は、当該傷病補償年金又は障害補償の内払とみなす。

第二十條の二(見出しを含む。)中「係る」の下に「傷病補償年金」を、「ついては」の下に「第十二條の二第二項の規定による額」を加え、「こえない」を「超えない」に改める。

第二十一條中「身体障害」の下に「(同表に定める各等級の身体障害に該当しない身体障害であつて、同表に定める各等級の身体障害に相当するものを含む。)」を加える。

「第三章 審査」を「第三章 審査等」に改める。

第二十四條に見出しとして「補償の実施に関する審査の申立て等」を付する。

第二十五條を次のように改める。

(福祉施設の運営に関する措置の申立て等) 第二十五條 実施機関の行う第二十一條の規定による補償の支給又は第二十二條の福祉施設の運営に関し不服のある者は、人事院規則に定める手続に従ひ、人事院に対し、実施機関により適当な措置が講ぜられることを申し立てることができる。

2 前条第二項の規定は、前項の措置の申立てについて準用する。

第二十六條第一項及び第二十七條第一項中「審査」を「第二十四條の規定による審査」に改める。

第二十八條中「障害補償」を「傷病補償年金、障害補償」に、「行なわれない」を「行わない」に改める。

附則第三項中「第二十四條から第二十七條まで」を「第二十四條、第二十六條及び第二十七條に改める。」

別表中「別表」を「別表(第十二條の二、第十三條、第二十一條関係)」に改め、同表第一級の項第三号中「精神」を「神経系統の機能又は精神」に改め、同項第五号を削り、同項第六号を第五号とし、第七号から第九号までを一号ずつ繰り上げ、同表第三級の項第三号中「精神」を「神経系統の機能又は精神」に改め、同表第四級の項第三号中「鼓膜の全部の欠損その他により」を削り、同表第五級の項第六号を第八号とし、第二号から第五号までを二号ずつ繰り下げ、第一号の次に次の二号を加える。

二 神経系統の機能又は精神に著しい障害を残し、特に軽易な労務以外の労務に服することができないもの

三 胸部臓器の機能に著しい障害を残し、特に軽易な労務以外の労務に服することができないもの

別表第六級の項第三号を次のように改める。

三 両耳の聴力が耳に接しなければ大声を解することができない程度になつたもの

別表第六級の項第七号を第八号とし、第四号から第六号までを一号ずつ繰り下げ、第三号の次に次の一号を加える。

四 一耳の聴力を全く失ひ、他耳の聴力が四十センチメートル以上の距離では普通の話声を解することができない程度になつたもの

全部の欠損その他により」を削り、同号を同項第九号とし、同号の次に次の二号を加える。

一〇 神経系統の機能又は精神に障害を残し、服することができず労務が相当な程度に制限されるもの

一一 胸部臓器の機能に障害を残し、服することができず労務が相当な程度に制限されるもの

別表第九級の項第六号の次に次の二号を加える。

七 両耳の聴力が一メートル以上の距離では普通の話声を解することができない程度になつたもの

八 一耳の聴力が耳に接しなければ大声を解することができない程度になり、他耳の聴力が一メートル以上の距離では普通の話声を解することが困難である程度になつたもの

別表第一〇級の項第四号を次のように改める。

四 両耳の聴力が一メートル以上の距離では普通の話声を解することが困難である程度になつたもの

別表第一〇級の項第一〇号を第一一号とし、第五号から第九号までを一号ずつ繰り下げ、第四号の次に次の一号を加える。

五 一耳の聴力が耳に接しなければ大声を解することができない程度になつたもの

別表第一級の項第四号を次のように改める。

四 十齒以上に対し歯科補綴を加えたもの

別表第一級の項第九号を第一一号とし、第五号から第八号までを二号ずつ繰り下げ、第四号の次に次の二号を加える。

五 両耳の聴力が一メートル以上の距離では小声を解することができない程度になつたもの

六 一耳の聴力が四十センチメートル以上の距離では普通の話声を解することができない程度になつたもの

昭和五十一年五月十九日 参議院會議録第十二号

国家公務員災害補償法等の一部を改正する法律案

三九〇

別表第一三級の項中第一〇号を第一一号とし、第四号から第九号までを一号ずつ繰り下げ、第三号の次に次の一号を加える。

四 五歯以上に対し歯科補綴を加えたもの
別表第一四級の項中第一〇号を第一一号とし、第三号から第九号までを一号ずつ繰り下げ、第二号の次に次の一号を加える。

三 一耳の聴力がメートル以上の距離では小音を解することができない程度になつたもの
別表備考を削る。

(国家公務員災害補償法の一部を改正する法律の一部改正)

第二条 国家公務員災害補償法の一部を改正する法律(昭和四十一年法律第六十七号)の一部を次のように改正する。

附則第六条第三項中「(昭和四十九年法律第八十三号)」を「(昭和五十一年法律第 号)」に改める。

附則第八条第一項中「事由となつた」の下に「「廃疾」を加え、「同法」を「改正後の法」に、「年額から当該給付の年額の百分の五十の範囲内で人事院規則で定める率を乗じて得た額を減じた額」を「年金たる補償の年額に、当該年金たる補償の種別及び当該法令による年金たる給付の種別に応じ、労働者災害補償保険法(昭和二十二年法律第五十号)別表第一第一号又は第二号の政令で定める率を考慮して人事院規則で定める率を乗じて得た額(その額が人事院規則で定める額を下回る場合には、当該人事院規則で定める額)に改め、同条第二項中「同法」を「改正後の法」に、「行なわれない」を「行わない」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 休業補償の額は、同一の事由について前項の人事院規則で定める法令による年金たる給付が支給される場合には、当分の間、改正後の法の規定にかかわらず、改正後の法の規定

による額に、当該法令による年金たる給付の種別に応じ、同項の人事院規則で定める率のうち傷病補償年金について定める率を乗じて得た額(その額が人事院規則で定める額を下回る場合には、当該人事院規則で定める額)とする。

附則

(施行期日等)
第一条 この法律は、昭和五十二年四月一日から施行する。ただし、第一条中国国家公務員災害補償法目次、第二条、第十三条、第二十一条及び第三章の章名の改正規定、同法第二十四条に見出しを付する改正規定並びに同法第二十五条、第二十六条第一項、第二十七条第一項、附則第三項及び別表の改正規定並びに次項及び附則第九条の規定は、公布の日から施行する。

2 第一条の規定による改正後の国家公務員災害補償法(以下「新法」という。)第十三条、第二十一条及び別表の規定は、昭和五十年九月一日から適用する。

(経過措置)
第二条 新法第四条第三項の規定は、この法律の施行の日(以下「施行日」という。)以後に発生した事故に起因する公務上の災害又は通勤による災害に係る補償について適用する。

第三条 第二条の規定による改正後の国家公務員災害補償法の一部を改正する法律(以下「改正後の昭和四十一年法」という。)附則第八条第一項の規定は障害補償年金及び遺族補償年金のうち施行日以後の期間に係る分について、同条第二項の規定は施行日以後に支給すべき事由の生じた休業補償について適用し、障害補償年金及び遺族補償年金のうち施行日前の期間に係る分並びに施行日前に支給すべき事由の生じた休業補償については、なお従前の例による。

第四条 施行日の前日において同一の事由について第一条の規定(附則第一条第一項ただし書に規定する規定を除く。)による改正前の国家公務員災害補償法(以下「旧法」という。)の規定による年金たる補償と第二条の規定による改正前の国家公務員災害補償法の一部を改正する法律(以下「改正前の昭和四十一年法」という。)附則第八条第一項の人事院規則で定める法令による年金たる給付とを支給されていた者で、施行日以後も引き続きこれらの年金たる給付を受けるものに対し、同一の事由について支給する新法の規定による年金たる補償(傷病補償年金を除く。)で施行日の属する月分に係るものについて、新法及び改正後の昭和四十一年法の規定により算定した額が、旧法及び改正前の昭和四十一年法の規定により算定した年金たる補償で施行日の属する月の前月分に係るものの額(以下この項において「旧支給額」という。)に満たないときは、新法及び改正後の昭和四十一年法の規定により算定した額が旧支給額以上の額となる月の前月までの月分の当該年金たる補償の額は、これらの規定にかかわらず、当該旧支給額に相当する額とする。

2 前項の規定の適用を受ける者が、同項に規定する旧支給額以上の額となる月前において、新法第十三条第七項の規定により新たに該当するに至つた等級に該当する障害補償年金を支給されることとなるとき、新法第十三条第七項又は第四項の規定により遺族補償年金の額を改定して支給されることとなるとき、その他人事院規則で定める事由に該当することとなつたときは、これらの事由に該当することとなつた日の属する月の翌月から当該旧支給額以上の額となる月の前月までの月分の当該年金たる補償の額は、前項の規定にかかわらず、人事院規則で定めるところによつて算定する額とする。

第五条 施行日前に同一の事由について旧法の規定による休業補償と改正前の昭和四十一年法附則第八条第一項の人事院規則で定める法令による年金たる給付とを支給されていた者で、施行日以後も引き続きこれらの年金たる給付を受け

るものに対し、同一の事由について支給する新法の規定による休業補償の額は、新法及び改正後の昭和四十一年法の規定により算定した額が施行日の前日に支給すべき事由の生じた旧法の規定による休業補償の額(同日に休業補償を支給すべき事由が生じなかつたときは、同日前に最後に休業補償を支給すべき事由が生じた日の休業補償の額)に満たないときは、新法及び改正後の昭和四十一年法の規定にかかわらず、当該旧法の規定による休業補償の額に相当する額とする。

(人事院規則への委任)
第六条 附則第二条から前条までに規定するものは、この法律の施行に関し必要な経過措置は、人事院規則で定める。

(国家公務員共済組合法の一部改正)
第七条 国家公務員共済組合法(昭和三十三年法律第三十八号)の一部を次のように改正する。

第六十六条第七項中「休業補償」の下に「若しくは傷病補償年金」を加え、「これ」を「これら」に、「行なわれる」を「行われる」に改める。

第八十一条第二項中「退職の際に受けている者」の下に「のうち同法第十二条の二の規定による傷病補償年金又はこれに相当する補償を受けている者以外の者」を加え、「公務傷病がなおつた時」を「公務傷病が治つた時又は国家公務員災害補償法の規定による傷病補償年金若しくはこれに相当する補償が支給されることとなつた時」に、「なおつた」を「治つた」に、「なおつた」を「治らない」に改める。

第八十六条の前の見出し中「障害補償年金」を「傷病補償年金等」に改め、同条第一項中「規定による」の下に「傷病補償年金若しくは」を加え、「これ」を「これら」に改める。

第八十六条の二中「こえる」を「超える」に改め、「災害に係る」の下に「傷病補償年金若しくは」を加え、「これ」を「これら」に改める。

(私立学校教職員共済組合法の一部改正)
第八条 私立学校教職員共済組合法(昭和二十八

年法律第二百四十五号)の一部を次のように改

正する。
国家公務員災害補償法
第十条の規定による療
養補償又はこれに相当
する補償
労働基準法(昭和二十
二年法律第四十九号)
第七十五条の規定によ
る療養補償又は労働者
災害補償保険法(昭和
二十二年法律第五十
号)の規定による療養
補償給付

国家公務員災害補償法 第十条の規定による療 養補償又はこれに相当 する補償	労働基準法(昭和二十 二年法律第四十九号) 第七十五条の規定によ る療養補償又は労働者 災害補償保険法(昭和 二十二年法律第五十 号)の規定による療養 補償給付
同法第十二条の二の規 定による傷病補償年金 又はこれに相当する補 償を受けている者以外 の者	同法第十二条の八の規 定による傷病補償年金 を受けている者以外の 者
国家公務員災害補償法 の規定による傷病補償 年金若しくはこれに相 当する補償が支給され ることとなつた時	労働者災害補償保険法 の規定による傷病補償 年金が支給されること となつた時

公務員災害補償法の規定による「の下に「傷病補償年金若しくは」を加え、「これに」を「これらに」に改める。

(防衛庁職員給与法の一部改正)
第九条 防衛庁職員給与法(昭和二十七年法律第

二百六十六号)の一部を次のように改正する。

第二十七条第一項中「第二十四条、第二十六
条」を「第二十四条から第二十六条まで」に改め
る。

(義務教育諸学校等の女子教育職員及び医療施
設、社会福祉施設等の看護婦、保母等の育児休
業に関する法律の一部改正)

第十条 義務教育諸学校等の女子教育職員及び医
療施設、社会福祉施設等の看護婦、保母等の育
児休業に関する法律(昭和五十年法律第六十二

昭和五十一年五月十九日 参議院会議録第十二号 国家公務員災害補償法等の一部を改正する法律案

号)の一部を次のように改正する。
第十一條中「もつぱら」を「専ら」に改める。
〔中山太郎君登壇、拍手〕
○中山太郎君 ただいま議題となりました国家公
務員災害補償法等の一部を改正する法律案につ
きまして、内閣委員会における審査の経過と結果を
御報告申し上げます。
本案は、去る二月の人事院の意見の申し出を実
施しようとするものでありまして、その内容は、
療養の開始後一年六カ月を経過しても治癒しない
長期療養者に対して、現行の休業補償にかえ、傷
病補償年金を支給する制度を創設するほか、身体
障害に対する評価の改善、他の法令による給付と
の調整方法の改善を図る等の措置を講じようとし
るものであります。
委員会におきましては、民間企業における法定
外給付の現状と特別援護金との均衡、特別公務災
害の一般公務員への適用、公務災害の認定の促
進、白ろう病対策及び頸肩腕症候群の認定問題等
について質疑が行われましたが、その詳細は会議
録に譲りたいと存じます。
質疑を終わりに、別に討論もなく、採決の結果、
本案は全会一致をもって原案どおり可決すべきも
のと決定いたしました。
なお、本案に対し、公務災害の認定及び審査の
迅速かつ公正な実施等補償制度の改善に関する各
党共同提案に係る附帯決議が付されました。
以上御報告申し上げます。(拍手)
○議長(河野謙三君) これより採決をいたしま
す。
本案に賛成の諸君の起立を求めます。
〔賛成者起立〕
○議長(河野謙三君) 総員起立と認めます。よつ
て、本案は全会一致をもって可決されました。

○議長(河野謙三君) 日程第一三 労働者災害補
償保険法等の一部を改正する法律案
日程第一四 建設労働者の雇用の改善等に関す
る法律案
日程一五 賃金の支払の確保等に関する法律案
(いずれも内閣提出、衆議院送付)
以上三案を一括して議題といたします。
まず、委員長長の報告を求めます。社会労働委員
長戸田菊雄君。
〔審査報告書は都合により追録に掲載〕

労働者災害補償保険法等の一部を改正する法
律案
右の内閣提出案は本院においてこれを可決し
た。
よつて国会法第八十三条により送付する。
昭和五十一年五月十一日
衆議院議長 前尾繁三郎
参議院議長 河野 謙三殿
労働者災害補償保険法等の一部を改正する法
律案
労働者災害補償保険法等の一部を改正する
法律
(労働者災害補償保険法の一部改正)
第一条 労働者災害補償保険法(昭和二十二年法
律第五十号)の一部を次のように改正する。
目次中「保険施設」を「労働福祉事業」に改め
る。
第一条中「且つ」を「かつ」に、「保険給付を行
ない、併せて、労働者の福祉に必要な施設をな
すこと」を「必要な保険給付を行い、あわせて、
業務上の事由又は通勤により負傷し、又は疾病
にかつた労働者の社会復帰の促進、当該労働
者及びその遺族の援護、適正な労働条件の確保
等を図り、もつて労働者の福祉の増進に寄与す
ること」に改める。
第二条の次に次の一条を加える。
第二条の二 労働者災害補償保険は、第一条の
目的を達成するため、業務上の事由又は通勤
による労働者の負傷、疾病、廃疾又は死亡に
関して保険給付を行うほか、労働福祉事業を
行うことができる。
第八条第二項中「若しくは不適当であるとき」を
「適当でない」と認められるとき」に改める。
第十二条第二項を次のように改める。
同一の業務上の事由又は通勤による負傷又

昭和五十一年五月十九日 参議院會議録第十二号

労働者災害補償保険法等の一部を改正する法律案外二件

三九二

は疾病(以下この条において「同一の傷病」という。)に關し、年金たる保険給付(遺族補償年金及び遺族年金を除く。以下この項において「乙年金」という。)を受ける権利を有する労働者が他の年金たる保険給付(遺族補償年金及び遺族年金を除く。以下この項において「甲年金」という。)を受ける権利を有することとなり、かつ、乙年金を受ける権利が消滅した場合において、その消滅した月の翌月以後の分として乙年金が支払われたときは、その支払われた乙年金は、甲年金の内払とみなす。同一の傷病に關し、年金たる保険給付(遺族補償年金及び遺族年金を除く。)を受ける権利を有する労働者が休業補償給付若しくは休業給付又は障害補償一時金若しくは障害一時金を受ける権利を有することとなり、かつ、当該年金たる保険給付を受ける権利が消滅した場合において、その消滅した月の翌月以後の分として当該年金たる保険給付が支払われたときも、同様とする。

第十二条に次の一項を加える。
同一の傷病に關し、休業補償給付又は休業給付を受けている労働者が障害補償給付若しくは傷病補償年金又は障害給付若しくは傷病年金を受ける権利を有することとなり、かつ、休業補償給付又は休業給付を行わないこととなつた場合において、その後の休業補償給付又は休業給付が支払われたときは、その支払われた休業補償給付又は休業給付は、当該障害補償給付若しくは傷病補償年金又は障害給付若しくは傷病年金の内払とみなす。

第十二条の八第一項第六号を次のように改める。
六 傷病補償年金
第十二条の八第二項中「長期傷病補償給付」を「傷病補償年金」に、「行なう」を「行う」に改め、同条第三項を次のように改める。
傷病補償年金は、業務上負傷し、又は疾病

にかつた労働者が、当該負傷又は疾病に係る療養の開始後一年六箇月を経過した日において次の各号のいずれにも該当するとき、又は同日後次の各号のいずれにも該当することとなつたときに、その状態が継続している間、当該労働者に対して支給する。
一 当該負傷又は疾病が治つていないこと。
二 当該負傷又は疾病による廃疾の程度が労働省令で定める廃疾等級に該当すること。

第十四条第二項を次のように改める。
労働基準法第七十六条第二項及び第三項の規定は、休業補償給付の額の改定について準用する。この場合において、同条第二項中「使用者は、前項の規定により休業補償を行つて」とあるのは、「休業補償給付の支給を受ける」と、「百人未満の」とあるのは、「労働者令で定める人数に満たない人数の」と、「使用者は、その上昇し」とあるのは、「政府は、その上昇し」と、「前項」とあるのは、「労働者災害補償保険法第十二条の八第二項」と、「休業補償を行なわなければならない」とあるのは、「休業補償給付を行うものとする」と、同条第三項中「命令」とあるのは、「労働省令」と読み替へるものとする。

第十四条に次の一項を加える。
休業補償給付を受ける労働者が同一の事由について厚生年金保険法(昭和二十九年法律第百十五号)の規定による障害年金又は別表第一第二号の政令で定める法令による給付であつて同法の規定による障害年金に相当する給付を受けることができるときは、当該労働者に支給する休業補償給付の額は、第一項の規定にかかわらず、同項の額(その額が前項において準用する労働基準法第七十六条第二項及び第三項の規定により改定された場合には、その改定後の額)に同表第一号又は第二号の政令で定める率のうち傷病補償年金について定める率を乗じて得た額(その額が政令

で定める額を下回る場合には、当該政令で定める額)とする。
第十八条を次のように改める。

第十八条 傷病補償年金は、第十二条の八第三項第二号の労働省令で定める廃疾等級に應じ、別表第一に規定する額とする。
傷病補償年金を受ける者には、休業補償給付は、行われない。

第十八条の次に次の一条を加える。

第十八条之二 傷病補償年金を受ける労働者の当該廃疾の程度に変更があつたため、新たに別表第一中の他の廃疾等級に該当するに至つた場合には、政府は、労働省令で定めるところにより、新たに該当するに至つた廃疾等級に應ずる傷病補償年金を支給するものとし、その後は、従前の傷病補償年金は、支給しない。

第十九条を次のように改める。

第十九条 業務上負傷し、又は疾病にかつた労働者が、当該負傷又は疾病に係る療養の開始後三年を経過した日において傷病補償年金を受けている場合又は同日後において傷病補償年金を受けることとなつた場合には、労働基準法第十九条第一項の規定の適用については、当該使用者は、それぞれ、当該三年を経過した日又は傷病補償年金を受けることとなつた日において、同法第八十一条の規定により打ち補償を支払つたものとみなす。

第二十一条第六号を次のように改める。

六 傷病年金

第二十二條の二第二項を次のように改める。

第十四条第一項及び第三項の規定は、休業給付について準用する。この場合において、同条第一項中「業務上の」とあるのは、「通勤による」と、同条第三項中「前項」とあるのは、「第二十二條の二第三項」と、同表第一号又は第二号の政令で定める率のうち傷病補償年金について定める率」とあるのは、「第二十二條の六

第二項において準用する別表第一第一号又は第二号の政令で定める率のうち傷病年金について定める率」と読み替へるものとする。

第二十二條の二に次の二項を加える。

労働基準法第七十六条第二項及び第三項の規定は、休業給付の額の改定について準用する。この場合において、同条第二項中「使用者は、前項の規定により休業補償を行つて」とあるのは、「休業給付の支給を受ける」と、「百人未満の」とあるのは、「労働者令で定める人数に満たない人数の」と、「使用者は、その上昇し」とあるのは、「政府は、その上昇し」と、「前項」とあるのは、「労働者災害補償保険法第二十二條の二第一項」と、「休業補償を行なわなければならない」とあるのは、「休業給付を行うものとする」と、同条第三項中「命令」とあるのは、「労働省令」と読み替へるものとする。

療養給付を受ける労働者(第二十五條第二項の労働省令で定める者を除く。)に支給する休業給付であつて最初に支給すべき事由の生じた日に係るものの額は、第二項において準用する第十四条第一項の規定にかかわらず、同項の額(その額が前項において準用する労働基準法第七十六条第二項及び第三項の規定により改定された場合には、その改定後の額)から第二十五條第二項の労働省令で定める額に相当する額を減じた額とする。

第二十二條の六を次のように改める。

第二十二條の六 傷病年金は、通勤により負傷し、又は疾病にかつた労働者が、当該負傷又は疾病に係る療養の開始後一年六箇月を経過した日において次の各号のいずれにも該当することとなつたときに、その状態が継続している間、当該労働者に対して支給する。

一 当該負傷又は疾病が治つていないこと。

二 当該負傷又は疾病による廃疾の程度が第

十二条の八第三項第二号の労働省令で定める廃疾等級に該当すること。

第十八条 第十八条の二及び別表第一（傷病補償年金に係る部分に限る。）の規定は、傷病年金について準用する。この場合において、第十八条第二項中「休業補償給付」とあるのは「休業給付」と、同表中「傷病補償年金」とあるのは「傷病年金」と読み替えるものとする。

第三章の二を次のように改める。

第三章の二 労働福祉事業

第二十三条 政府は、この保険の適用事業に係る労働者及びその遺族の福祉の増進を図るため、労働福祉事業として、次の事業を行うことができる。

- 一 療養に関する施設及びリハビリテーションに関する施設及び運営その他業務災害及び通勤災害を被った労働者（次号において「被災労働者」という。）の円滑な社会復帰を促進するために必要な事業
- 二 被災労働者の療養生活の援護、その遺族の就学の援護その他被災労働者及びその遺族の援護を図るために必要な事業
- 三 業務災害の防止に関する活動に対する援助、健康診断に関する施設及び運営その他労働者の安全及び衛生の確保のために必要な事業
- 四 賃金の支払の確保、労働条件に係る事項の管理に関する事業主に対する指導及び援助その他適正な労働条件の確保を図るために必要な事業

前項各号に掲げる事業の実施に関して必要な基準は、労働省令で定める。

政府は、第一項の労働福祉事業のうち、労働福祉事業法（昭和三十三年法律第百二十六号）第十九条第一項第一号に掲げるものを労働福祉事業法（昭和三十三年法律第百二十六号）第十九条第一項第一号に掲げるものとする。

に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、第二十二條の二第四項の規定により減額した休業給付の支給を受けた労働者については、この限りでない。

第二十七條中「労働者である者」を「第二号、第四号及び第五号に掲げる者にあつては、労働者である者」に改め、「業務災害」の下に「及び通勤災害」を加え、「行なう」を「行う」に改め、同条に次の二号を加える。

六 この法律の施行地外の地域のうち開発途上にある地域に対する技術協力の実施の事業（事業の期間が予定される事業を除く。）を行う団体が、当該団体の業務の実施のため、当該開発途上にある地域（業務災害及び通勤災害に関する保護制度の状況その他の事情を考慮して労働省令で定める国の地域を除く。）において行われる事業に従事させるために派遣する者

七 この法律の施行地内において事業（事業の期間が予定される事業を除く。）を行う事業主が、この法律の施行地外の地域（業務災害及び通勤災害に関する保護制度の状況その他の事情を考慮して労働省令で定める国の地域を除く。）において行われる事業に従事させるために派遣する者

第二十八條第一項中「業務災害に関する」を削り、「第三章第一節及び第二節並びに」を「第三章及び」に改め、同項第二号中「なかつた」を「治つた」に改め、同項第四号中、同条第一号の事業主の故意若しくは重大な過失によつて生じたものであるとき、又は「を削り、「行なわな」を「行わな」に改め、同号に後段として次のように加える。

これらの者の業務災害の原因である事故が前条第一号の事業主の故意又は重大な過失によつて生じたものであるときも、同様とする。

第二十八條第二項及び第四項中「業務災害に

関する」を削る。

第二十九條第一項中「業務災害に関して」を「業務災害及び通勤災害（これらの者のうち、住居と就業の場所との間の往復の状況等を考慮して労働省令で定める者にあつては、業務災害に限る。）に関して」に、「第一節及び第二節」を「（当該労働省令で定める者にあつては、同章第一節及び第二節）」に、「並びに」を「及び」に改め、同項第六号中「行なう」を「行う」に改め、同項第七号中「行なわな」を「行わな」に改め、同条第五項中「業務災害に関する」を削る。

第三十條から第三十四條までを次のように改める。

第三十條 第二十七條第六号の団体又は同条第七号の事業主が、同条第六号又は第七号に掲げる者を、当該団体又は当該事業主がこの法律の施行地内において行う事業（事業の期間が予定される事業を除く。）についての保険関係に基づきこの保険による保険給付を受けることができる者とするにつき申請をし、政府の承認があつたときは、第三章及び第三章の二の規定の適用については、次の各号に定めるところによる。

- 一 第二十七條第六号又は第七号に掲げる者は、当該事業に使用される労働者とみなす。
- 二 第二十八條第一項第二号の規定は第二十七條第六号又は第七号に掲げる者に係る業務災害に関する保険給付の事由について、同項第三号の規定は同条第六号又は第七号に掲げる者の給付基礎日額について準用する。この場合において、同項第二号中「当該事業」とあるのは、「第二十七條第六号又は第七号に規定する開発途上にある地域又はこの法律の施行地外の地域において行われる事業」と読み替えるものとする。
- 三 第二十七條第六号又は第七号に掲げる者の事故が、徴収法第十條第二項第三号の二

の第三種特別加入保険料が滞納されている期間中に生じたものであるときは、政府は、当該事故に係る保険給付の全部又は一部を行わないことができる。

第二十八條第二項及び第三項の規定は前項の承認を受けた第二十七條第六号の団体又は同条第七号の事業主について、第二十八條第四項の規定は第二十七條第六号又は第七号に掲げる者の保険給付を受ける権利について準用する。この場合において、これらの規定中「前項の承認」とあり、及び「第一項の承認」とあるのは「第三十條第一項の承認」と、第二十八條第二項中「同号及び同条第二号に掲げる者を包括して」とあるのは「同条第六号又は第七号に掲げる者を」と、同条第四項中「同条第一号及び第二号」とあるのは「第二十七條第六号又は第七号」と読み替えるものとする。

第三十一條 この章に定めるもののほか、第二十七條各号に掲げる者の業務災害及び通勤災害に關し必要な事項は、労働省令で定める。

第三十二條から第三十四條まで 削除

第四十七條中「又は第二十九條第一項第三号の規定により」を、「第二十九條第一項第三号又は第三十條第一項第一号の規定により当該事業に使用される」に改める。

別表第一中「第十五條」を「第十四條、第十五條」に改め、「第十八條」の下に「第十八條の二」を加え、同表第一号を次のように改める。

- 一 同一の事由（障害補償年金及び遺族補償年金については、それぞれ、当該障害又は死亡をい、傷病補償年金については、当該負傷又は疾病により廃疾の状態にあることをいう。以下同じ。）により、障害補償年金若しくは傷病補償年金又は遺族補償年金と厚生年金保険法の障害年金又は遺族年金とが支給される場合にあつては、下欄の額に、次のイからハまでに掲げる年金たる保険給付の区分に応じ、それぞれイからハま

昭和五十一年五月十九日 参議院會議録第十二号

労働者災害補償保険法等の一部を改正する法律案外二件

三九四

でに掲げるところにより算定して得た率を下らない範囲内で政令で定める率を乗じて得た額(その額が政令で定める額を下回る場合には、当該政令で定める額。次号において同じ。)

イ 障害補償年金 前々保険年度(前々年度の四月一日から前年の三月三十一日までをいう。以下この号において同じ。)において障害補償年金を受けていた者であつて、同一の事由により厚生年金保険法の規定による障害年金が支給されていたすべてのものに係る前々保険年度における障害補償年金の支給額(これらの者が同法の規定による障害年金を支給されていなかったとした場合の障害補償年金の支給額をいう。)の平均額からこれらの者が受けていた前々保険年度における同法の規定による障害年金の支給額の平均額に百分の五十を乗じて得た額を減じた額を

当該障害補償年金の支給額の平均額を除して得た率

ロ 遺族補償年金 イ中「障害補償年金」とあるのは「遺族補償年金」と、「障害年金」とあるのは「遺族年金」として、イの規定の例により算定して得た率

ハ 傷病補償年金 イ中「障害補償年金」とあるのは、「傷病補償年金」として、イの規定の例により算定して得た率

別表第一第二号中「同一の事由により、」の下に「障害補償年金若しくは傷病補償年金又は遺族補償年金」とを加え、「給付が」を「給付とが」に、「下欄の額から、当該給付の支給額に百分の五十の範囲内で政令で定める率を乗じて得た額を減じた額」を「下欄の額に、年金たる保険給付の区分に応じ、前号の政令で定める率に準じて政令で定める率を乗じて得た額」に改め、同表長期傷病補償給付たる年金の項を次のように改める。

傷病補償年金	
一 廃疾等級第一級に該当する廃疾の状態にある者	給付基礎日額の 三十三日分
二 廃疾等級第二級に該当する廃疾の状態にある者	給付基礎日額の 二七日分
三 廃疾等級第三級に該当する廃疾の状態にある者	給付基礎日額の 二四日五分

(労働者災害補償保険法の一部を改正する法律の一部改正)

第二条 労働者災害補償保険法の一部を改正する法律(昭和四十年法律第百三十号)の一部を次のように改正する。

附則第十五条第二項を削る。

附則第四十一条を次のように改める。

(年金たる保険給付の額の改定に関する暫定措置)

第四十一条 労働者災害補償保険法の規定による障害補償年金、遺族補償年金又は傷病補償年金の支給を受ける労働者については、政府は、当分の間、労働省令で定めるところにより、当該保険年度(四月一日から翌年三月三十一日までをいう。以下この条において同じ。)における平均給与額(労働省令において作成する毎月勤労統計における全産業の労働者一人当たりの平均給与額をいう。以下この条において同じ。)が当該労働者、又は疾病にかつた日の属する保険年度における平均給与額の百分の百を超え、又は百分の九十を下るに至つた場合において、その状態が継続すると認めるときは、その上昇し、又は低下した比率を基準として、その翌保険年度の八月以降の当該障害補償年金、遺族補償年金又は傷病補償年金の額を改定して支給する。改定後の障害補償年金、遺族補償年金又は傷病補償年金の額の改定についても、これに準ずる。

附則第四十二条第五項並びに第四十三条第一項及び第二項中「新法」を「労働者災害補償保険法」に改める。

(労働保険の保険料の徴収等に関する法律の一部改正)

第三条 労働保険の保険料の徴収等に関する法律(昭和四十四年法律第八十四号)の一部を次のように改正する。

第十条第二項第三号の次に次の一号を加える。

三の二 第三種特別加入保険料

第十二条第二項中「保険給付」の下に「及び労働福祉事業」を加え、「次項において同じ」を「以下同じ」に改め、「災害率」の下に「労働福祉事業として行ふ事業の種類及び内容」を加え、同条第三項中「業務災害に関する保険給付」の下に

「(労働保険法第三十条第一項の規定により保険給付を受けることができることとされた者(以下「第三種特別加入者」という。)に係る保険給付を除く。を、」第二十條第一項において同じ。)」の下に「(労働保険法第二十三條第一項第二号に掲げる事業として支給が行われた給付金のうち業務災害に係るもので労働省令で定めるものの額(一時金として支給された給付金以外のものについては、その額は、労働省令で定めるところにより算定するものとする。))を加えた額」を加え、「同法」を「労働保険法」に改め、「第一種特別加入保険料の額」の下に「から通勤災害に係る率に応ずる部分の額を減じた額」を加え、「こえ」を「超え」に、「百分の三十」を「百分の三十五」に改める。

第十三条中「業務災害に関する」及び「から通勤災害に係る率を減じた率」を削る。

第十四条第一項中「行なう」を「行う」に改め、

「業務災害」の下に「及び通勤災害」を、「災害率」の下に「(労働保険法第二十九條第一項の労働省令で定める者に関しては、当該同種若しくは類似の事業又は当該同種若しくは類似の作業を行ふ事業についての業務災害に係る災害率)、労働福祉事業として行ふ事業の種類及び内容」を加え、同条第二項中「保険給付」の下に「及び労働福祉事業」を加え、同条の次に次の一条を加える。

(第三種特別加入保険料の額)

第十四条の二 第三種特別加入保険料の額は、第三種特別加入者について労働保険法第三十条第一項第二号において準用する労働保険法

第二十八條第一項第三号の給付基礎日額その他の事情を考慮して労働省令で定める額の総額に労災保険法第二十七條第六号又は第七号に掲げる者が従事している事業と同種又は類似のこの法律の施行地内で行われている事業についての業務災害及び通勤災害に係る災害率、労働福祉事業として行う事業の種類及び内容その他の事情を考慮して労働大臣の定める率（以下「第三種特別加入保険料率」という。）を乗じて得た額とする。

2 前条第二項の規定は、第三種特別加入保険料率について準用する。この場合において、同項中「第二種特別加入者」とあるのは、「第三種特別加入者」と読み替へるものとする。

第十五条第一項中「第一種特別加入保険料に關しては、を「第一種特別加入保険料及び保険年度中途に労災保険法第三十條第一項の承認があつた事業に係る第三種特別加入保険料に關しては、それぞれ」に改め、同項第二号を次のように改める。

二 労災保険法第二十八條第一項の承認に係る事業又は労災保険法第三十條第一項の承認に係る事業にあつては、次に掲げる労働保険料

イ 労災保険法第二十八條第一項の承認に係る事業（ハの事業を除く。）にあつては、その使用するすべての労働者に係る賃金総額の見込額について前号の規定の例により算定した一般保険料及びその保険年度における第十三条の労働省令で定める額の総額（その額に千円未満の端数があるときは、その端数は、切り捨てて、以下同じ。）の見込額（労働省令で定める場合にあつては、直前の保険年度における同条の労働省令で定める額の総額。ハにおいて同じ。）に当該事業についての第一種特別加入保険料率を乗じて算定した第一種特別加入保険料

ロ 労災保険法第三十條第一項の承認に係る事業（ハの事業を除く。）にあつては、その使用するすべての労働者に係る賃金総額の見込額について前号の規定の例により算定した一般保険料及びその保険年度における前条第一項の労働省令で定める額の総額（その額に千円未満の端数があるときは、その端数は、切り捨てて、以下同じ。）の見込額（労働省令で定める場合にあつては、直前の保険年度における同項の労働省令で定める額の総額。ハにおいて同じ。）に当該事業についての第三種特別加入保険料率を乗じて算定した第三種特別加入保険料

ハ 労災保険法第二十八條第一項の承認及び労災保険法第三十條第一項の承認に係る事業にあつては、その使用するすべての労働者に係る賃金総額の見込額について前号の規定の例により算定した一般保険料及びその保険年度における第十三条の労働省令で定める額の総額（その額に千円未満の端数があるときは、その端数は、切り捨てて、以下同じ。）の見込額（労働省令で定める場合にあつては、直前の保険年度における同項の労働省令で定める額の総額。ハにおいて同じ。）に当該事業についての第三種特別加入保険料率を乗じて算定した第三種特別加入保険料

第十五条第一項第三号中「前条第一項」を「第十四條第一項」に改め、同条第二項第二号中「前項第二号」を「前項第二号イ」に改め、同項第三号中「前条第一項」を「第十四條第一項」に改める。

第十六条中「又は第十四條第一項の労働省令で定める額の総額の見込額」を「第十四條第一項の労働省令で定める額の総額の見込額又は第十四條の二第一項の労働省令で定める額の総額の見込額」に改める。

第十七條第一項中「又は第二種特別加入保険料率」を「第二種特別加入保険料率又は第三種料率」を、第二種特別加入保険料率又は第三種

特別加入保険料率に、「行なつた」を「行つた」に改める。

第十九條第一項中「第一種特別加入保険料に關しては、を「第一種特別加入保険料及び保険年度中途に労災保険法第三十條第一項の承認が取り消された事業に係る第三種特別加入保険料に關しては、それぞれ」に改め、同項第二号を次のように改める。

二 第十五條第一項第二号の事業にあつては、次に掲げる労働保険料

イ 第十五條第一項第二号イの事業にあつては、その使用したすべての労働者に係る賃金総額について前号の規定の例により算定した一般保険料及びその保険年度における第十三条の労働省令で定める額の総額に当該事業についての第一種特別加入保険料率を乗じて算定した第一種特別加入保険料

ロ 第十五條第一項第二号ロの事業にあつては、その使用したすべての労働者に係る賃金総額について前号の規定の例により算定した一般保険料及びその保険年度における第十四條の二第一項の労働省令で定める額の総額に当該事業についての第三種特別加入保険料率を乗じて算定した第三種特別加入保険料

ハ 第十五條第一項第二号ハの事業にあつては、その使用したすべての労働者に係る賃金総額について前号の規定の例により算定した一般保険料及びその保険年度における第十三条の労働省令で定める額の総額（その額に千円未満の端数があるときは、その端数は、切り捨てて、以下同じ。）の見込額（労働省令で定める場合にあつては、直前の保険年度における同項の労働省令で定める額の総額。ハにおいて同じ。）に当該事業についての第三種特別加入保険料率を乗じて算定した第三種特別加入保険料

第十九條第二項第二号中「第十五條第一項第二号」を「第十五條第一項第二号イ」に改める。

第二十條第一項中「百分の二十」を「百分の二十五」に改め、同項第一号中「保険給付の額」の下に「第十二條第三項の労働省令で定める給付金の額を加えた額」を加え、「第十二條第一号」を「同条第一項第一号」に改め、「第一種特別加入保険料に係る確定保険料の額」の下に「から通勤災害に係る率に應ずる部分の額を減じた額」を加え、「こえ」を「超え」に、「こえて」を「超えて」に改め、同項第二号中「保険給付の額」の下に「第十二條第三項の労働省令で定める給付金の額を加えた額」を、「第一種特別加入保険料に係る確定保険料の額」の下に「から通勤災害に係る率に應ずる部分の額を減じた額」を加え、「こえ」を「超え」に改める。

（船員保険法の一部改正）

第四條 船員保険法（昭和十四年法律第七十三号）の一部を次のように改正する。

第三十條の次に次の一条を加える。

第三十條ノ二 職務上ノ事由ニ因リ傷病手当金ハ同一ノ疾病又ハ負傷及之ニ因リ発シタル疾病ニ因リ廢疾ニ付障害年金ヲ支給シ受クル間其ノ支給ヲ停止ス

第三十四條第六項中「第四十條第三項」を「第四十條第四項」に改める。

第四十條第三項中「前二項」を「前三項」に改め、同条第一項の次に次の一項を加える。

被保険者又ハ被保険者タリシ者ノ職務上ノ事由ニ因リ疾病又ハ負傷及之ニ因リ発シタル疾病ガ医師又ハ齒科医師ノ診療ヲ受ケタル日ヨリ起算シ一年六月ヲ經過シタルモ治療セザル場合ニ於テ其ノ者ガ別表第四上欄ニ定ムル一級乃至三級ニ該當スル程度ノ廢疾ノ状態ニ在ルトキハ其ノ程度ニ応ジ其ノ者ニ障害年金ヲ支給スルコトヲ得

第四十一條第一項第一号イ中「得タル額」の下に「（其ノ額政令ヲ以テ定ムル額ニ滿タザルトキハ当該政令ヲ以テ定ムル額）を加え、同条第三項中「障害年金」の下に（前条第二項ノ規定ニ

昭和五十一年五月十九日 参議院會議録第十二号 労働者災害補償保険法等の一部を改正する法律案外二件

依り支給セラルル障害年金ヲ除ク」を加える。
第四十二条第一項、第四十二条ノ二及び第四十二条ノ三第三項中「障害年金ノ支給」を「障害年金(第四十条第二項ノ規定ニ依り支給セラルル障害年金ヲ除ク)ノ支給」に改める。
第四十四条に後段として次に加える。
第四十条第二項ノ規定ニ依り支給セラルル障害年金ノ支給ヲ受クル者ノ当該疾病又ハ負傷及之ニ因リ発シタル疾病ガ治療シタルトキモ亦同ジ
第四十五条第二項中「第四十条第二項」を「第四十条第三項」に改める。
第五十条ノ二第一項第三号イ中「相当スル額」

の下に「(其ノ額政令ヲ以テ定ムル額ニ滿タザルトキハ当該政令ヲ以テ定ムル額)」を加える。
第五十条ノ八第一号中「障害年金ノ支給」を「障害年金(第四十条第二項ノ規定ニ依り支給セラルル障害年金ヲ除ク)ノ支給」に改める。
第五十九条ノ二第一項中「除ク」の下に「並ニ第五十七条ノ二第一項ノ施設ニシテ厚生大臣ノ定ムルモノニ要スル費用」を加え、同条第二項中「百分ノ七十」を「百分ノ六十五」に、「百分ノ百三十」を「百分ノ百三十五」に改める。
別表第四職務上ノ事由ニ因ル廢疾の欄の一級の項を次のように改める。

一 級	
一	両眼ヲ失明シタルモノ
二	咀嚼及言語ノ機能ヲ喪シタルモノ
三	神経系統ノ機能又ハ精神ニ著シキ障害ヲ殘シ特ニ輕易ナル職務ノ外服スルコトヲ得ザルモノ
四	胸腹部臓器ノ機能ニ著シキ障害ヲ殘シ特ニ輕易ナル職務ノ外服スルコトヲ得ザルモノ
五	両上肢ヲ肘関節以上ニテ失ヒタルモノ
六	両上肢ノ用ヲ全廢シタルモノ
七	両下肢ヲ膝関節以上ニテ失ヒタルモノ
八	両下肢ノ用ヲ全廢シタルモノ
九	前各号ニ掲グルモノノ外身体ノ機能又ハ精神ニ前各号ト同程度以上ノ障害ヲ有スルモノニシテ厚生大臣ノ定ムルモノ
一〇	傷病(疾病又ハ負傷及之ニ因リ発シタル疾病ヲ謂フ以下之ニ同ジ)ガ治療セズ身体ノ機能又ハ精神ニ前各号ト同程度以上ノ障害ヲ有スルモノニシテ厚生大臣ノ定ムルモノ

別表第四職務上ノ事由ニ因ル廢疾の欄の二級の項中「四 両下肢ヲ足関節以上ニテ失ヒタルモノ」

二 級	
四	両下肢ヲ足関節以上ニテ失ヒタルモノ
五	前各号ニ掲グルモノノ外身体ノ機能又ハ精神ニ前各号ト同程度以上ノ障害ヲ有スルモノニシテ厚生大臣ノ定ムルモノ
六	傷病ガ治療セズ身体ノ機能又ハ精神ニ前各号ト同程度以上ノ障害ヲ有スルモノニシテ厚生大臣ノ定ムルモノ

同欄の三級の項第三号中「精神」を「神経系統ノ機能又ハ精神」に改め、同項中「五 十指ヲ失ヒタルモノ」を「

三 級	
五	十指ヲ失ヒタルモノ
六	前各号ニ掲グルモノノ外身体ノ機能又ハ精神ニ前各号ト同程度以上ノ障害ヲ有スルモノニシテ厚生大臣ノ定ムルモノ
七	傷病ガ治療セズ身体ノ機能又ハ精神ニ前各号ト同程度以上ノ障害ヲ有スルモノニシテ厚生大臣ノ定ムルモノ

同欄の四級の項第三号中「鼓膜ノ全部ノ欠損其ノ他ニ因リ」を削り、同項中「七 両足ヲ「リスフラン」関節以上ニテ失ヒタルモノ」を「八 前各号ニ掲グルモノノ外身体ノ機能又ハ精神ニ前各号ト同程度以上ノ障害ヲ有スルモノニシテ厚生大臣ノ定ムルモノ」に改め、同欄の五級の項及び六級の項を次のように改める。

五 級	
一	一眼失明シ他眼ノ視力〇・一以下ニ減ジタルモノ
二	神経系統ノ機能又ハ精神ニ著シキ障害ヲ殘シ特ニ輕易ナル職務ノ外服スルコトヲ得ザルモノ
三	胸腹部臓器ノ機能ニ著シキ障害ヲ殘シ特ニ輕易ナル職務ノ外服スルコトヲ得ザルモノ
四	一上肢ヲ肘関節以上ニテ失ヒタルモノ
五	一下肢ヲ足関節以上ニテ失ヒタルモノ
六	一上肢ノ用ヲ全廢シタルモノ
七	一下肢ノ用ヲ全廢シタルモノ
八	十趾ヲ失ヒタルモノ
九	前各号ニ掲グルモノノ外身体ノ機能又ハ精神ニ前各号ト同程度以上ノ障害ヲ有スルモノニシテ厚生大臣ノ定ムルモノ
六 級	
一	両眼ノ視力〇・一以下ニ減ジタルモノ
二	咀嚼又ハ言語ノ機能ニ著シキ障害ヲ殘スモノ
三	両耳ノ聴力耳鼓ニ接セザレバ大声ヲ解シ得ザル程度ニ減ジタルモノ
四	一耳ヲ全ク聾シ他耳ノ聴力四十纏以上ニテハ尋常ノ話声ヲ解シ得ザル程度ニ減ジタルモノ
五	脊柱ニ著シキ畸形又ハ運動障害ヲ殘スモノ
六	一上肢ノ三大関節中ノ二関節ノ用ヲ廢シタルモノ
七	一下肢ノ三大関節中ノ二関節ノ用ヲ廢シタルモノ
八	一手ノ五指又ハ拇指及示指ヲ併セ四指ヲ失ヒタルモノ
九	前各号ニ掲グルモノノ外身体ノ機能又ハ精神ニ前各号ト同程度以上ノ障害ヲ有スルモノニシテ厚生大臣ノ定ムルモノ

別表第四職務上ノ事由ニ因ル廃疾の欄の七級の項中

二	鼓膜ノ中等度ノ欠損其ノ他ニ因リ兩耳ノ聴力四十種以上ニテハ尋常ノ話声ヲ解シ得ザルモノ
三	精神ニ障害ヲ残シ軽易ナル職務ノ外服スルコトヲ得ザルモノ
四	神経系統ノ機能ニ著シキ障害ヲ残シ軽易ナル職務ノ外服スルコトヲ得ザルモノ

一三 兩側ノ聾丸ヲ失ヒタルモノ

二 兩耳ノ聴力四十種以上ニテハ尋常ノ話声ヲ解シ得ザル程度ニ減ジタルモノ
一耳ヲ全ク聾シ他耳ノ聴力一米以上ニテハ尋常ノ話声ヲ解シ得ザル程度ニ減ジタルモノ

四 神經系統ノ機能又ハ精神ニ障害ヲ残シ輕易ナル職務ノ外服スルコトヲ得ザルモノ

一四 前各号ニ掲グルモノノ外身体ノ機能又ハ精神ニ前各号ト同程度以上ノ障害ヲ有スルモノニシテ厚生大臣ノ定ムルモノ

別表第五職務上ノ事由ニ因ル廃疾の欄の一級の項中

一 脾臟又ハ一側ノ腎臟ヲ失ヒタルモノ
一 前各号ニ掲グルモノノ外身体ノ機能又ハ精神ニ前各号ト同程度以上ノ障害ヲ有スルモノニシテ厚生大臣ノ定ムルモノ
一 脾臟又ハ一側ノ腎臟ヲ失ヒタルモノ
一 前各号ニ掲グルモノノ外身体ノ機能又ハ精神ニ前各号ト同程度以上ノ障害ヲ有スルモノニシテ厚生大臣ノ定ムルモノ

二級

一	兩眼ノ視力〇・六以下ニ減ジタルモノ
二	一眼ノ視力〇・〇六以下ニ減ジタルモノ
三	兩眼ニ半盲症、視野狹窄又ハ視野變状ヲ残スモノ
四	兩眼ノ眼瞼ニ著シキ欠損ヲ残スモノ
五	鼻ヲ欠損シ其ノ機能ニ著シキ障害ヲ残スモノ
六	咀嚼及言語ノ機能ニ障害ヲ残スモノ
七	兩耳ノ聴力一米以上ニテハ尋常ノ話声ヲ解シ得ザル程度ニ減ジタルモノ
八	一耳ノ聴力耳殼ニ接セザレバ大声ヲ解シ得ザル程度ニ減ジ他耳ノ聴力一米以上ニテハ尋常ノ話声ヲ解スルコト困難ナル程度ニ減ジタルモノ
九	一耳ヲ全ク聾シタルモノ
一〇	神經系統ノ機能又ハ精神ニ障害ヲ残シ服スルコトヲ得ル職務ガ相当程度ノ制限ヲ受クルモノ

一	胸腹部臟器ノ機能ニ障害ヲ残シ服スルコトヲ得ル職務ガ相当程度ノ制限ヲ受クルモノ
二	一手ノ拇指ヲ失ヒタルモノ、示指ヲ併セ二指ヲ失ヒタルモノ又ハ拇指及示指以外ノ三指ヲ失ヒタルモノ
三	一手ノ拇指ヲ併セ二指ノ用ヲ廢シタルモノ
四	一足ノ第一趾ヲ併セ二趾以上ヲ失ヒタルモノ
五	一足ノ五趾ノ用ヲ廢シタルモノ
六	生殖器ニ著シキ障害ヲ残スモノ
七	前各号ニ掲グルモノノ外身体ノ機能又ハ精神ニ前各号ト同程度以上ノ障害ヲ有スルモノニシテ厚生大臣ノ定ムルモノ

三級

一	一眼ノ視力〇・一以下ニ減ジタルモノ
二	咀嚼又ハ言語ノ機能ニ障害ヲ残スモノ
三	十四齒以上ニ對シ齒科補綴ヲ加ヘタルモノ
四	兩耳ノ聴力一米以上ニテハ尋常ノ話声ヲ解スルコト困難ナル程度ニ減ジタルモノ
五	一耳ノ聴力耳殼ニ接セザレバ大声ヲ解シ得ザル程度ニ減ジタルモノ
六	一手ノ示指ヲ失ヒタルモノ又ハ拇指及示指以外ノ二指ヲ失ヒタルモノ
七	一手ノ拇指ノ用ヲ廢シタルモノ、示指ヲ併セ二指ノ用ヲ廢シタルモノ又ハ拇指及示指以外ノ三指ノ用ヲ廢シタルモノ
八	一足ノ第一趾又ハ他ノ四趾ヲ失ヒタルモノ
九	一上肢ノ三大關節中ノ一關節ノ機能ニ著シキ障害ヲ残スモノ
一〇	一下肢ノ三大關節中ノ一關節ノ機能ニ著シキ障害ヲ残スモノ
一一	前各号ニ掲グルモノノ外身体ノ機能又ハ精神ニ前各号ト同程度以上ノ障害ヲ有スルモノニシテ厚生大臣ノ定ムルモノ

四級

一	兩眼ノ眼球ニ著シキ調節機能障害又ハ運動障害ヲ残スモノ
二	兩眼ノ眼瞼ニ著シキ運動障害ヲ残スモノ
三	一眼ノ眼瞼ニ著シキ欠損ヲ残スモノ
四	十齒以上ニ對シ齒科補綴ヲ加ヘタルモノ
五	兩耳ノ聴力一米以上ニテハ小声ヲ解シ得ザル程度ニ減ジタルモノ
六	一耳ノ聴力四十種以上ニテハ尋常ノ話声ヲ解シ得ザル程度ニ減ジタルモノ
七	脊柱ニ畸形ヲ残スモノ
八	一手ノ中指又ハ環指ヲ失ヒタルモノ
九	一手ノ示指ノ用ヲ廢シタルモノ又ハ拇指及示指以外ノ二指ノ用ヲ廢シタルモノ
一〇	一足ノ第一趾ヲ併セ二趾以上ノ用ヲ廢シタルモノ

昭和五十一年五月十九日 参議院會議録第十二号 労働者災害補償保険法等の一部を改正する法律案外二件

三九八

一 胸腹部臓器ニ障害ヲ残スモノ
二 前各号ニ掲グルモノノ外身体ノ機能又ハ精神ニ前各号ト同程度以上ノ障害ヲ有スルモノニシテ厚生大臣ノ定ムルモノ

別表第五職務上ノ事由ニ因ル廢疾ノ欄の五級の項中「一四 女子ノ外貌ニ醜狀ヲ残スモノ」を

「一四 女子ノ外貌ニ醜狀ヲ残スモノ」

一五 前各号ニ掲グルモノノ外身体ノ機能又ハ精神ニ前各号ト同程度以上ノ障害ヲ有スルモノニシテ厚生大臣ノ定ムルモノ

項及び七級の項を次のように改める。

六級		七級	
一	一眼ノ視力〇・六以下ニ減ジタルモノ	一	一眼ノ眼瞼ノ一部ニ欠損ヲ残シ又ハ睫毛禿ヲ残スモノ
二	一眼ノ半盲症、視野狹窄又ハ視野變狀ヲ残スモノ	二	三齒以上ニ對シ齒科補綴ヲ加ヘタルモノ
三	両眼ノ眼瞼ノ一部ニ欠損ヲ残シ又ハ睫毛禿ヲ残スモノ	三	一耳ノ聴力一米以上ニテハ小聲ヲ解シ得ザル程度ニ減ジタルモノ
四	五齒以上ニ對シ齒科補綴ヲ加ヘタルモノ	四	上肢ノ露出面ニ手掌面大ノ醜痕ヲ残スモノ
五	一手ノ小指ヲ失ヒタルモノ	五	下肢ノ露出面ニ手掌面大ノ醜痕ヲ残スモノ
六	一手ノ中指ノ指骨ノ一部ヲ失ヒタルモノ	六	一手ノ小指ノ用ヲ廢シタルモノ
七	一手ノ示指ノ指骨ノ一部ヲ失ヒタルモノ	七	一手ノ中指及示指以外ノ指骨ノ一部ヲ失ヒタルモノ
八	一手ノ示指ノ末關節ノ屈伸不能ヲ來シタルモノ	八	一手ノ中指及示指以外ノ指ノ末關節ノ屈伸不能ヲ來シタルモノ
九	一手ノ示指ノ末關節ノ屈伸不能ヲ來シタルモノ	九	一足ノ第三趾以下ノ一趾又ハ二趾ヲ失ヒタルモノ
一〇	一足ノ第三趾以下ノ一趾又ハ二趾ヲ失ヒタルモノ	一〇	一足ノ第二趾ノ用ヲ廢シタルモノ、第二趾ヲ併セ二趾ノ用ヲ廢シタルモノ
一一	一足ノ第二趾ノ用ヲ廢シタルモノ、第二趾ヲ併セ二趾ノ用ヲ廢シタルモノ	一一	前各号ニ掲グルモノノ外身体ノ機能又ハ精神ニ前各号ト同程度以上ノ障害ヲ有スルモノニシテ厚生大臣ノ定ムルモノ
一二	前各号ニ掲グルモノノ外身体ノ機能又ハ精神ニ前各号ト同程度以上ノ障害ヲ有スルモノニシテ厚生大臣ノ定ムルモノ	一二	前各号ニ掲グルモノノ外身体ノ機能又ハ精神ニ前各号ト同程度以上ノ障害ヲ有スルモノニシテ厚生大臣ノ定ムルモノ

別表第五備考を削る。

附則

(施行期日等)

第一条 この法律は、昭和五十二年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第四条中船員保険法別表第四及び別表第五の改正規定 公布の日

二 第四条中船員保険法第五十九条ノ二第二項の改正規定 昭和五十一年九月三十日

三 第一条中労働者災害補償保険法目次及び第一条の改正規定、同法第二章の次に一条を加える改正規定並びに同法第三章の二の改正規定、第二条中労働者災害補償保険法の一部を改正する法律附則第十五条第二項の改正規定並びに第三条中労働保険の保険料の徴収等に関する法律第十二条第二項の改正規定、同法第十四条第一項の改正規定(労働福祉事業に係る部分に限る。)、及び同条第二項の改正規定並びに附則第九條及び附則第十五條の規定、附則第二十一條中炭鉱災害による一酸化炭素中毒症に関する特別措置法第十條第一項の改正規定、附則第二十四條中労働保険特別会計法第四條の改正規定並びに附則第二十九條及び附則第三十條の規定 公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日

四 第三条中労働保険の保険料の徴収等に関する法律第十二条第三項の改正規定(業務災害に関する保険給付)の下に(「労働保険法第三十條第一項の規定により保険給付を受けることができる」とされた者(以下「第三種特別加入者」という。))に係る保険給付を除く。を)を加える部分及び「第一種特別加入保険料の額」の下に「から通勤災害に係る率に應ずる部分の額を減じた額」を加える部分を除く。及び附則第十一条の規定 昭和五十一年十二月三十一日

2 第四条の規定による改正後の船員保険法別表第四及び別表第五の規定は、昭和五十一年九月一日から適用する。

(第一条の規定の施行に伴う経過措置)
第二条 この法律の施行の日(以下「施行日」という。前)に支給すべき事由の生じた休業補償給付又は休業給付については、なお従前の例による。

2 第一条の規定による改正前の労働者災害補償保険法(以下「旧労働保険法」という。))の規定による障害補償年金、遺族補償年金、長期傷病補償給付たる年金、障害年金、遺族年金又は長期傷病給付たる年金のうち施行日の前日までの間に係る分については、なお従前の例による。
第三条 施行日前に同一の業務上の負傷又は疾病につき旧労働保険法第十四條の規定による休業補償給付と厚生年金保険法(昭和二十九年法律第百十五号)第四十七條の規定による障害年金又は旧労働保険法別表第一第二号の政令で定める法令による給付であつて厚生年金保険法の規定による障害年金に相当する給付とを支給されていた労働者で、施行日以後も引き続きこれらの年金の支給を受けるものに対し、当該負傷又は疾病について支給する第一条の規定による改正後の労働者災害補償保険法(以下「新労働保険法」という。))第十四條の規定による休業補償給付の額は、同条の規定により算定した額が、施行日の前日に支給すべき事由の生じた旧労働保険法第十四條の規定による休業補償給付の額(同日に休業補償給付を支給すべき事由が生じなかつたときは、同日前に最後に休業補償給付を支給すべき事由が生じた日の休業補償給付の額)に満たないときは、新労働保険法第十四條の規定にかかわらず、当該旧労働保険法第十四條の規定による休業補償給付の額に相当する額とする。

2 前項の規定は、施行日前に同一の通勤による負傷又は疾病につき旧労働保険法第二十二條の

二の規定による休業給付と同項に規定する障害年金又は障害年金に相当する給付とを支給されてきた労働者が施行日以後も引き続きこれらの年金の支給を受けるものについて準用する。この場合において、同項中「第一条の規定による改正後の労働者災害補償保険法(以下「新労災保険法」という。)(第十四条)とあり、及び「新労災保険法第十四条」とあるのは「新労災保険法第二十二條の二」と、「休業補償給付」とあるのは「休業給付」と、「旧労災保険法第十四条」とあるのは「旧労災保険法第二十二條の二」と読み替えるものとする。

第四条 施行日前に労働者が旧労災保険法の規定による長期傷病補償給付を受けることとなつた場合における労働基準法(昭和二十二年法律第四十九号)第十九条の規定の適用については、なお従前の例による。

第五条 施行日の前日において旧労災保険法第二十八條第一項の承認を受けていた事業主及び旧労災保険法第二十九條第一項の承認を受けていた団体は、施行日において新労災保険法第二十八條第一項又は第二十九條第一項の承認を受けたものとみなす。

2 前項の事業主若しくは当該事業主に係る新労災保険法第二十七條第二号に掲げる者又は同項の団体の構成員である同条第三号から第五号までに掲げる者のうち新労災保険法第二十九條第一項の労働者として定めらるる者に該当しない者についての新労災保険法の規定による通勤災害に関する保険給付は、施行日以後に発生した事故に起因する新労災保険法第七條第一項第二号に規定する通勤災害について行ふものとする。

第六条 新労災保険法第三十條第一項の規定の適用については、この法律の施行地外の地域における通勤災害の事情、その発生状況その他の事情を把握することができず期間として政令で定める日までとの間は、同項中「この保険による保険給付」とあるのは「この保険による業務災害に

関する保険給付」と、「第三章及び」とあるのは「第三章第一節及び第二節並びに」とする。

第七条 施行日の前日において同一の事由につき旧労災保険法の規定による年金たる保険給付と厚生年金保険法の規定による障害年金若しくは遺族年金又は旧労災保険法別表第一第二号の政令で定める法令による給付であつて厚生年金保険法の規定による障害年金若しくは遺族年金に相当する給付とを支給されていた者で、施行日以後も引き続きこれらの年金の支給を受けるものに対し、同一の事由につき支給する新労災保険法の規定による年金たる保険給付で施行日の属する月分に係るものについて、新労災保険法の規定により算定した額が、旧労災保険法の規定による年金たる保険給付で施行日の属する月の前月分に係るものの額(以下この項において「旧支給額」という。)に満たないときは、新労災保険法の規定により算定した額が旧支給額以上の額となる月の前月までの月分の当該年金たる保険給付の額は、新労災保険法の規定にかかわらず、当該旧支給額に相当する額とする。

2 前項の規定の適用を受ける者が、同項に規定する旧支給額以上の額となる月前において、新労災保険法第十五條の二(新労災保険法第二十二條の三第三項において準用する場合を含む。)の規定により新たに該当するに至つた障害等級に該当する障害補償年金若しくは障害年金を支給されることとなるとき、新労災保険法第十六條の三第三項若しくは第四項(新労災保険法第二十二條の四第三項において準用する場合を含む。)の規定により遺族補償年金若しくは遺族年金の額を改定して支給されることとなるとき、又は新労災保険法第十八條の二(新労災保険法第二十二條の六第二項において準用する場合を含む。)の規定により新たに該当するに至つた障害等級に該当する傷病補償年金若しくは傷病年金を支給されることとなるとき、その他労働者令で定める事由に該当することとなつたときは、こ

れらの事由に該当することとなつた日の属する月の翌月から当該旧支給額以上の額となる月の前月までの月分の当該年金たる保険給付の額は、前項の規定にかかわらず、労働者令で定めるところによつて算定する額とする。

第八条 施行日の属する保険年度(四月一日から翌年三月三十一日までをいう。以下同じ。)及び当該保険年度の翌保険年度における新労災保険法の規定による傷病補償年金の額に関する新労災保険法別表第一第一号ハの規定の適用については、同号ハ中「傷病補償年金」とあるのは、「長期傷病補償給付たる年金」とする。

2 施行日の属する保険年度及び当該保険年度の翌保険年度における新労災保険法の規定による傷病年金の額に関する新労災保険法第二十二條の六第二項において準用する新労災保険法別表第一第一号ハの規定の適用については、同号ハ中「傷病年金」とあるのは、「長期傷病補付たる年金」とする。

(第二条の規定の施行に伴う経過措置)
第九条 第二条の規定による改正前の労働者災害補償保険法の一部を改正する法律(以下「昭和四十年改正法」という。)附則第十五條第二項に規定する者に支給する附則第一條第一項第三号に定める日の前日までの間に係る障害補償年金又は長期傷病補償給付たる年金の額については、なお従前の例による。

2 第二条の規定による改正前の昭和四十年改正法附則第十五條第二項に規定する者で、附則第一條第一項第三号に定める日以前に死亡したものに係る遺族補償給付及び葬祭料については、なお従前の例による。

第十条 施行日の属する保険年度の四月から七月までの月分の障害補償年金、遺族補償年金及び傷病補償年金並びに当該保険年度の四月一日から七月三十一日まで支給すべき事由の生じた障害補償一時金、遺族補償一時金及び昭和四十年改正法附則第四十二條第一項の一時金の額の

改定については、第二条の規定による改正前の昭和四十年改正法附則第四十一條第一項(附則第二十三條の規定による改正前の労働者災害補償保険法等の一部を改正する法律附則第三條及び附則第二十八條の規定による改正前の労働者災害補償保険法等の一部を改正する法律(以下「昭和四十九年改正法」という。)(附則第二條第四項において読み替えて適用する場合を含む。))及び附則第二十八條の規定による改正前の昭和四十九年改正法附則第四條第一項の規定は、施行日以後も、なおその効力を有する。この場合において、第二条の規定による改正前の昭和四十九年改正法附則第四十一條第一項中「長期傷病補償給付」とあるのは、「傷病補償年金」とする。

(第三条の規定の施行に伴う経過措置)
第十一条 附則第一條第一項第四号に定める日において、第三条の規定による改正前の労働保険の保険料の徴収等に関する法律(以下「徴収法」という。)(第三条に規定する労働保険に係る労働保険の保険関係が成立している事業に関する第三條の規定による改正後の徴収法第十二條第三項の規定の適用については、同項中「労災保険法第二十三條第一項第二号に掲げる事業として支給が行われた給付金のうち業務災害に係るもので労働者令で定めるもの」とあるのは、「労災保険法第二十三條第一項第二号の事業として支給が行われた給付金のうち業務災害に係るもので労働者令で定めるもの(労働者災害補償保険法等の一部を改正する法律(昭和五十一年法律第

号)附則第一條第一項第四号に定める日後に発生した業務災害の原因である事故に關して行われたものに限る。とする。

第十二條 第三条の規定による改正後の徴収法第十四條の二第一項の規定の適用については、附則第六條の政令で定める日までの間は、同項中「業務災害及び通勤災害に係る災害率」とあるのは、「業務災害に係る災害率」とする。

昭和五十一年五月十九日 参議院會議録第十二号

労働者災害補償保険法等の一部を改正する法律案外二件

四〇〇

二十条第一項の労働省令で定める有期事業であつて、施行日前に第三條の規定による改正前の徴収法第三條に規定する労災保険に係る労働保険の保険関係が成立したものに關する同項の規定の適用については、同項中「保険給付の額に第十二條第三項の労働省令で定める給付金の額を加えた額」とあるのは「保険給付の額」と、同項第一号中「同条第一項第一号」とあるのは「第十二條第一項第一号」とする。

(第四條の規定の施行に伴う経過措置)

第十四條 施行日の属する月分の第四條の規定による改正前の船員保険法の規定による障害年金及び遺族年金については、なお従前の例による。

(労働福祉事業法の一部改正)

第十五條 労働福祉事業法(昭和三十三年法律第百二十六号)の一部を次のように改正する。

第一條中「保険施設の設置及び運営」を「労働福祉事業に、「行なう」を「行う」に改める。

第十九條第一項第一号中「保険施設」を「労働福祉事業」に、「リハビリテーション施設」を「労働福祉令で定める施設の設置及び運営を行うこと」とを「及びリハビリテーション施設の設置及び運営その他政令で定める事業を実施すること」に改める。

(私立学校教職員共済組合法の一部改正)

第十六條 私立学校教職員共済組合法(昭和二十八年法律第二百四十五号)の一部を次のように改正する。

第二十五條の表第八十六條第一項の項中「障害補償年金が支給され、又は長期傷病補償年金が支給される」を「障害補償年金又は傷病補償年金が支給される」に改める。

(農林漁業団体職員共済組合法の一部改正)

第十七條 農林漁業団体職員共済組合法(昭和三十三年法律第九十九号)の一部を次のように改正する。

正する。

第四十三條第一項中「障害補償が行なわれる」を「障害補償が行われる」に、「障害補償年金が支給され、又は長期傷病補償年金が行なわれる」を「障害補償年金又は傷病補償年金が支給される」に、「保険給付が行なわれる」を「保険給付が行われる」に改め、同条第三項中「障害年金が支給され、又は長期傷病補償年金が行なわれる」を「障害年金又は傷病年金が支給される」に改め、同項第一号中「こえる」を「超える」に改め、同項第四項中「障害年金が支給され、又は長期傷病補償年金が行なわれる」を「障害年金又は傷病年金が支給される」に改める。

(国民健康保険法の一部改正)

第十八條 国民健康保険法(昭和三十三年法律第百九十二号)の一部を次のように改正する。

第五十六條第一項中「療養補償給付、長期傷病補償給付、療養給付若しくは長期傷病給付」を「療養補償給付若しくは療養給付」に改める。

(地方公務員等共済組合法の一部改正)

第十九條 地方公務員等共済組合法(昭和三十三年法律第百五十二号)の一部を次のように改正する。

第二百二條の表第九十一條第一項の項中「障害補償が行なわれる」を「障害補償が行われる」に、「障害補償年金が支給され、又は長期傷病補償年金が行なわれる」を「障害補償年金又は傷病補償年金が支給される」に、「保険給付が行なわれる」を「保険給付が行われる」に改める。

(私立学校教職員共済組合法等の一部改正に伴う経過措置)

第二十條 附則第十六條の規定による改正前の私立学校教職員共済組合法の規定による職務による廃疾年金、附則第十七條の規定による改正前の農林漁業団体職員共済組合法の規定による職務による障害年金又は前条の規定による改正前の地方公務員等共済組合法の規定による業務による廃疾年金のうち施行日の前日までの間に係

る分については、なお従前の例による。

(炭酸ガスによる一酸化炭素中毒症に關する特別措置法の一部改正)

第二十一條 炭酸ガスによる一酸化炭素中毒症に關する特別措置法(昭和四十二年法律第九十二号)の一部を次のように改正する。

第五條第二項中「起つた」を「起こつた」に改め、「若しくは長期傷病補償給付」を削り、「なおつた」を「治つた」に、「行なわなければならない」を「行わなければならない」に改める。

第七條第一項中「労働者災害補償保険法の規定による長期傷病補償給付を受けるに至つたものが、その受けるに至つた時において」を「当該一酸化炭素中毒症に係る療養の開始後三年を経過した日において労働者災害補償保険法の規定による傷病補償年金を受けているもの又は同日後において傷病補償年金を受けることとなつたものが、それぞれ当該三年を経過した日又は傷病補償年金を受けることとなつた日において」に改める。

第八條第一項中「又は長期傷病補償給付」を削る。

第九條中「又は長期傷病補償給付」を削り、「なおつた」を「治つた」に、「行なう」を「行う」に改める。

第十條第一項中「保険施設」を「労働福祉事業」に改める。

(失業保険法及び労働者災害補償保険法の一部を改正する法律及び労働保険の徴収等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の一部改正)

第二十二條 失業保険法及び労働者災害補償保険法の一部を改正する法律及び労働保険の徴収等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(昭和四十四年法律第八十五号)の一部を次のように改正する。

第十八條第一項中「行なつてゐる」を「行つてゐる」に、「労働者災害補償保険法の一部を改正する法律(昭和四十八年改正法」という。を「労働者災害補償保険法等の一部を改正する法律(昭和五十一年法律第 号)」に改め、「この条及び次条において」を削り、「行なう」を「行う」に改め、同条第二項中「行なつてゐる」を「行つてゐる」に、「長期傷病補償給付を行なう」を「傷病補償年金を支給する」に改める。

第十八條の二第二項中「昭和四十八年改正法」を「労働者災害補償保険法の一部を改正する法律(昭和四十八年法律第八十五号)」に、「行なう」を「行う」に改め、同条第二項中「三年以上継続してゐる」を「一年以上六箇月上継続してあり、かつ、改正労働保険法第十二條の八第三項第二号の労働省令で定める廃疾等級に該当する」に、「長期傷病給付を行なう」を「傷病年金を支給する」に改める。

第十九條第三項の表第十五條第一項の項中「第一種特別加入保険料に關しては、」を「第一種特別加入保険料及び保険年度中途に労災保険に係る第三種特別加入保険料に關しては、それぞれ」に改め、同表第十九條第一項の項中「第一種特別加入保険料に關しては、」を「第一種特別加入保険料及び保険年度中途に労災保険法第三十條第一項の承認が取り消された事業に係る第三種特別加入保険料に關しては、それぞれ」に改める。

第二十一條第二項中「新労災保険法第二十八條第一項の規定の適用については、同項中「徴収法第三條の規定により成立する労災保険に係る労働保険の保険関係」を「改正労災保険法第二十八條第一項及び第三十條第一項の規定の適用については、改正労災保険法第二十八條第一項中「徴収法第三條の規定により成立する労災保険に係る労働保険の保険関係」とあり、及び改正労災保険法第三十條第一項中「保険関係」に改める。

第二十二條 失業保険法及び労働者災害補償保険法の一部を改正する法律及び労働保険の徴収等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(昭和四十四年法律第八十五号)の一部を次のように改正する。

第十八條第一項中「行なつてゐる」を「行つてゐる」に、「労働者災害補償保険法の一部を改正する法律(昭和四十八年改正法」という。を「労働者災害補償保険法等の一部を改正する法律(昭和五十一年法律第 号)」に改め、「この条及び次条において」を削り、「行なう」を「行う」に改め、同条第二項中「行なつてゐる」を「行つてゐる」に、「長期傷病補償給付を行なう」を「傷病補償年金を支給する」に改める。

第十八條の二第二項中「昭和四十八年改正法」を「労働者災害補償保険法の一部を改正する法律(昭和四十八年法律第八十五号)」に、「行なう」を「行う」に改め、同条第二項中「三年以上継続してゐる」を「一年以上六箇月上継続してあり、かつ、改正労働保険法第十二條の八第三項第二号の労働省令で定める廃疾等級に該当する」に、「長期傷病給付を行なう」を「傷病年金を支給する」に改める。

第十九條第三項の表第十五條第一項の項中「第一種特別加入保険料に關しては、」を「第一種特別加入保険料及び保険年度中途に労災保険に係る第三種特別加入保険料に關しては、それぞれ」に改め、同表第十九條第一項の項中「第一種特別加入保険料に關しては、」を「第一種特別加入保険料及び保険年度中途に労災保険法第三十條第一項の承認が取り消された事業に係る第三種特別加入保険料に關しては、それぞれ」に改める。

第二十一條第二項中「新労災保険法第二十八條第一項の規定の適用については、同項中「徴収法第三條の規定により成立する労災保険に係る労働保険の保険関係」を「改正労災保険法第二十八條第一項及び第三十條第一項の規定の適用については、改正労災保険法第二十八條第一項中「徴収法第三條の規定により成立する労災保険に係る労働保険の保険関係」とあり、及び改正労災保険法第三十條第一項中「保険関係」に改める。

第二十二條 失業保険法及び労働者災害補償保険法の一部を改正する法律及び労働保険の徴収等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(昭和四十四年法律第八十五号)の一部を次のように改正する。

(労働者災害補償保険法等の一部を改正する法律の一部改正)

第二十三条 労働者災害補償保険法等の一部を改正する法律(昭和四十五年法律第八十八号)の一部を次のように改正する。

附則第三条を次のように改める。

第三條 削除

(労働保険特別会計法の一部改正)

第二十四条 労働保険特別会計法(昭和四十七年法律第十八号)の一部を次のように改正する。

第四條中「保険施設費」を「労働福祉事業費」に改める。

第七條第一項中「第二種特別加入保険料の額」の下に「同項第三号の二の第三種特別加入保険料の額」を加える。

(労働者災害補償保険法の一部を改正する法律の一部改正)

第二十五条 労働者災害補償保険法の一部を改正する法律(昭和四十八年法律第八十五号)の一部を次のように改正する。

附則第三條中「新法」を「労働者災害補償保険法(以下「労災保険法」という。)」に、「長期傷病給付」を「傷病年金」に、「労働者災害補償保険法の一部を改正する法律(昭和三十五年法律第二十九号)附則第十六條第一項」を「労働者災害補償保険法の一部を改正する法律(昭和四十年法律第百三十号)附則第四十一條」に改める。

附則第四條第一項及び第二項並びに附則第五條第一項中「新法」を「労災保険法」に改める。

(昭和四十八年改正法の一部改正に伴う経過措置)

第二十六條 施行日の属する保険年度の四月から七月までの月分の障害年金、遺族年金及び傷病年金並びに当該保険年度の四月一日から七月三十一日まで支給すべき事由の生じた障害一時金、遺族一時金及び労働者災害補償保険法の一部を改正する法律(昭和四十八年法律第八十五号、以下「昭和四十八年改正法」という。)附則第

四條第一項の一時金の額の改定については、前條の規定による改正前の昭和四十八年改正法附則第三條(附則第二十八條の規定による改正前の昭和四十九年改正法附則第二條第五項において読み替えて適用する場合を含む。)及び附則第二十八條の規定による改正前の昭和四十九年改正法附則第四條第二項の規定は、施行日以後も、なおその効力を有する。この場合において、前條の規定による改正前の昭和四十八年改正法附則第三條中「長期傷病給付」とあるのは、「傷病年金」とする。

(船員保険法の一部を改正する法律の一部改正)

第二十七條 船員保険法の一部を改正する法律(昭和四十八年法律第九十号)の一部を次のように改正する。

附則第三條中「長期傷病補償給付」を「傷病補償年金」に改める。

(労働者災害補償保険法等の一部を改正する法律の一部改正)

第二十八條 労働者災害補償保険法等の一部を改正する法律(昭和四十九年法律第百十五号)の一部を次のように改正する。

附則第二條第四項及び第五項を削り、同條第六項を同條第四項とする。

附則第四條中「第四十一條第一項」を「第四十一條」に改める。

(労働者災害補償保険法の一部改正)

第二十九條 労働者災害補償保険法(昭和四十四年法律第百六十二号)の一部を次のように改正する。

第八條第一項第六号を次のように改める。

六 労働者災害補償保険の保険給付に関する事業及び労働福祉事業を行うこと。

第八條第一項第十三号中「労働衛生研究所」を「産業医学総合研究所」に、「行なう」を「行う」に改める。

第十一條中「ものの外」を「もののほか」に、「左の」を「次の」に、「労働衛生研究所」を「産業医学総合研究所」に改める。

第十二條の二(見出しを含む。)中「労働衛生研究所」を「産業医学総合研究所」に改め、同條第一項中「労働衛生に関する調査研究」を「労働者の健康の保持増進及び職業性疾病の病因、診断、予防等に関する総合的な調査研究」に改める。

(政令への委任)

第三十條 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な事項は、政令で定める。

[審査報告書は都合により追録に掲載]

建設労働者の雇用の改善等に関する法律案
右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。

よつて国会法第八十三條により送付する。

昭和五十一年五月十三日

衆議院議長 河野 謙三郎
参議院議長 前尾繁三郎

建設労働者の雇用の改善等に関する法律案
建設労働者の雇用の改善等に関する法律案

(目的)

第一條 この法律は、建設労働者について、その雇用の改善、能力の開発及び向上並びに福祉の増進を図るための措置を講ずることにより、その雇用の安定に資することを目的とする。

(定義)

第二條 この法律において「建設事業」とは、土木、建築その他工作物の建設、改造、保存、修理、変更、破壊若しくは解体又はその準備の事業(国又は地方公共団体の直営事業を除く。)をいう。

第三條 この法律において「建設労働者」とは、建設事業に従事する労働者をいう。

第四條 この法律において「事業主」とは、建設労働者を雇用して建設事業を行う者をいう。

第五條 建設労働者の雇用の改善等に関する法律案

建設労働者の雇用の改善等に関する法律案

建設労働者の雇用の改善等に関する法律案

建設労働者の雇用の改善等に関する法律案

(建設雇用改善計画の策定)

第三條 労働大臣は、建設労働者(船員職業安定法(昭和二十三年法律第百三十号)第六條第一項に規定する船員を除く。以下第八條まで及び第十一條において同じ。)の雇用の改善、能力の開発及び向上並びに福祉の増進に關し重要な事項を定めた計画(以下「建設雇用改善計画」という。)を策定するものとする。

2 建設雇用改善計画に定める事項は、次のとおりとする。

一 建設労働者の雇用の動向に關する事項

二 建設労働者に係る雇用状態の改善並びにその能力の開発及び向上を図るために講じようとする施策の基本となるべき事項

三 建設労働者の福祉の増進を図るために講じようとする施策の基本となるべき事項

労働大臣は、建設雇用改善計画を策定する場合には、あらかじめ、関係行政機関の長と協議するとともに、中央職業安定審議会の意見を聴くものとする。

4 労働大臣は、建設雇用改善計画を策定したときは、遅滞なく、その概要を公表しなければならない。

5 前二項の規定は、建設雇用改善計画の変更について準用する。

(勧告等)

第四條 労働大臣は、建設雇用改善計画の円滑な実施のため必要があると認めるときは、事業主、事業主の団体その他の関係者に対し、建設労働者の雇用の改善、能力の開発及び向上並びに福祉の増進に關する事項について必要な勧告又は要請をすることができ、

(雇用管理責任者)

第五條 事業主は、建設事業(建設労働者を雇用して行うものに限る。第八條において同じ。)を行う事業場ごとに、次に掲げる事項のうち当該事業場において処理すべき事項を管理させるた

昭和五十一年五月十九日 参議院會議録第十二号

労働者災害補償保険法等の一部を改正する法律案外二件

四〇二

め、雇用管理責任者を選任しなければならない。

一 建設労働者の募集、雇入れ及び配置に関すること。

二 建設労働者の技能の向上に関すること。

三 建設労働者の職業生活上の環境の整備に関すること。

四 前三号に掲げるもののほか、建設労働者に係る雇用管理に関する事項で労働省令で定めるもの。

2 事業主は、雇用管理責任者を選任したときは、当該雇用管理責任者の氏名を当該事業場に掲示する等により当該事業場の建設労働者に周知させるように努めなければならない。

3 事業主は、雇用管理責任者について、必要な研修を受けさせる等第一号各号に掲げる事項を管理するための知識の習得及び向上を図るよう努めなければならない。

(募集に関する事項の届出)

第六条 事業主は、その被用者に、職業安定法昭和二十二年法律第四十一号第三十五条に規定する方法以外の方法で、通常通勤することができない地域から建設労働者を募集せよとするときは、労働省令で定めるところにより、当該被用者の氏名その他建設労働者の募集に関する事項で労働省令で定めるものを公共職業安定所長に届け出なければならない。ただし、建設労働者の募集の適正化を図るため特に必要があると認められる区域として労働省令で定める区域以外の区域において建設労働者を募集させる場合は、この限りでない。

(雇用に関する文書の交付)

第七条 事業主は、建設労働者を雇入れたときは、速やかに、当該建設労働者に対して、当該事業主の氏名又は名称、その雇入れに係る事業場の名称及び所在地、雇用期間並びに従事すべき業務の内容を明らかにした文書を交付しなければならない。

(書類の備付け等)

第八条 一の場所において行つた建設事業の仕事(以下この条において「建設工事」という。)の一部を請負人に請け負わせている事業主(当該建設工事の一部を請け負わせる契約が二以上あるため、その者が二以上あることとなるときは、当該請負契約のうち最も先次の請負契約における注文者とする。以下この条において「元方事業主」という。)は、当該建設工事について、その請負人(当該建設工事が数次の請負契約によつて行われるときは、当該請負人の請負契約の後次のすべての請負契約の当事者である請負人を含むものとし、当該建設工事につき常態として建設労働者を雇用する請負人に限る。以下この条において「関係請負人」という。)ごとに、その氏名又は名称、その雇用する建設労働者を当該建設工事に従事させようとする期間及びその選任に係る雇用管理責任者の氏名を明らかにした書類を、労働省令で定めるところにより、当該建設工事に係る事業場に備えて置かなければならない。ただし、当該建設工事に係る事業場において元方事業主及び関係請負人が雇用する建設労働者の数が労働省令で定める数未満である場合は、この限りでない。

2 元方事業主は、関係請負人に対して、第五条第一項に規定する事項の適正な管理に關し助言、指導その他の援助を行うように努めなければならない。

(建設労働者の福祉等に関する事業)

第九条 政府は、建設労働者(雇用保険法(昭和四十九年法律第十六号)第六十二条第一項に規定する被保険者等に該当するものに限る。以下この条及び次条において同じ。)の能力の開発及び向上並びに福祉の増進を図るため、同法第六十三条の能力開発事業又は同法第六十四条の雇用福祉事業として、次の事業を行うことができる。

一 事業主、事業主の団体又はその連合団体

(以下この項において「事業主等」という。)に対して、建設労働者の技能の向上を推進するために必要な助成を行うこと。

二 事業主等に対して、雇用管理に關し必要な知識を習得させるための研修を実施するために必要な助成を行うこと。

三 事業主等に対して、作業員宿舍の整備改善その他建設労働者の福祉の増進を図るために必要な助成を行うこと。

2 政府は、雇用促進事業団法(昭和三十六年法律第十六号)及びこれに基づく命令で定めるところにより、前項各号に掲げる事業の全部又は一部を雇用促進事業団に行わせるものとする。

(費用)

第十条 雇用保険法第六十六条第三項第一号に規定する一般保険料徴収額(以下この条において「一般保険料徴収額」という。)に同項第三号に規定する三事業率を乗じて得た額のうち、労働保険の保険料の徴収等に関する法律(昭和四十四年法律第八十四号)第十二条第四項第三号に掲げる事業に係る一般保険料徴収額に、千分の一の率を雇用保険法第六十六条第三項第一号に規定する雇用保険率で除して得た率を乗じて得た額に相当する額は、前条第一項各号に掲げる事業に要する費用並びに同法第六十三条第一項各号及び第六十四条第一項各号に掲げる事業のうち建設労働者に係る事業(雇用促進事業団の業務として行われるものに限る。)で労働省令で定めるものに要する費用に充てるものとする。

(報告)

第十一条 公共職業安定所長は、労働省令で定めるところにより、第六条の事業主又は第八条第一項の元方事業主に対して、建設労働者の募集又は同項の関係請負人に係る書類の備付けに關し必要な報告を求めることができる。

(罰則)

第十二条 事業主が次の各号のいずれかに該当するときは、十万円以下の罰金に処する。

一 第六条の規定による届出をせず、又は偽りの届出をしたとき。

二 第八条第一項の規定に違反したとき。

三 第十一条の規定による報告をせず、又は偽りの報告をしたとき。

第十三条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に關して、前条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、同条の刑を科する。

附則

(施行期日)

第一条 この法律は、昭和五十一年十月一日から施行する。ただし、第十条及び附則第四条から第六条までの規定は、公布の日から起算して三年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(雇用促進事業団法の一部改正)

第二条 雇用促進事業団法の一部を次のように改正する。

第八条中「七人」を「八人」に改める。

第十条第一項中「副理事長」を「副理事長」に改める。

第十二条「理事」を「副理事長及び理事」に改める。

第十三条第三項中「理事」を「副理事長又は理事」に改める。

第十九条第一項第十一号を同項第十三号とし、同項第十号を同項第十二号とし、同項第九号の次に次の二号を加える。

十 建設労働者の雇用の改善等に関する法律

(昭和五十一年法律第 号)第九条第一

項各号に掲げる事業を行うこと。

十一 建設業の事業主及びその雇用する労働者に対して、労働者の雇入れ、配置その他の雇用に関する事項の管理に關し必要な知識を習得させるための研修を行い、及びこれらの事項の管理の改善について助言すること。

第三十七条第二項中「第十九条第一項第三号

に掲げる業務」を「第十九条第一項第三号若しくは第十号に掲げる業務、同項に規定する業務のうち建設労働者の雇用の改善等に関する法律第十号の労働省令で定める事業に係る業務」に改める。

(社会保険労務士法の一部改正)

第三条 社会保険労務士法(昭和四十三年法律第八十九号)の一部を次のように改正する。

別表第一第二十号の七の次に次の一号を加える。

二十の八 建設労働者の雇用の改善等に関する法律(昭和五十一年法律第 号)

(労働保険の保険料の徴収等に関する法律の一部改正)

第四条 労働保険の保険料の徴収等に関する法律の一部を次のように改正する。

第十二条第四項ただし書中「次の各号」の下に「(第三号を除く。)」を加え、「千分の十五とする」を「千分の十五とし、第三号に掲げる事業については千分の十六とする」に改め、同条第五項中「前項ただし書に規定する事業」の下に「(同項第三号に掲げる事業を除く。)」を加え、「千分の十三から千分の十七まで」を「千分の十三から千分の十七まで、同号に掲げる事業については千分の十四から千分の十八まで」に改める。

第三十条第一項第一号ロ中「千分の三の率」の下に「(第十二条第四項第三号に掲げる事業については、千分の四の率)」を加える。

(労働保険の保険料の徴収等に関する法律の一部改正に伴う経過措置)

第五条 前条の規定による改正後の労働保険の保険料の徴収等に関する法律第十二条第四項ただし書及び第五項並びに第三十条第一項の規定は、附則第一号ただし書に規定する日以後の期間に係る労働保険料について適用し、同日以前の期間に係る労働保険料については、なお従前の例による。

2 前項に規定するものは、前条の規定による

労働保険の保険料の徴収等に関する法律の改正に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

(雇用保険法の一部改正)

第六条 雇用保険法の一部を次のように改正する。

第六十六条第三項第三号中「千分の三の率」の下に「(徴収法第十二条第四項第三号に掲げる事業については、千分の四の率)」を加える。

(労働省設置法の一部改正)

第七条 労働省設置法(昭和二十四年法律第六十二号)の一部を次のように改正する。

第四十一条の四 建設労働者の雇用の改善等に関する法律(昭和五十一年法律第 号)に基づいて、建設雇用改善計画を策定すること。

第十條第一項第七号の三の次に次の一号を加える。

七の四 建設雇用改善計画の策定に関すること。

第十條第一項第八号中「及び沖縄振興開発特別措置法(第六章(職業訓練に関する部分を除く。))の規定に限る。」を「沖縄振興開発特別措置法(第六章(職業訓練に関する部分を除く。))の規定に限る。及び建設労働者の雇用の改善等に関する法律」に改める。

第十三条第一項の表中央職業安定審議会の項中「及び中高年齢者等の雇用の促進に関する特別措置法」を、「中高年齢者等の雇用の促進に関する特別措置法及び建設労働者の雇用の改善等に関する法律」に改める。

第十八条第一項中「及び中高年齢者等の雇用の促進に関する特別措置法(これに基づく命令を含む。)」を、「中高年齢者等の雇用の促進に関する特別措置法(これに基づく命令を含む。)」及び建設労働者の雇用の改善等に関する法律(こ

れに基づく命令を含む。)」に改める。

(審査報告書は都合により追録に掲載)

賃金の支払の確保等に関する法律案
右の内閣提出案は本院においてこれを可決し
よつて国会法第八十三条により送付する。

昭和五十一年五月十三日

衆議院議長 前尾繁三郎
参議院議長 河野 謙三郎

賃金の支払の確保等に関する法律案
賃金の支払の確保等に関する法律

目次
第一章 総則(第一条・第二条)

第二章 貯蓄金及び賃金に係る保全措置等(第三条・第六条)

第三章 未払賃金の立替払事業(第七条・第九条)

第四章 雑則(第十条・第十六条)

第五章 罰則(第十七条・第二十条)

附則

第一章 総則
(目的)

第一条 この法律は、景気の変動、産業構造の变化その他の事情により企業経営が安定を欠くに至つた場合及び労働者が事業を退職する場合における賃金の支払等の適正化を図るため、貯蓄金の保全措置及び事業活動に著しい支障を生じたことにより賃金の支払を受けることが困難となつた労働者に対する保護措置その他賃金の支払の確保に関する措置を講じ、もつて労働者の生活の安定に資することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において「賃金」とは、労働基準法(昭和二十二年法律第四十九号)第十一条に規定する賃金をいう。

第三条 この法律において「賃金」とは、労働基準法(昭和二十二年法律第四十九号)第十一条に規定する賃金をいう。

第四条 この法律において「賃金」とは、労働基準法(昭和二十二年法律第四十九号)第十一条に規定する賃金をいう。

第五条 この法律において「賃金」とは、労働基準法(昭和二十二年法律第四十九号)第十一条に規定する賃金をいう。

2 この法律において「労働者」とは、労働基準法第九條に規定する労働者をいう。

第二章 貯蓄金及び賃金に係る保全措置等(貯蓄金の保全措置)

第三条 事業主(国及び地方公共団体を除く。以下同じ。)は、労働者の貯蓄金をその委託を受けて管理する場合において、貯蓄金の管理が労働者の預金の受入れであるときは、労働省令で定める場合を除き、毎年三月三十一日における受入預金額(当該事業主が受け入れている預金の額をいう。以下この条において同じ。)について、同日後一年間を通ずる貯蓄金の保全措置(労働者)との同日における受入預金額につき、その払戻しに係る債務を銀行その他の金融機関において保証することを約する契約の締結その他の当該受入預金額の払戻しの確保に関する措置で労働省令で定めるものをいう。)を講じなければならない。

(貯蓄金の保全措置に係る命令)

第四条 労働基準監督署長は、前条の規定に違反して事業主が貯蓄金の保全措置を講じていないときは、労働省令で定めるところにより、当該事業主に対して、期限を指定して、その是正を命ずることができ、

(退職手当の保全措置)

第五条 事業主(中小企業退職金共済法(昭和三十三年法律第六十号)第二条第三項に規定する退職金共済契約を締結した事業主その他の労働省令で定める事業主を除く。)は、労働契約又は労働協約、就業規則その他これらに準ずるものにおいて労働者に退職手当を支払うことを明らかにしたときは、当該退職手当の支払に充てらるべき額として労働省令で定める額について、第三条の労働省令で定める措置に準ずる措置を講ずるよう努めなければならない。

(退職労働者の賃金に係る遅延利息)

第六条 事業主は、その事業を退職した労働者に係る賃金(退職手当を除く。以下この条におい

昭和五十一年五月十九日 参議院會議録第十二号

労働者災害補償保険法等の一部を改正する法律案外二件

四〇四

て同じ。の全部又は一部をその退職の日(退職の日後に支払期日が到来する賃金にあつては、当該支払期日。以下この条において同じ。)までに支払わなかつた場合には、当該労働者に対し、当該退職の日翌日からその支払をする日までの期間について、その日数に応じ、当該退職の日の経過後まだ支払われていない賃金の額に年十四・六パーセントを超えない範囲内で政令で定める率を乗じて得た金額を遅延利息として支払わなければならない。

2 前項の規定は、賃金の支払の遅滞が天災地変その他のやむを得ない事由で労働省令で定めるものによるものである場合には、その事由の存する期間について適用しない。

第三章 未払賃金の立替払事業

第七條 政府は、労働者災害補償保険の適用事業に該当する事業(労働保険の保険料の徴収等に関する法律(昭和四十四年法律第八十四号)第八條の規定の適用を受ける事業にあつては、同条の規定の適用がないものとした場合における事業をいう。以下この条において同じ。)の事業主(労働省令で定める期間以上の期間にわたつて当該事業を行つていたものに限り、が破産の宣告を受け、その他政令で定める事由に該当することとなつた場合において、当該事業に従事する労働者(船員保険法(昭和十四年法律第七十三号)第十七條の規定による被保険者である労働者を除く。)で政令で定める期間内に当該事業を退職したものに係る未払賃金(支払期日の経過後まだ支払われていない賃金をいう。以下この条及び次条において同じ。)があるときは、民法(明治二十九年法律第八十九号)第四百七十四條第一項ただし書及び第二項の規定にかかわらず、当該労働者(労働省令で定める者)にあつては、労働省令で定めるところにより、未払賃金の額その他の事項について労働基準監督署長の確認を受けた者に限り、の請求に基づき、当該

未払賃金に係る債務のうち政令で定める範囲内のものを当該事業主に代わつて弁済するものとする。

(返還等)

第八條 偽りその他不正の行為により前条の規定による未払賃金に係る債務の弁済を受けた者がある場合には、政府は、その者に對し、弁済を受けた金額の全部又は一部を返還することを命ずることができ、また、当該偽りその他不正の行為により弁済を受けた金額に相当する額以下の金額を納付することを命ずることができる。

2 前項の場合において、事業主が偽りの報告又は証明をしたため当該未払賃金に係る債務が弁済されたものであるときは、政府は、その事業主に對し、当該未払賃金に係る債務の弁済を受けた者と連帶して、同項の規定による返還又は納付を命ぜられた金額の納付を命ずることができる。

3 労働保険の保険料の徴収等に関する法律第二十六條及び第四十一條の規定は、前二項の規定により返還又は納付を命ぜられた金額について準用する。

4 政府は、第一項又は第二項の規定により返還又は納付を命ぜられた金額の返還又は納付に係る事務の実施に關して必要な限度において、労働省令で定めるところにより、第一項の規定に該当する者(同項の規定に該当すると認められる者を含む。)又は事業主に對し、未払賃金の額、賃金支払状況その他の事項についての報告又は文書の提出を命ずることができる。

(労働者災害補償保険法との関係)

第九條 この章に規定する事業は、労働者災害補償保険法(昭和二十二年法律第五十号)第二十三條第一項第四号に掲げる事業として行う。

第四章 雑則

第十條 労働基準監督署長及び労働基準監督官は、労働省令で定めるところにより、この法律の

施行に關する事務をつかさどる。

第十一條 労働基準監督官は、この法律の規定に違反する罪について、刑事訴訟法(昭和二十三年法律第三十一号)の規定による司法警察員の職務を行う。

(報告等)

第十二條 都道府県労働基準局長、労働基準監督署長又は労働基準監督官は、別に定めるものを除くほか、この法律を施行するため必要があると認めるときは、労働省令で定めるところにより、事業主、労働者その他の関係者に對し、必要な事項を報告させ、又は出頭を命ずることができる。

(立入検査)

第十三條 労働基準監督官は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、事業場に立ち入り、関係者に質問し、又は帳簿、書類その他の物件を検査することができ、

2 労働基準監督署長は、第七條の確認をするため必要があると認めるときは、その職員に同条の事業主の事業場に立ち入り、関係者に質問させ、又は帳簿、書類その他の物件の検査をさせることができる。

3 前二項の場合において、労働基準監督官及び前項の職員は、その身分を示す証票を携帯し、関係者に提示しなければならない。

4 第一項及び第二項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(労働者の申告)

第十四條 労働者は、事業主にこの法律又はこれに基づく命令の規定に違反する事実があるときは、その事実を都道府県労働基準局長、労働基準監督署長又は労働基準監督官に申告して是正のため適当な措置をとるよう求めることができる。

2 事業主は、前項の申告をしたことを理由として、労働者に対し、解雇その他不利益な取扱いはしてはならない。

(労働省令への委任)

第十五條 この法律に定めるもののほか、第七條の請求の手續その他この法律の施行に關して必要な事項は、労働省令で定める。

(船員に関する特例)

第十六條 船員法(昭和二十二年法律第百五号)の適用を受ける船員に關しては、この法律に規定する都道府県労働基準局長若しくは労働基準監督署長又は労働基準監督官の権限に属する事項は、海運局長又は船員労働官が行うものとし、この法律(第七條、第八條第四項及び前条の規定を除く。)中「労働省令」とあるのは「運輸省令」と、第七條中「労働者災害補償保険の適用事業に該当する事業(労働保険の保険料の徴収等に関する法律(昭和四十四年法律第八十四号)第八條の規定の適用を受ける事業にあつては、同条の規定の適用がないものとした場合における事業をいう。以下この条において同じ。)」とあるのは「(船員保険法(昭和十四年法律第七十三号)第十七條の規定による被保険者(同法第十五條第一項に規定する組合員たる被保険者を除く。))である労働者に限り」と、「労働省令で定める者」とあるのは「厚生省令・運輸省令で定める者」と、「労働省令で定めるところにより」とあるのは「厚生省令・運輸省令で定めるところにより」と、第八條第四項中「労働省令」とあるのは「厚生省令」と、第九條の見出し中「労働者災害補償保険法」とあるのは「船員保険法」と、同条中「労働者災害補償保険法(昭和二十二年法律第五十号)第二十三條第一項第四号に掲げる事業」とあるのは「船員保険法第五十七條ノ二第一項に規定する施設」と、前条中「労働省令」とあるのは「運輸省令(前章に規定す

る事項については、厚生省令」とする。

第五章 罰則

第十七条 事業主が第十四条第二項の規定に違反したときは、六月以下の懲役又は十万円以下の罰金に処する。

第十八条 事業主が第四条の規定による命令に違反したときは、三十万円以下の罰金に処する。

第十九条 次の各号のいずれかに該当する者は、十万円以下の罰金に処する。

一 第八条第四項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は文書を提出せず、若しくは虚偽の記載をした文書を提出した者

二 第十二条の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は出頭しなかつた者

三 第十三条第一項又は第二項の規定による立入り若しくは検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をした者

第二十条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して、第十七条から前条までの違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰金刑を科する。

附則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において、各規定につき、政令で定める日から施行する。ただし、第三章の規定並びに附則第三条及び附則第八条の規定並びにこの法律（第二章、第三章及び次条から附則第八条までを除く。）の規定中第三章に係る部分は、労働者災害補償保険法等の一部を改正する法律（昭和五十一年法律第...号）とする。

る法律（昭和五十一年法律第...号）附則第一条第一項第三号に定める日から施行する。

（遅延利息に関する経過措置）

第二条 第六条の規定は、同条の規定の施行の日以後に労働者が退職した場合について適用する。

（未払賃金の立替払に関する経過措置）

第三条 第七条の規定は、附則第一条ただし書に規定する日以後に第七条の事業主が破産の宣告を受け、その他同条の政令で定める事由に該当することとなつた場合について適用する。

（労働基準法の一部改正）

第四条 労働基準法の一部を次のように改正する。

第十五条第一項に後段として次のように加える。

この場合において、賃金に関する事項については、命令で定める方法により明示しななければならない。

第百十八條の次に次の一条を加える。

第百十八條の二 第十八条第一項又は第三十七

条の規定に違反した者は、六箇月以下の懲役又は十万円以下の罰金に処する。

第百十九條中「左の」を「次の」に改め、同条第一号中、「第十八条第一項」を削り、「第三十六

条但書、第三十七條」を「第三十六條ただし書」に、「第六十一條乃至第六十三條」を「第六十一

條から第六十三條まで」に、「第七十五條乃至第七十七條」を「第七十五條から第七十七條まで」

に改め、同条第三号及び第四号中「基いて」を「基ついて」に改め、同条の次に次の一条を加え

る。

第百十九條の二 第十八条第七項、第二十三條（賃金の支払及び貯蓄金の返還に係る部分に

限る。）又は第二十四条から第二十六条までの規定に違反した者は、十万円以下の罰金に処する。

第百二十條中「左の」を「次の」に改め、同条第一号中、「第十八条第七項」を削り、「第二十三

條乃至」を「第二十三條（賃金の支払及び貯蓄金の返還に係る部分を除く。）」に、「第三十三條第

一項但書、第五十七條乃至第五十九條」を「第三十三條第一項ただし書、第五十七條から第五十九

條まで」に、「第六六條乃至第六九條」を「第六六條から第六九條まで」に改め、同条第二号中

「基いて」を「基ついて」に改める。

（労働基準法の一部改正に伴う経過措置）

第五条 前条の規定の施行の日前にした同条の規定による改正前の労働基準法の規定に違反する行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（船員法の一部改正）

第六条 船員法の一部を次のように改正する。

第百二十九條の次に次の一条を加える。

第百二十九條の二 船舶所有者が第三十四條第一項又は第六十七條第二項の規定に違反したときは、六箇月以下の懲役又は十万円以下の罰金に処する。

第百三十條中、「第三十四條第一項」を削り、「第四十四條の二第一項第二項、第四十四條の三第一項第三項、第四十五條乃至第四十七條」を「第四十四條の二第一項若しくは第二項、第四十四條の三第一項若しくは第三項、第四十五

條から第四十七條まで」に改め、「第六十七條第二項」を削り、「第八十一條第一項乃至第三

項」を「第八十一條第一項から第三項まで」に、「第九十一條乃至第九十四條」を「第九十一條から第九十四條まで」に、「基いて」を「基ついて」

に改め、同条の次に次の一条を加える。

第百三十條の二 船舶所有者が次の各号の一に該当する場合には、十万円以下の罰金に処する。

一 第三十四條第二項、第五十三條、第五十四條又は第五十六條の規定に違反したとき。

二 第三十四條第四項の規定による船員の請求にかかわらず、貯蓄金を返還しなかつたとき。

に改め、同条の次に次の一条を加える。

第百三十條の二 船舶所有者が次の各号の一に該当する場合には、十万円以下の罰金に処する。

一 第三十四條第二項、第五十三條、第五十四條又は第五十六條の規定に違反したとき。

二 第三十四條第四項の規定による船員の請求にかかわらず、貯蓄金を返還しなかつたとき。

第百三十一條中「左の」を「次の」に改め、同条第一号中、「第三十四條第二項、第五十三條、第五十四條、第五十六條」を削り、「第八十三條第一項第二項」を「第八十三條第一項若しくは第二項」に改め、同条第二号を削り、同条第三号を同条第二号とする。

（船員法の一部改正に伴う経過措置）

第七条 前条の規定の施行の日前にした同条の規定による改正前の船員法の規定に違反する行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（労働福祉事業団法の一部改正）

第八条 労働福祉事業団法（昭和三十三年法律第百二十六号）の一部を次のように改正する。

第十九條第一項第一号中「設置及び運営」の下に「賃金の支払の確保等に関する法律（昭和五十一年法律第...号）第三章に規定する事業（同法第八條に規定する業務を除く。）」を加え、同条第二項中「に掲げる施設」を「に規定する施設その他同号に規定する事業に係る施設」に改める。

（社会保険労務士法の一部改正）

第九条 社会保険労務士法（昭和四十三年法律第百二十九号）の一部を次のように改正する。

四〇五

昭和五十一年五月十九日 参議院会議録第十二号

労働者災害補償保険法等の一部を改正する法律案外二件

四〇六

別表第一第二十一号の前に次の一号を加える。

二十の九 賃金の支払の確保等に関する法律
(昭和五十一年法律第 号)

(運輸省設置法の一部改正)

第十条 運輸省設置法(昭和二十四年法律第百五十七号)の一部を次のように改正する。

第五十七条に次の一項を加える。

2 前項に定めるもののほか、船員労働委員会は、運輸大臣の諮問に応じて賃金の支払の確保等に関する法律(昭和五十一年法律第 号)の施行又は改正に関する事項(船員に係るものに限り。)を調査審議する。

(労働省設置法の一部改正)

第十一条 労働省設置法(昭和二十四年法律第百六十二号)の一部を次のように改正する。

第四条第二十四号の次に次の一号を加える。

二十四の二 賃金の支払の確保等に関する法律(昭和五十一年法律第 号)に基づいて、事業主、労働者その他の関係者に必要な事項を報告させ、又は出頭させること。

第八条第一項第十四号中「ものの外」を「もののほか」に改め、「労働基準法」の下に「賃金の

支払の確保等に関する法律」を加え、同条第三項中「同項第十四号に掲げる事務のうち」の下に「賃金の支払の確保等に関する法律(第三条及び第四条の規定を除く。)」を加える。

第十三条第一項の表中央労働基準審議会の項中「労働基準法」の下に「賃金の支払の確保等に関する法律」を加える。

第十五条第一項中「労働安全衛生法」を「賃金の支払の確保等に関する法律(これに基づく命令を含む。)、労働安全衛生法」に改める。

第十六条第一項の表地方労働基準審議会の項中「労働基準法」の下に「賃金の支払の確保等に関する法律」を加える。

第十七条第一項中「労働安全衛生法」を「賃金の支払の確保等に関する法律(これに基づく命令を含む。)、労働安全衛生法」に改める。

〔戸田菊雄君登壇、拍手〕

○戸田菊雄君 ただいま議題となりました三法律案について申し上げます。

まず、労働者災害補償保険法等の一部を改正する法律案は、業務災害または通勤災害をこうむったことにより長期の療養を要する者について、現

行の長期傷病補償給付にかえ、新たに傷病補償年金の制度を導入するほか、その他の労働者災害補償保険等による保険給付の内容を改善するとともに、労働者災害補償保険の保険施設を整備拡充して労働者の福祉増進のための事業を行おうとするものであります。

次に、建設労働者の雇用の改善等に関する法律案は、建設労働者の雇用の安定に資するため、建設雇用改善計画を策定し、雇用管理の改善の促進を図るとともに、建設労働者の能力の開発、向上及び福祉の増進のための事業を実施しようとするものであります。

次に、賃金の支払の確保等に関する法律案は、企業の倒産または労働者の退職の場合における賃金の支払い等の適正化を図るため、倒産により賃金の支払いを受けることが困難となった労働者に対する保護措置及び貯蓄金の保全措置その他賃金の支払いの確保に関する措置を講じようとするものであります。

委員会におきましては、以上三案を一括議題として慎重に審議を進めました。

質疑を終了し、まず労働者災害補償保険法等の一部を改正する法律案について諮りましたところ、

る、討論もなく、全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決しました。

次に、建設労働者の雇用の改善等に関する法律案について諮りましたところ、日本共産党を代表して各派委員より修正案が提出されました。討論なく、採決の結果、各派委員提出の修正案は、賛成少数で否決され、本案は全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決しました。

次に、賃金の支払の確保等に関する法律案は、討論もなく、全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決しました。

なお、労働者災害補償保険法等の一部を改正する法律案に対し、傷病補償年金制度について適切な運用を図るよう努めること、未払い賃金立てかえ払い事業のあり方については、労災保険制度のたてまえとも関連して検討することなどを内容とした附帯決議を、建設労働者の雇用の改善等に関する法律案に対しては、雇用の不安定な労働者についての施策を充実強化すること、元方事業主の下請に対する雇用管理について一層の改善を図ることなどを内容とした附帯決議を、また、賃金の支払の確保等に関する法律案に対しては、未払い賃金の立てかえ払い事業の運用に当たって倒産企

業労働者の救済制度の趣旨を損なうことのないよう措置すること、今次不況による倒産企業労働者の救済のため配慮することなどを内容とした附帯決議をそれぞれ全会一致をもって付することに決しました。

以上報告を終わります。(拍手)

○議長(河野謙三君) これより採決をいたします。

まず、労働者災害補償保険法等の一部を改正する法律案及び賃金の支払の確保等に関する法律案を一括して採決いたします。

両案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(河野謙三君) 総員起立と認めます。よって、両案は全会一致をもって可決されました。

○議長(河野謙三君) 次に、建設労働者の雇用の改善等に関する法律案の採決をいたします。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(河野謙三君) 総員起立と認めます。よって、本案は全会一致をもって可決されました。

本日はこれにて散会いたします。

午前十時五十分散会

出席者は左のとおり。

議長 河野 謙三君
副議長 前田佳都男君

議員

太田 淳夫君	矢原 秀男君	山田 徹一君	柏原 ヤス君	青木 一男君	迫水 久常君
野末 陳平君	下村 泰君	中村 利次君	柳田桃太郎君	徳永 正利君	小川 半次君
相沢 武彦君	桑名 義治君	宮崎 正雄君	二宮 文造君	八木 一郎君	丸茂 重貞君
青島 幸男君	市川 房枝君	小平 芳平君	多田 省吾君	塩見 俊二君	細川 護熙君
柄谷 道一君	宮田 輝君	中沢伊登子君	向井 長年君	中村 禎二君	寺下 岩蔵君
塩出 啓典君	峯山 昭範君	木内 四郎君	最上 進君	林 道君	中村 太郎君
阿部 憲一君	藤井 丙午君	望月 邦夫君	森下 泰君	戸塚 進也君	高橋 誉富君
吉田 実君	藤原 房雄君	佐多 宗二君	川野辺 静君	坂野 重信君	斎藤栄三郎君
原田 立君	三木 忠雄君	藤川 一秋君	福岡日出磨君	山東 昭子君	石破 二郎君
上林繁次郎君	和田 春生君	鳩山威一郎君	秦野 章君	糸山英太郎君	岩男 頼一君
栗林 卓司君	松垣徳太郎君	夏目 忠雄君	永野 巖雄君	岩上 妙子君	遠藤 要君
原 文兵衛君	内田 善利君	中村 登美君	中西 一郎君	大島 友治君	斎藤 十朗君
矢追 秀彦君	黒柳 明君	平井 卓志君	安孫子藤吉君	井上 吉夫君	金井 元彦君
田代富士男君	藤井 恒男君	青井 政美君	橋本 繁蔵君	片山 正英君	梶木 又三君
山本茂一郎君	鈴木 一弘君	棚辺 四郎君	河本嘉久蔵君	今泉 正二君	安田 隆明君
		嶋崎 均君	園田 清充君	高橋 邦雄君	上田 稔君
		久保田藤磨君	佐藤 隆君	初村滝一郎君	長田 裕二君
		菅野 儀作君	矢野 登君	小林 国司君	鈴木 省吾君
		林田悠紀夫君	寺本 広作君	江藤 智君	藤田 正明君
		高橋雄之助君	楠 正俊君	平泉 渉君	橋 直治君
		土屋 義彦君	西村 尚治君	町村 金五君	岩動 道行君
		鍋島 直紹君	新谷寅三郎君	加藤 武徳君	安井 謙君
		上原 正吉君	郡 祐一君	鋤木 亨弘君	吉武 恵市君

増原 恵吉君	神田 博君
伊藤 五郎君	大谷藤之助君
小笠 公昭君	亘 四郎君
松岡 克由君	矢田部 理君
久保 亘君	案納 勝君
佐藤 信二君	亀井 久興君
森下 昭司君	青木 薪次君
野田 哲君	対馬 孝且君
大鷹 淑子君	岡田 広君
目黒今朝次郎君	浜本 万三君
大塚 喬君	山崎 竜男君
増田 盛君	片岡 勝治君
田 英夫君	宮之原貞光君
鈴木美枝子君	神沢 淨君
世耕 政隆君	高田 浩運君
中山 太郎君	戸田 菊雄君
竹田 現昭君	山崎 昇君
村田 秀三君	小野 明君
源田 実君	熊谷太三郎君
杉山善太郎君	西ヶ久保重光君
野口 忠夫君	和田 静夫君
植木 光教君	木村 睦男君
温水 三郎君	福井 勇君

羽生 三七君	戸叶 武君
阿具根 登君	栗原 俊夫君
上田 哲君	志苦 裕君
福岡 知之君	近藤 忠孝君
山中 郁子君	秦 豊君
粕谷 照美君	片山 甚市君
内藤 功君	小山 一平君
寺田 熊雄君	佐々木静子君
辻 一彦君	沓脱タケ子君
神谷信之助君	小谷 守君
工藤 良平君	松本 英一君
竹田 四郎君	前川 旦君
小笠原貞子君	立木 洋君
森 勝治君	鈴木 力君
中村 波男君	田中寿美子君
野々山一三君	加藤 進君
渡辺 武君	塚田 大願君
安永 英雄君	瀬谷 英行君
鶴園 哲夫君	森中 守義君
松永 忠二君	須藤 五郎君
岩間 正男君	星野 力君
小柳 勇君	川村 清一君
藤田 進君	加瀬 完君

河田 賢治君	上田新一郎君
外務大臣	宮澤 喜一君
文部大臣	永井 道雄君
農林大臣	安倍晋太郎君
運輸大臣	木村 睦男君
労働大臣	長谷川 峻君
建設大臣	竹下 登君
自治大臣	福田 一君
国務大臣 (総理府総務長官)	植木 光教君
科学技術政務次官	小沢 一郎君
国土政務次官	野中 英二君
大蔵政務次官	細川 護熙君
議長の報告事項	
去る十四日議長において、左の常任委員の辞任を許可した。	
内閣委員	森下 泰君
地方行政委員	上條 勝久君
同	高橋 邦雄君

同	大塚 喬君
法務委員	橋 直治君
大蔵委員 (国会法第四十二 条第二項但書の 規定によるもの)	植木 光教君
同	山崎 昇君
社会労働委員	山本茂一郎君
農林水産委員	藤井 恒男君
商工委員	向井 長年君
運輸委員	川村 清一君
通信委員	鍋島 直昭君
同	矢野 登君
同	青木 薪次君
建設委員	大谷藤之助君
予算委員	初村滝一郎君
同日議長において、常任委員の補欠を左の通り指名した。	
内閣委員	山本茂一郎君
地方行政委員	大谷藤之助君
同	鍋島 直昭君
同	山崎 昇君
法務委員	前田佳都男君
大蔵委員 (国会法第四十二 条第三項の規定 によるもの)	福井 勇君

同	大塚 喬君
社会労働委員	森下 泰君
農林水産委員	向井 長年君
商工委員	藤井 恒男君
運輸委員	青木 薪次君
通信委員	高橋 邦雄君
同	細川 護熙君
同	川村 清一君
建設委員	上條 勝久君
予算委員	矢野 登君
同日議長において、左の特別委員の辞任を許可した。	
交通安全対策特別委員	吉田忠三郎君
同日議長において、特別委員の補欠を左の通り指名した。	
交通安全対策特別委員	目黒今朝次郎君
同日委員会において選任した理事は左の通りである。	
交通安全対策特別委員会	
理事 栗林 卓司君(栗林卓司君の補欠)	
同日議員から左の議案が提出された。よつて議長は即日これを社会労働委員会に付託した。	
公衆浴場法の一部を改正する法律案(田中寿美	

子君外十名発議)	
同日衆議院から左の内閣提出案を受領した。	
港湾整備緊急措置法の一部を改正する法律案	
同日衆議院から左の内閣提出案を受領した。よつて議長は即日これを委員会に付託した。	
昭和四十二年度以後における地方公務員等共済組合法の年金の額の改定等に関する法律等の一部を改正する法律案	
地方公務員災害補償法の一部を改正する法律案	
日本国とハンガリー人民共和国との間の通商航海条約の締結について承認を求めるの件	
経済協力開発機構金融支援基金を設立する協定の締結について承認を求めるの件	
米州開発銀行を設立する協定の締結について承認を求めるの件	
一般電気事業会社及び一般ガス事業会社の社債発行限度に関する特例法案	
外務委員会に付託	
同日衆議院から同院において修正議決した左の内閣提出案を受領した。	
住宅金融公庫法の一部を改正する法律案	
商工委員会に付託	

振動規制法案	
同日議長は、衆議院送付の左の内閣提出案を委員会に付託した。	
昭和五十一年度の公債の発行の特例に関する法律案	
大蔵委員会に付託	
建設労働者の雇用の改善等に関する法律案	
賃金の支払の確保等に関する法律案	
原子爆弾被害者に対する特別措置に関する法律の一部を改正する法律案	
社会労働委員会に付託	
同日左の内閣提出案を衆議院に送付した。	
第五次国際不協定の締結について承認を求めるの件	
千九百七十五年の国際コリア協定の締結について承認を求めるの件	
アジア・オセアニア郵便条約の締結について承認を求めるの件	
学校教育法の一部を改正する法律案(第七十五回国会提出第七十六回国会衆議院送付本院継続審査)	
身体障害者雇用促進法及び中高年齢者等の雇用の促進に関する特別措置法の一部を改正する法律案	

同日議長は、左の議員提出案を予備審査のため衆議院に送付した。	
母性保障基本法案(中沢伊登子君発議)	
同日本院は、衆議院送付の左の内閣提出案を可決した旨衆議院に通知した。	
刑事訴訟法の一部を改正する法律案	
恩給法等の一部を改正する法律案	
昭和四十二年度以後における国家公務員共済組合等からの年金の額の改定に関する法律等の一部を改正する法律案	
昭和四十二年度以後における公共企業体職員等共済組合法に規定する共済組合が支給する年金の額の改定に関する法律及び公共企業体職員等共済組合法の一部を改正する法律案	
金属鉱業事業団法の一部を改正する法律案	
林業改善資金助成法案	
漁業再建整備特別措置法案	
中小漁業融資保証法の一部を改正する法律案	
漁船舶主責任保険臨時措置法案	
地方交付税法等の一部を改正する法律案	
地方財政法等の一部を改正する法律案	
同日内閣から左の答弁書を受領した。	
参議院議員堀出啓典君提出夜間中学に関する質問書	

昭和五十一年五月十九日 参議院會議録第十二号 議長の報告事項

問に対する答弁書

参議院議員小野明君提出ロッキード事件調査のための国政調査権と守秘義務ならびに刑事訴訟法四十七条但し書きの「公益上の必要」等に関する質問に対する答弁書

同日内閣から、左記の者を原子力委員会委員に任命したので、原子力委員会設置法第八条第一項の規定に基づき本院の同意を求める旨の要求書を受領した。

記

(昭和五十年九月十二日任期満了の山田太三郎の後任)

向坊 隆

同日内閣から、左記の者を宇宙開発委員会委員に任命したので、宇宙開発委員会設置法第七条第一項の規定に基づき本院の同意を求める旨の要求書を受領した。

記

(三月五日任期満了の山縣昌夫の後任)

吉識 雅夫

同日内閣から、左記の者を土地鑑定委員会委員に任命したので、地価公示法第十五条第一項の規定に基づき本院の同意を求める旨の要求書を受領した。

記

(昭和五十年十一月十五日死亡の楠田光男の後任)

師岡健四郎

同日内閣から、左記の者を旧軍港市国有財産処理審議会委員に任命したので、旧軍港市転換法第六条第四項の規定に基づき本院の同意を求める旨の要求書を受領した。

記

(昭和五十年十一月十五日死亡の楠田光男の後任)

齋藤 逸朗

同日内閣から、左記の者を労働保険審査会委員に任命したので、労働保険審査官及び労働保険審査会法第二十七条第一項の規定に基づき本院の同意を求める旨の要求書を受領した。

記

(一月十四日辞任の高橋展子の後任)

長谷川 操

同日左の法律の公布を奏上し、その旨衆議院に通知した。

刑事訴訟法の一部を改正する法律

恩給法等の一部を改正する法律

昭和四十二年以後における国家公務員共済組合等からの年金の額の改定に関する法律等の一部を改正する法律

部を改正する法律

昭和四十二年以後における公共企業体職員等共済組合法に規定する共済組合が支給する年金の額の改定に関する法律及び公共企業体職員等共済組合法の一部を改正する法律

金属鉱業事業団法の一部を改正する法律

林業改善資金助成法

漁業再建整備特別措置法

中小漁業融資保証法の一部を改正する法律

漁船舶主責任保険臨時措置法

地方交付税法等の一部を改正する法律

地方財政法等の一部を改正する法律

同日内閣から、首都圏整備法第三十条の二の規定に基づく昭和五十年年度首都圏整備に関する年次報告を受領した。

告を受領した。

同日内閣から、社会保障制度審議会設置法第九条の規定に基づく昭和五十年年度社会保障制度審議会報告書を受領した。

報告書を受領した。

去る十五日議員から左の議案が提出された。よつて議長は即日これを法務委員会に付託した。

犯罪被害者補償法案(原田立君外一名発議)

刑事補償法の一部を改正する法律案(原田立君外一名発議)

同日議長は、左の議員提出案を予備審査のため衆議院に送付した。

公衆浴場法の一部を改正する法律案(田中寿美子君外十名発議)

一昨十七日議長において、左の常任委員の辞任を許可した。

内閣委員

源田 実君

法務委員

橋本 敦君

外務委員

稲嶺 一郎君

同

野坂 参三君

大蔵委員

近藤 忠孝君

社会労働委員

星野 力君

同日議長において、常任委員の補欠を左の通り指名した。

内閣委員

稲嶺 一郎君

法務委員

近藤 忠孝君

外務委員

源田 実君

同

星野 力君

大蔵委員

橋本 敦君

社会労働委員

野坂 参三君

同日衆議院から予備審査のため左の議案が送付された。よつて議長は即日これを法務委員会に付託した。

政治亡命者保護法案(横山利秋君外七名提出)

同日議長は、衆議院送付の左の内閣提出案を委員会に付託した。

港湾整備緊急措置法の一部を改正する法律案

運輸委員会に付託

住宅金融公庫法の一部を改正する法律案

建設委員会に付託

同日議員から左の質問主意書が提出された。

ロッキード事件調査のための国政調査権と守秘義務ならびに刑事訴訟法四十七条但し書きの「公益上の必要」等に関する再質問主意書(小野明君提出)

昨十八日議長において、左の常任委員の辞任を許可した。

内閣委員

法務委員

外務委員

同

大蔵委員

社会労働委員

通信委員

決算委員

内閣委員

法務委員

外務委員

同

大蔵委員

社会労働委員

議院運営委員

同日議長において、常任委員の補欠を左の通り指名した。

内閣委員

法務委員

外務委員

同

大蔵委員

社会労働委員

通信委員
(国会法第四十二
条第三項の規定
によるもの)

決算委員

議院運営委員

同日議長において、左の特別委員の辞任を許可した。

交通安全対策特別委員

同日議長において、特別委員の補欠を左の通り指名した。

交通安全対策特別委員

同日衆議院から左の内閣提出案を受領した。よつて議長は即日これを委員会に付託した。

消防法の一部を改正する法律案

地方行政委員会に付託

同日衆議院から左の内閣提出案を受領した。よつて議長は即日これを委員会に付託した。

消防法の一部を改正する法律案

地方行政委員会に付託

民法等の一部を改正する法律案

法務委員会に付託

予防接種法及び結核予防法の一部を改正する法律案

社会労働委員会に付託

昭和四十八年度一般会計予備費使用総額調査及び各省各庁所管使用調査(その2)

昭和四十八年度特別会計予算総則第九条に基づき経費増額総額調査及び各省各庁所管経費増額調査(その2)

昭和四十八年度特別会計予算総則第十條に基づき経費増額総額調査及び各省各庁所管経費増額調査(その2)

昭和四十九年度一般会計予備費使用総額調査及び各省各庁所管使用調査

昭和四十九年度特別会計予算総則第十條に基づき経費増額総額調査及び各省各庁所管経費増額調査

昭和四十九年度特別会計予算総則第十一條に基づき経費増額総額調査及び各省各庁所管経費増額調査

昭和五十年年度一般会計予備費使用総額調査及び各省各庁所管使用調査(その1)

昭和五十年年度特別会計予算総則第十一條に基づき経費増額総額調査及び各省各庁所管経費増額調査

昭和五十年年度特別会計予算総則第十一條に基づき経費増額総額調査及び各省各庁所管経費増額調査

昭和五十年年度特別会計予算総則第十一條に基づき経費増額総額調査及び各省各庁所管経費増額調査

昭和五十年年度特別会計予算総則第十一條に基づき経費増額総額調査及び各省各庁所管経費増額調査

昭和五十年年度特別会計予算総則第十一條に基づき経費増額総額調査及び各省各庁所管経費増額調査

昭和五十年年度特別会計予算総則第十一條に基づき経費増額総額調査及び各省各庁所管経費増額調査

昭和五十年年度特別会計予算総則第十一條に基づき経費増額総額調査及び各省各庁所管経費増額調査

昭和五十年年度特別会計予算総則第十一條に基づき経費増額総額調査及び各省各庁所管経費増額調査

昭和五十年年度特別会計予算総則第十一條に基づき経費増額総額調査及び各省各庁所管経費増額調査

昭和五十年年度特別会計予算総則第十一條に基づき経費増額総額調査及び各省各庁所管経費増額調査

昭和五十年年度特別会計予算総則第十一條に基づき経費増額総額調査及び各省各庁所管経費増額調査

省各庁所管使用調査(その1)

昭和五十年年度特別会計予算総則第十一條に基づき経費増額総額調査及び各省各庁所管経費増額調査(その1)

同日衆議院から、同院において修正議決した左の内閣提出案を受領した。よつて議長は即日これを委員会に付託した。

在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律の一部を改正する法律案

厚生年金保険法等の一部を改正する法律案

健康保険法等の一部を改正する法律案

同日議長は、衆議院送付の左の内閣提出案を公署対策及び環境保全特別委員会に付託した。

振動規制法案

同日内閣から予備審査のため左の議案が送付された。よつて議長は即日これを委員会に付託した。

国際連合大学本部に関する国際連合と日本国との間の協定の締結について承認を求めるの件

外務委員会に付託

国際連合大学本部に関する国際連合と日本国との間の協定の締結について承認を求めるの件

外務委員会に付託

国際連合大学本部に関する国際連合と日本国との間の協定の締結について承認を求めるの件

外務委員会に付託

国際連合大学本部に関する国際連合と日本国との間の協定の締結について承認を求めるの件

外務委員会に付託

国際連合大学本部に関する国際連合と日本国との間の協定の締結について承認を求めるの件

外務委員会に付託

国際連合大学本部に関する国際連合と日本国との間の協定の締結について承認を求めるの件

外務委員会に付託

国際連合大学本部に関する国際連合と日本国との間の協定の締結について承認を求めるの件

昭和五十一年五月十九日 参議院會議録第十二号

議長の報告事項 質問主意書及び答弁書

の間の協定の実施に伴う特別措置法案

文教委員会に付託

同日衆議院から予備審査のため左の議案が送付された。よつて議長は即日これを委員会に付託した。

民法等の一部を改正する法律案(青柳盛雄君外四名提出) 法務委員会に付託

クリーニング業法の一部を改正する法律案(社会労働委員長提出) 社会労働委員会に付託

同日衆議院から予備審査のため左の議案が送付された。

核兵器禁止法案(金子満広君外二名提出)

同日議長は、左の議員提出案を予備審査のため衆議院に送付した。

犯罪被害補償法案(原田立君外一名発議)

刑事補償法の一部を改正する法律案(原田立君外一名発議)

同日委員長から左の報告書が提出された。

北太平洋のおととせいの保存に関する暫定条約を改正する千九百七十六年の議定書の締結について承認を求めるの件議決報告書

国立学校設置法の一部を改正する法律案可決報告書

農業者年金基金法の一部を改正する法律案可決報告書

昭和四十四年度以後における農林漁業団体職員共済組合からの年金の額の改定に関する法律等の一部を改正する法律案可決報告書

昭和四十四年度以後における私立学校教職員共済組合からの年金の額の改定に関する法律等の一部を改正する法律案可決報告書

下水道整備緊急措置法及び下水道法の一部を改正する法律案可決報告書

昭和四十二年以後における地方公務員等共済組合法の年金の額の改定等に関する法律等の一部を改正する法律案可決報告書

地方公務員災害補償法の一部を改正する法律案可決報告書

海洋汚染防止法の一部を改正する法律案可決報告書

国家公務員災害補償法等の一部を改正する法律案可決報告書

労働者災害補償保険法等の一部を改正する法律案可決報告書

建設労働者の雇用の改善等に関する法律案可決報告書

賃金の支払の確保等に関する法律案可決報告書

農業災害補償法及び農業共済基金法の一部を改正する法律案可決報告書

野菜生産出荷安定法の一部を改正する法律案可決報告書

同日議長は、左の公聴会開会承認要求を承認した。

公聴会開会承認要求書

一、議案の名称

昭和五十一年度の公債の発行の特例に関する法律案(閣法第一号)

一、公聴会の問題

昭和五十一年度の公債の発行の特例に関する法律案について

一、開会の日

昭和五十一年五月二十二日

右の通り議決した。よつて参議院規則第六十二条により承認を求めます。

昭和五十一年五月十八日

大蔵委員長 岩動 道行

参議院議長 河野 謙三殿

同日議員から左の質問主意書が提出された。

原子力発電所建設計画についての公聴会に関する

る質問主意書(志苦裕君提出)

同日内閣から左の答弁書を受領した。

参議院議員秦豊君提出防衛計画に関する質問に対する答弁書

参議院議員秦豊君提出いわゆる「基盤的防衛力」に関する質問に対する答弁書

参議院議員秦豊君提出原子力行政に関する質問に対する答弁書

夜間中学に関する質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四条によつて提出する。

昭和五十一年五月四日

塩田 啓典

参議院議長 河野 謙三殿

夜間中学に関する質問主意書

一 第二次大戦後、新制中学が義務制となつたが、戦後の混乱期でもあり、受入れ体制が整わなかつたこともあつて、経済的貧困家庭の子弟の中に、多くの義務教育未修了者がでた。これらの人達が、今日中学校の夜間学級(以下「夜間

中学」という。)に多く集まっている。戦後の義務教育未修了者は、一説には数百万人ともいわれている。

これらの義務教育未修了者に、義務教育を受ける機会を積極的に提供することは、国の当然の責任であると考えるが、これに対する政府の考えをききたい。

二 夜間中学は昭和二十四年以来、今日に至るまで、消長はあつたが各地で継続し、現在、全国で二十六校、二千二十三名の生徒がいる(昭和五十年五月一日現在)。文部省はその実態について毎年調査を行っているようであるが、その結果については内部資料にとどめ、学校基本調査等に発表していない。教育施策の検討のためにも、政府はこの資料を公表すべきではないか。

三 行政管理局は、昭和四十一年に、夜間中学の早期廃止を勧告している。学齢該当者が、夜間に義務教育を受けねばならない状態は、もとより好ましくないことであり、政府は各方面との協力により、この解消に努めることは当然である。

しかし、現在の夜間中学の生徒は、義務教育

の年齢を超えている人達がほとんどであり、これらの人達は、夜間中学以外に、中学校教育を受けるところはない。

したがつて、政府は夜間中学の充実、普及にさらに努めるべきではないか。また夜間中学に関する特別措置を法制化する考えはないか伺いたい。

四 現在、夜間中学には、中国や韓国等からの引揚げ者、中南米移民子弟で帰国したもの等が、他に適切な日本語研修施設がないために通学しており、一部の夜間中学では特別に日本語学級を設置しているが、一般の夜間中学生と機会をなべている例も少なくない。これらの人々の日本語教育もまた行政の責任であり、教育の効果を考えるならば、各地に、中国語、朝鮮語、ポルトガル語等各国語のわかる指導者を配した日本語研修センターの設置が必要と考えられる。政府は、この問題についてどのような方針で対処するのか伺いたい。

右質問する。

昭和五十一年五月十四日

内閣総理大臣 三木 武夫

参議院議長 河野 謙三殿

参議院議員堀出啓典君提出夜間中学に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員堀出啓典君提出夜間中学に関する

質問に対する答弁書

一について

国勢調査報告による未就学者数については、昭和四十五年度では、全国で五十七万二千九百七十九人となっており、昭和三十五年度の同調査の百四十二万五千六百人に比し、大幅に減少している。また、年齢別にみると、六十五歳以上の者が三十六万六千人余と総数の六十三パーセントを占めている。

不幸にして家庭の貧困その他の理由により、今まで義務教育の課程を修了することができなかった者については、学習意欲がある限りは、これを尊重して学習の機会についての配慮がなされなければならないと考える。

ただ、これらの義務教育未修了者は年齢や職業等により、学習の目的や必要とする教育の内

容等がさまざまであるので、それぞれの実態に即し、通信教育等も含め幅広く教育の機会が得られるようにすべきであると考えている。

二について

中学校夜間学級の実態については、文部省において毎年各都道府県教育委員会を通じ調査を行っているところであるが、その結果の概要は、関係都道府県教育委員会、各市区町村教育委員会、各中学校に送付するとともに、関係者等の求めがあつた場合には、これを配布するなどとしており、関係者等の利用に十分供されたいと考える。

三について

義務教育としての中学校は、すべての国民が学齢期に中学校へ昼間に通学し、勉学すべきものであつて、文部省としては、この考え方の下に各種の施策を通じ、その徹底を図っているところである。

学齢期にある者が中学校の夜間学級に通学することは、義務教育の性格や教育の効果等の点で好ましくないと考え、行政管理局の勧告の趣旨をも勘案して、就学奨励の充実や長欠対策の徹底等の各種の施策により、中学校へ昼間に通

昭和五十一年五月十九日 参議院會議録第十二号 質問主意書及び答弁書

学できるよう努力してきたところである。

学齢期を過ぎた者の中学校の夜間学級における勉学については、現実中学校を終えておらず、しかも勉学の意思を持つ国民がいる以上、中学校夜間学級の果たしている役割は評価されなければならないと考えている。

四について
中学校夜間学級における引揚者等に対する日本語教育については、在籍者の多くが十五歳以上三十歳以下であつて、学歴もさまざまであり、また、教員も特別な指導技術を有する者でなく、教育課程も中学校の教育課程の範囲で実施するので非常に困難な点が多い。

しかし、相当数の引揚者等が中学校夜間学級に在籍し、東京都内の四つの中学校夜間学級には特に日本語級が設置されている等の事実にかんがみ、引揚者等に対する学習指導に関する調査研究、課外の日本語指導の実施等を委嘱する経費を予算措置している。また、従来から、中学校夜間学級における日本語教育については、外国人に対する日本語教育一般の振興に関する各種の事業を応用し、関係者に対し、教材の提供、教員研修会への受入れ等により協力援

助を行つてきている。

御指摘のような施設を設けることについては、対象となる引揚者等の住所が全国的に分布し、しかも職業、生活との関係もあること等からみて、引揚者等に関する問題全般との関連を考慮しつつ、慎重に検討すべきものと考えられる。

ロッキード事件調査のための国政調査権と守秘義務ならびに刑事訴訟法四十七条但し書きの「公益上の必要」等に関する質問主意書
右の質問主意書を国会法第七十四条によつて提出する。

昭和五十一年五月六日

小野 明

参議院議長 河野 謙三殿

ロッキード事件調査のための国政調査権と守秘義務ならびに刑事訴訟法四十七条但し書きの「公益上の必要」等に関する質問主意書

本院は、本年四月二十一日のいわゆる両院議長

裁定第四項に示されているとおり、ロッキード問題に関し、本件にかかわる政治的・道義的責任の有無について全力を挙げて調査を進めているところである。

三木内閣総理大臣は、去る昭和四十九年十二月二十三日、本院予算委員会において、国政調査権と守秘義務との関連において、政府の統一見解として、「政府としては、国会の国政調査活動が十分その目的を達成できるよう、政府の立場から許される最大限の協力をすべきものと考えている。」と述べ、また両院議長裁定は、その第四項において「国会の国政調査権の行使に当たっては、政府は、事態の推移を見て刑事訴訟法の立法趣旨をも踏まえて最善の協力をを行うものとする。」と述べている。

右にかんがみ、政府は本院の事案解明については、最善の協力をすべきものと考えている。

そこで、次の五項目について質問する。

一 昭和二十七年のいわゆる二重煙突事件においては、政府は、本院に対し報告書の提出及び担当検察官の証言という方法で協力を行った事例があるが、現に捜査が行われている本件については、どの程度の協力が可能であると考えているのか。

か。

二次に、本件にかかる捜査の推移によつては、不起訴処分にとどまる場合も考えられるが、政府は、このような場合に本院の調査にどのような方法で協力しようとする考えであるのか。

三 右の質問に関連して、刑事訴訟法第四十七条ただし書は「公益上の必要その他の事由があつて、相当と認められる場合」には訴訟に関する書類を公判の開廷前においても公にしうる旨を定めているが、本件に関係して不起訴と決定された者の関係書類を本院が国政調査権に基づいて要求する場合は、「公益上の必要」が存する場合に該当するものと解するか否か。

四 政府は、議院における証人の宣誓及び証言等に関する法律(以下「議院証言法」という。)第五条第一項にいう「職務上の秘密」とは何であると解するか。

また、本院が国政調査権に基づいて前記三の関係書類の提出を要求する場合、政府は、当該書類は同項にいう「職務上の秘密」に関する書類であると解するか否か。

五 更に政府は、議院証言法第五条第三項にいう「国家の重大な利益」とは何であると解するの

か。

仮に政府は、前記三の関係書類が「職務上の秘密に関する書類」であるとした場合に、当該書類を本件国政調査の目的に応じ提出することは「国家の重大な利益」に悪影響を及ぼすと解するか否か。

昭和五十一年五月十四日

内閣総理大臣 三木 武夫

参議院議長 河野 謙三殿

参議院議員小野明君提出ロッキード事件調査のための国政調査権と守秘義務ならびに刑事訴訟法四十七条但し書きの「公益上の必要」等に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員小野明君提出ロッキード事件調査のための国政調査権と守秘義務ならびに刑事訴訟法四十七条但し書きの「公益上の必要」等に関する質問に対する答弁書

ロッキード問題について捜査が横行されている現段階において、捜査の内容を明らかにする

ことは、本件関係人の出頭や供述をしゅん巡させる結果を招来し、あるいは証拠隠滅を招くなど、捜査活動に悪影響を及ぼし、事案の真相解明に重大な支障を生ずるおそれがあることが明らかであるので、報告書の提出や担当検察官の証言等の方法による協力はできない。

もつとも、政府としては、国会の国政調査活動を十分尊重し、政府の立場から許される最大限の協力をすべきものと考え、捜査機関による真相解明に支障のない限度において、国会における政府当局者の答弁等を通じてできる限りの協力を行いたいと考える。

二について
ロッキード問題について捜査が横行されている現段階において、今から捜査の結果を想定し、捜査資料や捜査の内容の公表の可否について言及することは、将来の捜査活動に悪影響を及ぼし、事案の真相解明に重大な支障を生ずるおそれがあるので相当でない。したがって、現段階で将来の協力の具体的方法を明らかにすることはできない。

三について
刑事訴訟法第四十七条本文が訴訟関係書類の

公開開廷前における非公開の原則を定めているのは、訴訟関係人の人権を保護し、また、捜査及び裁判に対し不当な影響が及ぶことを防止しようという公益上の必要によるものである。

同条ただし書きが、公益上の必要その他の事由があつて相当と認められる場合に訴訟関係書類の公開を認めているのは、非公開とすることによつて保護される公益に優先する他の公益上の必要があると認められる場合に例外的取扱いを許したものと解される。したがって、議院の国政調査権に基づく資料提出の要求があつた場合は、公益上の必要がある場合に当たるが、これに依つて不起訴記録等の訴訟関係書類を公開できるのは、刑事訴訟法第四十七条本文によつて保護されるべき公益より国政調査権の行使によつて得られるべき公益が優先する場合に限られるものと考え、

四について
議院における証人の宣誓及び証言等に関する法律（以下「議院証言法」という。）第五条第一項にいう「職務上の秘密」とは、一般に知られていない事実であつて、行政自体の要請から、秘匿することにつき公の利益があると客観的に認め

られるものをいふと解される。
不起訴処分付された者に対する捜査関係書類は、職務上の秘密に関するものに当たると考える。

五について
議院証言法第五条第三項によれば、議院等は「国家の重大な利益に悪影響を及ぼす旨の内閣の声明を要求することができる。」とされているが、「国家の重大な利益に悪影響を及ぼす」場合の例をあげれば、外交上あるいは防衛上の重要な秘密を公にする場合とか、国の重要な行政の運営に重大な支障をきたすような秘密を公にする場合等がこれに該当すると考える。

過去の例としては、昭和二十九年にいわゆる造船廠事件の国政調査に関連して、検察の目的を達成することが困難となるほか、司法権の公正な運用を期することができなくなるおそれがある場合に、国家の重大な利益に悪影響を及ぼすとして内閣声明が出された例があることは、御承知のとおりである。
なお、公務員の職務上の秘密に関する書類の提出が国家の重大な利益に悪影響を及ぼすかどうかは、内閣声明が求められた場合に、内閣が

昭和五十一年五月十九日 参議院会議録第十二号 審査報告書(第十号参照)

その時点で、提出を求められた個々の具体的な書類の内容との関連において、諸般のあらゆる事情を総合して判断することであつて、現時点で判断することはできない。

〔第十号参照〕

審査報告書

国際特許分類に関する千九百七十一年三月二十四日のストラスブル協定の締結について承認を求めるの件

右は全会一致をもつて承認すべきものと議決した。よつて要領書を添えて報告する。

昭和五十一年五月十一日

外務委員長 高橋雄之助

参議院議長 河野 謙三殿

要領書

一、委員会の決定の理由

この協定は、工業所有権の保護に関するパリ条約の締約国が特別の同盟を形成し、特許、発明者証、実用新案及び実用証につき「国際特許分類」と呼ばれる共通の分類を採用することを

内容とするものである。各国が共通の特許分類を採用することは、外国特許文献の調査の容易化に貢献することとなり、したがつて本協定の締結は、工業所有権の分野における一層緊密な国際協力を確立する上で有意義であると考えられるので、妥当な措置と認めた。

一、費用

分担金として、昭和五十一年度予算に九百二十九万五千円が計上されている。

審査報告書

裁判所職員定員法の一部を改正する法律案右は全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて要領書を添えて報告する。

昭和五十一年五月十一日

法務委員長 田代富士男

参議院議長 河野 謙三殿

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、下級裁判所における事件の適正迅速な処理を図る等のため、判事補及び裁判官以外の裁判所の職員の定員を改めようとするも

のであつて、妥当な措置と認める。

一、費用

本法施行に伴う経費として、昭和五十一年度一般会計予算に二千七百八十七万四千円が計上されている。

審査報告書

都市公園等整備緊急措置法及び都市公園法の一部を改正する法律案

右は全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて要領書を添えて報告する。

昭和五十一年五月十一日

建設委員長 中村 波男

参議院議長 河野 謙三殿

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、都市公園の整備の促進等により都市環境の改善を図るため、新たに昭和五十一年度を初年度とする都市公園等整備五箇年計画を策定するとともに、国も都市公園を設置することができるとし、その設置、管理、費用

負担等を定めるものであつて、妥当な措置と認める。

なお、別紙の附帯決議を行つた。

一、費用

本法施行のため、五箇年間に要する経費として、予備費を含め一兆六千五百億円が予定されている。

附帯決議

政府は、本法の施行にあたり、次の事項について万全の措置を講ずべきである。

一、公園・緑地の整備の緊急性にかんがみ、事業量の拡大を図るとともに、地方公共団体の財政負担を軽減するため、起債充当率の引上げ、補助対象範囲の拡大、補助率の引上げ等に努めること。

一、公園・緑地の用地取得にあつては、積極的に国・公有地の活用を図ることとし、とくに、返還基地、筑波研究学園都市移転機関の跡地、河川敷等のできるだけ公園等の用地に充てること。

一、公園・緑地の整備にあつては、都市における公害及び防災対策の緊急性にかんがみ、とく

に緩衝緑地、避難緑地等の整備に配慮すること。

右決議する。

審査報告書

廃棄物の処理及び清掃に関する法律及び廃棄物処理施設整備緊急措置法の一部を改正する法律案

右は多数をもって可決すべきものと議決した。よつて要領書を添えて報告する。

昭和五十一年五月十一日

社会労働委員長 戸田 菊雄

参議院議長 河野 謙三殿

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、最近における廃棄物の処理の実態にかんがみ、産業廃棄物の処理に関する事業者の責任を強化し、廃棄物の最終処分場に対する規制、違法に処分された廃棄物による環境汚染の防除措置、有害な産業廃棄物等の投棄禁止に関する罰則の強化等の措置を講ずるとともに、新たに昭和五十五年までの間に実施すべ

き廃棄物処理施設整備計画を策定するものであり、妥当な措置と認める。

なお、別紙の附帯決議を行った。

一、費用

本法施行のため、別に費用を要しない。

附帯決議

政府は、本法施行にあたり、次の事項につき格段の努力を払うべきである。

一、産業廃棄物の排出および処理に関し、その実態を十分掌握し、生活環境の保全に万全を期するとともに、その指導、監視に必要な職員の充実に努力すること。

一、産業廃棄物の減量化、無害化、安定化を図るための中間処理技術の開発に努めること。

一、産業廃棄物の再資源化及び有効利用を促進するための技術の研究開発、回収体制の確立、製品の市場対策等について積極的に取り組むこと。

一、産業廃棄物の処理について、中小企業の共同処分地の確保のため、地元対策を含め、用地のあつせんを行うなど積極的な支援対策を講ずること。

なお、一般廃棄物の最終処分地の確保についても、市町村においてその確保が著しく困難な場合には、国及び都道府県知事がその用地の確保に協力すること。

一、産業廃棄物に関する処分基準、構造基準、維持管理基準等の制定、改正及びこれらの運用にあつては、産業廃棄物の不適正な処理による環境への悪影響を防止する見地に立つて、万全の配慮を加えること。

一、廃棄物となつた場合に適正な処理が困難な製品、容器等については、事業者が回収、処理させる方向で指導すること。

一、産業廃棄物処理行政を円滑に推進するため、関係省庁間並びに国、地方を通ずる連携を一層密にし、一体的運用に努めること。

右決議する。

審査報告書

戦傷病者戦没者遺族等援護法等の一部を改正する法律案

右は全会一致をもって可決すべきものと議決した。よつて要領書を添えて報告する。

昭和五十一年五月十一日

社会労働委員長 戸田 菊雄

参議院議長 河野 謙三殿

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、戦傷病者、戦没者遺族等の処遇の改善を図るため、障害年金、遺族年金等の額を引き上げ、遺族年金等の支給範囲を拡大し、戦傷病者等の妻にあらためて特別給付金を支給する等の措置を講ずるものであり、妥当な措置と認める。

なお、別紙の附帯決議を行った。

一、費用

本法施行に要する費用として、昭和五十一年度一般会計予算(厚生省所管)に六十九億七千九百二十七万七千円が計上されている。

国債の償還分については、昭和五十一年度以降において、国債整理基金特別会計(大蔵省所管)に特別給付金として総額八十七億四千万円が計上される見込みである。

昭和五十一年五月十九日 参議院會議録第十二号 審査報告書(第十号参照)

附帯決議

政府は、次の事項につき格段の努力を払うべきである。

一、警防団員等に対する援護法上の取扱ひについては、戦後相当期間経過していることにかんがみ、その認定方法等について弾力的に運用するよう配慮すること。

一、最近の急激な物価の上昇及び国民の生活水準の著しい向上にみあつて、援護の水準を更に引き上げ、公平な援護措置が行われるよう努めること。

なお、戦没者遺族等の高齢化の現状にかんがみ、一層の優遇措置を講ずるとともに手続等の簡素化を図ること。

一、戦傷病者に対する障害年金等の処遇については、更にその改善に努めること。

一、生存未帰還者の調査については、更に関係方面との連絡を密にし、調査及び救出に万全を期すること。

右決議する。

審査報告書

国会議員互助年金法の一部を改正する法律案
右は多数をもつて可決すべきものと議決した。
よつて要領書を添えて報告する。

昭和五十一年五月十二日

参議院議長 河野 謙三殿
議院運営委員長 鍋島 直紹

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、昭和四十八年三月三十一日以前に退職した者等に給する互助年金について、本年六月から基礎歳費月額を五十万円とする額に改定し、国庫納付金を現行の歳費月額の百分の八・四相当額から百分の九相当額に改めるとともに、恩給法の改正に伴い、所要の規定を整備し、経過措置を設けようとするものであつて、妥当な措置と認める。

一、費用

本法施行に要する経費は、昭和五十一年度において約九千七百万円である。

審査報告書

国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律の一部を改正する法律案
右は多数をもつて可決すべきものと議決した。
よつて要領書を添えて報告する。

昭和五十一年五月十二日

参議院議長 河野 謙三殿
議院運営委員長 鍋島 直紹

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、国会議員が受ける文書通信交通費の月額を本年四月から五十五万円に引き上げるとともに、国会議員が死亡した場合に支給す

る弔慰金の額を歳費月額十六月分に、特別弔慰金の額を歳費月額四月分に、それぞれ増額するものであつて、妥当な措置と認める。

一、費用

本法施行に要する経費は、昭和五十一年度において約十七億九千九百万円である。

審査報告書

国会における各会派に対する立法事務費の交付に関する法律の一部を改正する法律案
右は全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて要領書を添えて報告する。

昭和五十一年五月十二日

参議院議長 河野 謙三殿
議院運営委員長 鍋島 直紹

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、政治資金規正法の改正に伴い、所要の規定の整備をするものであつて、妥当な措置と認める。

一、費用

本法施行のため、別に費用を要しない。

審査報告書

国立国会図書館法の規定により行政各部門に置かれる支部図書館及びその職員に関する法律の一部を改正する法律案

四一八

右は全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて要領書を添えて報告する。

昭和五十一年五月十二日

参議院議長 河野 謙三殿
議院運営委員長 鍋島 直紹

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、国土庁に国立国会図書館支部図書館を設置しようとするものであつて、妥当な措置と認める。

一、費用

本法施行に要する経費は、百三十二万六千円であつて、昭和五十一年度予算に計上済みである。

明治三十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

定部 一〇円

発行所

東京都港区赤坂裏町二番地 郵便番号一〇七
大蔵省印刷局
電話 東京 五八二 四四二(大付)